

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 25 回)

日時：平成 29 年 11 月 6 日（月）14:00～16:00

場所：名古屋能楽堂 会議室

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 建造物部会の検討状況について

- ・本丸御殿修復工事について＜資料 1＞

(2) 石垣部会の検討状況について

- ・石垣カルテの作成について＜資料 2＞

(3) 庭園部会の検討状況について

- ・名勝二之丸庭園の発掘調査について＜資料 3＞

(4) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画について＜資料 4＞

4 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 25 回） 出席者名簿

日時：平成 29 年 11 月 6 日（月）14:00～16:00

場所：名古屋能楽堂 会議室

（敬称略）

■構成員

氏 名	所 属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

■オブザーバー

氏 名	所 属
平澤 毅	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐
神谷 浩	名古屋市教育委員会博物館副館長

1 本丸御殿復元工事について

1-1 工事状況について

《本丸エリア》素屋根内部状況

上洛殿、上御膳所では内部造作工事を、黒木書院では内部造作工事、屋根工事、左官工事を、湯殿書院では内部造作工事、左官工事を行っています。



①[上洛殿] 内部状況

[H29. 8]



②[上洛殿] 屋根状況（東より臨む）

[H29. 8]



③[上御膳所] 内部状況

[H29. 8]



④[黒木書院] 屋根状況（南東より臨む）

[H29. 8]



⑤[湯殿書院] 屋根状況（北西より臨む）

[H29. 8]



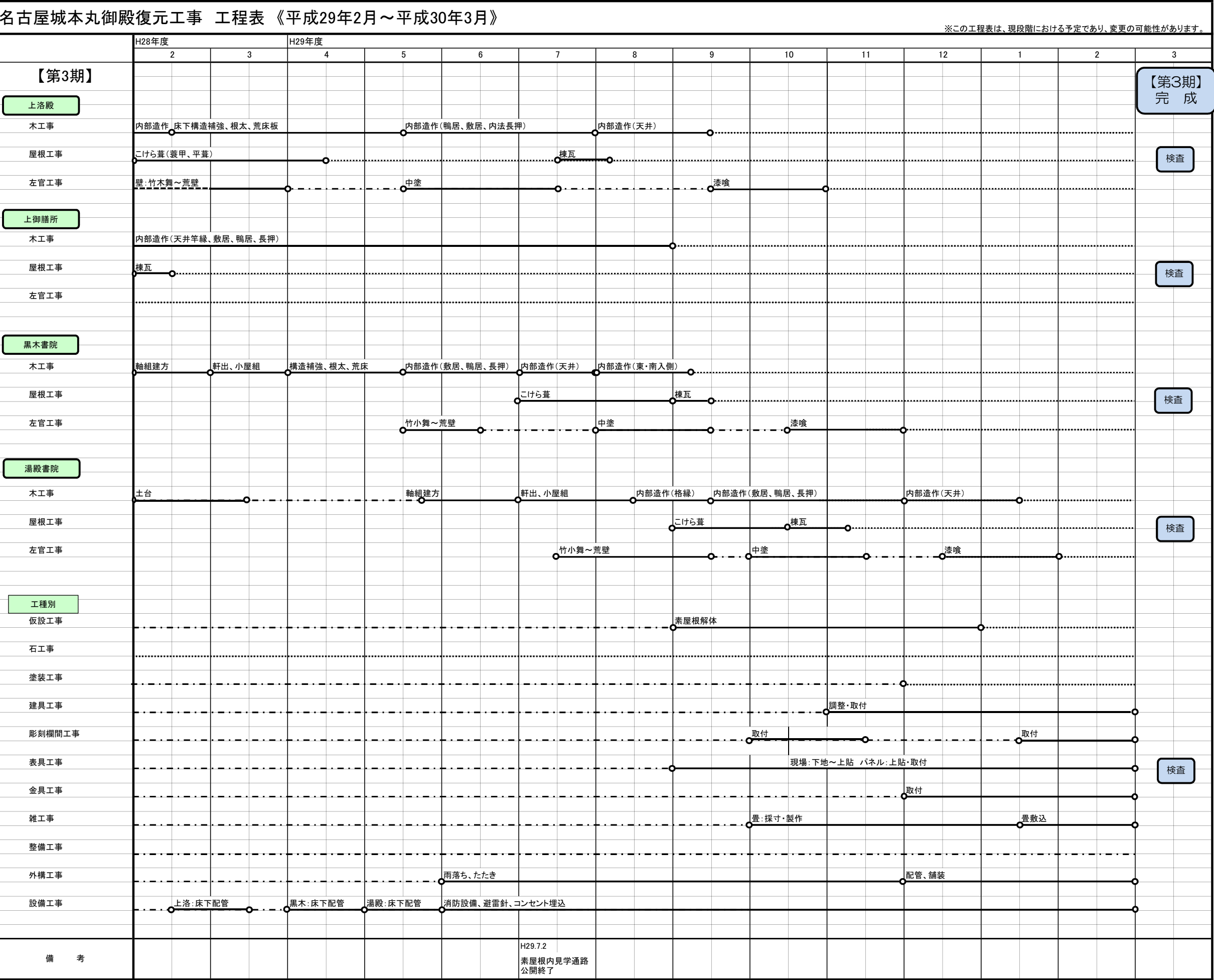
⑥[湯殿書院] 内部状況

[H29. 8]

1 本丸御殿復元工事について

部 外 秘

1-2 工事工程表

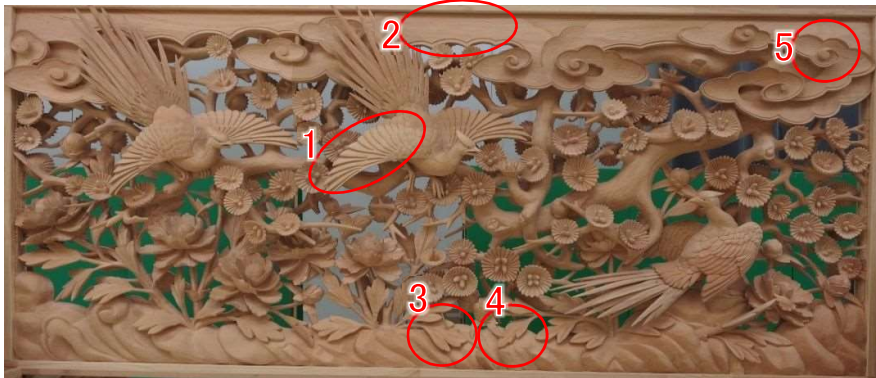


1. 本丸御殿復元工事について

1-3 建築装飾ワーキング等の検討内容報告

ワーキング実施日：平成29年2月6日、4月4日、8月10日

① 上洛殿欄間彫刻 粗彫り～本彫り進捗状況について



上洛殿二之間東側長押上欄間 北より1枚目（表 設計No.9）

- 1 羽根の薄さ加減は二条城を参考に
する。
- 2 平面的なので面をもう少し丸くす
る。
- 3 葉は表向きとする。
- 4 彫りが裏向きになっているので表に
すること。
- 5 雲の中心を少しくぼませる。

共通事項

- ・ 葉の表裏の区別は古写真をもう一
度よく観察する。
- ・ 全体的に雲のエッジが立ちすぎて
いるので古写真をもう一度よく観
察して面をとること。



同上古写真

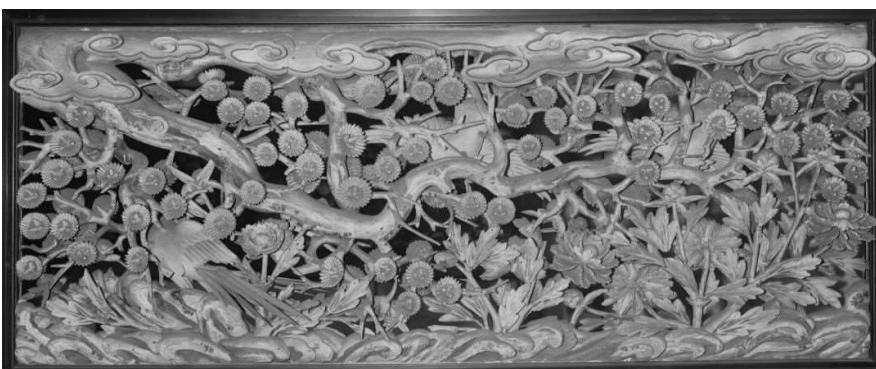
- 6 立上りの部分は古写真をもう一度
よく観察する。
- 7 立上りの部分は古写真をもう一度
よく観察する。
- 8 茎の曲がりをもっと滑らかにする。
- 9 古写真をもう一度よく観察し形状
を確認すること。
- 10 古写真をもう一度よく観察し茎の
出方を確認すること。
- 11 雲の中心が丸く出すぎているので
もう少し抑える。

共通事項

- ・ 松葉の糸面がとれてない。
- ・ 土坡が全体的に丸すぎるように見
える。
- ・ 古写真をもう一度よく観察しエッ
ジのあるなしなど注意して確認す
ること。
- ・ 枝も古写真をもう一度よく観察し
仕上げてゆくように。



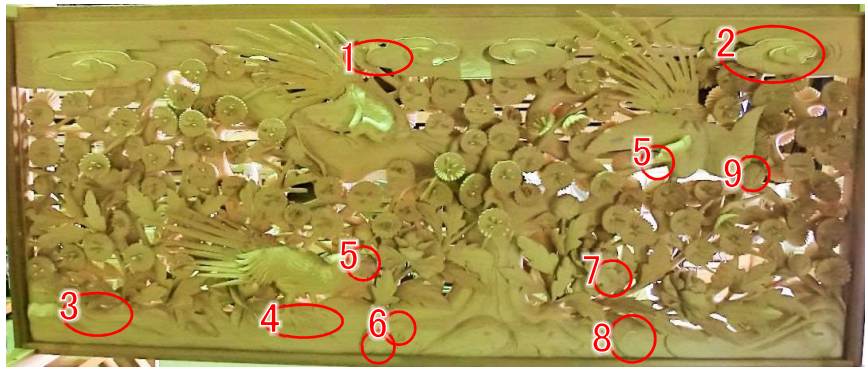
上洛殿三之間西側長押上欄間 南より2枚目（裏 設計No.10）



同上古写真



（欄間配置 設計No）



上洛殿二之間東側長押上欄間 北より2枚目 (表 設計No.11)

- 1 雲の輪郭に自然さを持たせる。
- 2 雲の出が大きすぎないか。全体を見てバランスをとること。
- 3 鑿跡をもう少しつける。
- 4 脚は踏ん張っている様子が出るとよい。
- 5 嘴が短く見えるのでもう少し薄くするとよい。
- 6 根の曲がり方を大きくとる。
- 7 花弁が平面的なのでもう少し立体的にする。
- 8 土坡の盛り上がり部分を上にあげる。
- 9 花弁の重なりに段差をつけ立体的にする。



同上古写真



上洛殿南入側境西側長押上欄間 (表 設計No.13)

- 10 雲は古写真を観察し、部分だけでなく隣り合う雲との関係を考慮し、出を考えること。
- 11 花の芯の向きが違う。
- 12 土坡が盛り上がりすぎている。全体のバランスを見て修正すること。
- 13 勾配がきつい。奥行きを出し、緩くする。
- 14 曲がり方が丸すぎる。節がある部分を表現する。
- 15 土坡の凹凸が違っているのでよく観察すること。



同上古写真



(欄間配置 設計No)

② 上洛殿欄間彫刻 彩色について



上洛殿一之間東側長押上欄間 北より1枚目 (表 設計No.5)

- 1 苔の感じが古写真と違う。原寸大写真を写しとったとのことだが写し切れてない。
- 2 喉に線を描き入れること。
- 3 古写真に基づき羽の中心の線を太くする。
- 4 ぼかしは三段階にする。毛の流れ方が違っている。
- 5 毛を長めに描くこと。
- 6 台の線は太くすること。



上洛殿一之間東側長押上欄間 北より2枚目 (表 設計No.7)

- 7 古写真では羽の毛描きがもっと見えている。
- 8 鼻の穴まわりのぼかしが大きいので小さくすること。
- 9 墨線を入れること。
- 10 足の模様の数が違う。
- 11 毛の描き方が違う。

共通事項

- ・ 鶏の塗り方が現代的すぎるような気がする。



上洛殿一之間北側長押上欄間 西より1枚目 (表 設計No.1)

- 12 羽は先端のぼかしがある。灰色と白の配色が逆。
- 13 古写真をよく観察すること。目の下にぼかしあり。色が付きすぎている。



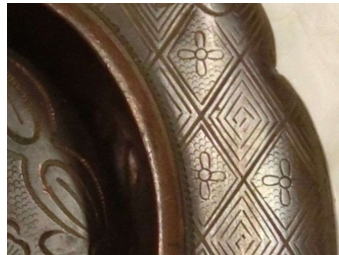
(欄間配置 設計No)

③ 第3期鋳金具の作成方針について



U型金具

- ・平成28年8月30日のワーキングでの熟覧の際、「真鍮に金箔が施してあるように見えるので、X線分析で確認するとよい」、という意見から、本年度7月に分析を行った結果、金が使用されていることがわかった。
- ・真鍮打掛金具の仕様を金鍍金、彫金部分を煮黒味と決定。



引手F(黒木書院)

- ・表面全体に煮黒味を施すため彫金後にこすするため魚々子が浅くなるが、そのために深く彫金しなくてよい。
- ・煮黒味の発色は通常の濃度、時間で行うのが良い。

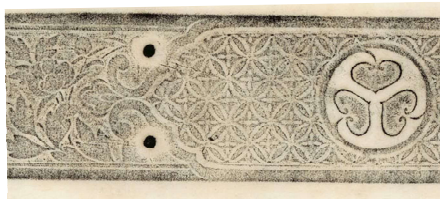


引手S1(上洛殿入側舞良戸)



同左試作品

- ・葵紋が表面的に膨らみすぎている。
- ・覆輪、葵紋とも立ち上がりを垂直に近く、くっきりとさせる。
- ・全体的に彫金をもっと浅くする。凹凸がありすぎる。



違棚 天袋底板



同左試作品

- ・葵紋の彫金具合は引手S1を参考にすること。
- ・七宝繋ぎ中の花卉はもう少し長い。彫金の際、少し意識するように。



上洛殿帳台構 上框 八双金具

- ・尾羽の先端の尖りは丸める。
- ・胴、翼、尾羽で出を変えて立体感を出す。
- ・大和苔があるが表現が少し違う。苔をへこませるように彫金する。

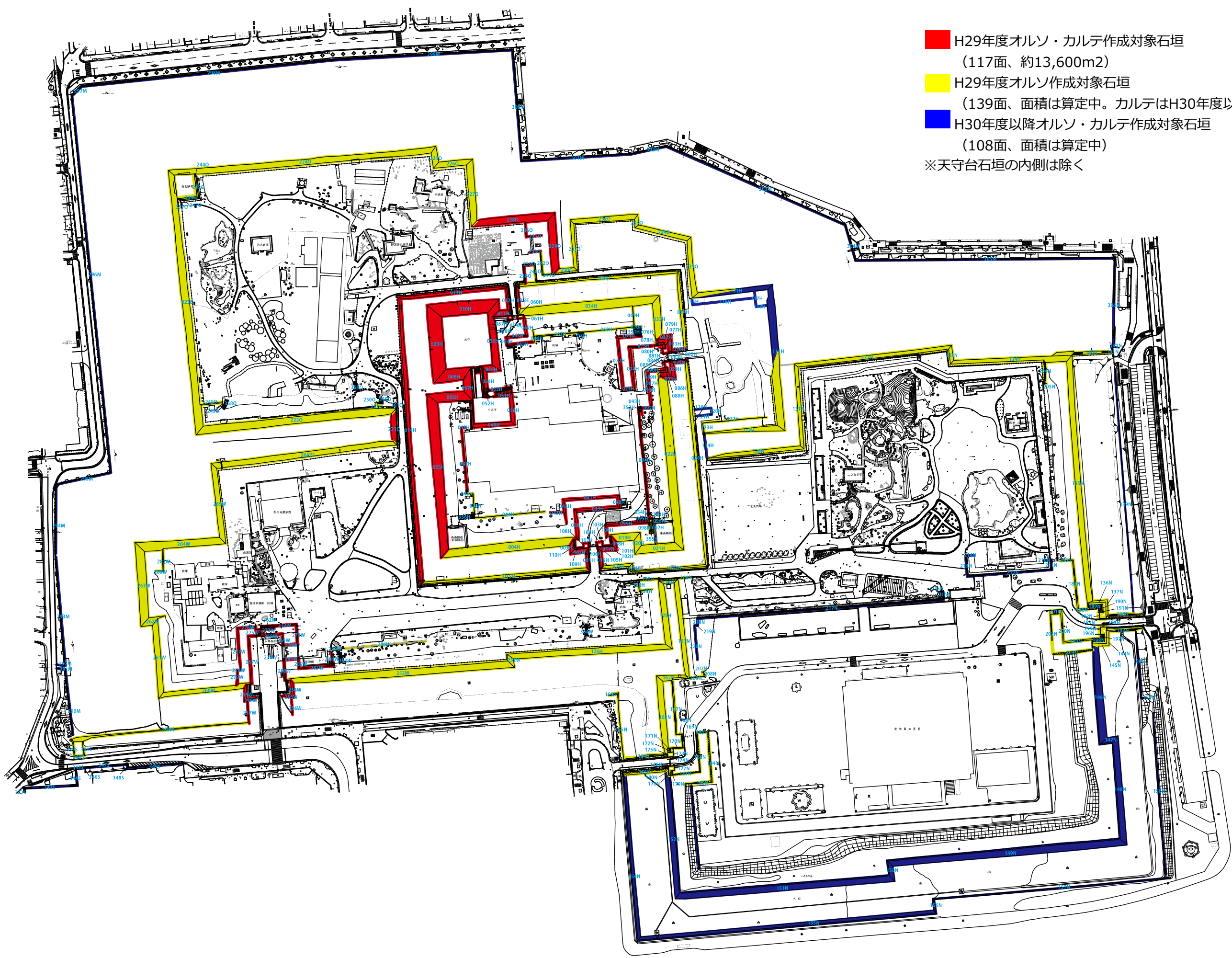


同上 試作品

石垣カルテ項目		※網掛けは名古屋城特有の調査項目	
項目	内容		
石垣番号	管理番号		
地区	曲輪		
石垣の性格	櫓台、曲輪外面など		
方位	面する方位		
立地面	平坦面、斜面、堀底、生活面など		
地盤	立地地盤		
立地状況	社会的環境		
所有者			
管理者			
関係法令			
利用形態			
上部構造物	現在		
	過去		
築造時期			
修復履歴	時期		
分類			
編年			
絵図・古文書			
丁場割図における普請担当大名			
既往の発掘調査・研究			
延長	天端		
	裾部		
高さ	左端部		
	右端部		
	中央部		
	石垣が長い場合には10m間隔		
	櫓台等石垣高に変化がある場合は変換点		
立面積			
隅角部	平面形状、出角・入角・鎗	右 左	
	稜線	段数	右 左
		勾配	右 左
		反り	右 左
	気負い		
	石材加工の有無	角石	右 左
		角脇石	
	積み方	右	技法 角脇の形態
		左	技法 角脇の形態
	はさみ石・間詰石	右 左	
	石材寸法・控え長	右 左	
	石材形状・規格性	右 左	
	加工痕跡など		
	石質		
	石材の石質比率		
	刻印の状況		
	矢穴の状況		
	植生状況		
	近代以降の補強（モルタル・鉄筋など）		
	観察事項	角石の形態、角脇石の状態など具体的に	
築石部	平面形状	輪取り	
	立面形状	勾配	左端部
			右端部
			中央部
			石垣が長い場合には10m間隔
			櫓台等石垣高に変化がある場合は変換点
		反り	
	石材加工		
	積み方		
	間詰石		
	石材寸法		
	石材形状・規格性		
	自然石・割石・加工石		
	加工痕跡など		
	石質		
	石材の石質比率		
	刻印の状況		
	矢穴の状況		
	植生状況		
	近代以降の補強（モルタル・鉄筋など）		
	観察事項	築石の加工など具体的に	
破損状況	隅角部	天端	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し（局所）
			壁面のへこみ
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し（広範囲）
			崩れ
			樹木
			天端・上面の沈下等
			その他

項目	内容		
		中段	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し(局所)
			壁面のへこみ
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し(広範囲)
			崩れ
			樹木
			その他
		裾部	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し(局所)
			壁面のへこみ
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し(広範囲)
			崩れ
			樹木
			前面土砂の堆積
			立地地盤の異常
			その他
	築石部	観察事項	
		天端	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し(局所)
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し(広範囲)
			積み石の乱れ
			崩れ
			樹木
			天端・上面の沈下等
			その他
		中段	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し(局所)
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し(広範囲)
			積み石の乱れ
			崩れ
			樹木
			その他
		裾部	緩み
			割れ
			表面劣化
			被熱
			迫出し
			抜け落ち
			孕み出し(局所)
			孕み・抜け落ち
			前倒れ
			孕み出し(広範囲)
			積み石の乱れ
			崩れ
			樹木
			前面土砂の堆積
			立地地盤の異常
			その他
		観察事項	
	変形の観測		
	危険性	崩落等の可能性	
		利用上の危険性	
		危険度	
破損要因・特記事項			
見取り図・写真			
備考			
図面・写真その他	素図		
	個別主題図		
	合成図		

石垣カルテ作成対象石垣



- H29年度オルソ・カルテ作成対象石垣
(117面、約13,600m2)
 - H29年度オルソ作成対象石垣
(139面、面積は算定中。カルテはH30年度以降作成)
 - H30年度以降オルソ・カルテ作成対象石垣
(108面、面積は算定中)
- ※天守台石垣の内側は除く

石垣カルテ作成対象石垣（拡大図：三之丸）

3475
3465
3485
3425
3445
3465
3495
3305
3345
3365
3385
3375
3345
3325
3285
3275
3265
3255
3185
3215
3235
3245
3205
3115
3105
3125
3135
3145
3155
3165
3175
3185
3195
3205
3215
3225
3235
3245
3255
3265
3275
3285
3295
3305
3315
3325
3335
3345
3355
3365
3375
3385
3395
3405
3415
3425
3435
3445
3455
3465
3475
3485
3495
3505
3515
3525
3535
3545
3555
3565
3575
3585
3595
3605
3615
3625
3635
3645
3655
3665
3675
3685
3695
3705
3715
3725
3735
3745
3755
3765
3775
3785
3795
3805
3815
3825
3835
3845
3855
3865
3875
3885
3895
3905
3915
3925
3935
3945
3955
3965
3975
3985
3995
4005
4015
4025
4035
4045
4055
4065
4075
4085
4095
4105
4115
4125
4135
4145
4155
4165
4175
4185
4195
4205
4215
4225
4235
4245
4255
4265
4275
4285
4295
4305
4315
4325
4335
4345
4355
4365
4375
4385
4395
4405
4415
4425
4435
4445
4455
4465
4475
4485
4495
4505
4515
4525
4535
4545
4555
4565
4575
4585
4595
4605
4615
4625
4635
4645
4655
4665
4675
4685
4695
4705
4715
4725
4735
4745
4755
4765
4775
4785
4795
4805
4815
4825
4835
4845
4855
4865
4875
4885
4895
4905
4915
4925
4935
4945
4955
4965
4975
4985
4995
5005
5015
5025
5035
5045
5055
5065
5075
5085
5095
5105
5115
5125
5135
5145
5155
5165
5175
5185
5195
5205
5215
5225
5235
5245
5255
5265
5275
5285
5295
5305
5315
5325
5335
5345
5355
5365
5375
5385
5395
5405
5415
5425
5435
5445
5455
5465
5475
5485
5495
5505
5515
5525
5535
5545
5555
5565
5575
5585
5595
5605
5615
5625
5635
5645
5655
5665
5675
5685
5695
5705
5715
5725
5735
5745
5755
5765
5775
5785
5795
5805
5815
5825
5835
5845
5855
5865
5875
5885
5895
5905
5915
5925
5935
5945
5955
5965
5975
5985
5995
6005
6015
6025
6035
6045
6055
6065
6075
6085
6095
6105
6115
6125
6135
6145
6155
6165
6175
6185
6195
6205
6215
6225
6235
6245
6255
6265
6275
6285
6295
6305
6315
6325
6335
6345
6355
6365
6375
6385
6395
6405
6415
6425
6435
6445
6455
6465
6475
6485
6495
6505
6515
6525
6535
6545
6555
6565
6575
6585
6595
6605
6615
6625
6635
6645
6655
6665
6675
6685
6695
6705
6715
6725
6735
6745
6755
6765
6775
6785
6795
6805
6815
6825
6835
6845
6855
6865
6875
6885
6895
6905
6915
6925
6935
6945
6955
6965
6975
6985
6995
7005
7015
7025
7035
7045
7055
7065
7075
7085
7095
7105
7115
7125
7135
7145
7155
7165
7175
7185
7195
7205
7215
7225
7235
7245
7255
7265
7275
7285
7295
7305
7315
7325
7335
7345
7355
7365
7375
7385
7395
7405
7415
7425
7435
7445
7455
7465
7475
7485
7495
7505
7515
7525
7535
7545
7555
7565
7575
7585
7595
7605
7615
7625
7635
7645
7655
7665
7675
7685
7695
7705
7715
7725
7735
7745
7755
7765
7775
7785
7795
7805
7815
7825
7835
7845
7855
7865
7875
7885
7895
7905
7915
7925
7935
7945
7955
7965
7975
7985
7995
8005
8015
8025
8035
8045
8055
8065
8075
8085
8095
8105
8115
8125
8135
8145
8155
8165
8175
8185
8195
8205
8215
8225
8235
8245
8255
8265
8275
8285
8295
8305
8315
8325
8335
8345
8355
8365
8375
8385
8395
8405
8415
8425
8435
8445
8455
8465
8475
8485
8495
8505
8515
8525
8535
8545
8555
8565
8575
8585
8595
8605
8615
8625
8635
8645
8655
8665
8675
8685
8695
8705
8715
8725
8735
8745
8755
8765
8775
8785
8795
8805
8815
8825
8835
8845
8855
8865
8875
8885
8895
8905
8915
8925
8935
8945
8955
8965
8975
8985
8995
9005
9015
9025
9035
9045
9055
9065
9075
9085
9095
9105
9115
9125
9135
9145
9155
9165
9175
9185
9195
9205
9215
9225
9235
9245
9255
9265
9275
9285
9295
9305
9315
9325
9335
9345
9355
9365
9375
9385
9395
9405
9415
9425
9435
9445
9455
9465
9475
9485

平成 29 年度名勝名古屋城二之丸庭園の調査成果

平成 29 年度は、北園池、四辻山、栄螺山の東側から南側にかけての園路、旧将校集会所東部、前庭枯池で調査を行った。以下に調査成果の概略をまとめる。

北園池

- ・池の埋土の厚さは約 0.6～1.0m 程度。今後詳細な池底の標高の測量を行うが、池の南西部が深い。
- ・池の埋土の最下部を除く大部分には焼土や焼けた瓦、ガラス瓶等が含まれ、戦後に埋められた土であると考えられる。
- ・池の埋土の最下部で滞水時に堆積したと考えられる黒色泥層を確認。層厚は約 5.0～10.0cm 程度。
- ・池北西部の底部分で砂岩の礎石状の石を確認。藤棚の支柱礎石となる可能性。
- ・池に設置されていた井戸枠は、池底に接していないものも見られた。そのため、池を埋める際に設置されたと考えられる。井戸枠が設置されていた位置の池底が壊されている状況が確認された。
- ・池底および側面に三和土を確認。三和土の表面には一部モルタル状の素材が上塗りされる。
- ・池底の一部で底部を掘り窪めたすり鉢状の形状を確認。掘り窪めた部分はモルタル状の素材で成形されている。すり鉢状に成型された部分については、池底の三和土を壊して作られたと考えられ、窪んだ部分はモルタル状の素材のみで成形される。一部ではモルタル状の素材下に木材も確認した。
- ・赤坂山の東側に位置する中島およびその周囲で、戦後に埋められたと考えられる土とは異なる埋土を一部で確認。埋土は均質な褐色土で遺物を含まない。トレンチを設けて掘削を行ったところ、底部分で三和土を確認。中島と考えていた一部の三和土については、底から立ち上がらないこと、表面にモルタル状の素材が上塗りされていない状況を確認。
- ・北園池西部の橋台周辺は三和土の前に石が据えられている状況であり、昭和 12 年実測の重森による図面と比較しても形状が異なることから、重森による実測後に手が加えられたと考えられる。
- ・権現山の石橋の架かる滝部分において、底面で三和土を確認。

四辻山

- ・滝組から続く、流れを表現したと考えられる遺構を確認。
- ・北側の園路部分では、築山の間の谷を北園池方向へ抜ける園路で、近世と考えられる飛石を確認。

園路

栄螺山東側

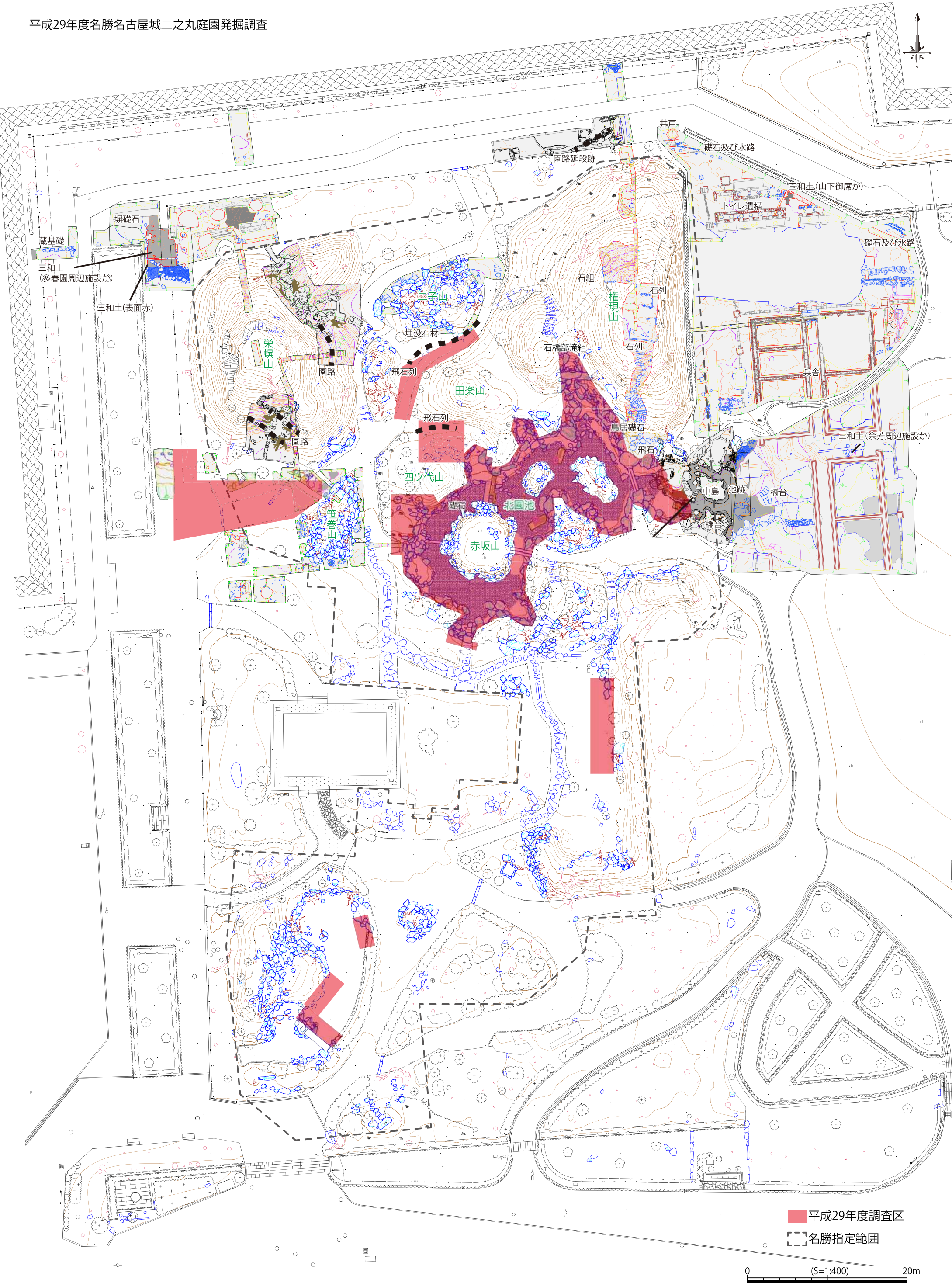
- ・二子山の東側から続く、近世と考えられる飛石を確認。
- ・近世の飛石の上部で近代の園路の一部と考えられる石段を 3 段確認。

旧将校集会所東部

- ・調査区北部で将校集会所の記念館の一部と考えられる遺構を確認。遺構の形状は『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告』所収の図面の形状と同様なものである。
- ・調査区南部では 3 面の遺構面を確認した。最上面の第 1 面は近代の生活面、最下面の第 3 面は築城期の盛土上面であると考えられる。第 2 面は遺物がないため時期の決定ができないが、礎石および水路跡と考えられる遺構を確認。

前庭枯池

- ・池底で三和土の広がりを確認。
- ・三和土は現在の池護岸植栽下部まで広がり、三和土による池底から護岸にかけて造作の様相は、池が現状の形になる前の状況であったと考えられる。
- ・三和土には北園池のようなモルタル状の素材による上塗りは見られない。





四辻山北飛石 東から



二子山東飛石 南から



北園池北西部礎石 東から



北園池西端橋部分 北東から



北園池池底造作状況 北から



北園池北西部橋礎石 西から



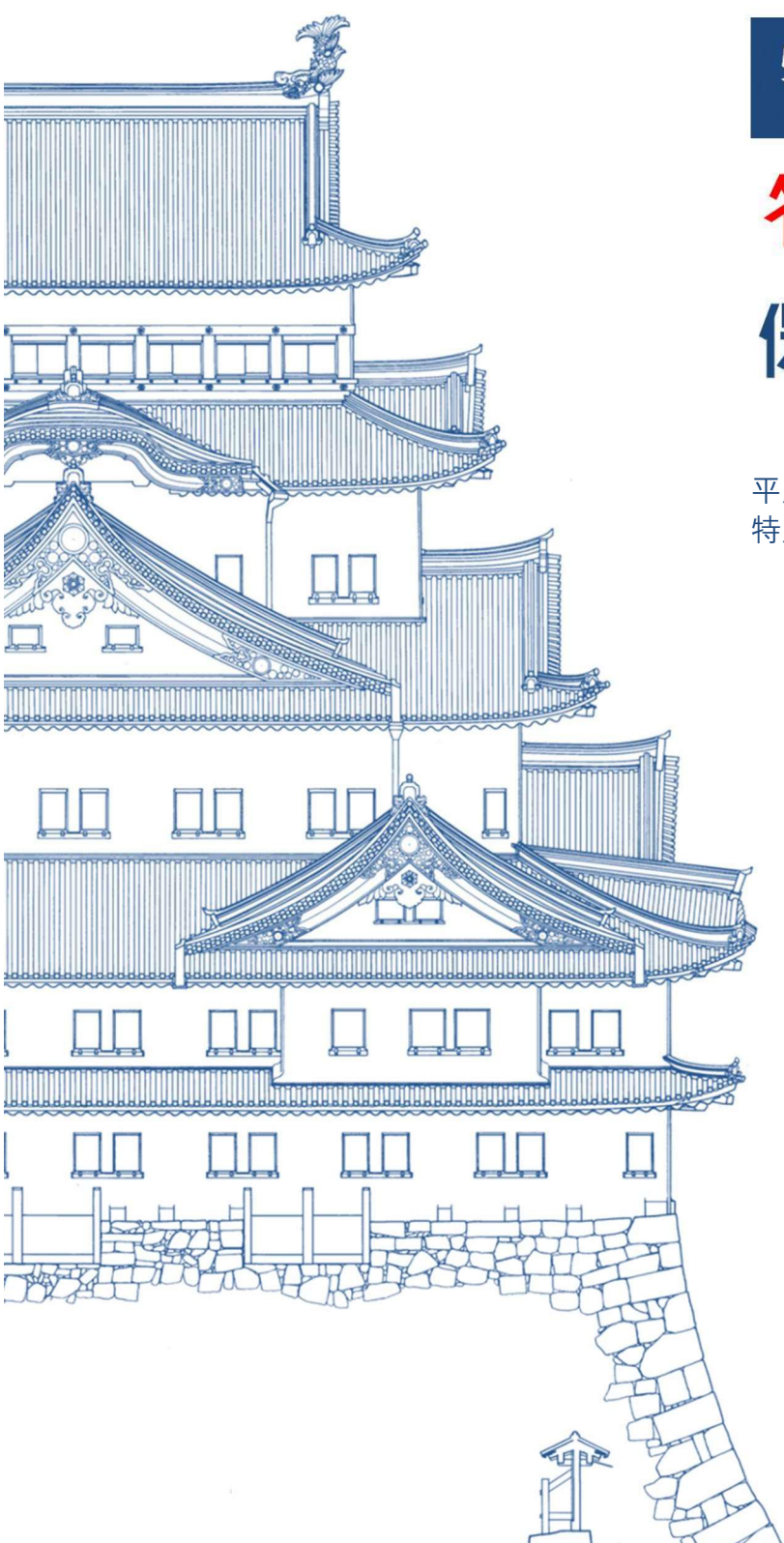
北園池中島周辺 西から



北園池側面三和土



南池三和土 南西から



特別史跡 名古屋城跡 保存活用計画

平成 29 年 11 月 6 日
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 25 回)

第1章

計画策定の沿革・目的

1

1-1 計画策定の目的	2
1-2 検討会議の設置・経緯	2
1-3 本計画の位置付け	6
1-3-1 位置付け	6
1-3-2 上位・関連計画と本計画の関連	7

第2章

名古屋城跡の概要

11

2-1 史跡指定の状況	12
2-1-1 史跡指定地の経過	12
2-1-2 史跡指定告示・指定説明文	15
2-1-3 特別史跡指定地の範囲	20
2-1-4 特別史跡指定地の状況	21
2-2 名古屋城跡の概要	23
2-2-1 位置・地形特性	23
2-2-2 歴史的環境	25
2-2-3 自然的環境	41
2-2-4 社会的環境	48
2-2-5 周辺環境	53

第3章

史跡の本質的価値

56

3-1 本質的価値	57
3-2 構成要素	61
3-2-1 構成要素の分類	61
3-2-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素	62
3-2-3 地区区分の設定	63
3-2-4 各地区における諸要素の概要	65

4-1 保存管理における現状・課題	95
4-1-1 保存管理事業	95
4-1-2 各地区の保存管理状況	95
4-1-3 植栽管理状況	107
4-1-4 現状変更等の取扱状況	121
4-1-5 周辺環境の保全状況	121
4-1-6 周辺環境の景観形成状況	122
4-1-7 特別史跡追加指定等	122
4-1-8 公有化等の状況	123
4-1-9 保存管理の現状・課題の整理	124
4-2 活用における現状・課題	125
4-2-1 公開	125
4-2-2 諸施設	135
4-2-3 企画・イベント	145
4-2-4 情報発信	148
4-2-5 周辺の歴史資産等との連携	149
4-2-6 活用の現状・課題の整理	150
4-3 整備における現状・課題	151
4-3-1 整備計画の経緯	151
4-3-2 整備の区分	151
4-3-3 各地区における整備の現状・課題	152
4-3-4 整備の現状・課題の整理	154
4-4 運営・体制における現状・課題	155
4-4-1 運営・体制の現状	155
4-4-2 運営・体制の課題	155

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標	158
5-2 保存活用の基本方針	159

第6章

保存管理

160

6-1 保存管理の方向性	161
6-2 保存管理の方法	163
6-2-1 各構成要素の保存管理方法	163
6-3 植栽管理	166
6-4 現状変更等の取扱い	167
6-4-1 現状変更の取扱方針	167
6-4-2 現状変更の取扱基準	167
6-5 周辺環境の保全等	172
6-5-1 周辺環境を構成する諸要素の保全等	172
6-5-2 周辺地域の景観形成方針	173
6-6 特別史跡追加指定等の考え方	174
6-7 指定地の公有化	177

第7章

活用

178

7-1 活用の方向性	179
7-2 活用の方法	181
7-2-1 公開	181
7-2-2 諸施設	183
7-2-3 企画・イベント	186
7-2-4 情報発信	188
7-2-5 周辺施設の歴史資産等との連携	188

第8章

整備

189

8-1 整備の方向性	190
8-2 全体の整備の考え方	193
8-3 整備の方法	194
8-3-1 本丸	194

— 目次 —

8-3-2 二之丸	204
8-3-3 西之丸	207
8-3-4 御深井丸	209
8-3-5 外堀（空堀）	211
8-3-6 外堀（水堀）	212
8-3-7 三之丸外堀.....	213
8-3-8 石垣	213

第9章

運営・体制の整備

214

9-1 運営・体制の整備の方向性	215
9-2 運営・体制の整備の方法	216

第10章

今後の取組みの方向性

217

第1章

計画策定の沿革・目的

- 1-1 計画策定の沿革
- 1-2 計画の目的
- 1-3 検討会議の設置・経緯
- 1-4 本計画の位置付け

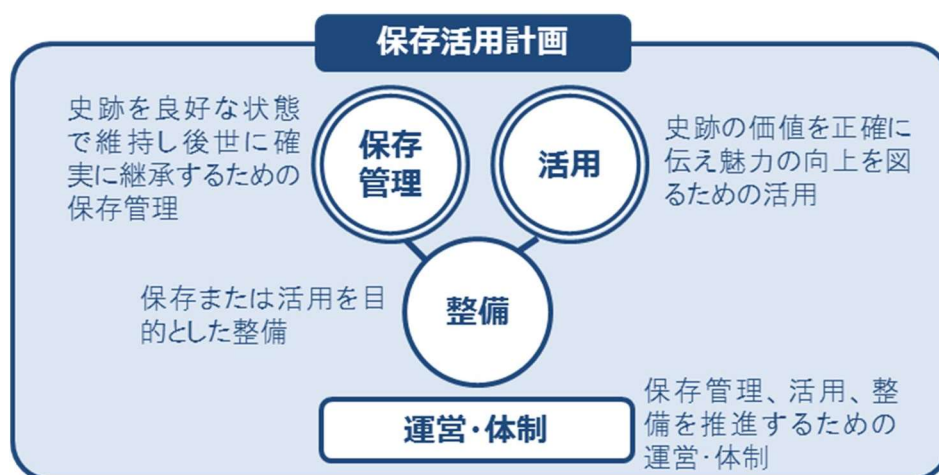
第1章

計画策定の沿革・目的

1-1 計画策定の目的

名古屋城は慶長15年（1610）に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年（1932年）に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年（1952）には特別史跡指定を受けている。昭和34年（1959）には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承するとともに魅力の向上を一層図るため、名古屋城跡の保存活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存管理」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。



1-2 検討会議の設置・経緯

名古屋市では、名古屋城跡全体の整備をするため、平成18年度（2006）より特別史跡*名古屋城跡全体整備検討会議（以下、「全体整備検討会議」という。平成18年度（2006）～平成26年度（2014）の名称は「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会」であった。）を開催している。全体整備検討会議の中には、建造物部会、石垣部会、庭園部会、天守閣部会も設けており、本丸御殿、重要文化財建造物、石垣、庭園、天守閣等について、専門的見地から意見等を聴取しながら整備についての検討を行っている。全体整備検討会議には、各部会の構成員等が出席し、部会における検討内容等を報告することにより、名古屋城跡全体として一体的な事業を進められるよう努めているところである。

本計画の策定にあたっては、既存の全体整備検討会議で検討することとしたが、検討内容が多岐に渡ることから「全体整備検討会議（保存活用計画検討会）」と称し、オブザーバーをさらに加えて検討を行った。

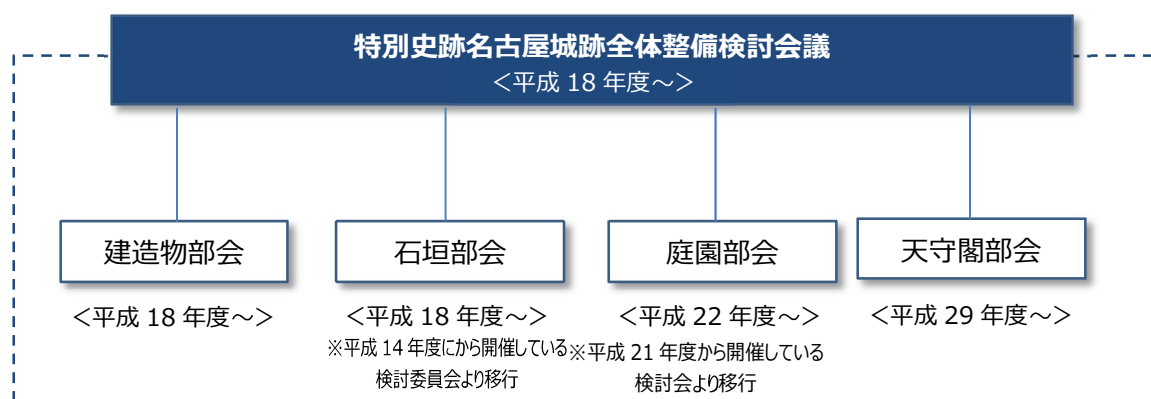


図 全体整備検討会議の組織図

表 全体整備検討会議（保存活用計画検討会）の名簿

■ 構成員

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	

■ オブザーバー

氏名	所属
白根 孝胤	中京大学准教授
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐
神谷 浩	名古屋市教育委員会博物館副館長
部長	緑政土木局緑地部
室長	観光文化交流局観光推進室
室長	観光文化交流局歴史まちづくり推進室
課長	住宅都市局都市計画課

■ 事務局

	所属
名古屋市	観光文化交流局名古屋城総合事務所
	緑政土木局緑地部緑地管理課
	教育委員会生涯学習部文化財保護室
	住宅都市局営繕部営繕課

表 保存活用計画策定の検討経過

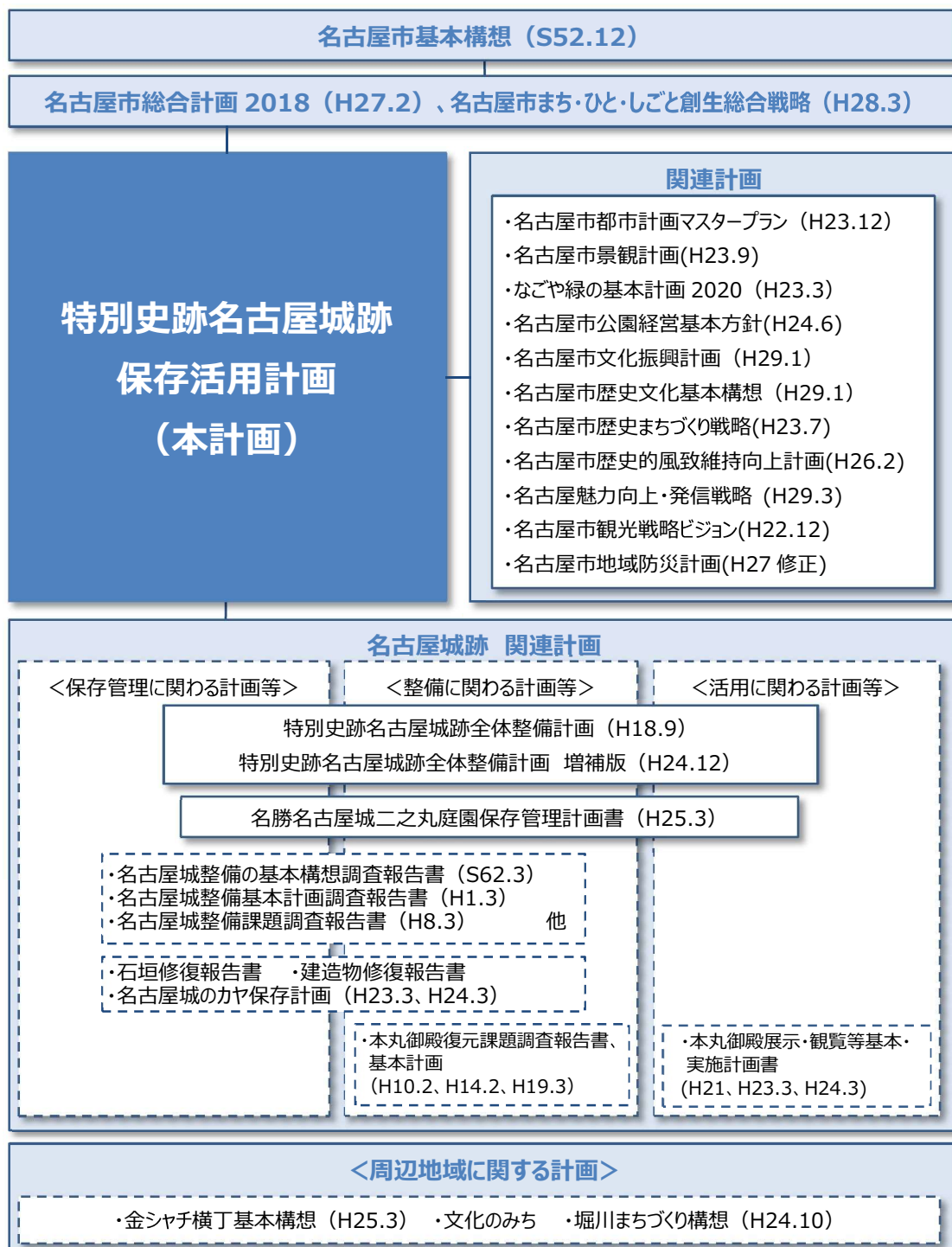
区分	開催日	議題	出席者
第1回	平成28年 2月12日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 名古屋城跡の概要 第3章 史跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 横地 玉和 住宅都市局都市計画課長 中西 良尚 住宅都市局歴史まちづくり推進室長
第2回	平成28年 6月9日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 名古屋城跡の概要 第3章 史跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存管理	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長 山本 寛 住宅都市局都市計画課長
第3回	平成28年 8月25日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 名古屋城跡の概要 第3章 史跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存管理 第7章 活用	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 ○オブザーバー 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長 山本 寛 住宅都市局都市計画課長
第4回	平成28年 11月17日	第1章 計画策定の沿革・目的 第2章 名古屋城跡の概要 第3章 史跡の本質的価値 第4章 現状・課題の整理 第5章 保存活用の基本方針 第6章 保存管理 第7章 活用 第8章 整備 第9章 運営・体制の整備	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 小川 芳範 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 上田 剛 観光文化交流局観光推進室長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長

区分	開催日	議題	出席者
第 5 回	平成 29 年 2 月 12 日	第 1 章 計画策定の沿革・目的 第 2 章 名古屋城跡の概要 第 3 章 史跡の本質的価値 第 4 章 現状・課題の整理 第 5 章 基本方針 第 6 章 保存活用の基本方針 第 7 章 活用 第 8 章 整備 第 9 章 運営・体制の整備 第 10 章 今後の取組の方向性 資料編	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 白根 孝胤 中京大学准教授 佐藤 正知 文化庁記念物課主任文化財調査官 松本 彩 愛知県教育委員会文化財保護室主事 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長
第 6 回	平成 29 年 6 月 9 日	第 1 章 計画策定の沿革・目的 第 2 章 名古屋城跡の概要 第 3 章 史跡の本質的価値 第 4 章 現状・課題の整理 第 5 章 基本方針 第 6 章 保存活用の基本方針 第 7 章 活用 第 8 章 整備 第 9 章 運営・体制の整備 第 10 章 今後の取組の方向性 資料編 概要版	○構成員 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授（座長） 丸山 宏 名城大学教授（副座長） 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 小浜 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授 三浦 正幸 広島大学大学院教授 ○オブザーバー 洲崎 和宏 愛知県教育委員会文化財保護室室長補佐 神谷 浩 名古屋市教育委員会博物館副館長 今西 良共 緑政土木局緑地部長 大野 壽久 観光文化交流局観光推進室長 松田 和彦 観光文化交流局歴史まちづくり推進室長

1-3 本計画の位置付け

1-3-1 位置付け

本計画は下図のとおり、上位計画に基づき、市の関連施策との連携を図りつつ、既存の名古屋城跡についての各計画を包括した計画を策定するものとする。なお、特別史跡名古屋城跡保存活用計画の策定をもって特別史跡名古屋城跡全体整備計画は廃止する。



1-3-2 上位・関連計画と本計画の関連

(1) 上位計画

■名古屋市基本構想（昭和 52 年（1977）12 月策定）

名古屋市では昭和 52 年（1977）に議会の議決を経て『名古屋市基本構想』を定めており、まちづくりの基本理念として、「市民自治の確立」、「人間性の尊重」、「特性と伝統の活用」の三つを掲げ、総合計画の最上位に位置付けられている。

施策の大綱として、名古屋城跡に関連する項目は、自然環境の保全と緑化、都市の美観などを図る「都市の安全と環境」及び教育と文化の継承などを行う「市民の教育と文化」がある。

■名古屋市総合計画 2018（平成 27 年（2015）2 月策定）

「世界のナゴヤ、本物のナゴヤ、ぬくとい市民」の実現を目指して、名古屋市基本構想のもと、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに応じていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化している。

施策として緑環境、文化振興、景観形成、観光などさまざまな施策が関連するが、特に名古屋城跡の整備については「歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり」を掲げている。

■名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年（2016）3 月策定）

『名古屋市総合計画 2018』における施策の着実な推進を支えるものとして策定した。4 つの基本目標の一つとして、「観光交流の推進によるにぎわいあふれるまちへ」を掲げ、戦略を推進するプロジェクトとして、「訪名外客数 250 万人を目指した取り組みの推進」を図っている。その中で、「名古屋城の整備などによる魅力の向上」、「おもてなし武将隊の活用などによる歴史観光の推進」などが示されている。

(2) 関連計画

■名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年（2011）12 月策定）

長期的な視点に立ち、目指すべき都市の姿として「人・まち・自然がつながる交流・創造都市」を掲げ、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとして位置付けられている。

戦略的まちづくりの展開では、「また来たくなる名所づくり」として、名古屋城が位置する名城・白壁地区が挙げられており、本丸御殿の復元をはじめとする城郭*全体の再生や景観の維持・向上を目指している。また、観光ルートバスの運行等により、歴史的資源間の回遊性を高め、歴史が感じられる名所づくりを目指している。

■名古屋市景観計画（平成 29 年（2017）1 月改訂）

「ふれあい」と「調和」を基本理念とする都市景観基本計画を上位計画として、その基本目標（目指すべき都市のイメージ）の実現に向けた、良好な景観形成の基準を示すものとして位置付けている。

市内全域において景観計画区域と定めており、名古屋城跡は区域外であるが、特に良好な景観の形成を進める地区（都市景観形成地区）として「白壁・主税・槿木地区」を選定している。この地区では、「名古屋開府以来の武家屋敷*の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とする」ことを基本方針としている。

■なごや緑の基本計画 2020（平成 23 年（2011）3 月策定）

名古屋市の目指す緑の将来像と、それに向けて展開する施策の基本方針を示す。「生物多様性 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「水の環復活 2050 なごや戦略」の三つの長期戦略とも連携しながら、水と緑の豊かな自然共生都市を目指すものである。

名古屋城跡を含む名城公園一帯を、生物多様性の拠点となる緑と位置付けられ、自然環境の

保全・創出を図っている。また、名古屋城築城とともに切り開かれた堀川や新堀川（旧精進川）を軸に、名古屋城と名古屋港を結ぶネットワークがあり、これらの水辺をうるおいある空間に改善し、街路樹等の緑と水辺を結び、都心に涼しい風を送り込む「風の道」を形成する取り組みの方針案を示している。

■名古屋市公園経営基本方針（平成24年（2012）6月策定）

『なごや緑の基本計画 2020』を上位計画とし、リーディングプロジェクトの一つとして掲げた「都市公園*の利活用の促進」を実現するため、名古屋市における公園経営の基本的な方向性を示している。この基本方針に基づき、戦略的な事業展開プランとしてまとめた『名古屋市公園経営事業展開プラン』を平成25年（2013）7月に策定している。

その事業展開プランでは、名古屋城跡を含む名城公園全体をシンボル公園として位置付け、公園経営基本方針の4つのプロジェクトを社会実験として率先して行い、その効果を検証していく旨が記載されている。

特に名城公園では、「民間活力導入プロジェクト」を重点的に行い、「利用者満足度の高い公園サービスを提供するため、民間活力導入や新しい仕組みの検討、規制緩和の基準・ルールづくりを行う」としている。

■名古屋市文化振興計画（平成29年（2017）1月策定）

これまでに蓄積されてきた文化・歴史資源を「まちの記憶」として継承し、市民の活発な文化活動や芸術家などの意欲的な創造活動など確かな文化基盤のもと、都市の魅力を創り、育て、届けるとともに、複雑化する社会的課題の解決に向けて、文化力がまちなかに広がり、活用される「文化芸術が活きるまち」としての取り組みを積極的に進めるものとしている。

都市魅力の創造・発信を行うための施策の展開として、「文化・歴史資源を活用した魅力づくり」を掲げており、「名古屋城を核とした魅力づくり」と題し、「特別史跡*名古屋城跡保存活用計画」を策定し名古屋城跡の保存活用を適切かつ確実に進め、名古屋城を核とした魅力の発信を図るものとしている。

■名古屋市歴史文化基本構想（平成29年（2017）1月現在 ※策定中）

市内各地にあるさまざまな文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経緯や特性を明らかにする取り組みを行い、その結果をもとに地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かしていくことを目指して策定している。

名古屋城下や熱田神宮周辺などの「名古屋を代表する文化財」は、市の各種構想・計画においても、名古屋の現在を語る上で重要な要素として位置づけられており、重要な役割が期待されている。名古屋城では、個別に保存活用計画の策定が進められているが、こうした方針に従って、着実に保存活用が進められていくべきものとしている。また、既に指定を受けている文化財などにおいては、指定文化財の適切な保存継承を進めるとともに、指定文化財でさえ市民の認知度が低いことを前提に積極的な公開・活用が図られることが望まれるものとしている。

■名古屋市歴史まちづくり戦略（平成23年（2011）7月策定）

名古屋のまちは、幾多の歴史を積み重ねながら発展してきたまちであり、各地域にはさまざまな歴史的資源があることから、名古屋市歴史まちづくり戦略は、地域の歴史的資源を活かした魅力的な都市環境の維持・形成に向けて、「歴史分野に関するまちづくりの基本方針」として策定している。

名古屋城跡の関連では、「尾張名古屋の歴史骨格の見える化」として、「名古屋城の再生と城

下町のアイデンティティ継承」という方針を掲げている。

名古屋城の再生では、「本丸御殿の復元」、「名古屋城跡全体の魅力向上」、「天守閣*の眺望景観の保全」、「緑地・水辺の保全と活用」、「三之丸（官庁街）の風致・景観の維持・向上」について、それぞれ方針を定めている。

■名古屋市歴史的風致維持向上計画（平成26年（2014）2月認定）

名古屋市の歴史まちづくりを進めるため、歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づいて策定したものである。当計画では、「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざし、「歴史的建造物の保存等に関する方針」、「歴史的町並み保存等に関する方針」、「歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する方針」、「伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する方針」の4つの歴史的風致の維持及び向上に関する方針を掲げている。

当計画では、名古屋城周辺地区（約1,040ha）を重点区域として設定し、「文化財の保存及び活用に関する事項」、「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」について、具体的な計画を策定している。

具体的な計画としては、「名古屋城西南隅櫓の半解体修理」、「名古屋城二之丸庭園の整備」、「名古屋城石垣の整備」、「指定文化財（建造物・史跡等）の保存修理事業」、「名古屋城旧本丸御殿障壁画保存修理」などを、今後も継続して遺構*等の保存・継承を図っていく事業として挙げている。また、「名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備」を進める他、「世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進」など名古屋城を中心とした交流・賑わいを創出する事業との連携を図っている。

■名古屋魅力向上・発信戦略（平成29年（2017）3月策定）

国内のみならず世界中から名古屋を訪れる人を増やし、名古屋圏域を大いに発展させるため、名古屋の魅力を最大限磨き上げ、その魅力を市民自ら日本全国に、そして世界に名古屋の魅力を届けられるよう策定したものである。

戦略の一つとして、名古屋城を核として「歴史・文化魅力軸」と「まちづくり・ものづくり魅力軸」の2つの南北に延びる魅力軸を中心に名古屋の魅力資源を磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、世界からの目的地となることを目指している。

名古屋城の主な取組みとしては、天守閣木造復元や本丸御殿復元などの整備を進めるとともに、「特別史跡*名古屋城跡保存活用計画」を策定し、名古屋城の価値と魅力を最大限に高める保存活用を進めることを掲げている。また、平成30年（2018）は本丸御殿の全体公開、金シャチ横丁（第一期）の開業が予定されていることから、同年を「名古屋城ディスティネーション元年」と位置づけ、名古屋城のエンターテインメント性の充実させることを掲げている。さらに、名古屋城の魅力のより一層の向上と運営の効率化のため、民間の幅広いアイデアや運営・経営ノウハウ等を最大限に活用するなど民間活力の導入について検討していくものとしている。

■名古屋市観光戦略ビジョン（平成22年（2010）12月策定）

名古屋市の観光を取り巻く環境の変化の現状と課題を踏まえた上で、基本的な視点と目標を設定し、実現に向けた総合的・体系的な計画として策定したものである。

名古屋らしい魅力を創出するための重点プロジェクトとして、名古屋城跡においては、名古屋おもてなし武将隊による「武将観光の推進」や「名古屋城本丸御殿の復元」、城郭*としての魅力向上や来場者サービスの向上を図る「名古屋城の魅力向上」、「歴史的資産を活用したまちづくり」などを掲げている。

■名古屋市地域防災計画（平成28年（2016）6月修正）

災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、「共通編」、「風水害等災害対策編」、「地震災害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「産業災害対策計画編」、「附属資料編」の構成としている。

名古屋城跡を含む名城公園は、広域避難地に指定されており、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用し、平常時の市民利用を考慮しつつそれらの機能を十分に発揮できるよう整備を行うものとしている。

(3) 周辺まちづくり計画**■金シャチ横丁基本構想（平成25年（2013）3月）**

この計画では、開府以降400年間培ってきた名古屋の文化と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」、「知って」、「体感・体験」できる空間づくりを目指している。また、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらえる“尾張名古屋文化の旅の基点”を創出していくことを目指している。

名古屋城跡に近接した位置において、芝居小屋等の多目的空間や、展示空間、食・生活文化を堪能できる横丁「尾張名古屋文化の旅の基点」を創造する他、「東のゲートウェイの創出」、「能楽堂周辺の空間活用」、「回遊性のある利用者動線」、「本町通りのにぎわいづくり」、「周遊機能の充実」、「四季の小径づくり」など、多岐にわたる事業展開イメージを掲げている。

■堀川まちづくり構想（平成24年（2012）10月）

この構想は、名古屋の母なる川・堀川のにぎわいづくりと魅力発信を目的として、将来を見据えた指針とその実現に向けた道筋を示すものである。

堀川まちづくりの指針として、「歴史・文化を活かす」、「堀川を楽しむ場をつくる」、「祭と交流の舞台をつくる」、「船を活用する」、「堀川を活かした景観をつくる」、「水・緑・生物を育む」と6つのテーマを掲げている。

拠点エリアには、「名古屋城エリア」が選定されており、名古屋城や名城公園と連携させたにぎわいづくりや、名古屋城から沿川観光地への舟運の利用促進を図るなどの取組みが示されている。

■文化のみち

名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る地区一帯を「文化のみち」として育み、イベントの実施や、貴重な建築遺産の保存・活用をすすめている。

また、文化のみちのマップや文化のみちにある歴史的建造物、文化施設などの情報を掲載した「文化のみちリーフレット」を文化のみち二葉館、名古屋観光案内所などで配布する他、スタンプラリーやまち歩きなどのイベント情報の発信を行っている。

第2章

名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-2 名古屋城跡の概要

第2章

名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-1-1 史跡指定地の経過

明治2年(1869)尾張藩は版籍奉還によって名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋県となり、陸軍の東京鎮台第三分営(明治6年(1873)名古屋鎮台、明治21年(1888)第三師団と改称)が置かれた。明治5年(1872)本丸と二之丸が、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。二之丸・三之丸には兵舎や軍関係の施設が整備されるなか、三之丸北東には練兵場が設けられ、射撃場とするために明治12年(1879)北東端の土塁に射壕が増築された。

明治26年(1893)6月2日には名古屋城の本丸と西之丸東部が宮内省に移管となり、名古屋離宮となった。また明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が離宮に追加された。昭和5年(1930)12月11日には名古屋離宮廃止に伴い離宮一帯(本丸・西之丸・御深井丸)は名古屋市に下賜され、宮内省から名古屋市に移管された。なお、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

昭和6年(1931)愛知県史蹟名勝天然記念物調査会による名古屋城に関する調査報告書が取りまとめられ、昭和7年(1932)12月12日、名古屋市所管部分(本丸・西之丸・御深井丸)と陸軍省が所管する水堀及び周辺道路の一部・二之丸空堀・三之丸土塁、(株)瀬戸電気鉄道所有の三之丸外堀部分など民有20筆、国有6筆の合計26筆(117,992.16坪(390,056.72㎡))が史跡指定を受け、「史跡 名古屋城」となった。陸軍省所管の水堀は、明治35年(1902)に男爵黒川通軌に無償貸与されていたが、史跡指定の翌年(1933)には文部省に移管され、同年4月26日に、二之丸空堀など陸軍省所管部分を除いた史跡指定地の管理者に名古屋市が指定された。明治期から昭和初期にかけて軍用地・公共用地として利用されてきた二之丸・三之丸の史跡指定は、軍用地機能に直接影響を及ぼさない土塁や堀に留まり、軍隊が駐屯する二之丸・三之丸のほぼ全域は指定から除外された。これは当時、強大な軍部の意向が指定範囲に影響を及ぼし、城郭全域が指定地とならなかった要因になったと考えられる。昭和10年(1935)5月15日には、史跡指定時に地番設定がされていなかったため指定もれとなっていた御園橋西の土塁が追加指定され、史跡指定地は合計27筆(118,040.79坪(390,217.48㎡))となった。

戦後の昭和27年(1952)3月29日には、「史跡 名古屋城」の地番地積をそのまま踏襲して名古屋城は特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」となった。旧陸軍省所管地等の昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者については、昭和41年(1966)2月9日に名古屋市が指定された。

二之丸は陸軍省から大蔵省(現財務省)の所管となり、旧兵舎は名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用されていたが、昭和28年(1953)3月31日には戦災を免れた北御庭の一部と前庭が文部省へ移管され、名勝指定を受けて「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和38年(1963)名古屋大学の移転に伴い、名古屋市は大蔵省から二之丸南の無償貸付を受けて愛知県へ設置許可し、翌年(1964)愛知県体育館が建設された。昭和40年(1965)10月28日には名古屋市が名勝指定範囲の管理者に指定され、昭和49年(1974)二之丸北の名勝指定範囲以外が名古屋市に無償貸付された。

三之丸では、明治42年(1909)に陸軍省が(株)瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀の堀底への鉄道敷設のための借地申請を許可し、明治44年(1911)に瀬戸電気鉄道外堀線として土居下

駅～堀川駅間が開通した。この鉄道敷設工事によって、東門、本町門、御園門の枡形は改変され、各土橋は開削された。三之丸西側の外堀は明治42年（1909）に埋め立てられている。この鉄道用地は大正11年（1922）に（株）瀬戸電気鉄道の所有となり、（株）瀬戸電気鉄道は昭和14年（1939）に（株）名古屋鉄道と合併したことから、瀬戸電気鉄道外堀線は名古屋鉄道瀬戸線となった。戦後の昭和51年（1976）には乗入れが決定し、瀬戸線の土居下駅～堀川駅間は廃線となり、堀内の鉄道施設撤去工事が行われた。平成24年（2012）には旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、（株）名古屋鉄道から名古屋市と国土交通省に寄贈された。

三之丸南西端の土地は、大正12年（1923）から（株）日本放送協会が所有し（昭和9年（1934）追加）、戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県との所有となっている。また本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地は、昭和4年（1929）陸軍省から名古屋市に払い下げられ、現在は愛知県護国神社の所有となり、同神社の境内地となっている。

史跡指定翌年の昭和8年（1933）三之丸内への名古屋市庁舎建設のため、三之丸南東の大津通に接する土塁を開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎まで大津町線道路が北へ延長開通した。戦後、国道22号線（伏見通）の新設工事に伴って御園橋の東と巾下門枡形跡の南の2箇所土塁が分断撤去されるとともに、御園橋東には堀を跨ぐ新御園橋が架橋された。また昭和40年（1965）までには、三之丸東門枡形跡北側の土塁は東西に貫通する市道新出来町線の拡幅工事と清水橋架設により、その一部が撤去された。昭和42年（1967）都市計画事業として行われた大津町線道路の拡張により、三之丸南東の大津通に接する土塁がさらに開削された。この頃には大津通の北にあたる三之丸清水門の枡形は、すでに跡形もなくなっていた。三之丸では史跡・特別史跡指定後もこれらの指定地の改変が行われた。

昭和52年（1977）6月27日、特別史跡未指定となっていた二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所有地）が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されずに現在に至っている。

現在は、二之丸庭園全体を一体的に保存管理するために、名勝指定範囲追加に向けて取り組んでいる。

表 史跡指定地に関する主なできごと

年	内容
明治5年（1872）	・本丸と二之丸が陸軍省の所管となる
明治7年（1874）	・三之丸が陸軍省の所管となる
明治12年（1879）	・射撃場として利用するため、三之丸東北端の土塁に射塚が増築
明治26年（1893） 6月2日	・本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第2976号 官廳事項）
明治35年（1902）	・陸軍省所管の水堀を男爵 黒川通軌に無償貸与
明治42年（1909）	・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・陸軍省が（株）瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀への鉄道敷設のための借地申請を許可し、鉄道敷設工事によって東門・本町門・御園門の枡形が改変、各土橋が開削
明治44年（1911）	・三之丸南・東外堀全域に瀬戸電気鉄道外堀線開通（土居下駅～堀川駅間）
大正11年（1922）	・陸軍省から借用していた鉄道用地が（株）瀬戸電気鉄道の所有となる
大正12年（1923）	・三之丸南西端の土地が（株）日本放送協会の所有地となる（戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有）
昭和4年（1929）	・本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地が陸軍省から名古屋市に払い下げ（現在は愛知県護国神社の所有）
昭和5年（1930） 12月11日	・名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第37号）

年	内容
昭和6年(1931)	・愛知県史跡名勝天然記念物調査会が名古屋城を調査した内容を報告書にまとめる
昭和7年(1932) 12月12日	・本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史跡 名古屋城」となる(文部省告示第234号) 民有20筆、国有6筆 指定総面積26筆 117,992.16坪(390,056.72㎡)
昭和8年(1933)	・水堀が陸軍省から文部省所管となる
昭和8年(1933) 4月26日	・陸軍省所管部分を除く史跡指定地の管理者に名古屋市が指定
昭和8年(1933)	・三之丸南東の大津通に接する土塁の開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎前までの大津町線道路が延長開通
昭和10年(1935) 5月15日	・指定もれとなっていた御園橋西の土塁48.63坪が史跡に追加指定(文部省告示第197号) 指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡)
昭和20年(1945)	・終戦後、二之丸が大蔵省(現財務省)所管となる
昭和27年(1952) 3月29日	・「史跡 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる(昭和29年(1954)8月11日 文化財保護委員会告示第34号) ・指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡) ※史跡指定時の地番地積をそのまま踏襲
昭和28年(1953) 3月31日	・二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝指定を受け、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる(昭和29年(1954)8月3日 文化財保護委員会告示第31号)
昭和38年(1963)	・大蔵省から名古屋市が二之丸南の無償貸付を受け、愛知県への設置許可により翌年(1964)愛知県体育館が建設される
昭和40年(1965) ごろ	・この頃までに国道22号線(伏見通)の新設に伴い、御園橋東と巾下門枳形跡南の土塁を分断撤去、御園橋東に新御園橋を架橋 ・市道新出来町線の拡幅工事と清水橋架橋により、三之丸東門枳形跡北側土塁の一部が撤去
昭和40年(1965) 10月28日	・名古屋市が名勝名古屋城二之丸庭園の管理者に指定(文化財保護委員会告示第63号)
昭和41年(1966) 2月9日	・昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者に名古屋市が指定(文化財保護委員会告示第2号)
昭和42年(1967)	・大津町線の道路拡幅工事が行われ、大津町線に接する三之丸土塁をさらに掘削
昭和49年(1974)	・大蔵省から名古屋市が名勝指定範囲以外の二之丸北の無償貸付を受ける
昭和51年(1976)	・名古屋鉄道瀬戸線栄乗り入れが決定し、土居下駅～堀川駅間が廃線となり三之丸外堀の鉄道施設撤去工事開始(昭和53年(1978)乗り入れ開始)
昭和52年(1977) 6月27日	・二之丸内と三之丸北東の土塁(いずれも財務省所管地)が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず
平成24年(2012)	・旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、名古屋鉄道株式会社から名古屋市と国土交通省に寄贈

2-1-2 史跡指定告示・指定説明文

指定に係る告示内容は、以下のとおりである。

■史跡指定

昭和7年12月12日（文部省告示第234号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

第一類 史蹟

名稱 名古屋城

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町一丁目八番ノ二、八番ノ五
同六丁目一番、一番ノ二内実測十五町六段一畝十九歩六合二勺、
一番ノ一四、一番ノ二〇内実測五十六坪四合一勺、
自一番ノ二一至一番ノ三二、一番ノ三六
同樋ノ口町四丁目一〇番内実測百二十一坪五合三勺、一一番、
一二番、一四番、番外五番内実測二段五畝二十歩二合
同堀端町番外一番内実測一段一畝二十一步四合一勺
同上名古屋町北野二番内実測二段四畝十八歩二合七勺

所在地 愛知県名古屋市西區南外堀町、樋ノ口町、堀端町、上名古屋町

指定地積 民有二十筆内実測二十二町一段九畝三歩四合六勺

国有六筆内実測十七町一段三畝二十八歩七合

説明 モト柳丸城ト称セシ廢城ノ地ニアリ慶長十五年徳川氏ノ築城ニカヽリ前田毛利黒田以下諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメシガソノ天守閣ハ実ニ加藤清正ノ經營ニ成リ五層樓ノ上有名ナル黄金ノ鯨ヲ置ケリ本丸ハ最近マデ離宮タリシニヨリソノ保存最モ完全ナルガニ丸三丸等ハ陸軍用地トシテ兵營練兵場ソノ他ニ使用セラレ今僅ニ東御門及旧奥御殿庭園ノ一部及ビ銃眼ヲ有セル土塀等ヲ存スルニ過ギズトイヘトモ猶城門趾城濠等旧規見ルベキモノ少カラズ

指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス
旧建物ハ応急ノ修理ト雖モ十分ノ注意ヲ要ス

■史蹟追加指定

昭和10年5月15日（文部省告示第197号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通追加指定ス

名古屋城（昭和七年文部省告示第二百三十四号）

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町六丁目一番ノ六〇

■特別史跡指定

昭和 27 年 3 月 29 日（文化財保護委員会告示第 34 号）

文化財保護法第六十九条第二項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した。

説明 尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。工は慶長十五年一月に起り、末年に至って終えたものの如く、元和二年四月、義利は駿府からここに居を移した。爾後歴代ここにあり、海道を押えとして重きをなし、以て明治維新に至った。城地は北から西にわたりて低地をめぐらず平地を占めていて、南面を底とする梯形状を呈し、その北西部にあたって低地を背面とした広大な中枢部を置いている。即ち空濠をめぐらし、大手、搦手の虎口に馬出を構えた本丸を守って、その西から北にかけて御深井丸、塩蔵構を、西から南にかけて西之丸を配し、東から南東に二三丸を置き、大小天守台、塁濠には堅固な石垣を築いている。而して二之丸の東に接して御屋形があり、これらの地域の外郭としてあたかも前面を覆うが如くに南部に三之丸の広大な一■が設けられ、土塁壘を築き、空濠をめぐらしている。今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枡形、馬出、塁濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。

■文化財保護審議会からの答申

昭和 52 年 6 月 27 日

説明 昭和 7 年 12 月 12 日史跡指定され、昭和 10 年 5 月 15 日一部追加指定され、昭和 27 年 3 月 29 日には特別史跡として指定された名古屋城は、江戸時代、尾張徳川家の居城であった。

現在の指定地は本丸とその周囲の堀、二の丸周囲の堀、及び三の丸の土塁・空堀であるが、今回これに名勝名古屋城二之丸庭園を含む二の丸内部と三の丸土塁のうち東北の未指定部分を追加して指定し、枢要部の保存に万全を期するものである。

引用：文化庁、『国指定文化財等データベース』

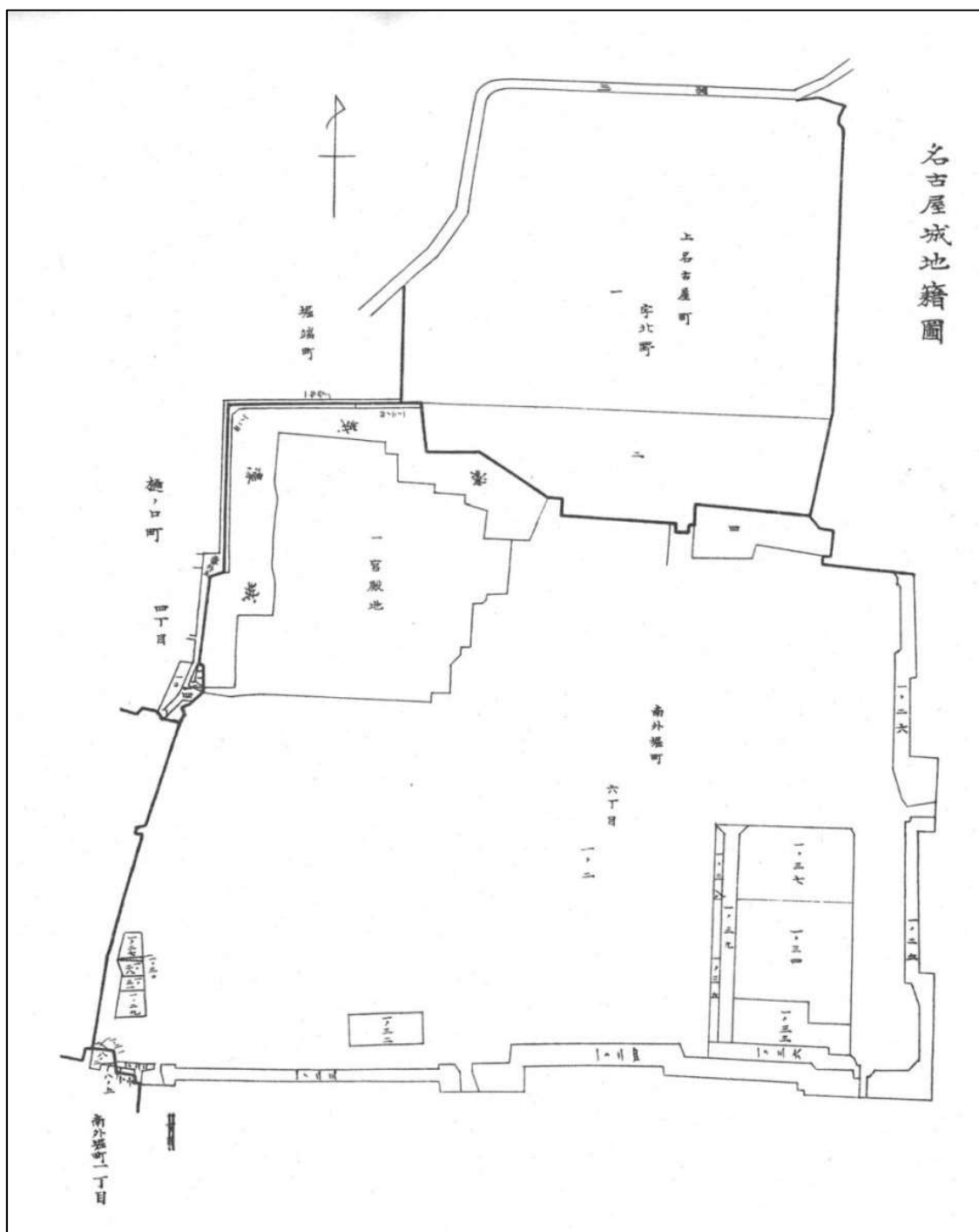


図 史跡指定時（昭和7年(1932)）の地籍図

引用：愛知県史蹟名勝天然記念物調査会、1931年、『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第九』、愛知県

表 史跡指定地の地籍表（昭和7年(1932)）（愛知県史蹟名勝天然記念物調査会（1931）から作成）

市区町丁目	地番	地目	地積	備考	所有者氏名
名古屋市西区 南外堀町一丁目	八番ノ二	軌道用地	反 ・七〇〇		瀬戸電気鉄道株式会社
同	八番ノ五	軌道用地	反 ・〇〇八		同
名古屋市西区 南外堀町六丁目	一番	公園地	坪 四三、九六二・九八		名古屋市
同	一番ノ二	師団敷地	反 実測一五六・一一 九・六二	濠一七・三〇八坪四五 内訳濠一三・八五八坪八七 五 土塁一五・六八二坪五六五	陸軍省所用官有地
同	一番ノ一 四	道路敷	坪 五二五・二〇		官有地
同	一番ノ二 〇	区役所敷地	坪 実測五六・四一	一番ノ二〇ノ内	名古屋市
同	一番ノ二 一	鉄道用地	反 ・〇〇七		瀬戸電気鉄道株式会社
同	一番ノ二 二	同	反 一・〇〇九		同
同	一番ノ二 三	同	反 一六・四一七		同
同	一番ノ二 四	同	反 二一・七七八		同
同	一番ノ二 五	同	反 一〇・六一三		同
同	一番ノ二 六	同	反 一〇・四〇四		同
同	一番ノ二 七	宅地	坪 四二〇・四五		社団法人日本放送協会
同	一番ノ二 八	同	坪 二〇四・三三		同
同	一番ノ二 九	公立学校敷地	反 二・一〇五		名古屋市
同	一番ノ三 〇	宅地	坪 一四・七六		社団法人日本放送協会
同	一番ノ三 一	公立学校敷地	反 ・九一五		名古屋市
同	一番ノ三 二	雑種地	坪 二〇〇〇・〇〇		同
同	一番ノ三 六	同	反 七・二二四		大蔵省
名古屋市西区 樋ノ口町四丁目	一〇番	土木管工事務 所敷地	坪 実測一二一・五三	一〇番ノ内	名古屋市
同	一一番	原野	反 ・二一八		同
同	一二番	道路	反 ・二二一		同
同	一四番	同	反 一・三〇八		同
同	番外五番	道路敷	反 実測二・五二〇・二	番外五番ノ内	官有地
名古屋市西区 堀端町	番外一番	道路敷	反 実測一・一二一・四 一	番外一番ノ内	同
名古屋市西区 上名古屋町北野	二番	官有地	反 二・四一八・二七	二番ノ内	陸軍省

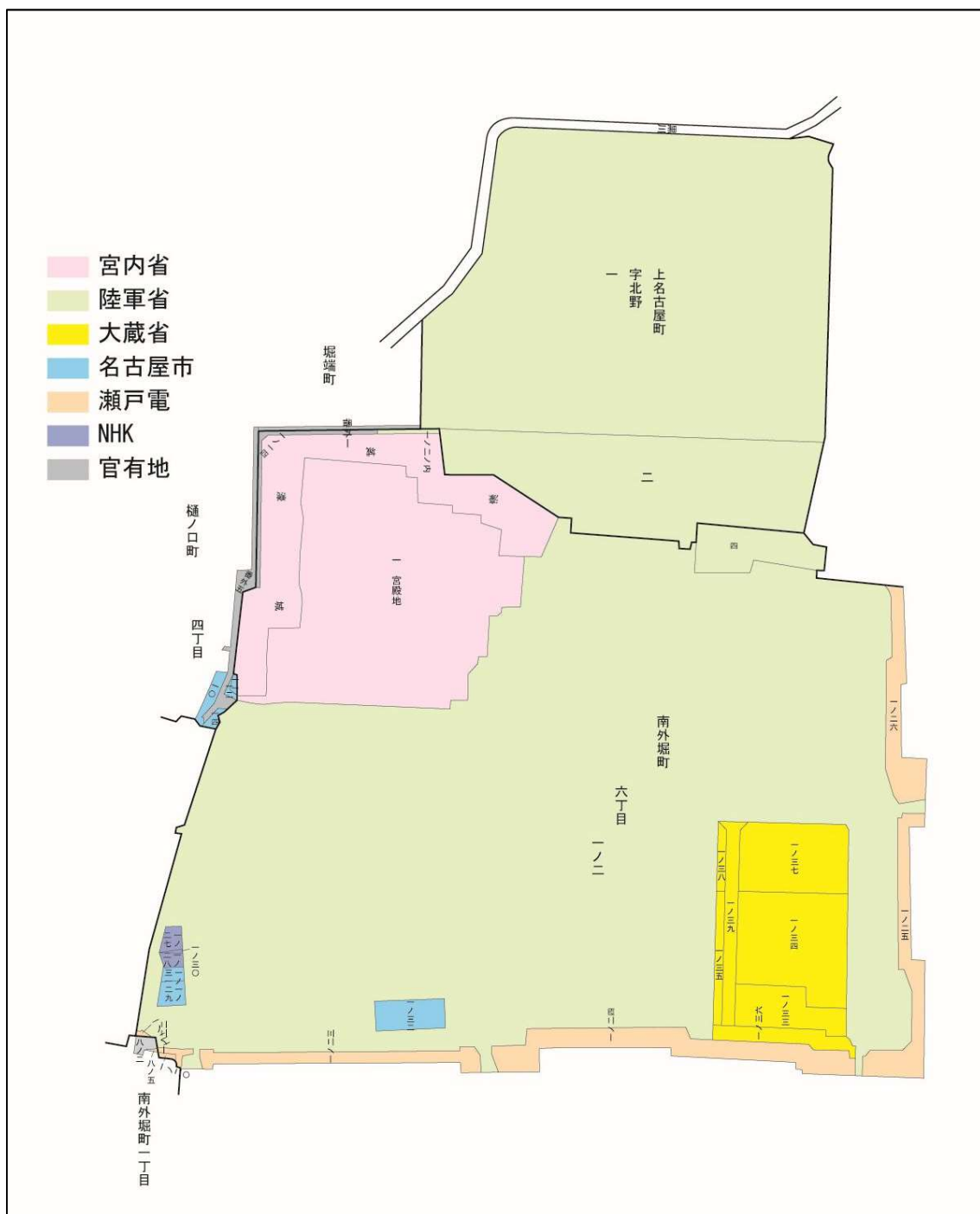


図 史跡指定時（昭和7年(1932)）の所有者区分
愛知県史蹟名勝天然記念物調査会（1931）から作成

2-1-3 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和 7 年（1932）に史跡指定された部分と、昭和 10 年（1935）に追加指定された部分の合計 27 筆、118,040.79 坪（390,217.48 m²）で構成されている。

指定範囲は昭和 7 年（1932）の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分が一部ある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内（いずれも東海財務局所管用地）については、昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。

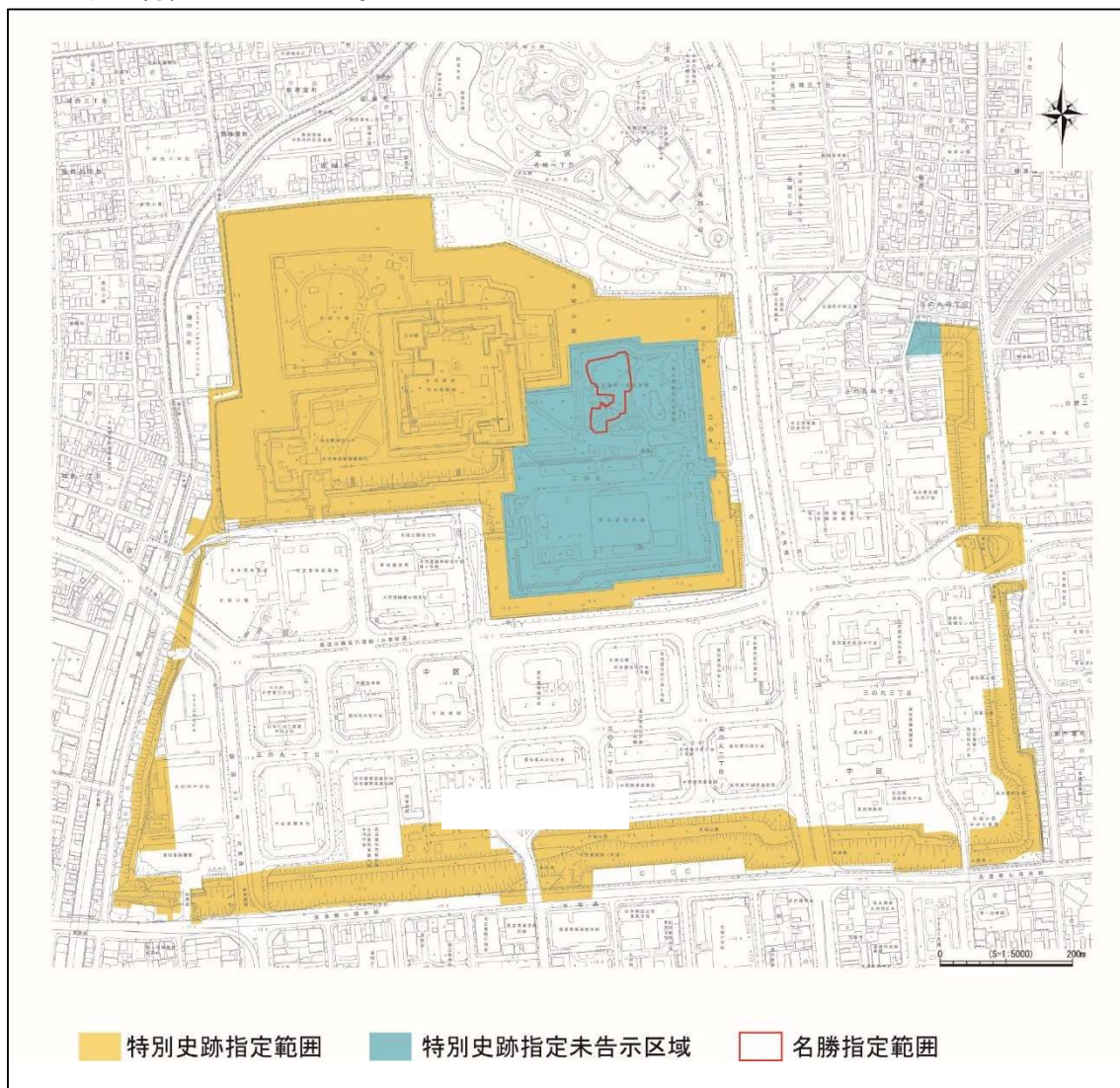


図 特別史跡指定範囲

2-1-4 特別史跡指定地の状況

(1) 土地所有区分

指定地の土地所有区分に関しては、下図に示すとおりである。概ね、本丸・御深井丸・西之丸などを名古屋市、堀及び名勝二之丸庭園などを文部科学省が所有している。また、未告示となっている名勝以外の二之丸部分を財務省が所有している。三之丸外堀部分においては、名古屋市、愛知県文部科学省、財務省、国土交通省の所有であり、鉄道の敷設された一部分が名古屋鉄道株式会社の所有となっている。

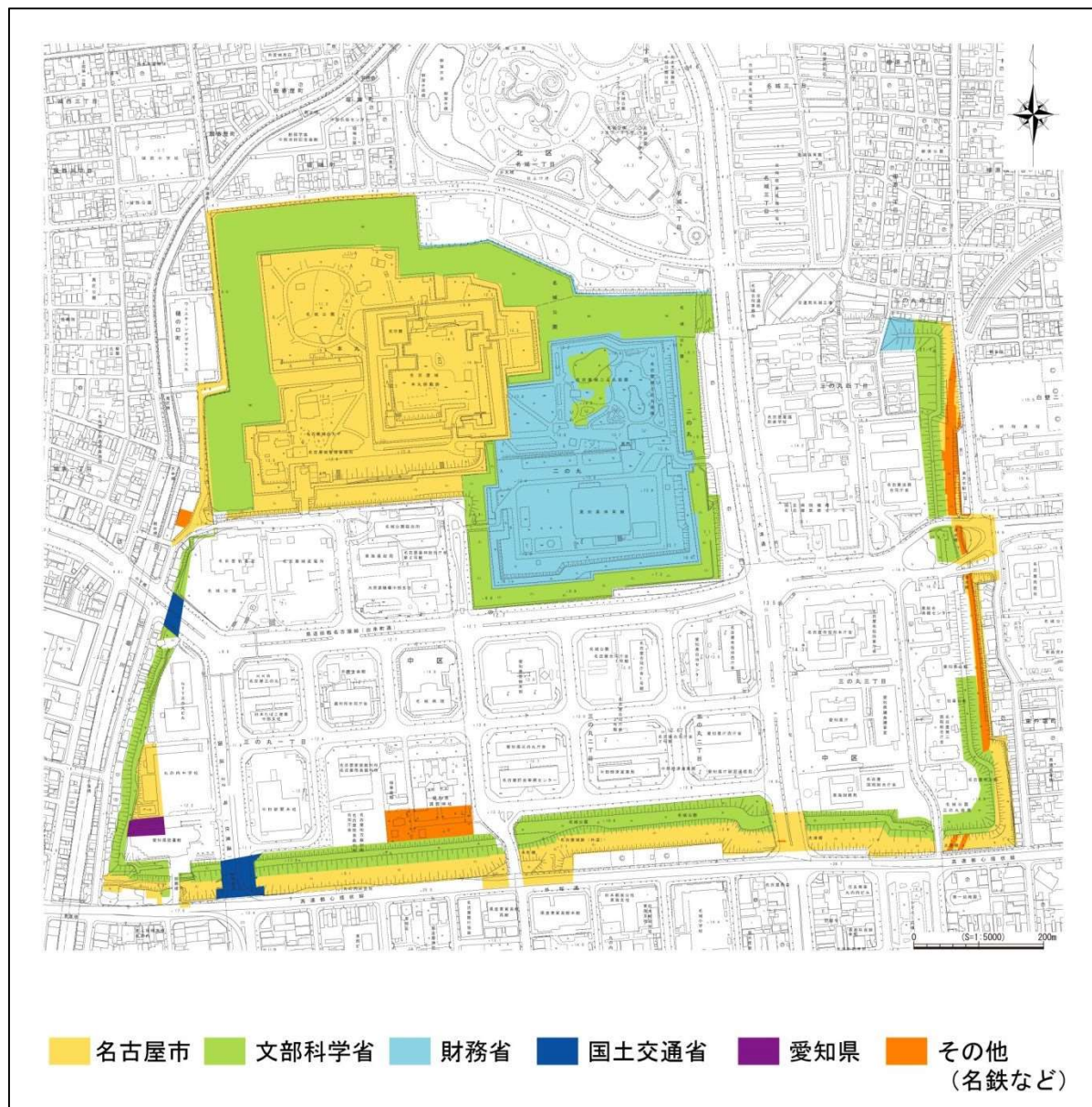


図 特別史跡指定地の所有区分

(2) 管理区分

管理区分については、所有者である国からの無償貸付を含め大部分が名古屋市の管理となる。市の管理区域については、名古屋城総合事務所が管理する部分と緑政土木局が管理する部分に分かれている。

なお、二之丸の南部の大部分については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理している。

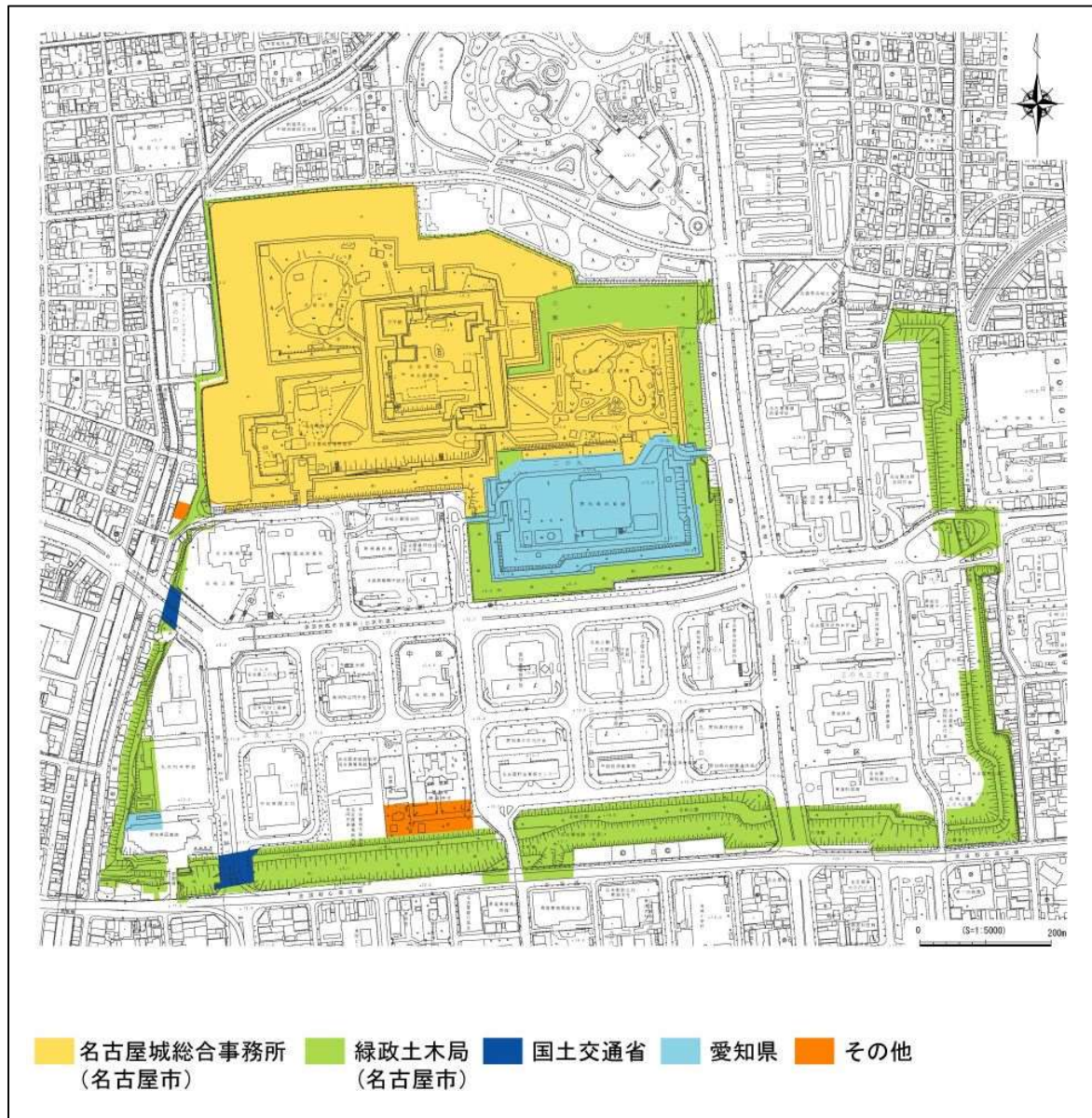


図 特別史跡指定地の管理区分

2-2 名古屋城跡の概要

2-2-1 位置・地形特性

現在の名古屋市は、日本のほぼ中央に位置し東京からは約260km、大阪からは約140kmの位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、江戸時代においても、国内の主要な街道であった東海道や中山道などの五街道の付属街道として、尾張には美濃街道、佐屋街道などが通り、近隣諸国を結ぶ街道として中山道につながる木曽街道（上街道）、善光寺街道（下街道）などが通っており、交通の利便性が良い立地環境であった。

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の3つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすもののおおむね平坦な地形となっている。

市域東部の丘陵地域は標高30～100m程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高5mから30mの極めて平坦な台地地形であり、6～9万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれている。

名古屋城跡は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄から直線距離約2.5kmの位置にある。名古屋城跡の南・東には官庁街、北には名城公園北園が広がっており、その外側には四間道などのまち並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街が残っている。また、築城に際して城下に必要な米や塩などの物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

名古屋城跡周辺の地形特性は、北西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望の開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。

徳川家康が名古屋城を築くにあたっては、北面に天然の要害を有するなどの軍事面と、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれている。

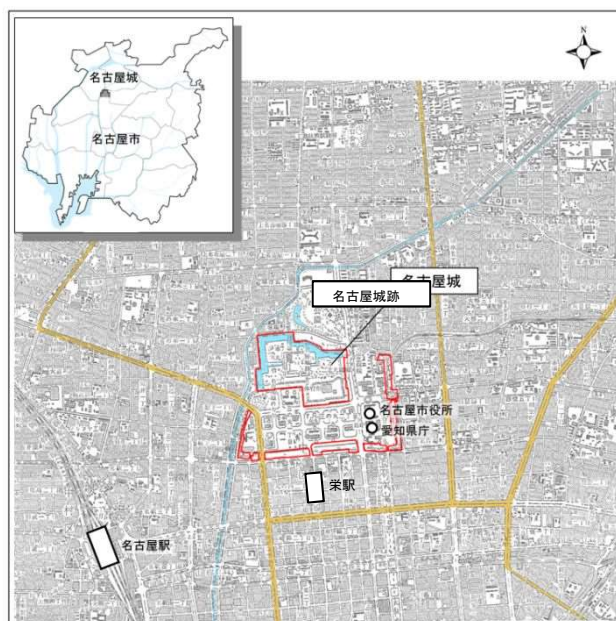


図 名古屋城跡の位置図

引用：名古屋市名古屋城総合事務所 2012、『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』、名古屋市

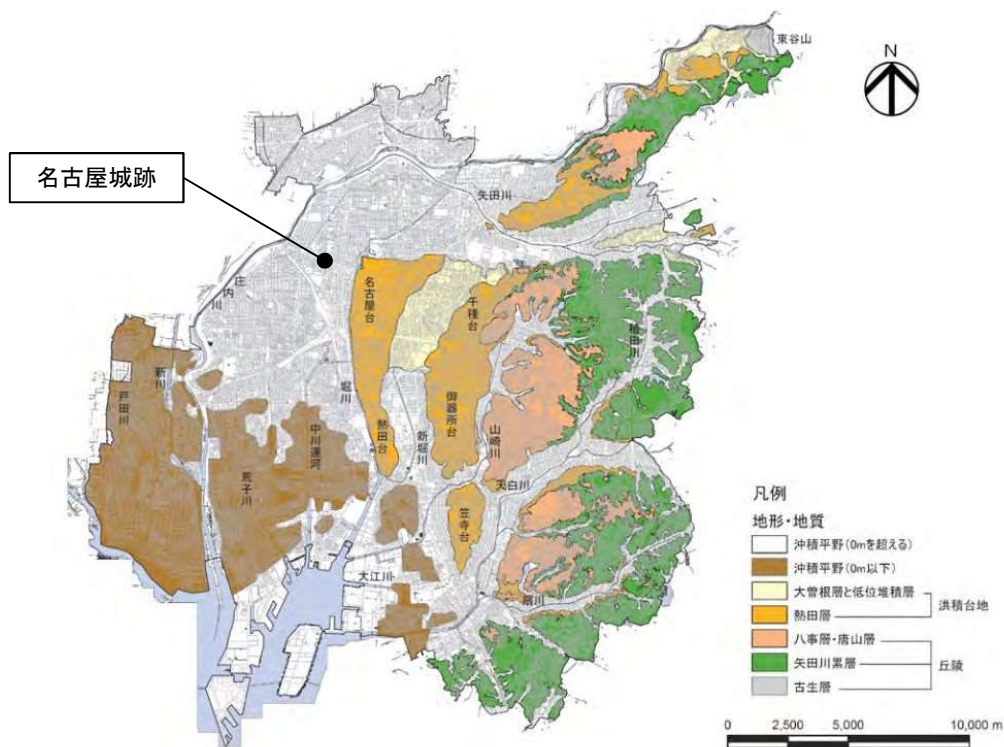


図 名古屋市の地質図

引用：名古屋市住宅都市局、2014、『名古屋市歴史的風致維持向上計画』、名古屋市



図 名古屋城跡周辺の地形図

2-2-2 歴史的環境

(1) 名古屋城跡の歴史

■古代から中世（～慶長5年（1600））

名古屋の地では5世紀から7世紀にかけて、大和王権と強力な関係を築いた「尾張氏」が東海地方の最大の豪族として台頭していた。大化元年（645）には、大化の改新で中央集権律令国家体制が成立し、地方は国・郡・里に分けられたことから、中島、海部、^{あま}葉栗、^{はぐり}丹羽、^{かすかべ}春日、^{あい}山田、^あ愛智、^{ちた}智多の8郡からなる「尾張国」が誕生した。尾張国の中心は国衙が所在していたとされる中島郡（現在の愛知県稲沢市等）と推定される。

平安時代には、各地に荘園が誕生し、名古屋では那古野荘、山田荘、富田荘が確認でき、中でも那古野荘は、後白河上皇の女御で高倉天皇の生母である建春門院に寄進された皇室領荘園であった。

室町時代になると足利一門の有力氏族である斯波氏が室町幕府における尾張・遠江・越前の守護となり、尾張では織田氏が守護の代官である守護代となった。こうした中、守護所が国の中心となり、応永年間には国衙に近く、交通の要衝であった下津（現在の愛知県稲沢市下津町）に守護所が置かれ尾張の中心となったが、文明8年（1476）斯波氏の内紛により下津の守護所は焼失した。これにより清須城（現在の愛知県清須市）を新たな守護所とし、清須が尾張の中心となった。

名古屋の地では、足利氏の流れを汲む今川那古野氏が、鎌倉時代後期から名古屋台地北部の那古野の地を領有しており、大永年間（1521～1524）には、現在の二之丸付近に那古野城を築いたとされている。

応仁・文明の乱（1467～1477）により室町幕府が没落し戦乱の世となると、尾張でも各地に割拠した群雄が相争うようになり、城や砦を築いて合戦が繰り広げられた。守護代であった織田家は文明11年（1479）より分裂し、清須城を本拠とする織田大和守家（清須織田家）の守護代・織田達勝の重臣であった織田信秀（信長の父）が台頭した。勝幡城（現在の愛知県愛西市・稲沢市）を拠点としていた信秀は、天文7年（1538）頃に那古野城を奪取し、勝幡城からここに移って本城とした。天文15年（1546）頃には古渡城（現在の名古屋市中区）を築き居城とすると、信長に那古野城を譲った。その後、三河及び東尾張からの今川軍の侵入を防ぐために末森城（現在の名古屋市千種区）を築城し、激戦を繰り広げていたが、天文21年（1552）に末森城に没した。信秀の跡を継いだ信長は天文23年（1554）、清須城を奪うと那古野城から居城を移し、那古野城は信長の叔父にあたる信光が城主となったが家臣に殺害され、重臣である林秀貞の居城となるも、天正10年（1582）には廃城となった。

その後、守護・斯波義銀を追放し、岩倉織田家の守護代・織田信賢を降伏させるなどして尾張統一を果たした信長は、永禄3年（1560）桶狭間にて尾張に侵攻してきた今川義元を討ち取り（桶狭間の戦い）、永禄6年（1563）頃には小牧山城、永禄10年（1567）には岐阜城、天正4年（1576）には近江の安土城に拠点を移しながら、天下統一に向けて勢力を伸ばしていった。

しかし天正10年（1582）、天下統一を目前としていた信長は、家臣の明智光秀の謀反により京の本能寺にて没した。その後は謀反を起こした明智光秀を討伐し、信長の天下統一事業を引き継いだ羽柴秀吉が徳川家康を臣従させるなどして、天下統一を成し遂げた。

慶長3年（1598）、秀吉が伏見城に没すると、天下の情勢は豊臣方と徳川方に二分され、慶長5年（1600）関ヶ原で天下分け目の決戦が行われ、徳川方が勝利した。

■近世（藩政期：慶長5年（1600）～明治5年（1872））

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長12年（1607）28歳の若さで死去した。その後、家康は九男の義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩の主となったことで尾張徳川家が始まった。しか

し義直は当時若干8歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の付家老に任じられた平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などから、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長14年(1609)名古屋遷府令を発した。関ヶ原の戦い以降、家康は未だ大坂に健在していた豊臣方との緊張が高まる中、豊臣方への包囲網の一環として各地の城の整備の大部分を公儀普請により進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。名古屋城は豊臣方への包囲網の形成の中で、江戸に直結する東海道の防衛の最大の拠点として築城されることとなった。

慶長15年(1610)公儀普請により、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名20名を動員して築城が開始された。動員されたのは豊臣恩顧の大名であり、彼らの経済力を弱め、幕府の脅威となることを防ぐことが目的であったと言われている。

城の地割りである縄張には家康自らも関わり、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枳形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となった。普請工事としては外様大名に各担当箇所を割り当てて石垣が築かれた。天守台石垣は石垣づくりの名手とされた加藤清正が自ら申し出て担当し、その活躍により3ヶ月を経ずに天守台石垣は完成した。天守台のみならず、名古屋城の石垣は当時の最新技術である算木積が角部に用いられている。建築工事である作事では、家康側近の中井正清が大工棟梁に当てられ、技術的な設計や計画を担当した。天守台完成から2年後の慶長17年(1612)に五層五階地下一階の層塔型の日本最大級の建築規模を誇る大・小天守が完成した。規模のみでなく大天守大棟には金鯱が上げられ、尾張徳川家の城の象徴となるにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、元和元年(1615)後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

本丸御殿完成と同年、藩主義直と紀州和歌山藩主浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和2年(1616)には義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城に移り、本丸御殿に入った。

元和元年(1615)からは二之丸御殿の整備が本格化し、元和3年(1617)に完成した。3年後には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に移住し、以後歴代藩主の生活の場であり、政務の中心である政庁となった。この頃義直は、庭園の造営に着手し、寛永5年(1628)頃に二之丸庭園(北御庭)が完成したと考えられている。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主斉朝の時代に庭園の改修が行われていると考えられている。本丸御殿は藩主義直が二之丸御殿に移住した後は閉ざされており、寛永11年(1634)の将軍家光の上洛に際して、その前年から上洛殿・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほとんど使用されることはなかったという。また、この頃に下御深井御庭が整備されたと考えられる。寛文3年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される向屋敷が整備された。

城下町の形成は、それまで尾張の中心であった清須城下からの移転である「清須越」によって行われた。これは、町人や職人などだけでなく、寺社や町名をも含めた都市ぐるみの移転であり、三之丸の南側には碁盤割状に町人地を置き、それを取り囲むように武家地を、さらにその東側と南側に寺町が配置された。

また、築城と同時期に福島正則に命じて、城の西側巾下門枳形から南の熱田に至る運河である堀川の開削が行われた。この運河は、城下に必要な米や野菜、魚や塩などの物資を運搬するために利用され、城下町の発展に絶大な効果をもたらした。

これら築城に伴い行われた城下町の形成によって、尾張の中心が名古屋へと移り、現代までつづく名古屋の街の都市形成のはじまりとなった。

名古屋城築城から59年経った寛文9年(1669)には、初となる天守の修理が行われ、天守

の惣屋根土居葺及び惣壁下地から仕直し、また惣屋根、練土瓦葺直しと漆喰新規直しなどが行われた。その後、元文5年(1740)に至るまで13回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎず、天守台石垣が沈み、天守が北西方向に傾いてしまった。このため宝暦2年(1752)、大規模な修理を断行することとなり、天守台石垣の積み直しから、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどし、宝暦5年(1755)に完了した(宝暦の大修理)。

慶応3年(1867)10月、大政奉還により幕府が朝廷に政権を返上すると、12月に王政復古の大号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では14代藩主である徳川慶勝が隠居した後も実権を握っており、新政府における議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応4年(1868))1月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣3名とその他の計14名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉事件)。

■近代(陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治2年(1869)版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋藩と犬山藩が合併して名古屋県となった。明治5年(1872)6月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、9月には二之丸、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治6年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方(廃城令)を出し、陸軍にとって不要な城郭は廃止することを命じたが、陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れた。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治21年(1888)に第三師団と改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌年(1873)から二之丸や三之丸に兵舎等が整備され、天守の仮兵舎としての機能は移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。この頃、城内には陸軍の施設が建設され、乃木倉庫もこの頃に建てられたと考えられると同時に二之丸御殿をはじめとする多くの建物が撤去された。名古屋城の保存を訴える声が多く挙がり、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とした。これにより建造物等は保存修理が施されることとなった。

明治14年(1881)には、二之丸庭園の一部、東南中央の沢谷及び沢流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制施行がされた明治22年(1889)には、下御深井御庭が徳川家より陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。

この頃、明治12年(1879)の名古屋城の永久保存の決定により、建造物等の保存修理の費用と人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治24年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では陸軍省が費用を負担し、相当な技術者を持つ宮内省が実務を行ったが、本丸多聞櫓などは撤去された。

■近代(離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930))

明治26年(1893)、名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。

明治30年・31年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設け排水したことにより空堀と化した。またこの頃に本丸大手馬出西側の堀が埋め立てられたと考えられる。

明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸が宮内省に移管となり、明治43年(1910)に濃尾地震で被害を受けた榎多門を撤去して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年完成した。明治44年

(1911)には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線(土居下駅～堀川駅間)が開通した。この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和51年(1976)瀬戸線の栄町乗り入れにより廃線となった。

大正8年(1919)前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。

大正10年(1921)暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復工事が開始され、大正12年(1923)に完了した。このとき、漆喰であった白壁を白セメントモルタル仕上げとした。

■近代(市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止となり名古屋市へ下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守・本丸御殿等城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。また翌年(1931)には名古屋城(名古屋市所管部分)を一般公開し、現在の名城公園北園も同時期に開園した。この頃から市民にとって名古屋城が身近なものとなり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。

昭和7年(1932)本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約4万4千坪が史跡に指定された。同年から名古屋市は旧国宝建造物24棟の実測調査を開始し、図面等を作成した(「昭和実測図」)。また、昭和15年(1940)からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は700枚以上にものぼる(「ガラス乾板写真」)。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける前の名古屋城の姿を現在に伝えるものとして貴重な史料となっている。

名古屋城が史跡指定を受けた昭和7年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎(昭和8年築(1933))や、愛知県庁舎(昭和13年築(1938))など帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和17年(1942)には旧本丸御殿障壁画345面附16面が旧国宝に指定された。

太平洋戦争終戦間近の昭和20年(1945)5月、空襲により天守、本丸御殿等主要な建造物を焼失し、本丸の東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸の二之丸東二之門、二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の6棟のみが辛うじて残された。旧本丸御殿障壁画は、同年3月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵はガラス乾板・昭和実測図とともに西南隅櫓に移されており焼失を免れた。それら障壁画は焼失を免れた他の県内の旧国宝とともに灰宝神社(現在の愛知県豊田市)に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和21年(1946)に疎開先から名古屋城に戻された。

■現代(市営期：昭和20年(1945)～)

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦の翌年の昭和21年(1946)には一般公開を再開した。昭和25年(1950)の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門の4棟と旧本丸御殿障壁画183面附16面が重要文化財に指定された。重要文化財に指定された建造物は、昭和27～28年(1952～1953)に東南隅櫓の解体修理、昭和37～39年(1962～1964)に西北隅櫓の解体修理を行った。昭和30・31年(1955・1956)には重要文化財へ旧本丸御殿障壁画149面・331面附369面が追加指定された。

昭和27年(1952)には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和34年(1959)には市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。昭和53年には不明門の復元を行った。

二之丸では昭和28年(1953)に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、昭和42年(1967)には名勝名古屋城二之丸庭園を一般公開した。戦後より名勝指定範囲以外では旧兵舎を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和38年(1963)に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県が愛知県体育館を建設した。これに伴って二之丸大手二之門と二之

丸東二之門を解体したが、昭和 42 年（1967）に解体後保管していた部材を替えることなく二之丸大手二之門を原位置へ復原、昭和 47 年（1972）には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和 50 年（1975）にはそれぞれ重要文化財に指定された。昭和 48・49 年（1973・1974）には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和 54 年（1979）に一般公開した。なお、二之丸内と三之丸北東土塁は昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。平成 9 年（1997）には御深井丸にある陸軍期に建てられた乃木倉庫が国登録有形文化財に指定された。

平成 21 年（2009）1 月には本丸御殿の復元工事に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っており、平成 30 年（2018）に全体公開の予定である。

平成 22 年（2010）から平成 25 年（2013）にかけて旧二之丸東二之門の解体修理を行い、平成 22 年から平成 27 年（2015）にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。平成 24 年度（2012）には『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』を策定し、これに基づいて平成 25 年度（2013）から二之丸庭園の修復整備に着手するなど、城内の文化財の保存整備を順次行っている。

(2) 名古屋城跡の構造

1) 縄張

名古屋城は平地に築かれた平城であり、城の北側と西側には低地が広がり、城の立つ台地との比高差は10mを超える。四方を空堀で囲まれた本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式であり、各曲輪とも方形で直線状と単純である。西之丸西側と御深井丸・二之丸の北側の二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁で囲まれている。また、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。

本丸の南と東には馬出が設けられ、これらと本丸を囲む二之丸・西之丸・御深井丸は堀で仕切られ独立しており、各間は全て本丸内堀に接して築かれた幅の狭い土橋で連結されていた。これにより土橋を渡ろうとする敵を本丸内から攻撃することができ、いずれかの曲輪が落ちたとしても各曲輪は独立しているため、他の曲輪へ侵攻しにくくなる。さらに重要な虎口は二重の門で構成された枡形が設けられていた。

このように名古屋城の縄張は、曲輪が方形で直線状と単純なものであるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

なお、各門の名称は『金城温古録』においては、本丸の「表二之門」は「南二之御門」、三之丸の「本町門」は「本町御門」と記述されている。

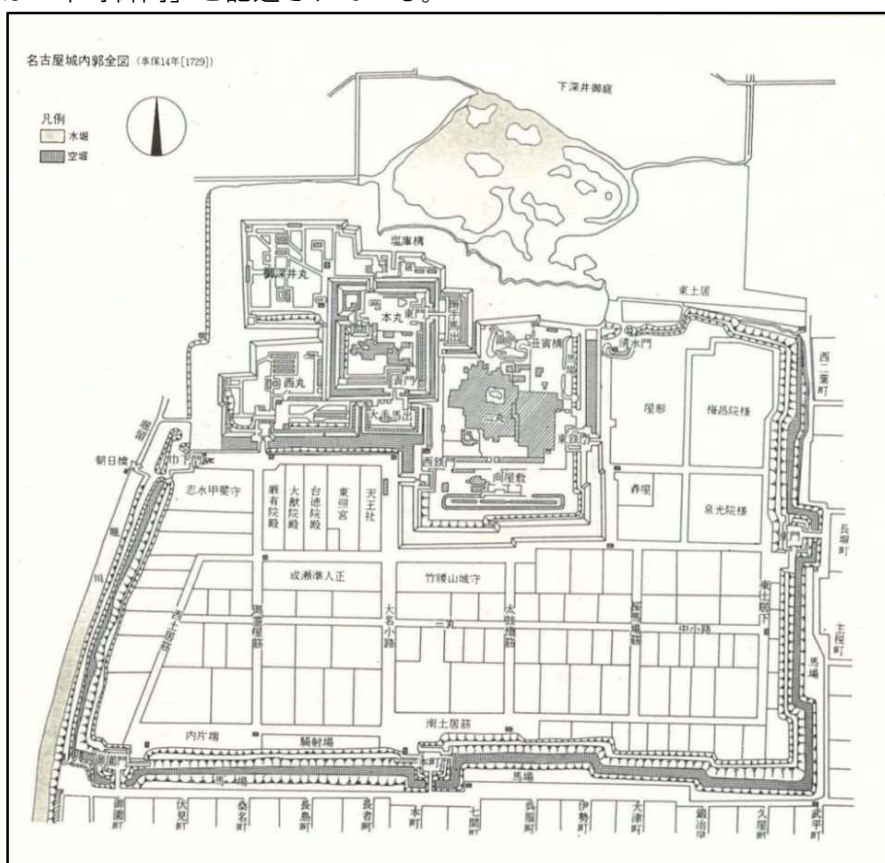


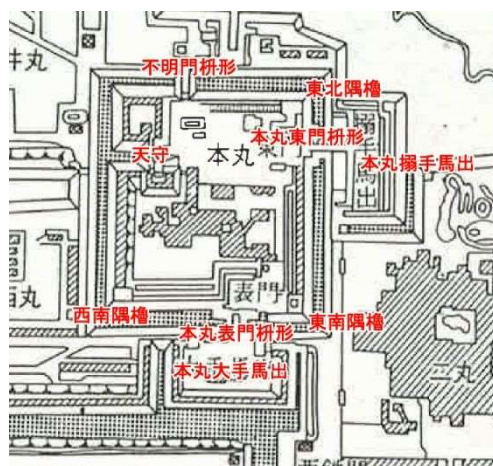
図 名古屋城内郭全図（享保14年-1729）

引用：内藤昌・渡辺勝彦・他、1985、『日本名城集成 名古屋城』、小学館

■本丸

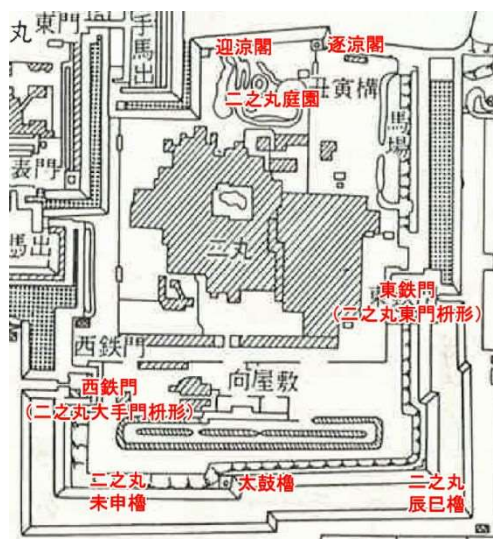
本丸には三つの門があり、南の表と二之丸側の搦手には二重の門で構成された枡形を設け、その外側に総石垣の巨大な馬出を配置することとで容易に進入できない構造となっていた。本丸表門枡形外側の大手馬出は特に巨大で、枡形と共に多聞櫓が巡らされた強力な馬出であった。北側の御深井丸との境には不明門枡形があるが、あかずの門とされていた。

四隅には天守と3つの隅櫓が設けられ、それぞれが多聞櫓等でつながれていた。



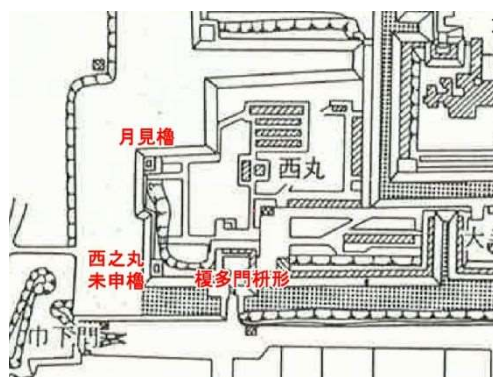
■二之丸

二之丸は、本丸の南東に位置し、本丸搦手馬出及び本丸大手馬出に接している。二之丸の西と東には鉄門くろがねもんを備え、三之丸とつながる。二ヶ所の鉄門も本丸と同じく二重の門で構成された枡形であった。北東隅、南東隅、南西隅に隅櫓、南面の中程に太鼓櫓が建てられるとともに、二之丸庭園の北側には、北西隅に迎涼閣、二之丸北面の中程の出隅に逐涼閣が建てられていた。二之丸の枡形門部分は多聞櫓で囲まれていたが、これ以外の外周の多くは土堀で囲まれていた。



■西之丸

西之丸は、本丸南西部に位置し、南側に枡形門である複多門があり、三之丸とつながる。櫓は南西隅に未申隅櫓、北西隅には月見櫓が建てられていた。南面には多聞櫓があり、その他は土堀で固められていた。



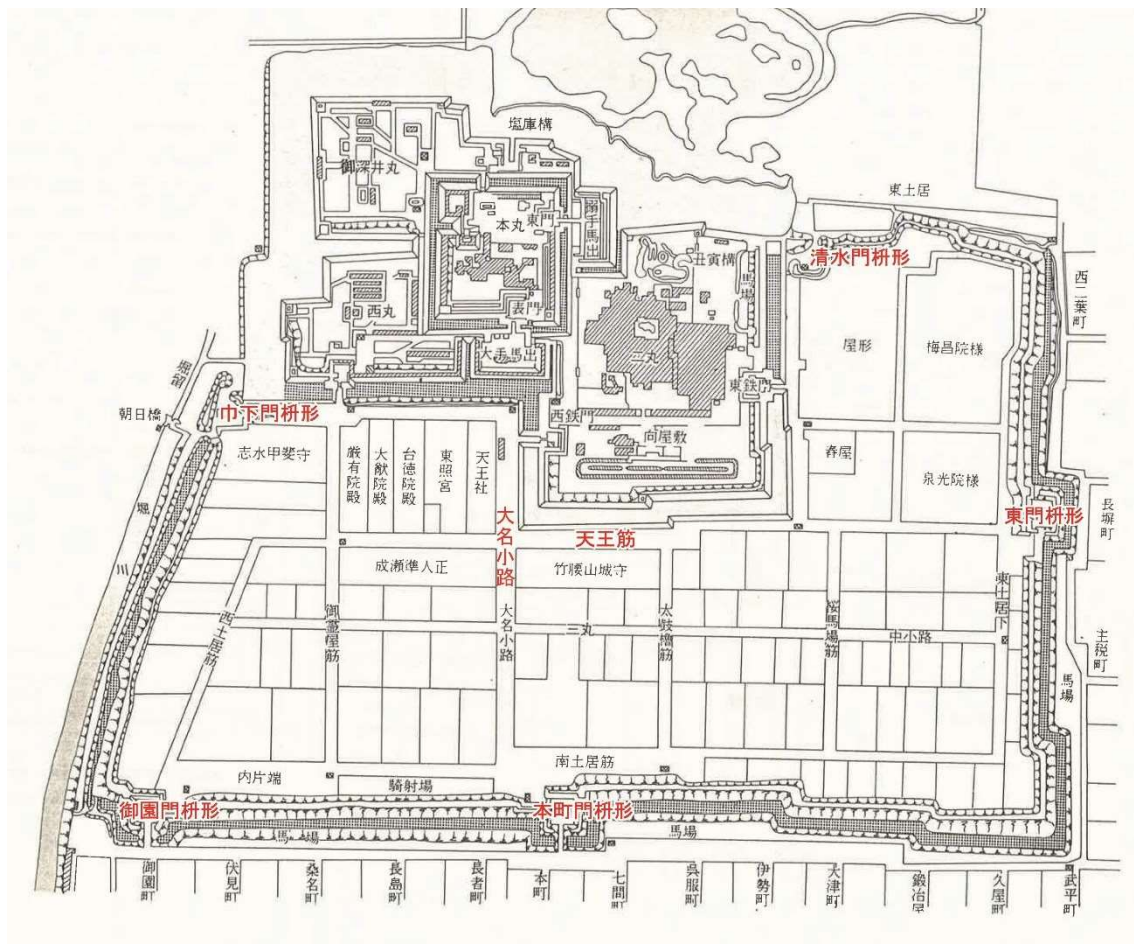
■御深井丸

御深井丸は本丸の北西に位置し、本丸とは不明門枡形でつながり、西之丸とは透門枡形でつながっていた。また、御深井丸の東部には塩蔵構があり、枡形の塩蔵門を配していた。外堀（水堀）に面する北側には西北隅櫓と弓矢櫓が建てられており、塩蔵構を除く曲輪の外周は堀で囲まれたが、西面と北面の一部は多聞櫓となっていた。



■三之丸

三之丸は西之丸の南から二之丸の東にかけて、曲輪内を横断する天王筋や二之丸御殿に出入りする本通りである大名小路を配し碁盤目状に広がっており、曲輪内には上級武家屋敷や社寺などが立ち並んでいた。土塁と空堀で曲輪を囲み、巾下門、御園門、本町門、東門、清水門の5つの虎口があり、それぞれ石垣を用いて枡形を形成していた。



■下御深井御庭

二之丸・御深井丸の北側の湿地には広大な下御深井御庭が広がっていた。二之丸・御深井丸との境である南側は外堀（水堀）で、東側を土居、西側・北側を大幸川や土塁、堀、竹垣で囲っていた。

南西には大手門として^{ぼうあんもん}茅庵門枳形を設け、搦手としては三之丸の清水門枳形北側に高麗門枳形を設け、それぞれ高堀と冠木門で枳形を構成していた。



図 下御深井絵図

引用：江戸時代後期、『名古屋城特別展 巨大城郭名古屋城』、名古屋市蓬左文庫

2) 文化財などの状況

名古屋城跡は、昭和7年（1932）に史跡指定され、昭和27年（1952）には特別史跡に指定されている。その他、指定地内には、現存する櫓、門、旧本丸御殿障壁画などの重要文化財や、近世を代表する城郭庭園である名勝二之丸庭園、天然記念物である名古屋城のカヤなどがあり、多くの文化財が併存している。また、陸軍省の所管であった明治期に建てられた乃木倉庫は、歴史的価値をもつ近代遺構として、国登録有形文化財に登録されている。文化財の指定経緯及び一覧を以下に示す。

表 文化財指定の経緯

和暦	西暦	事項
昭和5年	1930年	名古屋城城内建造物24棟が旧国宝に指定される
昭和7年	1932年	名古屋城のカヤが天然記念物に指定される
		名古屋城が史跡に指定される
昭和10年	1935年	「史跡 名古屋城」に御園橋西の土塁が追加指定される
昭和17年	1942年	本丸御殿障壁画282面 附63面が旧国宝に指定
昭和25年	1950年	文化財保護法の施行に伴い 西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、本丸表二之門、 旧本丸御殿障壁画襖・障子類183面 附16面が国の重要文化財に指定される
昭和27年	1952年	名古屋城跡が特別史跡に指定される
昭和28年	1953年	二之丸庭園の一部が名勝に指定される
昭和30年	1955年	旧本丸御殿障壁画襖・杉戸絵149面が重要文化財に指定される
昭和31年	1956年	旧本丸御殿障壁画天井板絵331面 附入側天井板絵369面が重要文化財に指定される
昭和50年	1975年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門）が重要文化財に指定される
平成9年	1997年	乃木倉庫が登録有形文化財に登録される

表 文化財指定の状況

区分	番号	名称	指定年月日
重要文化財	①	東南隅櫓	昭和25年8月29日
	②	西南隅櫓	昭和25年8月29日
	③	西北隅櫓	昭和25年8月29日
	④	本丸表二之門	昭和25年8月29日
	⑤	旧二之丸東二之門 （本丸東二之門）	昭和50年6月23日
	⑥	二之丸大手二之門	昭和50年6月23日
	⑦	旧本丸御殿障壁画	昭和25年8月29日（183面 附16面） 昭和30年6月22日（149面） 昭和31年6月28日（331面 附369面）
名勝	⑧	二之丸庭園	昭和28年3月31日
天然記念物	⑨	名古屋城のカヤ	昭和7年7月25日
登録有形文化財	⑩	乃木倉庫	平成9年6月12日

※指定年月日は、現在指定・登録されている区分の指定年月日を示す。

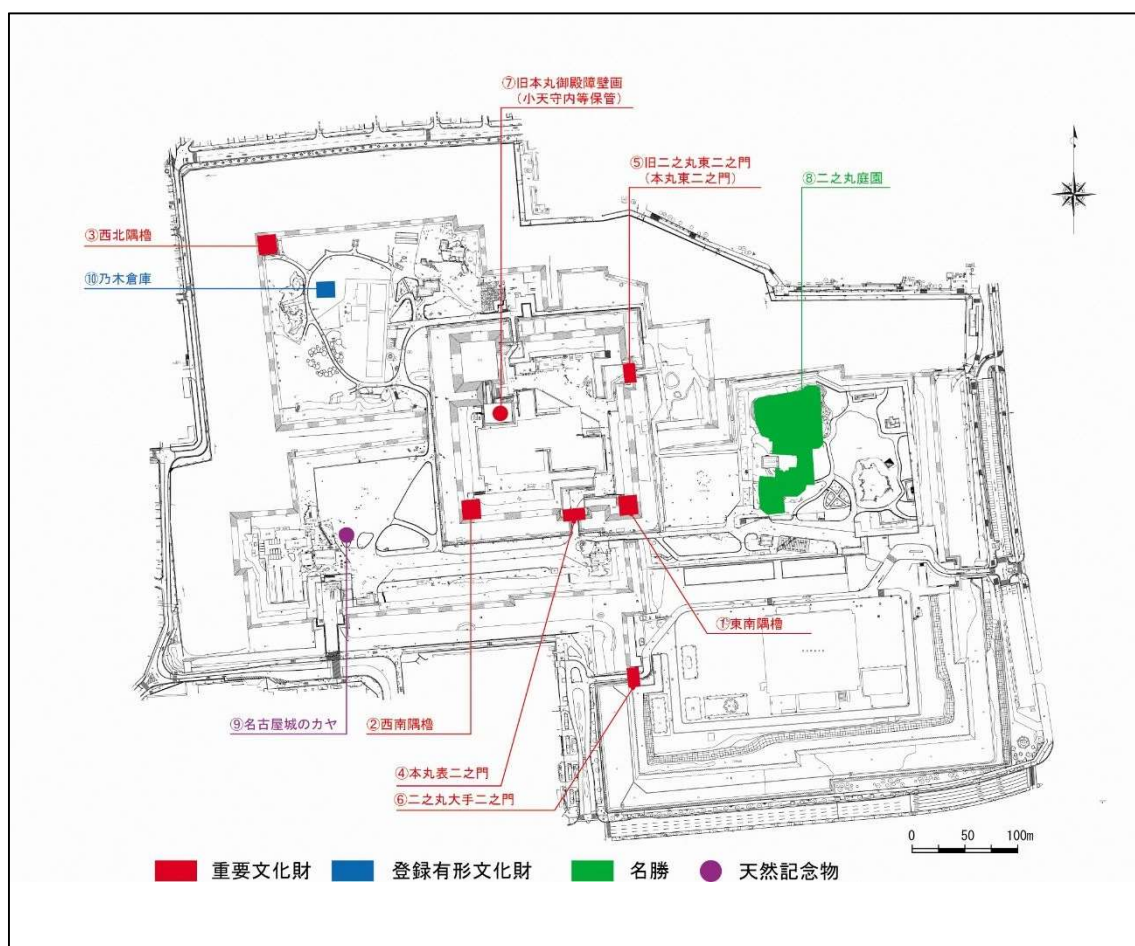


図 文化財の位置図

(3) 発掘調査の履歴

名古屋城跡での埋蔵文化財発掘調査は、昭和 50 年（1975）の名古屋城二之丸庭園の調査を先駆けとして、その後、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会などにより断続的に行われており、現在までに二十箇所以上の地点で調査が行われている。また、出土品については、各々が保存している。

昭和 50・51 年（1975・1976）に発掘調査が実施された二之丸庭園では、二之丸の北御庭の園池東端、東御庭の霜傑（茶席）跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認された。発掘調査の結果に基づいて、昭和 53 年（1978）には、遺構の展示を含めて東庭園が整備され、ほぼ現在見られる二之丸庭園の姿となった。

三之丸の大半は名古屋城三之丸遺跡として埋蔵文化財包蔵地として周知されている。三之丸の発掘調査は、庁舎や裁判所・病院・図書館などの公共施設建設に伴う緊急的な行政発掘調査として行われている。確認された遺構の多くは、近世の武家屋敷の溝、井戸、土杭や、街路として利用されていた排水施設など近世の城下町に関する遺構が確認されている。また、各地点で中世・戦国期的那古野城の遺構と思われる屋敷区画の溝や井戸・土坑・道路などが多数確認されている。

本丸・二之丸・西之丸・御深井丸及び外堀など、特別史跡範囲内（未告示区域を含む）については、発掘調査の回数は決して多いとは言えない。近年、本丸御殿・二之丸庭園・西之丸など、城内整備とその附属設備設置に伴う発掘調査の機会は確実に増えている。部分的ではあるが、近世城郭に関する遺構や、近世城郭建設時の盛土によって埋め立てられた中世以前の遺構・遺物の発見例も増加している。

特別史跡を構成する重要な要素の一つである石垣については、昭和 45 年から修復整備を継続

して行っており、平成16年（2004）から本丸搦手馬出周辺の修復整備が開始され、本格的な文化財調査が同時に実施されており、現在も継続中である。うち、元御春屋門地点については、平成17年（2005）の『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』で、部分的ながら石垣解体調査についての報告がされている。北側「旗台」石垣では、背面盛土や裏栗石の状況から、築城期から5、6回の築造工事が行われ、石垣の積み直しを行っている可能性が指摘された。名古屋城での石垣築造や修復についての解明はこれからの大きな課題の一つであり、本丸搦手馬出周辺の調査はその端緒になると思われる。



図 発掘調査位置図

表 発掘調査履歴

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
①	名古屋城二之丸庭園地点	1975 ～1976	名古屋市教育委員会	『名古屋城二之丸庭園発掘調査概要報告書』	北御庭の園池東端、東御庭の霜傑、暗渠、南池が検出
②	名古屋市公館地点 (1次・3次) 丸の内中学校地点(2次)	1987 ～1988	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡-1,2,3次調査の概要』	近世の武家屋敷地の街路、区画溝、屋敷地境、門、廃棄土坑などを確認。 南土居筋、東土居筋を確認
③	愛知県図書館地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅰ』	弥生中期～平安時代の竪穴住居群、墳丘墓、遺物等を確認 戦国時代の溝を確認 近世の武家屋敷に関連すると思われる溝、井戸、建物基礎、廃棄土坑、地下室などを確認 西土居筋、御園門内側の「内片端」広場を確認
④	名古屋第一地方合同庁舎地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅱ』	那古野城に関連すると思われる溝・井戸・柵列・堀等の遺構を確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、礎石建物、廃棄土坑などを確認
⑤	名古屋家庭簡易裁判所合同庁舎地点	1990 ～1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅲ』	奈良～平安時代の柱穴、土坑を確認 戦国時代の大溝などを確認 近世の武家屋敷に関連する土坑、ピット、井戸、溝などを確認
⑥	愛知県警察本部地点	1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅳ』	戦国時代の堀(溝)などの遺構を確認 江戸時代の武家屋敷の溝、井戸、柵列、土坑、屋敷地境、石列、建物跡などを確認 江戸時代の遺構群が整地層の上面から検出されたことにより、築城時に計画的な整地が行われたことが判明
⑦	本町門地点	1991	名古屋市教育委員会	『名古屋城本町門跡発掘調査概要報告書』	本町門の堀跡を確認
⑧	中部電力地下変電所地点	1992 ～1993	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第4・5次発掘調査報告書-遺構編・遺物編』	那古野城期の屋敷区画、道路など 将軍家「御霊屋」関係の遺構・遺物 陸軍病院関係の遺構・遺物
⑨	愛知県三之丸庁舎地点	1993 ～1994	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三之丸遺跡Ⅴ』	古墳時代、戦国時代、江戸時代の遺構・遺物を確認 江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる土坑、溝、井戸、建物跡、掘り込みなどを確認
⑩	名古屋市能楽堂地点	1993 ～1994	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第6・7次発掘調査報告書』	室町時代の土坑墓群を確認 戦国時代的那古野城関連遺構群を確認 近世の武家屋敷の井戸、土坑、溝を確認
⑪	無線統制室地点	1995	愛知県教育委員会	『代替無線統制室建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷の溝、柵列(塀)、土坑などを確認
⑫	名城病院地点	1995 ～1996	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第8・9次発掘調査報告書』	中世、近世の遺構・遺物を確認 近世の溝状遺構、道跡、塀(柵)状遺構、井戸、土坑などを確認
⑬	地下鉄出入口地点	1998	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡第10次発掘調査報告書』	戦国時代的那古野城に関連すると思われる溝などを確認 江戸時代の武家屋敷の土坑、柱穴、溝などの遺構を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
⑭	下水道管築造地点	1999～2000	名古屋市教育委員会	『下水道工事に伴う埋蔵文化財報告書』	江戸時代初期の地割に関係すると思われる溝や土坑などを確認
⑮	NTT 電話工事地点	2000	(株)西日本電信電話名古屋支店	『名古屋城三の丸遺跡-平成12年度 NTT 電話工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる廃棄土坑、溝などを確認
⑯	ガス管埋設工事地点	2001	(株)東邦ガス	『名古屋城三の丸遺跡-ガス管埋設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	奈良・平安時代の竪穴住居を確認 近世では、断面観察により中小路の一部を確認 熱田層が確認されず、名古屋城築城に際し、三之丸一体で大規模な造成が行われたと推察された
⑰	地方簡易裁判所庁舎地点	2001	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅵ』	那古野城関連の遺構と思われる戦国時代の溝などを確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、土坑、掘り込みなどを確認
⑱	国立名古屋病院地点	2002	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅶ』	古墳時代から古代の集落遺構を確認 那古野城に関連すると思われる遺構を確認 江戸時代の庭園遺構、屋形に関する遺構群を確認 近代の名古屋陸軍病院の遺構を確認
⑲	東清水橋東交差点地点	2002	名古屋市教育委員会	『愛知県埋蔵文化財情報19』	三の丸東櫓形付近の状況確認
⑳	名古屋城本丸搦手元御春屋門地点	2003・2005	名古屋市教育委員会	『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』	近世の石垣、溝、ピット等を確認 本丸搦手馬出の修復が繰り返し行われていることが判明
㉑	名古屋城巾下門跡地点	2003	名古屋市上下水道局水道本部	『名古屋城跡巾下門跡発掘調査報告書-西区樋ノ口町地内400号排水管布設工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書-』	戦国時代の整地面を確認 江戸時代の溝、土坑などを確認
㉒	地方簡易裁判所合同庁舎地点	2006～2007	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅷ』	那古野城に関連する中世・戦国期の堀、溝等を確認 近世の武家屋敷に伴う溝、井戸、土坑・ピットなどにより、屋敷表の範囲及び道の一部が判明 近代の旧陸軍関連遺構である防空壕跡などを確認
㉓	名古屋城本丸御殿地点	2006～2008	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第1,2,3,4次調査-』	本丸御殿跡の礎石、及び雨落溝、井戸、防火水槽、暗渠枳などの排水施設を確認。
㉔	樋ノ口町線地点	2009～2011	名古屋市緑政土木局	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(2011)-市道樋ノ口町線整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録-』	江戸時代の巾下水道に関わりのある木樋、木桶、木枳などを確認。 辰之口大樋脇に敷設されている石畳の一部を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
②⑤	名古屋医療センター職員宿舍地点	2011	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡-職員宿舍建設予定地埋蔵文化財発掘調査報告書-』	近世の土杭、区画溝を確認
②⑥	名古屋城本丸御殿地点	2012	名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第5,6,7,8次調査-』	本丸御殿跡に関するカマド遺構、茶台蔵の礎石、本丸南櫓形の石垣・暗渠溝などを確認
②⑦	名城公園宿泊所、二之丸東駐車場地点	2014	名古屋城総合事務所	『名古屋城三の丸遺跡 金シャチ横丁事業に伴う発掘調査報告書』	近世の土杭、柱穴が確認 近代の兵舎跡と思われる石積遺構、礎石溝、コンクリート建物跡、貯水槽などを確認
②⑧	名古屋城西之丸	2014	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(名古屋城西之丸)』	大正時代御大札に伴う整地層の確認 明治時代獄舎跡瓦片大量廃棄の痕跡 江戸時代初期土坑、戦国時代大溝などを確認
②⑨	名城東小公園	2015～2016	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡 第12次発掘調査—調査成果の概要—』	江戸時代屋敷地、道路跡、那古野城期の大溝など確認
③⑩	名勝名古屋城二之丸庭園	2013～2015	名古屋城総合事務所	『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書(第1次～第3次)』(仮称)	10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わると考えられる茶室や石組、礎石列、池跡などを確認
③⑪	名古屋城本丸御殿地点	2015	名古屋市教育委員会	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第9次調査-』	本丸表門枳形石垣の北側で石垣構築の掘方を確認

特記的な調査成果

現在は二之丸東庭園として整備されている地点で1970年代に行われた調査では、10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わる成果が確認された。この頃の二之丸庭園を描いた絵図として『御城御庭絵図』(蓬左文庫蔵)等が残されているが、調査では絵図に描かれた南池や茶席である「霜傑」、池や排水に関わる遺構が確認されている。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査として調査が行われた中部電力地下変電所地点では、徳川将軍家の御霊屋に関わる成果が確認された。遺構については御霊屋建物自体に関係する遺構は近代以降の改変が著しくはっきりしなかったが、敷地割の溝や塀跡などが確認された。鉄釉で施釉をされた葵紋の飾瓦や龍を模った施釉瓦、鉄釉で施釉した棧瓦などが出土している。

愛知県埋蔵文化財センターにより名古屋城三の丸遺跡第7次発掘調査として調査が行われた国立名古屋病院地点では、藩主の一族や側室が居住し「御屋形」と呼ばれていた屋敷地の関わる成果が確認されている。遺構としては建物跡や井戸、地下室などが確認されているが、御屋形庭園の一部と考えられる池遺構が注目される。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第12次発掘調査として調査が行われた名城東小公園地点では、家老であった竹腰家の屋敷地や三之丸の太鼓櫓筋に関わる遺構が確認された。特に太鼓櫓筋の遺構の残りがよく、道路両側の屋敷境の溝や塀に関わると考えられる土坑列などが確認されている。

(4) 史資料

名古屋城に関する記録は種々あるが、中でも『金城温古録』は、奥村得義とその養子の定が藩命によって、文政年間（1818 年～1830 年）から名古屋城を調査し、各種の記録・伝聞に自身の見聞などを加えて万延元年（1850）に完成した記録書であり、詳細な図面資料も多い。これらは江戸時代末期の名古屋城を網羅的に知ることができる重要な資料となっている。

名古屋城に関する資料で特徴的なことは、幕末から戦前にかけての写真資料が多く残されていることである。14 代藩主徳川慶勝は、独自の薬剤調合による湿式ガラス板写真技術を会得し、その技術を駆使してさまざまなものを撮影している。この中には名古屋城の建物群、二之丸御庭、下御深井御庭などがある。江戸時代末期の藩主にしか写すことができない城内の「奥」空間を始めたとした、写真が数多く残されており貴重な資料である。

昭和 7 年（1932）から旧国宝建造物 24 棟の実測調査が開始され、実測図、拓本、ガラス乾板による写真などにより記録保存されており、これらは戦災焼失以前の城の姿を知る上での貴重な資料となっている。

その他にも資料や絵図等が多く残されているが、現存している文献、絵図、古写真、実測図などの資料の一覧は、資料編に示すとおりである。

2-2-3 自然的環境

(1) 植物

1) 樹木

現在、名古屋城に生育している樹木等は、『名古屋城公園台帳測量委託（平成 21 年度）』（以下「台帳」という）により樹木の樹種、形態、位置等を把握することができる。また、名古屋城跡で観察された樹木等について著者の所見を加えて紹介している『名古屋城の自然・樹木と薬草編』（林昌利、平成 13 年（2001））により、歴史的経緯や樹種の特徴等を把握することができる。二之丸庭園については、平成 21 年度（2009）及び平成 24 年度（2012）に支障木についての調査を行っており、西之丸では、平成 26 年度（2014）に樹木調査を行った。また、天然記念物に指定されている名古屋城のカヤについては、平成 22 年度（2010）及び平成 23 年度（2011）に保存管理に関する計画書を策定している。以上の資料をもとに植生状況の把握をするものとする。

名古屋城における主な樹種は以下のとおりである。

表 主な樹種

区分	樹種名
中高木類	サクラ類、クロマツ、ツバキ類、キンモクセイ、モミジ類、イヌマキ、エノキ、ウメ、クロガネモチ、クスノキ、スギ、モチノキ、ヒノキ、アラカシ、ムクノキ、モッコク、ネズミモチ、サンゴジュ、スダジイ、シュロ
低木類	ツツジ類、ツゲ、アオキ、アセビ、カラタチ、トベラ、キャラボク、ナンテン、ムラサキシキブ、アベリア、アジサイ、ムクゲ、ロウバイ、タマイブキ、ユッカ、ウツギ、チャ、ヒュウガミズキ、センリョウ、ユキヤナギ

■本丸

本丸では、土塁上などにクロマツ、サクラ類（ソメイヨシノ、シダレザクラ、ヤエザクラなど）が多く、樹高 15m 以上のものも多く植わっている。

本丸御殿南側には大城冠^{だいじょうかん}というツバキの原木があり、築城当時から本丸御殿上洛殿の南庭にあったとされ、「御殿椿」と称されている。これは、昭和 20 年（1945）名古屋大空襲で本丸御殿とともに焼失したが、焼け株から新芽が吹き出した貴重なツバキであり、現在も本丸御殿の南側に植わっている。また、その原木から接ぎ木育成したものが、不明門南側に生育している。

本丸搦手馬出にはオニグルミが群生しており、東と南側の石垣上には、クロマツやサクラ類等が植わっている。



オニグルミ
『名古屋城の自然・樹木と薬草編』

■二之丸

二之丸の北部では、名勝に指定されている二之丸庭園をはじめとし、多くの樹種が確認されている。

名勝二之丸庭園部分では、モミジ類が他の地区に比べ圧倒的に多く、秋になると一体が紅葉し、日本庭園ならではの風情が感じられるエリアとなっている。

東庭園・南池付近では、広場の縁辺部や、霜傑亭跡北側、望鯨亭南側付近にサクラ類、ヤマモモ、ツバキ類などが植わっている。東門付近には、ボタン園、シャクヤク園などがあり、4 月から 5 月頃にかけて見頃を迎える。

名古屋城にはかつて「御深井丸御薬園」と呼ばれた尾張藩の薬草園があったことが知られていることから、庭園内の一角に「薬草コーナー」を設けている。当時あったとされるメハジキなど

の薬草の中から、土質にあった樹種を選び、栽培している。

東側の土塁上には、樹高 10m を越えるサクラ類、エノキ、クロマツ、ムクノキなどの巨木が植わっている。この土塁の西縁には、コブシやサルスベリなどの中高木類や、アジサイなどの低木類などの季節により特徴的な花を咲かせる樹木が植わっている。

上記の庭園部分については、『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年 3 月）』を策定しており、庭園遺構の保存を含めた植栽管理計画を定めている。これによると、樹木の成長による石組の圧迫や、枝葉の繁茂や樹木の密生による日照不足、樹木同士の被圧による生育阻害などが各所で発生しており、緊急性を要するものについては、『名勝二之丸庭園 植栽修復における第一次除伐計画書（平成 24 年 12 月）』に基づき、除伐などの処置を行っている。

庭園以外の部分では、二之丸広場南側の梅林のウメは、「長束」、「南高」などのさまざまな品種を見ることができ



石組を圧迫するスタジイ（平成 26 年度除伐済み）
『名勝名古屋城二之丸庭園 保存管理計画書』

る。二之丸広場内は、樹木の密度が低く、樹高 10m を越えるムクノキ、ケヤキなどが数本あるほか、広場の縁辺部にサクラ類、ヤマモモ、カイヅカイブキなどが植わっている。

無料休憩所横の藤棚のフジが植は、5 月頃には、花序が下垂し、淡紫色の多数の花を開花させる。

■西之丸

西之丸では、地区全体でクロマツが多く植えられ、土塁上などには、樹高 15m を超える巨木もある。また、カヤの木の東側のモミ、会議室付近のメタセコイヤ群の針葉樹の巨木や、幹周が 2m を超えるソメイヨシノ、エノキ、クスノキ、ムクノキなどの広葉樹の巨木が西側の土塁や、西の丸展示館北側部分などに点在している。

西之丸梅林には、白梅として「長束」、「月影」、「南高」、紅梅として「豊後」、「御所紅」、「御幸」、などの品種が植えられており、2 月頃（早春）には花が咲き、見頃を迎える。

西之丸広場には、シダレザクラ（ベニシダレ、ヤエベニシダレ、シダレ）が、十数本植えられており、4 月中旬には見頃を迎える。

総合事務所付近にある推定樹齢 600 年以上の名古屋城のカヤは、市内で唯一の天然記念物に指定されている。昭和 20 年（1945）の名古屋大空襲により、天守などとともに焼けたが、その後樹勢を回復し、現在の樹形を残している。初代藩主義直が「大坂夏の陣」出陣に際し、武勲を祈念しその実を食膳に供したとされ、以来、尾張藩では正月の祝膳に武家の食として主君に供する習わしとなったと伝えられている。



天然記念物「名古屋城のカヤ」
『国指定天然記念物『名古屋城のカヤ』調査報告書及び保存計画』

■御深井丸

台帳では、中高木の本数が最も多く確認されている。

西北隅櫓南のエノキは、築城時に5本を一束にして植えられたといわれ、「五行の木」と呼ばれている。現在は樹高約15m、総幹周4.69mにもなっている。また、西北隅櫓の南東にある樹高10m、幹周2.8mのヤマガキは、築城以前から自生していたと伝えられている。

その他、樹高15mを超えるクロマツがやスギが多く、樹高の高い針葉樹が目立つ。鵜の首北側土塁上のナラガシワは、樹高10m、幹周3.3mであり、市内最大規模といわれている。

春には、ソメイヨシノなどの高木類に加え、ドウダンツツジなどが見頃となり、夏から秋にかけてはフヨウやムクゲなど、冬から春にかけては、マンサクが咲くなど、四季折々の花が見られるエリアとなっている。



五行の木（エノキ）

■外堀（空堀）

堀内には樹木は無く、石垣上及び堀に面した歩道沿いに樹木等が植わっている。

西之丸南側の外堀歩道際には、ソメイヨシノが並木状に配植されており、3月頃になると、城内一体がサクラの花で囲まれているような景観が楽しめる。

二之丸南西側及び南西側の外堀歩道沿いでは、高木は植えられておらず、柵の際にカラタチが植えられている。



外堀周辺のサクラ並木

■外堀（水堀）

外堀（水堀）の北東部では、名城公園の遊歩道があり、シダレザクラ（ヤエザクラ）が並木上に植わっている。

御深井丸北側部分の歩道部では、サルスベリが並木上に植わっており、堀に面した部分にアベリア等の低木が植わっている。

西側及び北側の歩道には、シダレヤナギが並木状に植えられており、連続した景観が楽しめる。



シダレヤナギの列植

■三之丸外堀

南側の堀・土塁内には、ハゼノキやソメイヨシノ、ケヤキ、ムクノキ等の老巨木が植わっている。

本町橋と大津通の間の土塁は、ケヤキ、ムク、サクラ類等が植わっており、道路に面した部分にアジサイが列植されている。



三之丸外堀のソメイヨシノ

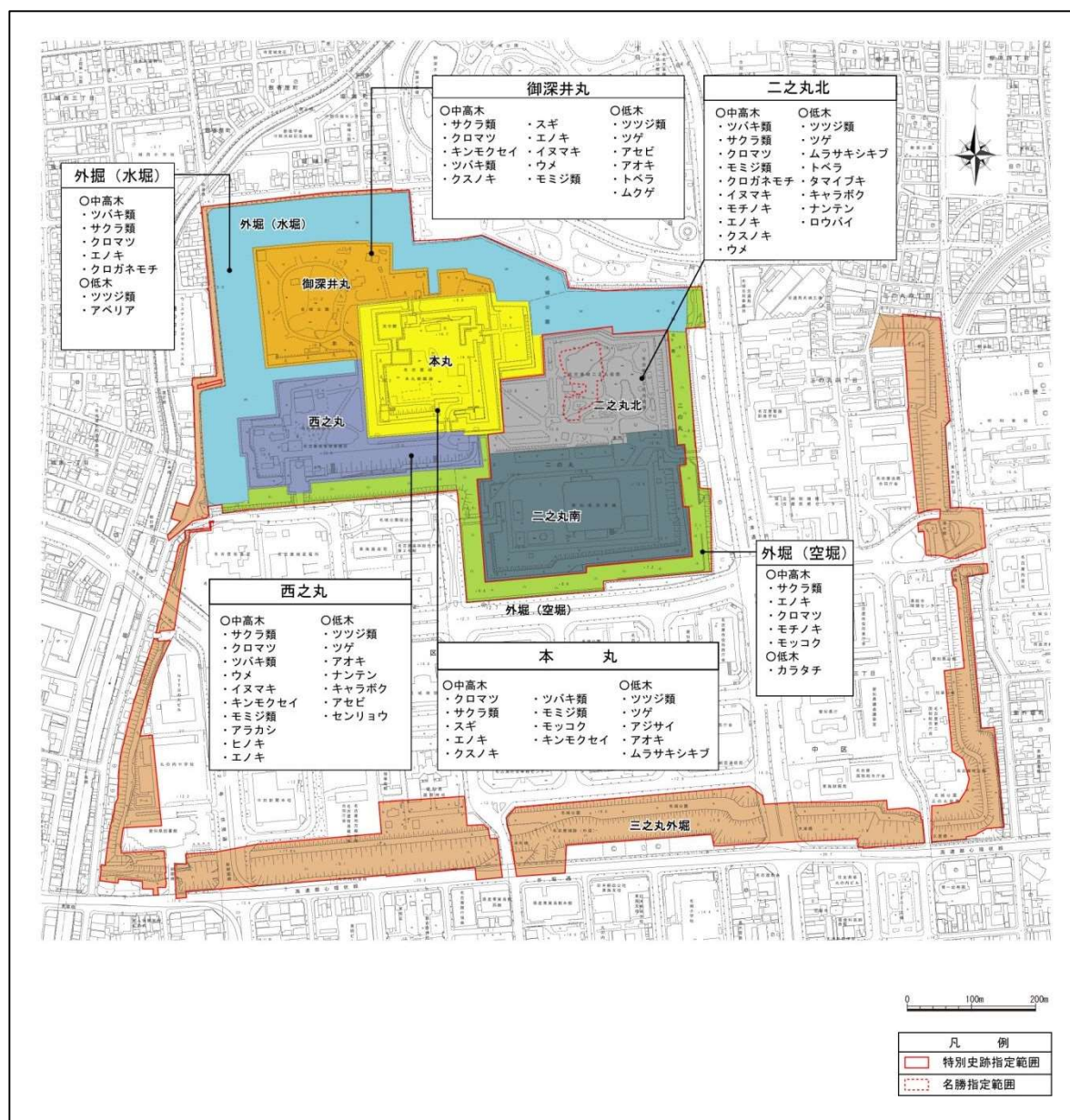


図 植栽 (中高木・低木) 分布図

2) その他の植物

名古屋城跡は先述した樹木その他、石垣など人が接近しにくい場所にはさまざまな植物が自生している。石垣に自生する植物で特に目立つのはツメレンゲで、本来の自生ではないと考えられるが、愛知県では最大の群落である。その他ウチワゴケ、トキワトラノオ、チャセンシダなどのシダ植物も自生しており、特にチャセンシダは尾張地方では唯一の自生地である。堀の土手斜面には、キクムグラの小群落がある。堀にはフサタヌキモなど多くの水草が自生していたが、現在では水質汚染によりほとんど絶滅している。しかし、現在でも、オニバス、ヒメビシなどが僅かに残存しており、水辺の湿地には、ゴキヅルが多く自生している。

これらの植物は、名古屋市の希少な生息例として扱われており、『レッドデータブックなごや2015 植物編』にて、絶滅危惧種などに選定されている。

表 名古屋城に生息する植物（樹木等を除く）

名称	分類群	生息地	カテゴリー
			名古屋市 2015
オニバス	被子植物 初期分岐群	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
センダイスゲ	被子植物 単子葉類	植込の間	絶滅危惧ⅠB類
ヒメビシ	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
キクムグラ	被子植物 真正双子葉類	外堀土手斜面	絶滅危惧ⅠB類
ツメレンゲ	被子植物 真正双子葉類	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
ゴキツル	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）の湿地	絶滅危惧Ⅱ類
ウチワゴケ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
チャセンシダ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
トキワトラノオ	シダ植物	石垣	準絶滅危惧

（2）動物

名古屋城跡は、市街地にありながら緑が多く、城郭内の樹林地や、水堀、外堀土塁のムクノキ林などにおいて多くの動物の生息が確認されている。

■哺乳類

名古屋城跡とその周辺にはコウベモグラやタヌキ、外来種のヌートリアやハクビシンが生息している。特に名古屋城の外堀は、日常的な人の侵入がほとんどないため、タヌキやコウベモグラの好適な生息場所となっている。外堀（水堀）にはヌートリアが生息し、岸辺にトンネル状の巣を作っている。この水堀では、希少な水生植物のオニバスが確認されているが、オニバスが生息している場所のすぐ近くにヌートリアが営巣しているため、オニバスへの被害が懸念されている。近年、新たに名古屋城とその周辺でオヒキコウモリの生息が確認された。外来種については都市部を含む中央部地域においても、ヌートリアの他にアライグマ、ハクビシン、シベリアイタチが確認されており、家屋への侵入や糞尿による被害が見られている。

■鳥類

『名古屋城の自然・野鳥編（林昌利著、平成14年）』によると、一年を通じてよく観察されるものは、カワウ、コサギ、マガモ、カルガモ、ヤマガラ、ムクドリ、コゲラなどである。夏鳥としては、ツツドリ、トラフズク、キビタキなどがあるが目撃頻度は高くない。冬鳥にはオナガガモ、ユリカモメ、ジョウビタキ、ツグミなどがある。

■は虫類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成21年度）』によると、ニホントカゲは、名古屋城外堀で幼体から親サイズのものまで非常に多くの個体数が確認されており、石垣の隙間などが好適な住み場所になっているものと考えられる。カメ類では、ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ミシシippアカミミガメなどが確認されている。外来種であるミシシippアカミミガメは、平成16年（2004）から取り除きを続けているが、未だカメ類のなかで最も多く個体数が確認されている。

■両生類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成21年度）』によると、特定外来種に指定されているウシガエルが確認されている。

■魚類

『なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書（平成27年度）』では、外堀（水堀）にてモツゴ、タモロコ、ナマズなどの在来種が確認されたほか、ブルーギル、オオクチバス、カムルチー

などの外来種が確認されている。

また、外堀（水堀）ではアリゲーターガーやソウギョなどの巨大外来魚が目撃されており、定置網を仕掛けるなどして捕獲を試みている。

■昆虫類

『名古屋城の自然・昆虫編（林昌利著、平成12年）』によると、市内ではたいへん珍しいヒラタクワガタやコカブトムシ、ジャコウアゲハ、キアゲハなどを見ることができる。

『名古屋城外堀に生息するヒメボタル *Luciola parvula* の発光数の記録（安田・長瀬・松永 2014）』によると、名古屋城跡の南側外堀部においては、都心部に生息する例が少なく非常に貴重なヒメボタルが観測されており、5月から6月にかけてその発光を見ることができる。



ヒメボタル
『レッドデータブックなごや 2015 昆虫類』

■クモ類

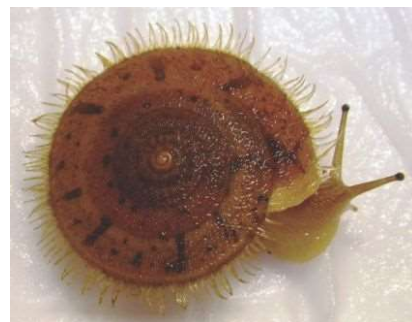
名古屋城跡に生息するクモは、20科55種（緒方・須賀,1998～1999 調査）確認されている。これらの中には、キシノウエトタテグモ、カネコトタテグモなどの個体数が少ない希少種が生息している。いずれも『レッドデータブックなごや 2015 動物編』で名古屋市の「絶滅危惧ⅠA類」に選定されている。

■甲殻類（カニ類・エビ類）

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成21年度）』では、テナガエビ、スジエビ、モズクガニなどの在来種及び外来種であるアメリカザリガニの4種が確認されている。同調査にて市内の全てのため池において、アメリカザリガニが発見されたことから、市内に広く分布・定着していることが予想されている。

■貝類

『なごや生きもの一斉調査 2012 報告書・～陸貝類調査～』では、調査によって発見された陸産貝類のうち3種の外来種（トクサオカチョウジガイ、ヒメコハクガイ、コハクガイ）が発見されている。その他、市内レッドリスト掲載種に該当するほど希少なオオケマイマイが、市内で唯一名古屋城外堀のみで確認されている。



オオケマイマイ
『レッドデータブックなごや 2015 貝類』

表 名古屋城に生息する希少動物

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市 2015
哺乳類	コウベモグラ	トガリネズミ	モグラ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキ	食肉（ネコ）	イヌ	外堀	準絶滅危惧
	オヒキコウモリ	翼手（コウモリ）	オヒキコウモリ	外堀	情報不足
鳥類	ヨシゴイ	ペリカン	サギ	外堀	絶滅危惧ⅠB類
	クイナ	ツル	クイナ	外堀	準絶滅危惧
	ヤマシギ	チドリ	シギ	外堀	準絶滅危惧
	ミサゴ	タカ	ミサゴ	外堀	準絶滅危惧
	オオタカ	タカ	タカ	外堀	準絶滅危惧

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市 2015
は虫類	ニホンイシガメ	カメ	イシガメ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	シマヘビ	有鱗	ナミヘビ	外堀	準絶滅危惧
	クサガメ	カメ	イシガメ	外堀	情報不足
	ニホンスッポン	カメ	スッポン	外堀	情報不足
両生類	ニホンアカガエル	無尾	アカガエル	外堀	絶滅危惧ⅠB類
魚類	ドジョウ	コイ	ドジョウ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タモロコ	コイ	コイ	外堀	準絶滅危惧
	ナマズ	ナマズ	ナマズ	外堀	準絶滅危惧
昆虫類	ヒラタクワガタ	コウチュウ	クワガタムシ	外堀	準絶滅危惧
	コカブトムシ	コウチュウ	コガネムシ	外堀	準絶滅危惧
	ヒメボタル	コウチュウ	ホタル	外堀	準絶滅危惧
	ジャコウアゲハ	チョウ	アゲハチョウ	外堀	準絶滅危惧
クモ類	カネコトタテグモ	クモ	カネコトタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
	キシノウエトタテグモ	クモ	トタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
甲殻類	モズクガニ	十脚	イワガニ	外堀	準絶滅危惧
貝類	オオケマイマイ	柄眼(マイマイ)	オナジマイマイ	外堀	準絶滅危惧

(3) 水質環境

名古屋城跡の外堀（水堀）は、築城当時は湧水によって水位が確保されていたが、半世紀を過ぎると湧き水の量が減り、寛文 3 年（1663）に尾張藩は堀へ水を引き入れるために庄内川の川村付近（現守山区）から堀までの水路（御用水）を引いた。昭和 49 年（1974）には御用水は埋め立てられ、次第に水位が低下した。昭和 56 年（1981）には工業用水を導入し、水位の確保が図られ、堀の水位が確保されるとともに若干の水質改善が見られた。しかし、徐々に水質の悪化が進行し、平成 5 年（1993）の夏には、水の華「アオコ」の大量発生があるなど水質の悪化が進み、透明度については悪化の度合いが大きく水質改善が緊急の課題として浮上した。

水質改善を図るため、平成 7 年度（1995）～8 年度（1996）には、環境省が定める「水質汚濁に係る環境基準」で概ねコイ、フナ等が生息できる水質に相当する日量（5,000m³）を目安とし、工業用水の日量の増加検討を行った。平成 11 年度（1999）から工業用水の日量をこれまでの約 8 倍（5,016m³）に変更し、水質の浄化を進めてきた結果、各指標において、水質の改善が図られた。

近年では、冬季の工業用水の日量を調整する等の措置を行い、経過観察を継続している。

表 名古屋城外堀の水質の推移

項目 年度	COD (化学的酸素要求量)		DO (溶存酸素)		T-P (全燐)		T-N (全窒素)		SS (浮遊物質)		透明度	
	mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		m	
単位												
平成	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月
8	12.8	18.2	11.0	11.1	0.12	0.16	1.1	1.8	21.5	31.7	0.57	0.42
10	17.1	27.5	12.1	12.6	0.14	0.19	1.2	1.6	24.6	43.0	0.53	0.40
11	6.3	8.5	11.4	9.4	0.05	0.05	0.6	0.6	9.1	14.0	0.95	0.73
27	5.2	7.4	10.7	10.5	0.10	0.10	0.8	0.9	15.7	22.0	0.48	0.60
目標値	8mg/l以下		6mg/l以上		0.1mg/l以下		1mg/l以下		10mg/l以下		1m以上	

2-2-4 社会的環境

(1) 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡指定地の大部分は、都市公園として都市計画決定されている「名城公園」である。

指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀（空堀・水堀）、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。

本丸・西之丸・御深井丸は、全て有料区域となっており、二之丸は、二之丸庭園などが位置している北側のみが有料区域となっている。

かつて向屋敷や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。

城の東と南側を囲む三之丸内は、かつて家格の高い重臣などの武家屋敷が立ち並んでいた土地であったが、当時の碁盤割の形状を保ったまま、戦後の都市計画において名古屋市庁舎や愛知県庁舎などの官公庁が建ち並ぶ官公街となっている。

また、名古屋能楽堂や駐車場がある三之丸内西之丸南は、かつて東照宮や天王社などの寺社が建ち並んでいたが、現在の位置である三之丸南の元藩校の明倫堂跡地へ移転されている。

三之丸外堀の南側と東側には、明治 44 年（1911）から昭和 51 年（1976）の間、瀬戸電気鉄道（現在名古屋鉄道株式会社）の外堀線が運行されていた。現在では、本町駅跡付近に残る煉瓦アーチなどの遺構が残っている。

名古屋城跡への来場者用の駐車場は、二之丸東駐車場及び正門前の駐車場が主に利用されている。



図 特別史跡指定地及び周辺の土地利用図

(2) 関連法規及び条例等

1) 都市計画の制限

特別史跡指定範囲及び周辺の都市計画の制限は、下図の通りである。

指定範囲のほぼ全域が第二種住居地域であり、そのうち三之丸土塁を除く範囲が準防火地域、31m 高度地区とされ、三之丸の土塁や堀の大部分については防火地域として定められている。また、指定範囲全域が緑化地域及び駐車場整備地区、ほぼ全域が都市計画公園区域及び第1種風致地区として定められている。

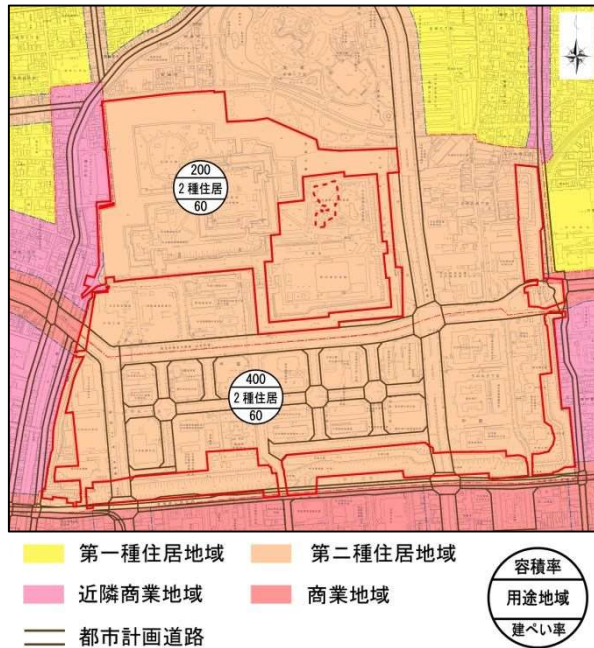


図 用途地域

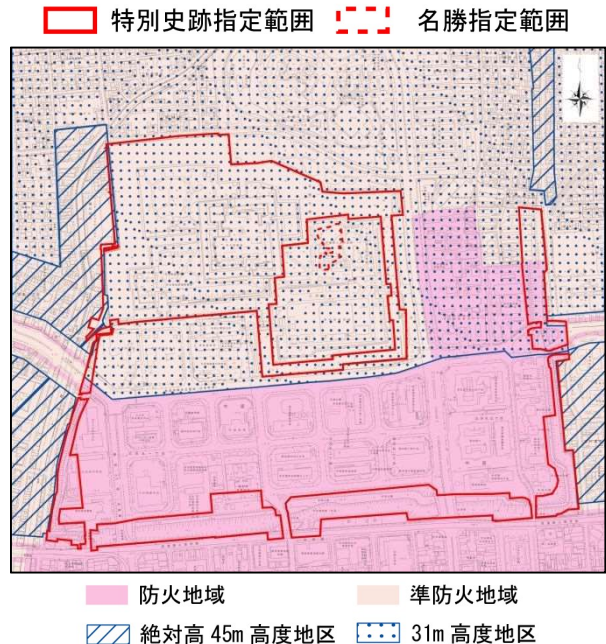


図 防火・準防火地域、高度地区

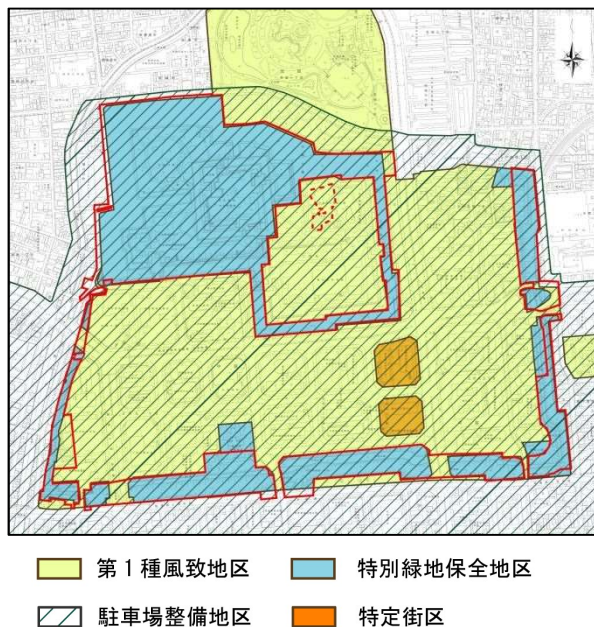


図 その他の地域地区



図 都市施設

2) 文化財保護法に基づく規制等

■特別史跡名古屋城跡

特別史跡名古屋城跡は、文化財保護法に基づき保護されている。文化財保護法第 125 条第 1 項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定され、その形状や景観を変化させる行為、史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。同項第 3 号には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができると規定されている。

また、文化財保護法第 184 条第 1 項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる」と規定されており、同法施行令第 5 条第 4 項 1 号において、この現状変更等の許可（許可の取り消し及び停止命令を含む）事務のうち、市の教育委員会が指定されており、現在、名古屋市教育委員会がこれに該当する事務を行っている。

■周知の埋蔵文化財包蔵地

特別史跡指定範囲は、全域にわたり「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の掘削等を伴う工事を行う場合は、工事の種別や規模にかかわらず、工事着手予定日の 60 日前までに文化財保護法第 93 条第 1 項に基づいて届出を提出することが義務付けられている。名古屋城跡の周知の埋蔵文化財包蔵地は、下図の通りである。

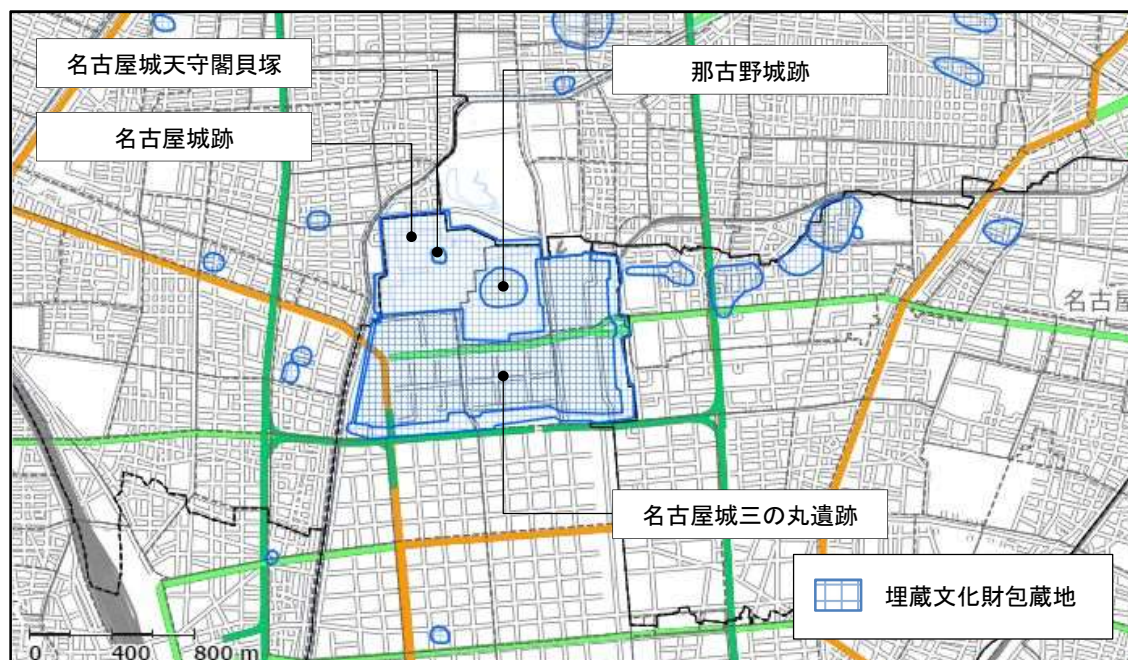


図 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

■都市公園内の許可に関する制限等

前述した通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者（名古屋市）以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。

平成27年度（2015）に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの（常設施設のみ）は、以下の通りである。

その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表 特別史跡名古屋城跡における許可実績（平成27年度）

	施設名	用途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	倉庫・更衣室	倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	写真師詰所	係員詰所	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和36年9月1日
	内苑売店（倉庫・更衣室）	商品倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	厨房・商品倉庫・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	西の丸展示館	郷土資料の展示	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和34年10月1日
	コインロッカー（東門）	荷物預かり	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	飲料水自販機（深井丸展示場）	飲料水販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫移動売店	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	天守ライトアップ用照明	天守閣ライトアップ	愛知県糖尿病協会	平成27年11月14日 ～平成27年11月15日	
管理許可施設	事務所	事務所	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	正門横売店・食堂	土産品販売・飲食飲料水販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	深井丸展示館	郷土資料展示	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	内苑売店	土産品・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	飲食	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	天守閣売店	土産品販売・観覧用	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和35年4月1日
	天守閣倉庫	商品倉庫	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	
	二の丸茶亭	抹茶販売	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	昭和44年10月1日
	木造倉庫	物品倉庫	名古屋城振興協会	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	平成25年1月18日

※常設施設のみ記載

2-2-5 周辺環境

名古屋城は、清須越により城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移し、築城とともに城下町が形成されたため、名古屋城跡に関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たしてきた近代遺構なども点在している。

これらの遺構等は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、後世に名古屋の歴史を伝える貴重な資産であるといえる。

■関連計画における歴史的風致地区

『名古屋市歴史的風致維持向上計画（平成 26 年策定）』では、名古屋市の維持向上すべき歴史的風致地区として、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味地区の 3 箇所を重点区域に設定している。

名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭、名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲及び町並み保存地区（白壁・主悦・槇木地区、四間道地区）の範囲などにより、区域を定めている。

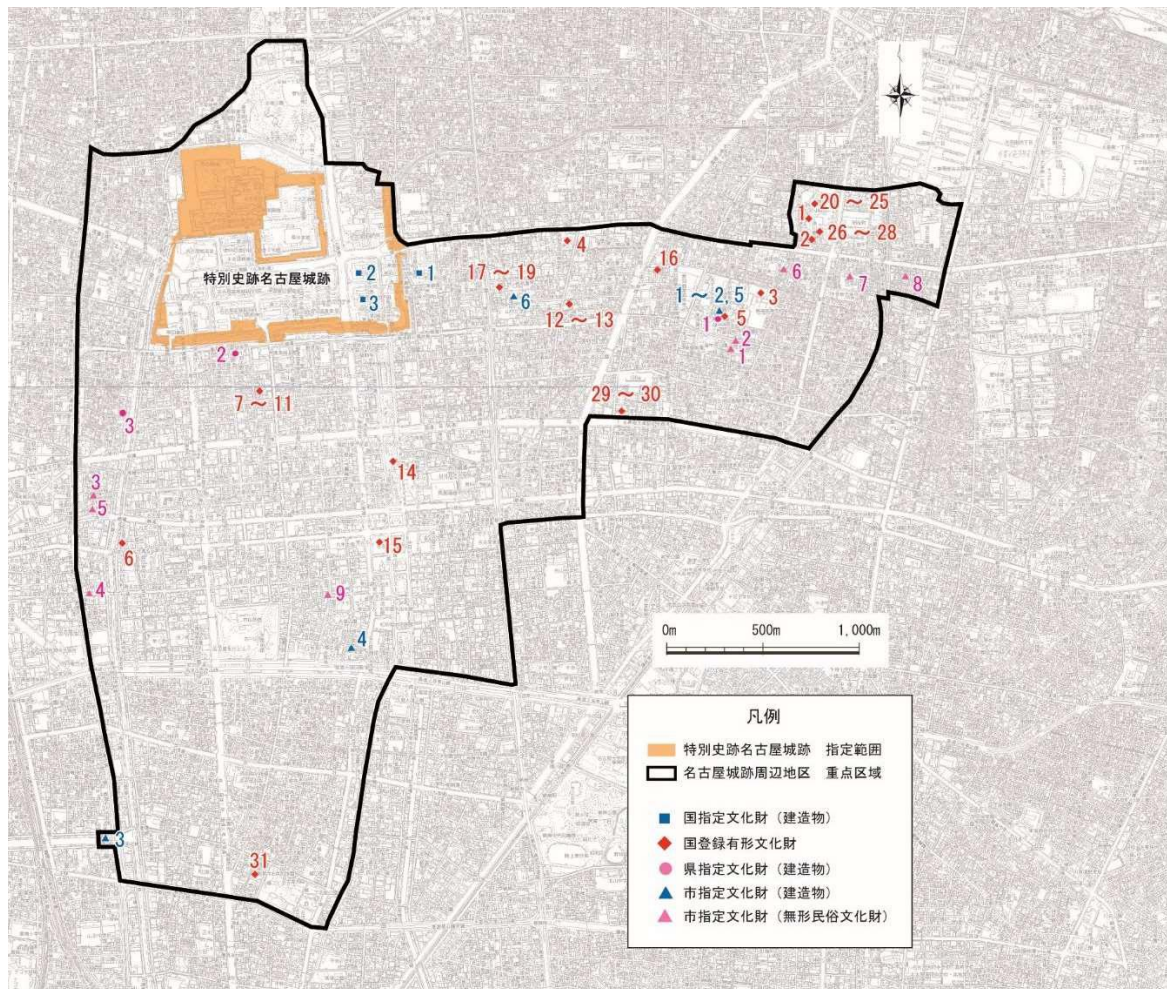
この区域は、名古屋城築城によって新たに築かれた城下町であることから、築城以来歴史と文化を育んできた場所であり、名古屋城跡に関連する文化財や遺構等が点在している。

■名古屋城周辺地区における歴史資産など

名古屋城周辺地区にある文化財保護法等に基づく文化財や、景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等について、以下のとおり表にまとめ、分布図を示す（平成 27 年(2015)7 月時点）。

区分	概要	件数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：3 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：5 件
都市景観重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：18 件 樹木：3 件
認定地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：26 件
登録地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：23 件

※名古屋城跡の文化財を除く



◆ 国登録有形文化財

NO.	名称
1	徳川美術館本館
2	徳川美術館南蔵庫
3	東海学園大講堂
4	金城学院高等学校 聖光館
5	建中寺徳興殿
6	旧加島商会ビル
7	料亭河文主屋
8	料亭河文表門及び塀
9	料亭河文新用室及び渡廊下
10	料亭河文用本
11	料亭河文厨房
12	旧川上貞奴邸主屋
13	旧川上貞奴邸蔵
14	名古屋テレビ塔
15	オリエンタルビル屋上観覧車
16	名古屋陶磁器会館
17	カトリック主税町教会信託会館
18	カトリック主税町教会司祭館
19	カトリック主税町教会煉瓦塀
20	徳川園東門
21	徳川園脇長屋
22	徳川園塀
23	徳川園釣瓶井戸
24	蓬左文庫旧書庫
25	藤山荘
26	徳川美術館山の茶屋
27	徳川美術館心室庵及び餘芳軒
28	徳川美術館餘芳軒東屋
29	日本陶磁器センター旧館
30	日本陶磁器センター新館
31	常盤寺本堂

■ 国指定文化財（建造物）

NO.	名称
1	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎
2	名古屋市庁舎
3	愛知県庁舎

● 県指定文化財（建造物）

NO.	名称
1	建中寺徳川家書庫
2	東照宮社殿
3	伊藤家住宅

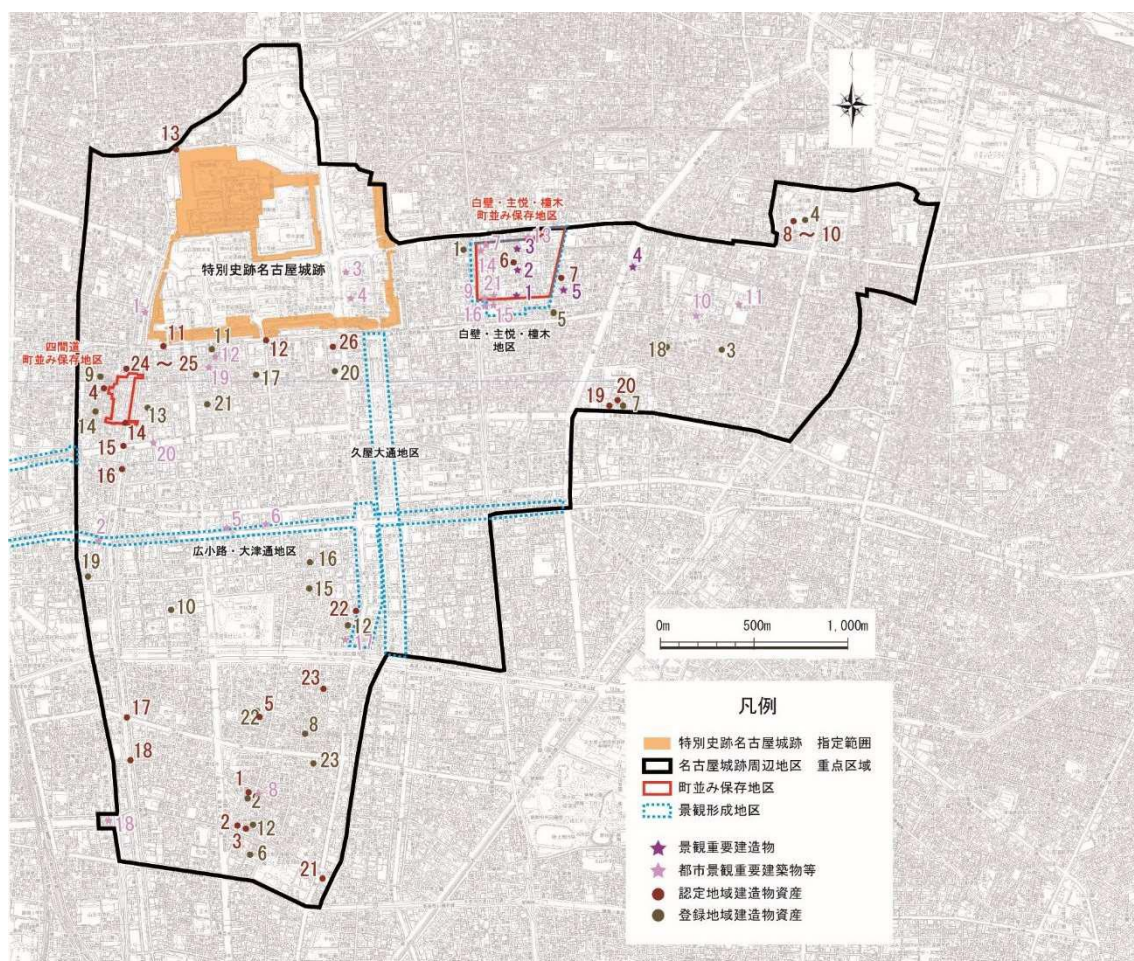
▲ 市指定文化財（建造物）

NO.	名称
1	建中寺院門・三門・鐘樓・御成門
2	建中寺本堂・経蔵（附棟札1枚）
3	松雲閣門
4	徳興寺
5	建中寺開山堂（附棟札1枚）・源正公（徳川光友）廟
6	井本家住宅

▲ 市指定文化財（無形民俗文化財）

NO.	名称
1	筒井町天王祭の山車行事と神皇車
2	筒井町天王祭の山車行事と湯取車
3	花車神明社祭の山車行事と二福神車
4	花車神明社祭の山車行事と唐子車
5	花車神明社祭の山車行事と紅雲神車
6	出来町天王祭の山車行事と馬子神車
7	出来町天王祭の山車行事と河水車
8	出来町天王祭の山車行事
9	若宮祭りの山車行事と福祿寿車

図 名古屋城周辺地区の歴史資産分布図（文化財）



★ 景観重要建造物

NO.	名称
1	文化のみち埋木館
2	堀井家住宅
3	旧寺田越次郎邸
4	名古屋海軍倉庫
5	文化のみち二葉館(名古屋市旧川上貞奴邸)

★ 都市景観重要建築物等

NO.	名称
1	五重橋
2	納屋橋
3	名古屋市役所本庁舎
4	栄知事庁本庁舎
5	株式会社三井住友銀行名古屋支店
6	旧名古屋銀行本店ビル
7	旧豊田家門・塙
8	山田屋総本店
9	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館
10	建中寺経門・山門・御成門・本堂・鐘楼
11	東海学園講堂
12	東照宮本殿
13	愛知学院堂光館
14	旧料亭 椿
15	伊藤家住宅
16	大森家住宅
17	陸軍寺本堂・山門・本殿・鐘楼
18	中川運河松重閣門
19	長島町通のクスノキ
20	坂道のイチョウ並木
21	カトリック教会のケヤキ

● 認定地域建造物資産

NO.	名称
1	有限会社松瀬紙店
2	合名会社豊田商店
3	めんめん大満屋
4	ホンボウ (旧名称: 御本坊筋長屋)
5	富士通神社
6	旧豊田佐助邸
7	主税町長屋門
8	徳川園風門
9	徳川園風長屋
10	徳川園風山荘
11	御馬橋
12	本町橋
13	筋違橋
14	中橋
15	桜橋
16	伝馬橋
17	岩井橋
18	日本橋
19	日本陶磁器センタービル
20	エザキ株式会社
21	REAL Style
22	安藤七宝店「七寶庵」
23	大須木造三層建
24	満堂貢(まあき)(旧名称: 杉本家 蔵)
25	旧ヤマウ商店 蔵
26	伊勢久株式会社 本社社屋

● 登録地域建造物資産

NO.	名称
1	名古屋聖マルコ教会聖堂
2	ガトー・デュマルスリアン
3	扇井小学校
4	蓬文堂旧書庫
5	宗廟山神楽寺
6	兼寛寺
7	太洋ビル
8	御球ふりこ
9	松川屋
10	有限会社 澤田商店
11	堀之倉 加島屋
12	荒木芳雄園
13	日本料理 夢さき
14	中村家住宅
15	早川商店
16	料亭 萬花
17	日本料理 新
18	個人住宅
19	(有)かね秀旅館
20	名古屋コーデン とりま
21	有限会社 平徳染色
22	大須漬菜場
23	割烹 大賢

図 名古屋城周辺地区歴史資産分布図(景観)

第3章

史跡の本質的価値

3-1 本質的価値

3-2 構成要素

3-1 本質的価値

昭和7年(1932)の史蹟名古屋城の指定説明文では以下のように記述されている。

「モト柳丸城ト称セシ廃城ノ地ニアリ慶長十五年徳川氏ノ築城ニカヘリ前田毛利黒田以下諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメシガソノ天守閣ハ実ニ加藤清正ノ経営ニ成リ五層楼ノ上有名ナル黄金ノ鯨ヲ置ケリ本丸ハ最近マデ離宮タリシニヨリソノ保存最モ完全ナルガニ丸三丸等ハ陸軍用地トシテ兵営練兵場ソノ他ニ使用セラレ今僅ニ東御門及旧奥御殿庭園ノ一部及ビ銃眼ヲ有セル土塀等ヲ存スルニ過ギズトイヘトモ猶城門趾城濠等旧規見ルベキモノ少カラズ」

昭和27年(1952)の特別史跡名古屋城跡の指定説明文では以下のように記述されている。

「尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。（一中略）今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枳形、馬出、塁濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。」

上記の指定説明文を踏まえ、昭和7年及び昭和27年の指定当時の視点から本質的価値を以下のとおり整理する。

・公儀普請によって築城された城郭

名古屋城は、慶長15年(1610)、公儀普請（天下普請）により諸大名20名を動員して築城されている。当時の丁場割図から各大名の丁場が確認でき、堀の掘削、盛り土、石積みなどの普請が割り当てられたと考えられる。

・現存遺構から往時の縄張りや近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡

昭和20年(1945)の空襲により、天守や本丸御殿など本丸の主要な建物が失われたが、被害を免れた隅櫓、門は現存しており、現在も往時の景観を見ることができる。

さらに、本丸大手馬出の堀など一部改変されながらも往時の整然とした姿を残す巧みな縄張りは、天守台、枳形、馬出、土塁、堀、石垣と相まって、城郭史上における近世城郭完成期の姿を現在に伝えている。

現在、特別史跡指定から60年以上が経過し、発掘や史資料の増加など調査・研究の進展により、指定当初の価値評価の深化とともに、新たな視点からも価値評価が可能となってきた。以下では、調査・研究の進展や新たな価値評価の視点を踏まえ、改めて名古屋城跡の本質的価値を明示する。

■ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城

郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は最新の近世城郭築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○公儀普請によって築城された城郭

名古屋城は、慶長 15 年(1610)、公儀普請により諸大名 20 名を動員して築城されている。丁場割図から各大名の丁場が確認でき、堀の掘削、盛り土、石積みなどの普請が割り当てられたと考えられる。現在確認できる石垣からは、その積み方などに各大名や丁場における大きな差異は認められない。このことは、普請の管理における幕府側の関わりも想定される。また、石垣の石材には、多種類の刻印が数多く刻まれていることも名古屋城の石垣の特徴である。

○近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭

名古屋城の築城開始は、慶長 15 年(1610)であり、天正 4 年(1576)に築城された安土城によって確立されたと言われる近世城郭築城技術の完成期であった。

名古屋城の天守は五層五階と大規模で当時の最新の形式であった層塔型で築かれ、本丸御殿は武家風書院造の代表的建築であった。御殿内に据えられた狩野派の絵師によって描かれた障壁画や^{かざり}金具なども美術的価値の高いものであった。隅櫓も他城郭の天守に匹敵する巨大なものが築かれるとともに、強固な枳形門が配された。また、縄張は馬出や枳形門、土橋などを用いて巧妙に曲輪が配置され、石垣は角部の算木積など、慶長期における全国的な築城ラッシュの中で発展した構築技術が用いられている。

○徳川家康の意志を強く反映する城跡

尾張地方は名古屋城築城まで清須が中心であったが、築城に際して清須の城下町を都市ぐるみで名古屋に移転している(清須越)。名古屋城及び名古屋城下の形成は、同地に位置したと言われる中世那古野城とその城下町を継承するのではなく、全く新たにつくられたものである。

名古屋城と名古屋城下は、家康が自身の強い意志の下に、新たにつくり上げた城跡である。

○徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長 8 年(1603)に江戸幕府を開いたが、大坂には未だ幕府にとって脅威であった豊臣方が健在していた。豊臣方との緊張が高まる中、家康は尾張国を重視し、実子である松平忠吉や徳川義直を入れるとともに、その拠点として自ら名古屋の地を選び、豊臣方への包囲網の中核と東海道の防衛、そして諸大名への抑止効果も兼ねて名古屋城を築城した。

名古屋城は、家康が支配を固めていく過程の中で、対豊臣方との武力衝突への備えという当時の社会情勢を端的に示す城郭である。

■現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡

昭和 20 年(1945)の空襲により、天守や本丸御殿など本丸の主要な建物が失われたが、被害を免れた現存建造物や遺構によって、現在も往時の景観を見ることができる。

さらに、本丸大手馬出の堀など一部改変されながらも往時の整然とした姿を残す巧みな縄張は、天守台、枳形、馬出、土塁、堀、石垣と相まって、城郭史上における近世城郭完成期の姿を現在に伝えている。

○現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡

失われた往時の姿については、近世末に編纂された『金城温古録』、昭和7年(1932)から記録が始まった「昭和実測図」、「ガラス乾板写真資料」等をはじめとした豊富で詳細な史資料によって、現在でも知ることができる。

また、戦災による被害を免れた旧本丸御殿障壁画は、1,047面が重要文化財に指定されている。これらは、近世武家文化の一端を示すものであり、上記史資料と合わせて遺構や建物からだけではなく、近世の実態を複層的に示し、城跡としての価値の理解を促進させるものである。

○管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡

尾張徳川家の居城であった名古屋城は、明治7年(1874)までに本丸・二之丸・西之丸・御深井丸・三之丸が陸軍省の所管となった。その後、明治26年(1893)に、本丸・西之丸・御深井丸が宮内省へ移管され、名古屋離宮となった。昭和5年(1930)には、名古屋市に下賜され、天守、本丸御殿が一般公開された。二之丸と三之丸の大部分については、昭和20年(1945)まで陸軍による管理が続いた。

陸軍期においては、多くの建物が撤去され兵舎や練兵場として利用されたが、本丸では、天守や本丸御殿の永久保存が決定された。二之丸においても、二之丸庭園の一部は将校集会所の庭園として現在まで残されてきた。離宮期には実測図等がつくられ、市営期にも「昭和実測図」などにより記録と保存が図られ、天守や本丸御殿が一般公開された。名古屋城は各管理者の下において、各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡である。

○近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

名古屋城においては、寛永期の本丸御殿の増改築、宝暦期の石垣を含めた天守修理、文政期の二之丸庭園の改修など、近世において多くの改修や修理が行われてきた。本丸御殿では寛永期に新たに作成された障壁画と慶長期の障壁画を見ることができ、天守台では加藤清正が築いた石垣と修理時の石垣を見ることができるとともに修理に関わる詳細な資料が残されている。また、二之丸庭園においても元和期と文政期それぞれの絵図により改修の状況を知ることができる。

上記を代表例として、近世の各時期における改修・改変やその特徴を詳細に知ることができる城跡である。

■現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

○現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映して近世になって新たな都市計画のもとに築かれた城下町である。この名古屋城の築城は、尾張地方の中心の移転の契機であるとともに、碁盤割の街区など現代に続く名古屋の都市形成のはじまりであり、名古屋の街の骨格を形作るものである。

御三家筆頭の尾張徳川家の 居城であった城跡

- 公儀普請によって築城された城郭
- 近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭
- 徳川家康の意志を強く反映する城跡
- 徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

現存する遺構や詳細な史資料により 築城期からの変遷をたどることができる城跡

- 現存遺構から往時の縄張りや近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡
- 現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡
- 管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡
- 近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

- 現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

図 本質的価値イメージ図

3-2 構成要素

3-2-1 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡は様々な要素から構成されているが、それらは特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の諸要素からなると言える。特別史跡未告示区域である二之丸内部及び三之丸北東土塁については、昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から指定すべき箇所として答申されていることを踏まえ、構成要素の分類においては特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素に含めることとした。

特別史跡名古屋城跡の「（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素」については、3-1 で明示した本質的価値を踏まえると、「近世に形成された諸要素」と「近代に形成された諸要素」、さらに「補完する諸要素」に分類できる。「（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建建造物とし、その他については「（Ⅲ）その他の諸要素」と位置づける。

また、清須越により城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移し、名古屋城の築城とともに城下町は形成されたため、周辺地域と密接な関連がある。この周辺地域を構成する諸要素を、「（Ⅳ）名古屋城跡に関連する諸要素」と位置づける。

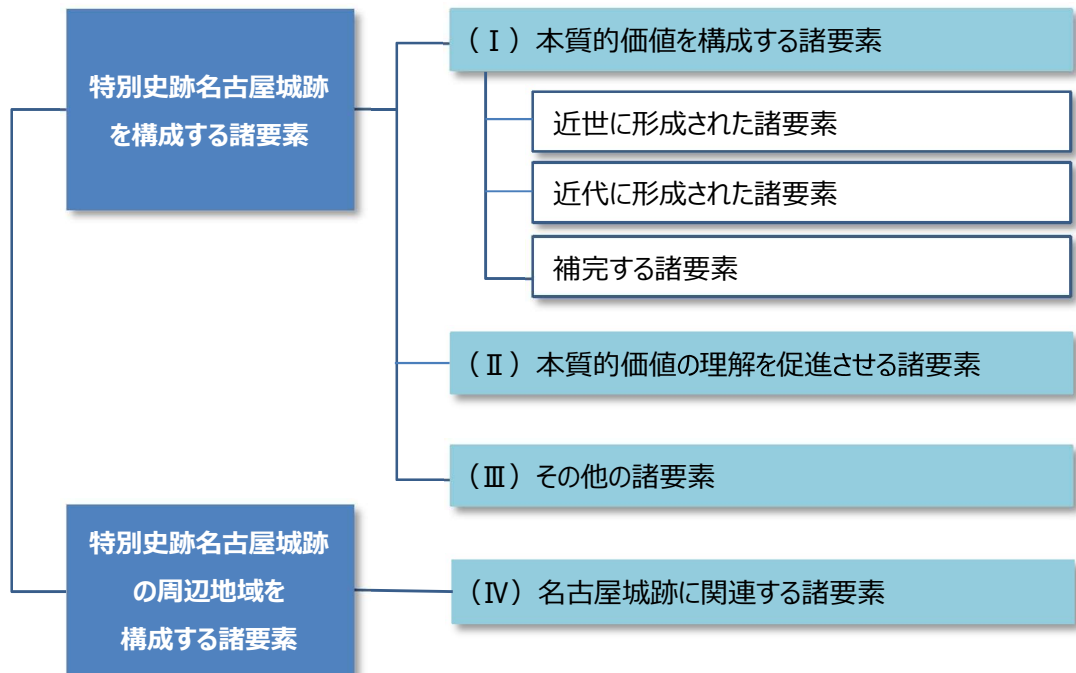


図 構成要素の分類

3-2-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素

名古屋城跡を構成する諸要素を以下の表に整理した。

「(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素」のうち、「近世に形成された諸要素」については築城期前後から名古屋城跡を構成してきた遺構とした。「近代に形成された諸要素」については乃木倉庫など主に陸軍期に築かれた近代遺構とした。「補完する諸要素」については、かつて名古屋城の諸要素を形成していたものや、往時の名古屋城を知ることができる史資料などとした。

「(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素」については、戦災により焼失したが、詳細な史資料等により忠実に復元された本丸御殿等の復元建造物や、天守閣をはじめとした外観復元建造物などとした。

「(Ⅲ) その他の諸要素」については、展示施設や便益施設、名古屋城跡に生息する動植物など史跡を活用する上で重要な役割を担う施設等とした。

「(Ⅳ) 指定地の周辺地域を構成する諸要素」については、2-2-5 で示した名古屋城周辺地区(『名古屋市歴史的風致維持向上計画』において重点区域として設定した「名古屋城周辺地区」)において、名古屋城跡との歴史的な関連性が高い諸要素とした。

表 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	近世に形成された諸要素	現存する建造物等(櫓、門、塀など)
		石垣
		堀(空堀、水堀)
		土塁
		虎口
		二之丸庭園(北御庭の一部)
		カヤ
		天守礎石
		井戸
		地下遺構(旧地形・造成地形を含む)
	近代に形成された諸要素	近代遺構(乃木倉庫、二之丸庭園前庭など)
	補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片 史資料(文献、絵図、古写真、実測図など)
(Ⅱ) 本質的の理解を促進させる諸要素		復元建造物(本丸御殿、不明門) 外観復元建造物(天守閣、正門(榎多門))
(Ⅲ) その他の諸要素		茶席、二之丸庭園(東庭園)、名古屋鉄道瀬戸線跡、石碑、井戸など 便益・休憩施設(便所、休憩所など) 展示施設(御深井丸展示館) 管理施設(総合事務所など) 案内板、説明板、植栽、動物
(Ⅳ) 名古屋城跡に関連する諸要素		名城公園北園、三之丸庭園、橋、徳川園、地下遺構など 便益施設(駐車場など) 案内板、説明板 堀川 寺社

3-2-3 地区区分の設定

現在の名古屋城跡は一部の堀や虎口など失われた部分はあるが、往時の縄張を比較的良好にそのまま残している。武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内（特別史跡指定地外）は官庁街となっているが、碁盤目状の町割は、現在でもその形状を残している。

既往の整備計画などでは、往時の縄張を形成していた各曲輪ごとに、歴史的経緯に基づいた保存管理、整備、活用方針などを定めているため、本計画においても、各曲輪において地区区分を行うものとした。

現在は、西之丸と一体空間となっているが、かつて西之丸と堀を隔てていた大手馬出跡は、本丸の一部であったため本丸に含めるものとした。

二之丸内については有料区域と無料区域（愛知県体育館所在地）があり、管理区分、保存管理状況も異なるため、2つに区分するものとした（二之丸(北)・二之丸(南)）。

地区区分と、各地区における諸要素を下表に整理した。

表 特別史跡名古屋城跡を構成する要素の地区区分

地区区分	特別史跡名古屋城跡の構成要素		
	(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	(Ⅲ) その他の諸要素
本丸	近世：東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、旧二之丸東二之門、石垣、土塁、内堀、虎口、井戸、地下遺構	本丸御殿、不明門、天守閣	便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、植栽、動物
二之丸(北) (有料区域)	近世：南蛮練塀、二之丸庭園(北御庭の一部)、埋門跡、石垣、土塁、井戸、地下遺構 近代：二之丸庭園(前庭)	—	二之丸庭園(東庭園)、便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、二之丸広場、石碑、植栽
二之丸(南) (無料区域)	近世：二之丸大手二之門、石垣、土塁、虎口	—	便益・休憩施設、案内・説明板、愛知県体育館、植栽
西之丸	近世：名古屋城のカヤ、石垣、土塁、虎口	正門(榎多門)	展示施設、便益・休憩施設、管理施設、石碑、井戸、案内・説明板、植栽
御深井丸	近世：西北隅櫓、石垣、土塁、虎口、井戸、天守礎石 近代：乃木倉庫	—	茶席、展示施設、便益・休憩施設、石棺式石室、塔の心柱礎石、井戸、案内・説明板、植栽
外堀(空堀)	近世：石垣、堀(空堀)	—	案内・説明板、植栽
外堀(水堀)	近世：石垣、堀(水堀)	—	便益・休憩施設、案内・説明板、植栽、動物
三之丸外堀	近世：石垣、土塁、堀(空堀)、虎口	—	名古屋鉄道瀬戸線跡・愛知縣護国神社、案内・説明板、植栽
その他	旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片、史資料(絵図、古写真、実測図など)	—	—
周辺地域	(Ⅳ)名古屋城跡に関連する諸要素		
	地下遺構(三之丸遺跡)、建中寺徳川家霊廟、竹長押茶屋、風信、堀川、三之丸庭園、徳川園、蓬左文庫、徳川美術館、第三師団司令部赤煉瓦塀、名城公園北園、便益施設(駐車場)、町並み保存地区、案内・説明板、寺社		

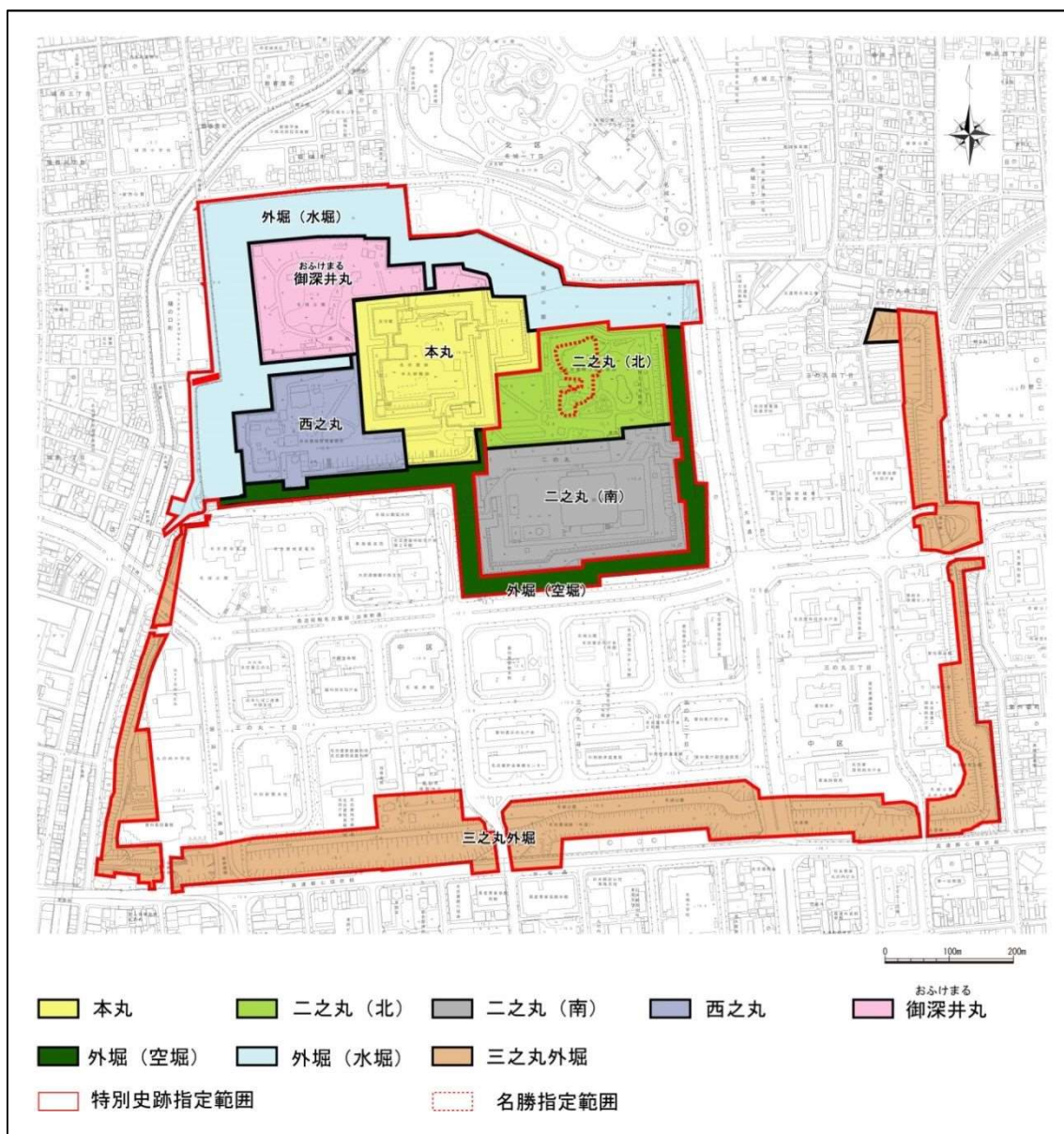


図 地区区分

3-2-4 各地区における諸要素の概要

(1) 本丸

本丸には総床面積日本最大級を誇った五層五階地下一階の天守や、近世城郭御殿の最高傑作と言われた本丸御殿などがあり、名古屋城を象徴する地区であった。四隅には天守、東北隅櫓、東南隅櫓、西南隅櫓を置き、それぞれを多聞櫓でつないでいた。南の表門、東門には二重の門で構成される枡形を設け、さらにその外側に馬出を設けるなど、城郭の中核として非常に強固な防衛がなされていた。元和3年(1617)二之丸御殿が建設され、初代藩主義直は本丸御殿から移住したが、寛永11年(1634)の將軍家光の上洛に合わせて本丸御殿には上洛殿などが増築された。

明治5年(1872)陸軍省の所管となると、天守は仮兵舎、本丸御殿は名古屋鎮台本部として利用された。翌年(1873)から二之丸や三之丸に兵舎等が整備され、天守の仮兵舎としての機能は移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用され続けた。本丸を囲んでいた多聞櫓は明治24年(1891)に起こった濃尾地震によって崩壊したため撤去された。

明治26年(1893)には宮内省に移管され名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。

昭和5年(1930)には名古屋市に下賜され、翌年(1931)には一般公開が開始されたが、昭和20年(1945)の空襲により、天守、本丸御殿、櫓、門等多くの建造物が焼失した。

現在では戦災を免れた東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、旧二之丸東二之門(昭和47年(1972)移築)が現存し、昭和34年(1959)天守の再建や平成21年(2009)から整備中である本丸御殿の復元などによって往時の姿を取り戻しつつあり、現在でも名古屋城を象徴する地区となっている。

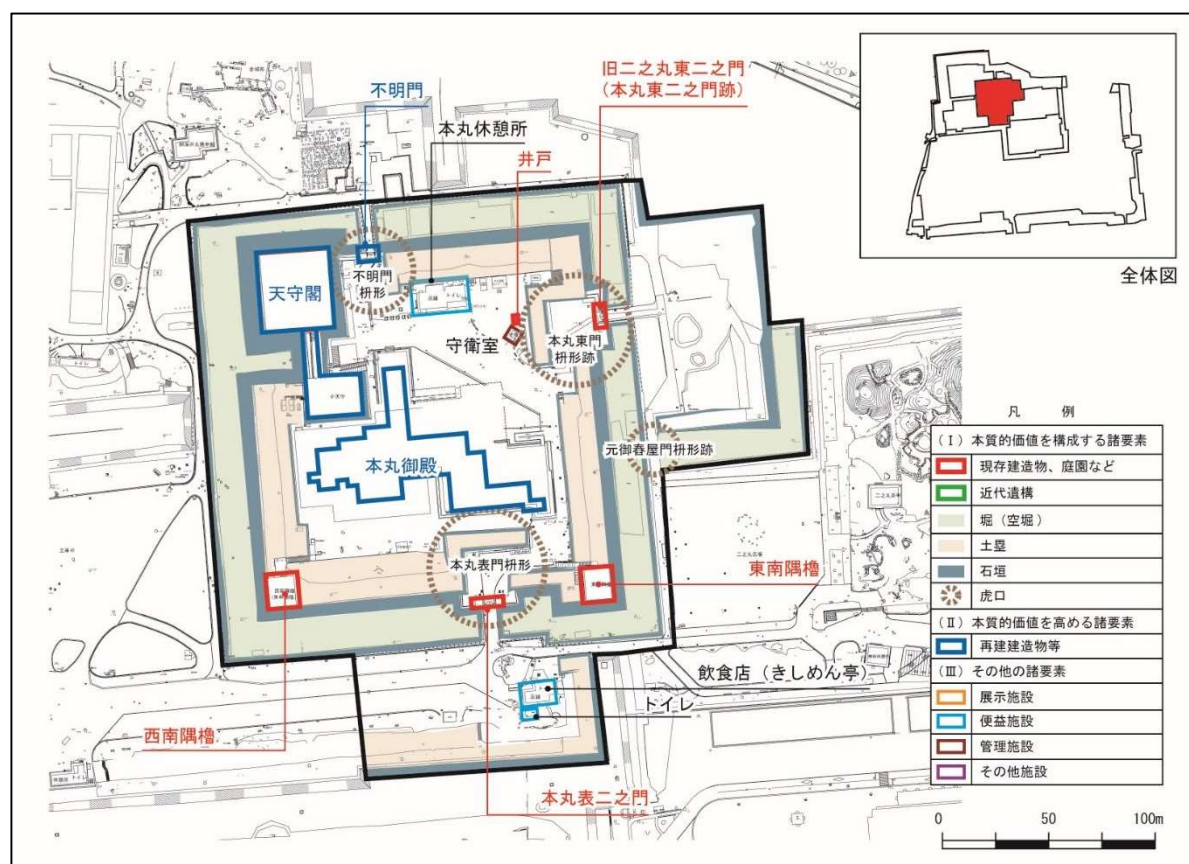


図 本丸の諸要素 位置図

表 本丸における各諸要素の概要

名称			概要	
（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等	東南隅櫓 ＜重要文化財＞	・慶長 17 年（1612）頃完成、二重三階（416.52 m ² ）、本瓦葺 ・辰巳櫓ともいわれる。完成当時の姿を伝える櫓で、鬼瓦などに三葉葵の紋がみられる。軍事用の「石落し」を張り出して屋根をつけた破風がある。上層屋根の東側は唐破風となっている。 ・昭和 25 年（1950）、重要文化財に指定されている。
			西南隅櫓 ＜重要文化財＞	・慶長 17 年（1612）頃完成、二重三階（416.52 m ² ）、本瓦葺 ・未申櫓ともいわれる。西、南両面には、鬼瓦などに菊花紋がみられる。東南隅櫓と同様に「石落し」を張り出して屋根をつけた破風があるが、西南隅櫓では南面が唐破風になっている。 ・昭和 25 年（1950）、重要文化財に指定されている。
			本丸表二之門 ＜重要文化財＞	・慶長 17 年（1612）頃完成、高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・本丸南側にある大手枡形の外門で門脇の土堀も築城当時のものである。 ・昭和 25 年（1950）、重要文化財に指定されている。
			旧二之丸東二之門 （本丸東二之門跡） ＜重要文化財＞	・高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・慶長 17 年（1612）頃完成（旧二之丸東二之門） ・かつては二之丸東二之門跡にあり、愛知県体育館建設のため昭和 38 年（1963）に解体したが、昭和 47 年（1972）に解体後保管していた部材を替えることなく現在地の本丸東二之門跡に移築した。 ・昭和 50 年（1975）、重要文化財に指定されている。
		石垣	・天守台、内堀、搦手馬出北面・東面・南面、大手馬出跡南面・東面、及び表門・東門・不明門の枡形に位置している。	
（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素	近世	土塁	・本丸曲輪内の四方土塁 ・大手馬出跡南面・東面の土塁（雁木跡）	
		内堀	・本丸とその他の曲輪を隔てる堀であり、築城時より空堀である。	
		虎口	・本丸表門枡形、本丸東門枡形跡、元御春屋門枡形跡、不明門枡形	
		井戸	・東門枡形西側に近世から存在すると考えられる井戸がある。	
		地下遺構	・旧本丸御殿の礎石 ・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構	
（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物	本丸御殿 ※復元工事中（一部公開）	・木造平屋建（書院造）、延床面積：約3,100m ² 、復元時代設定：寛永期 ・昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、平成 21 年（2009）より復元工事に着手している。 ・復元工事は工期が 3 期 10 年で、原則として旧来の材料・工法によって進められている。 ・本丸御殿の中には、本丸御殿障壁画の復元模写が据えられている。	
		不明門	・大天守閣東の土堀の中に組み込まれた埋門 ・本丸北側と御深井丸をつなぐ門であるが、嚴重に施錠され「あかずの門」と呼ばれていた。 ・昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、昭和 53 年（1978）に復元され、現在は通用門として利用されている。	
	外観復元建造物	天守閣	・大天守閣：地下 1 階地上 7 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：5431.73 m ² ・小天守閣：地下 1 階地上 3 階建・鉄骨鉄筋コンクリート造・延床面積：1347.71 m ² ・橋台：延長 42m、大天守閣と小天守閣を連結し、石垣上に土堀を設けて通路の防御とし、外部に面する西側には軒桁に 30cm 余りの檜の穂先を並べた忍び返し（剣堀）をつけている。 ・昭和 20 年（1945）の空襲で焼失したが、市民の願いのもと昭和 34 年（1959）に再建した。 ・昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、旧本丸御殿障壁画や史資料などを展示する展示収蔵施設としている。	
（Ⅲ）その他の諸要素	便益・休憩施設	・本丸休憩所：1 箇所、トイレ：2 箇所、飲食店：1 箇所 ・本丸休憩所では、土産物販売、休憩所、トイレなどがある。 ・飲食店「きしめん亭」は、昭和 43 年（1968）築で、トイレを併設している。		
	管理施設	・守衛詰所：1 箇所 ・平成元年（1989）築。施設管理者の詰所として利用している。		
	案内・説明板	・全体案内板、説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。		

名称		概要
(Ⅲ) その他の諸要素	植栽	・中高木：クロマツ、サクラ類、スギ、エノキ、クスノキ、ゴテンツバキ、オニグルミなど ・低木：ツツジ類、ツゲ、アジサイ、アオキなど
	動物	・シカ2頭 ・本丸表二之門から不明門までの本丸の西側を囲む内堀に生息している ・『金城温古録』に二代徳川光友の頃、二之丸東二之門北の空堀に鹿がいたとの記載があるが、その後の状況は不明である。昭和9年(1934)に大垣市からシカを購入するも、戦中に食糧難で死滅。戦後、昭和27年(1952)に堀の雑草対策などからヤクシカの飼育を開始。平成3年(1991)には和歌山城動物園からホンシュウジカを譲受。平成18年(2006)にヤクシカはすべて死滅。現在はホンシュウジカ2頭となる。



写真 東南隅櫓（昭和初期）



写真 東南隅櫓（現在）



写真 西南隅櫓（昭和初期）



写真 西南隅櫓（現在）



写真 本丸表二之門（昭和初期）



写真 本丸表二之門（現在）



写真 旧二之丸東二之門（明治前期）



写真 旧二之丸東二之門（現在）

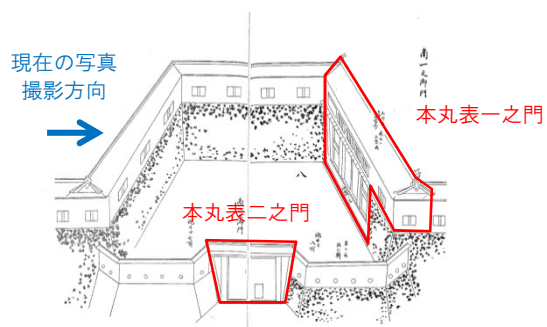


図 虎口（本丸表門枅形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本丸表門枅形）
（現在）

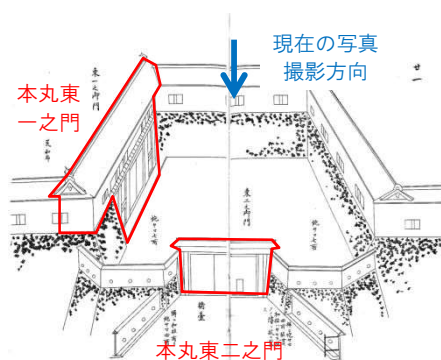


図 虎口（本丸東門枅形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本丸東門枅形跡）
（現在）

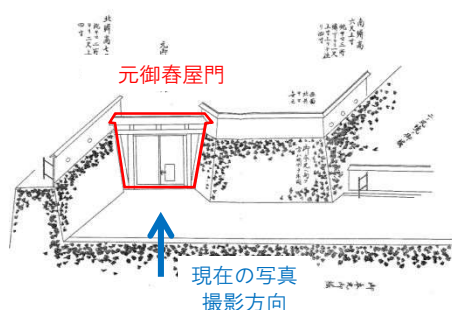


図 虎口（元御春屋門枅形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（元御春屋門枅形跡）
（現在）

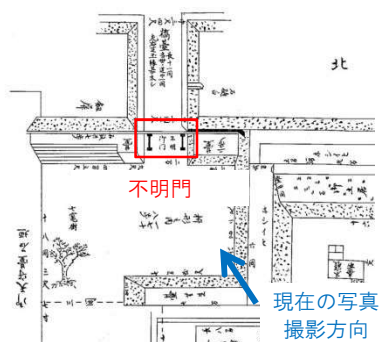


図 虎口（不明門枅形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（不明門枅形）
（現在）

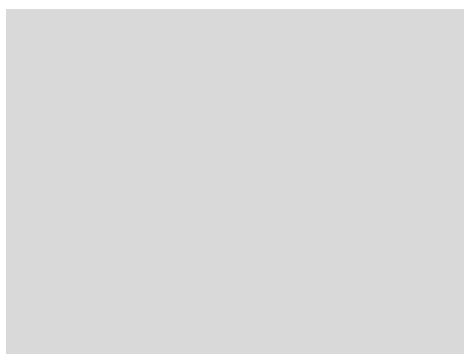


写真 本丸御殿礎石（平成 20 年撮影）
『本丸御殿跡発掘調査報告書-第 1,2,3,4 次調査-』

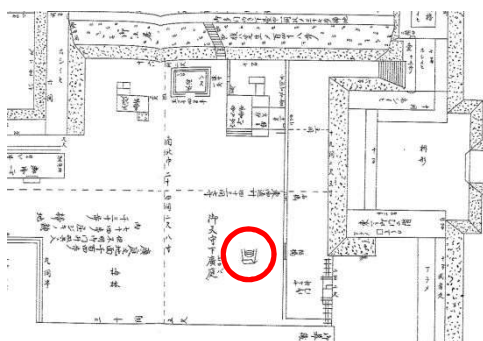


図 井戸
引用：『金城温古録』



写真 井戸（現在）



写真 本丸御殿（玄関・車寄外観）
（昭和初期）



写真 本丸御殿（玄関・車寄外観）
（現在）



写真 本丸御殿（表書院上段之間北面）
（昭和初期）



写真 本丸御殿（表書院上段之間北面）
（現在）



写真 不明門（昭和初期）



写真 不明門（現在）



写真 天守（昭和初期）



写真 天守閣（現在）

(2) 二之丸(北) (有料区域)

東北隅には二之丸丑寅櫓、北辺中央に逐涼閣、北西隅に迎涼閣を配し、その南方には埋門が設けられた。

内部は築城当初、家康の側近であった平岩親吉の屋敷が建てられたが、親吉の死後の元和3年(1617)に義直の意向により二之丸御殿が建設された。二之丸(南)にまで及ぶ広大な二之丸御殿は、元和6年(1620)に義直が本丸から移り住んで以降、歴代藩主の生活の場であり、政務の中心である政庁ともなったことから「御城」と呼ばれるようになった。この頃、二之丸庭園(北御庭)が造営され(元和期庭園)、以後、二代光友により一部が改修され、文政期には十代斉朝により、現在の東庭園部分まで拡大・改修された(文政期庭園)。藩政期には少なくとも上記の二度の改修が行われたと考えられる。

陸軍期に入ると、二之丸御殿をはじめとする建造物や北御庭部分以外の庭園が撤去され、跡地に将校集会所などの兵舎や、新たな庭園(前庭)が築かれた。その後、本丸・西之丸・御深井丸が宮内省へ移管し名古屋離宮となり、名古屋市に下賜された後も二之丸は陸軍省所管のままであり、一般公開されることはなかった。

戦後、二之丸は大蔵省の所管となり、旧兵舎は昭和38年(1963)まで名古屋大学校舎や、名古屋学生会館として利用された。昭和28年(1953)には戦災を免れた北御庭の一部と前庭が名勝指定を受け、昭和40年(1965)には名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定され、東入口や二之丸広場等を整備し、昭和42年(1967)に初めて二之丸を一般公開した。昭和48・49年(1973・1974)に名古屋学生会館で火災が起こり、二之丸(北)の名勝指定範囲以外について名古屋市は大蔵省から無償貸付を受けた後、名古屋学生会館跡地を東庭園として整備し、東入口を現在の東門券売所に移設するなどして昭和54年(1979)に一般公開した。平成25年度(2013)からは名勝指定範囲を中心に保存修復整備を行っている。

なお、二之丸は昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。

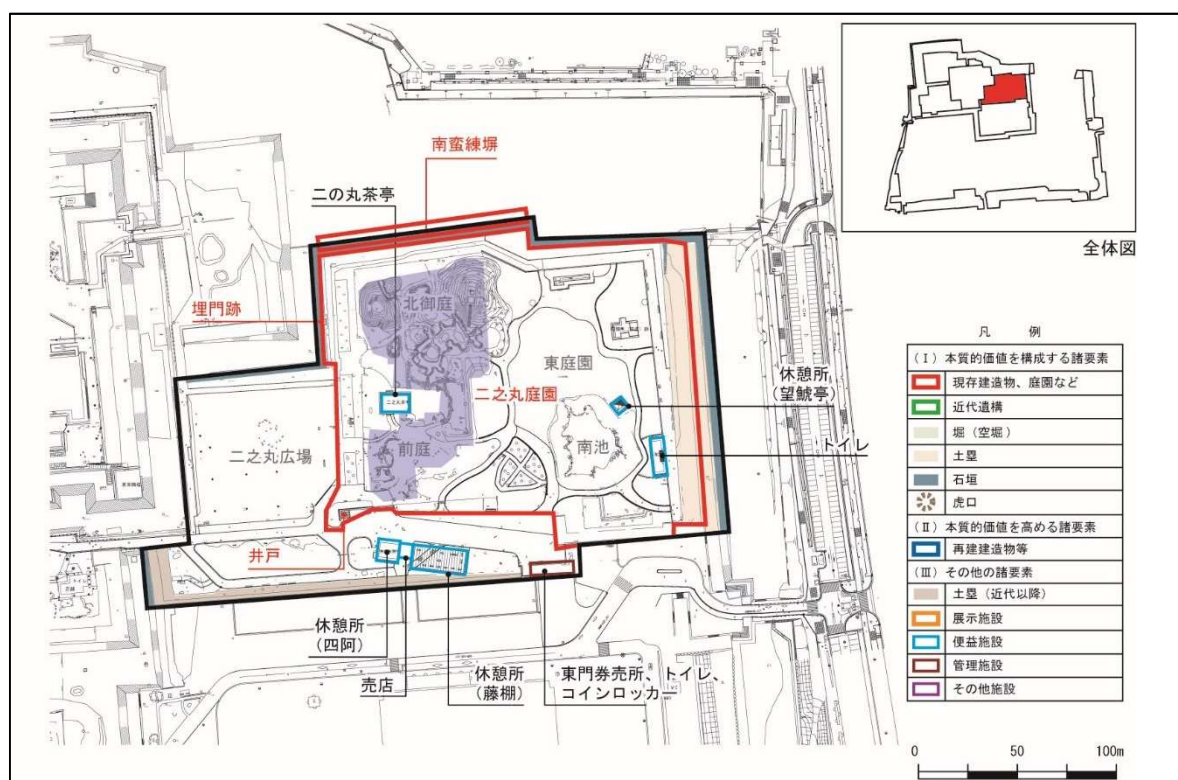


図 二之丸(北)の諸要素 位置図

表 二之丸(北)における各諸要素の概要

名称			概要
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等 南蛮練堀	・二之丸庭園（北御庭）の北端の堀に面して築かれた全長約80mの練堀である。この練堀は南蛮たたきで固められた非常に堅固なものであり、円形の鉄砲狭間が見られる。
		二之丸庭園（北御庭の一部） ＜名勝指定＞	・名勝指定範囲：5,137.18 m ² （前庭含む） ・元和元年（1615）の二之丸御殿造営にともなって作庭されたとみられ、少なくとも二代光友、十代斉朝の時代に改修が行われている。明治期以降も様々な改変を受けながら現在に至っている。 ・名古屋城の中心に位置する庭園であり、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であった。また、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることが評価されている。 ・昭和28年（1953）に名勝に指定された。（前庭含む）
		埋門跡	・臆病門ともよばれ、二之丸庭園の西方にめぐらされた高塀（土塀）の下をくぐり、石垣につくられた階段から空堀に降りることができた。 ・非常の場合、藩主は埋門より脱出することが極秘として定められていた。
		石垣	・二之丸の東面・西面・北面の石垣
		土塁	・東側の土塁
		井戸	・二之丸庭園南西に近世から存在すると考えられる井戸がある。
		地下遺構	・霜傑（茶席）跡、南池跡、北暗渠跡 ・北暗渠跡については往時から地上に表出していた可能性がある ・二之丸庭園に関わると考えられる茶室や石組、礎石列、池跡 ・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
	近代	二之丸庭園（前庭） ＜名勝指定＞	・名勝指定範囲：5,137.18 m ² （北御庭の一部含む） ・陸軍省所管となった明治期に元将校集会所の南側に玄関前庭として作庭された庭園である。 ・吉田紹和による作庭といわれている ・昭和28年（1953）に名勝に指定された。（北御庭の一部含む）
(Ⅲ) その他の諸要素	二之丸庭園（東庭園）		・二之丸庭園に隣接していた名古屋学生会館跡地に作庭された庭園であり、昭和54年（1979）に開園した。 ・昭和50年（1975）の発掘調査により発見された2箇所の池の石組み、霜傑（茶席）跡、暗渠跡を遺構の平面表示として整備するとともに、残りの部分を庭園として整備している。
	土塁		・二之丸(南)との境界部土塁
	便益・休憩施設		・飲食店1箇所（二の丸茶亭）、休憩所3箇所（四阿、藤棚、望鯨亭）、トイレ2箇所、売店1箇所、コインロッカー ・二の丸茶亭は昭和44年（1969）築で、抹茶等の販売・提供を行っている。 ・南池東側のトイレは、昭和43年（1968）築。東門券売所にトイレが1箇所設置されている。
	管理施設		・東門券売所：1箇所 ・東門券売所は、昭和54年（1979）築で、来場者の入退場の管理を行っている。
	案内・説明板		・全体案内板、説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	二之丸広場		・昭和42年（1967）に整備された。 ・芝生広場
	石碑など		・那古野城跡の石碑 ・清正公石曳の像 ・青松葉事件遺跡の碑 ・埋門の碑
	植栽		・中高木：ツバキ類、サクラ類、クロマツ、モミジ類、クロガネモチ、イヌマキ、モチノキなど ・低木：ツツジ類、ツゲ、ムラサキシキブ、トベラなど



写真 南蛮練堀（大正期）

引用：徳川林政史研究所編、2014年、『写真集 尾張徳川家の幕末維新』、吉川弘文館



写真 南蛮練堀（現在）



写真 二之丸庭園（前庭）（昭和初期）

引用：重森三玲、1939年、『日本庭園史図鑑 第5巻』、有光社



写真 二之丸庭園（前庭）
（現在）

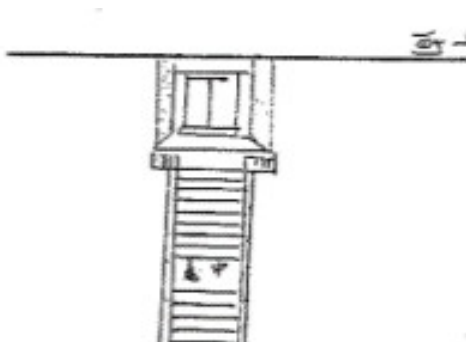


図 埋門

引用：『金城温古録』



写真 埋門跡（現在）



写真 地下遺構（北暗渠跡）
（現在）

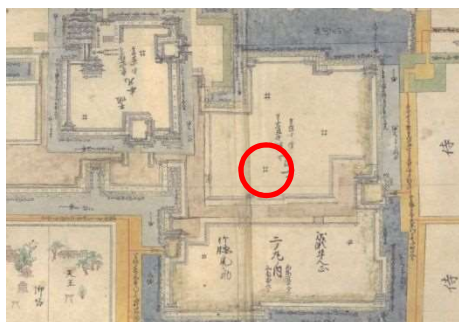


図 井戸

引用：新修名古屋市史資料編編集委員会、2008年、『新修名古屋市史 第三巻 付図』、名古屋市



写真 井戸（現在）

(3) 二之丸(南) (無料区域)

東南隅に二之丸辰巳櫓、南辺中央に太鼓櫓、西南隅に二之丸未申櫓、西辺には二之丸西曲輪多聞櫓を置いた。二之丸西曲輪多聞櫓の間には大手筋である大名小路へ通じる二之丸大手門（西鉄門）、東辺には三之丸北東部に通ずる二之丸東門（東鉄門）を配し、それぞれ二重の門で構成された枡形を構えていた。築城当初、内部は家老であった成瀬・竹腰の邸宅地となっていたが、寛文3年（1663）に三之丸に移った後、馬場や矢場等で構成された向屋敷として利用されていた。北側には二之丸(北)からつづいて二之丸御殿が広がっていたが、陸軍期には建造物は撤去され跡地に兵舎等が築かれた。二之丸大手一之門と二之丸東一之門は陸軍期に撤去されたと考えられる。戦後の昭和38年（1963）名古屋市は大蔵省から二之丸(南)の無償貸付を受け、愛知県へ設置許可を出し、翌年（1964）愛知県体育館が建設され、これに伴い二之丸大手二之門と二之丸東二之門が解体されるなどした。

昭和42年（1967）解体後保管されていた部材を替えることなく二之丸大手二之門を復原し、昭和47年（1972）に二之丸東二之門は本丸東二之門跡へ移築した。現在もこの区域には愛知県体育館が建つことから、有料区域に含めていない。

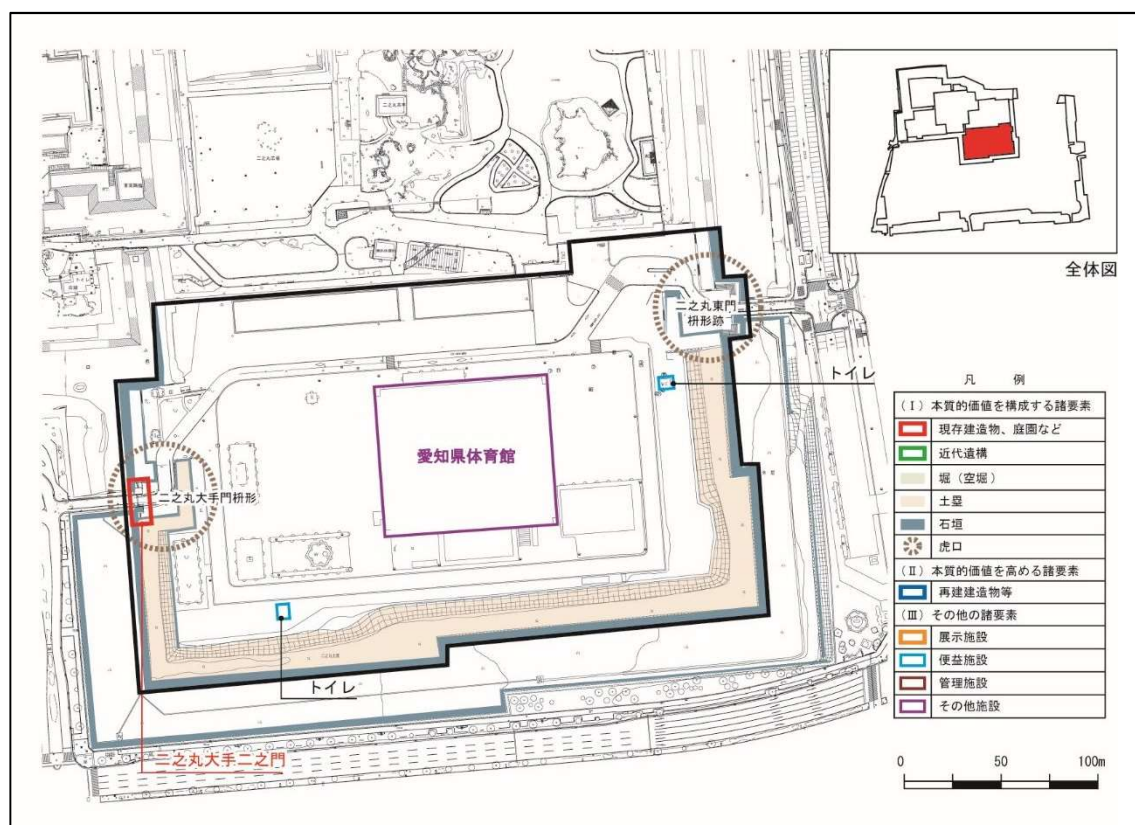


図 二之丸(南)の諸要素 位置図

表 二之丸(南)における各諸要素の概要

名称			概要
構成する諸要素	(Ⅰ) 本質的価値を 近世	二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞	・慶長 17 年 (1612) 頃建設 ・高麗門、屋根切妻造、本瓦葺 ・二之丸の西側にある大手枳形の外門 ・愛知県体育館建設のため昭和 38 年 (1963) に解体したが、昭和 42 年 (1967) に解体後保管していた部材を替えることなく復原した。 ・昭和 50 年 (1975)、重要文化財に指定されている。
		石垣	・外堀 (空堀) に面する石垣、二之丸東門跡・二之丸大手門跡の枳形石垣
		土塁	・二之丸東門枳形跡から二之丸大手門枳形跡までの東・南・西側土塁
		虎口	・二之丸大手門枳形、二之丸東門枳形跡
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
諸要素	(Ⅲ) その他の	便益・休憩施設	・トイレ 2 箇所
		案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
		その他施設	・昭和 39 年 (1964)、東京オリンピック開催を機に、県民の体育振興と文化の向上を図ることを目的として開館された。 ・大相撲七月場所 (名古屋場所) の開催場所であり、その他スポーツ、コンサート、式典等に利用されている。
		植栽	・ソメイヨシノなどが多く植わっている。

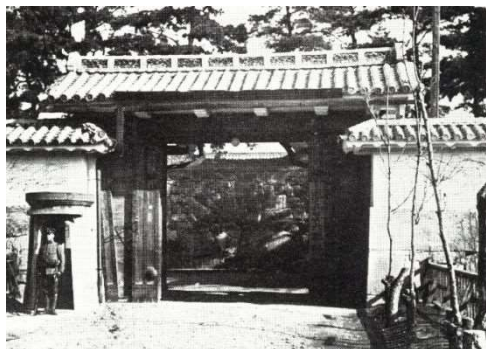


写真 二之丸大手二之門 (大正期)
引用：第六史編集委員会、1968 年、
『歩兵第六聯隊歴史』、歩六史刊行会



写真 二之丸大手二之門 (現在)

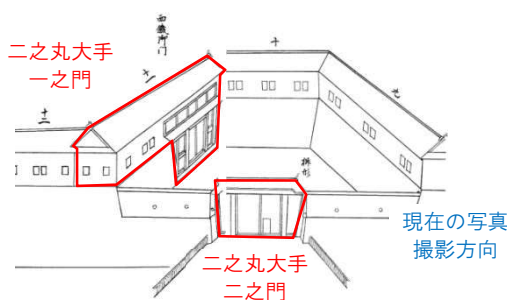


図 虎口 (二之丸大手門枳形)
引用：『金城温古録』



写真 虎口 (二之丸大手門枳形)
(現在)

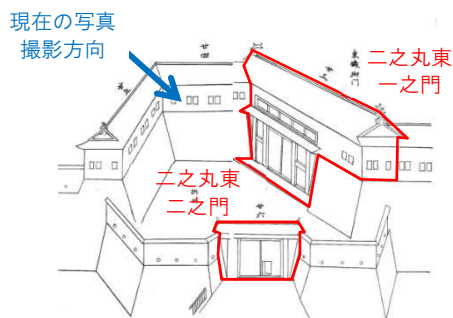


図 虎口 (二之丸東門枳形)
引用：『金城温古録』



写真 虎口 (二之丸東門枳形跡)
(現在)

(4) 西之丸

西之丸は歴史的な利用形態の違いから、東部・西部・北部に分けられる。

西之丸東部は榎多門枳形から本丸大手馬出跡に至るまでの東西にのびる区域であり、江戸期には「榎多門内屯」と呼ばれた。南側石垣上には榎多門から続く多聞櫓が建ち、内部は下多門等の建造物の他、空地には芝生地が広がっていた。榎多門は本来、本丸へ至る正門であり、二之丸に政庁としての機能が移った後も藩主、年寄職、城代、米蔵掛以外は出入りできない格式を保っていた。明治5年(1872)に陸軍省の所管となると、下多門等の建造物は撤去されたが、東西の通路という利便性が重視されたためか新たな施設等の建設はなかったと考えられる。明治26年(1893)には本丸とともに榎多門より東の区域が宮内省に移管され名古屋離宮となった。明治42年(1909)には榎多門を含む西之丸全域が宮内省所管となり、明治24年(1891)の濃尾地震により大破した榎多門の代替として、翌年(1910)から旧江戸城蓮池門が宮内省によって移築され、「名古屋城正門」となった。名古屋離宮となった後、本丸御殿は皇族の行幸啓を頻繁に迎え、正門から本丸に至るこの区域は御成通路となり、昭和5年(1930)の名古屋市下賜後の一般公開後も本丸へのメインストリートとして機能した。昭和20年(1945)戦災により正門が焼失したものの昭和34年(1959)には再建し、現在でも本丸へ至るメインストリートとしての機能を担っている。

西之丸西部は榎多門枳形から西側の区域であり、「榎多土戸内」と呼ばれていた。西北隅に月見櫓、西南隅に未申櫓があり、未申櫓から榎多門までは多聞櫓が続き、内部は幕末には竹藪が広い面積を占めていた。陸軍期には月見櫓が撤去され、武器庫や倉庫が整備されたと推定される。離宮期には事務室や官舎が建設され、名古屋市への下賜を経た戦後、現在の事務棟等に建て替えられるなど、現在も名古屋城の管理区域としての機能を担っている。

西之丸北部は「御蔵構」と呼ばれ、四周を堀と門、蔵の壁で完全に囲まれた閉鎖空間であった。内部には幕末までに6棟の米蔵が建設され、勘定所や米計り場が置かれるなど、尾張藩における基本財産の貯蓄場所として厳重に管理されていた。南東部にはカヤの木があり、築城時にはすでに巨木であったと考えられる。陸軍期には米蔵等は撤去され、営倉や作業所が建設されたが、一部の米蔵が武器庫に転用されたと考えられている。離宮期に入ると陸軍期の営倉・武器庫は一掃され、御深井丸へまっすぐ向かう園路が整備され、市営期にも園路や植栽地は継続された。昭和26年(1951)には、旧本丸御殿障壁画を展示するための絵画館(旧西の丸展示館)が建設された。平成28年(2016)には重要文化財旧本丸御殿障壁画の展示収蔵施設整備のため撤去したが、この区域は各時期において最も貴重なものを収蔵する機能を担った区域であった。

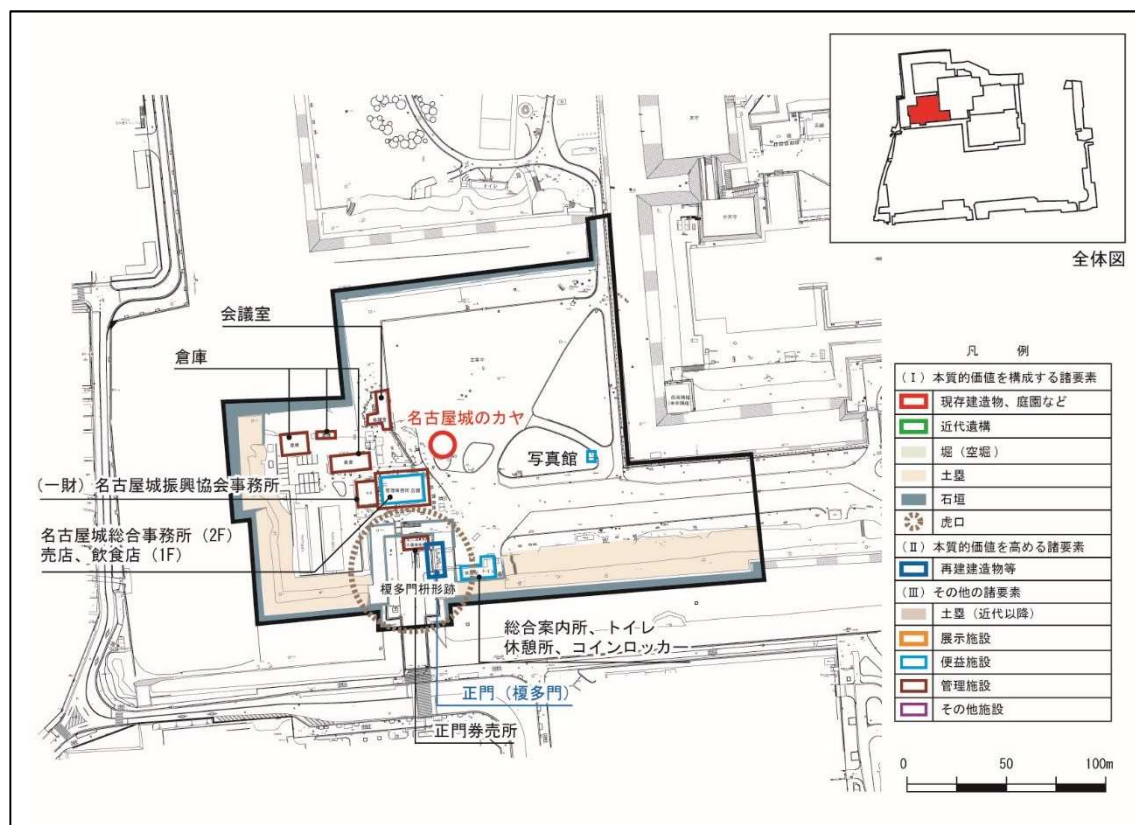


図 西之丸の諸要素 位置図

表 西之丸における各諸要素の概要

名称			概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	名古屋城のキャ<天然記念物>	- 樹高：15.44m、目通り：11.8m、根本周：9.5m - 葉張り：北11.1m、東10.2m、南12.7m、西12.3m(平成24年3月時点) - 樹齢 600 年以上と推定されており、築城当時(1610 年頃)には既に巨木となっていたと考えられ、『金城温古録』に「慶長御普請の時にも残し置かれしにや」とその記述がみられる。 - 昭和 7 年(1932)、国の天然記念物に指定されている。
		石垣	外堀(水堀)に面した西面・北面、外堀(空堀)に面した南面、正門(榎多門)、月見櫓跡、榎多門枳形跡に位置している。
		土塁	- 西側土塁 - 南側土塁
		虎口	榎多門枳形跡
		地下遺構	近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門 えのきだもん (榎多門)	- 榎多門(正門)は、本丸へ至る正門であって、藩主・年寄職・城代・米蔵掛以外は出入りできない格式高い門であった。 - 創建(慶長 17 年(1612))以来の榎多門は明治 24 年(1891)の濃尾大地震で被害を受けたため、明治 43 年(1910)に旧江戸城蓮池門を移築したが、戦災で焼失した。 - 昭和 34 年(1959)に天守とともに、鉄筋コンクリート造で再建し、移築した蓮池門の姿を写している。

名称		概要
(Ⅲ) その他の諸要素	井戸	・ 西之丸北部に1箇所井戸がある。
	便益・休憩施設	・ 総合案内所1箇所、売店（飲食店含む）1箇所、トイレ2箇所、写真館 ・ 総合案内所は、昭和63年（1988）築で、コインロッカー、休憩所、トイレが併設されている。 ・ 土産物を販売する売店及び、飲食店は名古屋城総合事務所と同施設の1階に設置されている（昭和45年（1970）築）。
	管理施設	・ 正門券売所、名古屋城総合事務所、（一財）名古屋城振興協会事務所、倉庫、会議室 ・ 正門券売所は、昭和47年（1972）築で、来場者の主要な出入口として、入退場の管理を行っている。 ・ 名古屋城総合事務所は、昭和45年（1970）築で、名古屋城の管理拠点・管理者の詰所として利用されている。 ・ （一財）名古屋城振興協会事務所は、利便施設等の運営等を行っている（一財）名古屋城振興協会の詰所として利用されている。 ・ 会議室は、平成3年（1991）築で、名古屋城総合事務所が所管・利用している。
	案内・説明板	・ 全体案内板、説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	石碑など	・ 名古屋離宮石柱 ・ 正門横「金鯱」模型 ・ 刻名石
	植栽	・ 中高木：サクラ類、クロマツ、ツバキ類、ウメ、イヌマキ、キンモクセイ、モミジ類、アラカシ、ヒノキなど ・ 低木：ツツジ類、ツゲ、アオキ、キャラボク、ナンテンなど



名古屋城のカヤ（昭和初期）



名古屋城のカヤ（現在）

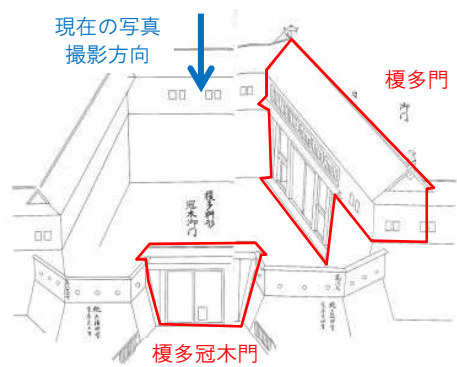


図 虎口（榎多門枅形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（榎多門枅形跡）
（現在）



写真 正門（榎多門）（昭和初期）



写真 正門（榎多門）（現在）

(5) 御深井丸

本丸の西北を囲み、東部には塩蔵構という小さな曲輪を配し、その連結部には枡形である塩蔵門が設けられた。西辺中央に鋳多聞櫓、西北には西北隅櫓、北辺には西弓矢多聞櫓、弓矢櫓、東弓矢多聞櫓を配し、西北部の内部には磨蔵や大筒蔵、御旅筒蔵、御手筒蔵、南穴蔵、北穴蔵など、鉄砲や弾薬等の保管庫が建てられ、塩蔵構には3棟の塩蔵が建てられていた。

陸軍期にはこれらの建造物は撤去され、塩蔵構以外の箇所には新たな武器庫等が建てられたと考えられているが、一部転用している可能性がある。弾薬庫である乃木倉庫は明治初期に建設されたと考えられる。明治42年(1909)御深井丸が宮内省に移管すると、西北隅櫓や乃木倉庫を除いた建造物はほとんど撤去された。

戦後は、昭和24年(1949)に猿面茶席、又隠茶席、昭和30年(1955)には織部堂などが現在地に建てられ、天守の再建に伴って焼失した天守の礎石を不明門北側の現在地に移した。また、古墳時代の石棺式石室や、白鳳時代の塔の心柱礎石が名古屋城に寄付され、これらを茶席周辺に設置している。昭和50年代(1975~1984)には御深井丸の西部に池や植栽などの整備を行った。塩蔵構には明治以降建造物等の建設は行われていない。現在は西部に西北隅櫓や乃木倉庫が現存し、地区全体として樹木が多い緑豊かな地区となっている。

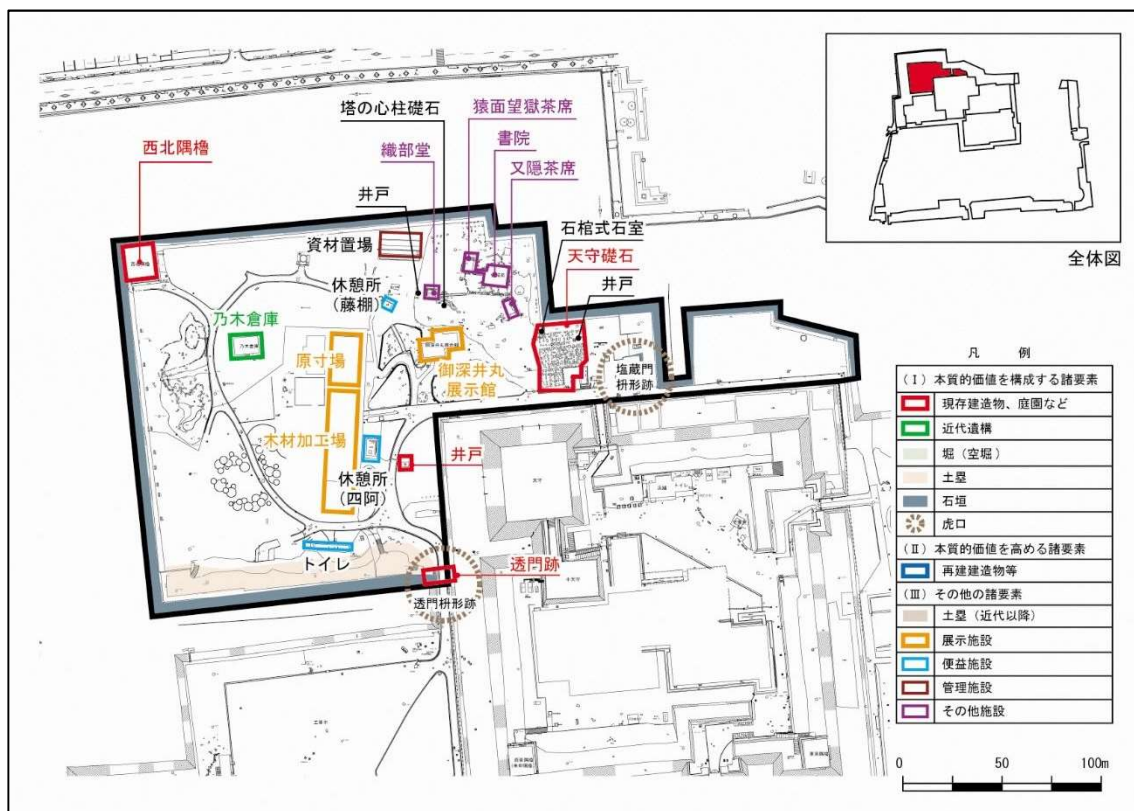


図 御深井丸の諸要素 位置図

表 御深井丸における各諸要素の概要

名称		概要	
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等	・元和5年(1619)頃完成 ・三重三階(493.32㎡)、本瓦葺 ・戌亥櫓ともいわれ、清須城天守を移築されたと伝えられたことから清須櫓ともいわれる。外部北面、西面に千鳥破風が作られ、「落狭間」を備えている。 ・昭和25年(1950)、重要文化財に指定されている。
		石垣	・曲輪の周囲は全て外堀(水堀)に面しているほか、西北隅櫓下、塩蔵門枳形跡に残っている。
		土塁	・西之丸との境界(鵜の首)部分の石垣付近に残る土塁
		虎口	・塩蔵門枳形跡、透門枳形跡
		井戸	・休憩所(四阿)東側に近世から存在していると考えられる井戸がある。
		天守礎石	・天守地階穴蔵の地盤の上に据えられ、巨大な天守を支えていた。 ・昭和20年(1945)に天守が焼失したことから、昭和34年(1959)の天守再建にあたり、現在地に移し、かつての敷設状況を表している。
		地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞	・面積89.25㎡、高さ7.68m煉瓦造り漆喰塗りの平屋建、瓦葺き ・建築年代は明治初期と考えられるが、正確な時期はわかっていない。 ・入口上部や床下にアーチ構造がみられるほか、建物の角は色漆喰で石積風に造られており、入口扉には銅板が張られている。 ・昭和20年(1945)の空襲の際には旧本丸御殿障壁画を保管していた。 ・戦災を免れ、平成9年(1997)には国登録有形文化財に登録された。
(Ⅲ) その他の諸要素	茶席	猿面望嶽茶席	・現在の建物は昭和24年(1949)に整備されたものである。 ・猿面茶席はかつて築城に際して清須より名古屋城本丸へ移築され、その後(御深井丸移築後の説あり)二之丸に移築された。明治以降は城外に移築され、鶴舞公園閑間閣境内に移築された後、昭和11年(1936)に旧国宝指定を受けたが戦災により焼失した。
			・文化人であり千家三世である千宗旦(1578～1658)に師事した藤村庸軒(1613～1699)により金戒光明寺西翁院(京都府京都市)に造営された「瀲看の席」を昭和24年(1949)に写したものである。この茶席から御岳の山々を望むことができることから「望嶽庵」と名付けられた。
		又隠茶席	・安永年間(1772～1779)に茶家である久田流の久田宗参が、千宗旦が造営した「又隠の席」の写しである。 ・数回にわたって移築されたが、戦後に愛知航空株式会社から名古屋市に寄贈され、昭和24年(1949)に現在地に移築した。
		書院	・十畳の書院と八畳の次の間、五畳座敷などを含めた一棟であり、昭和24年(1949)に整備した。城内にあった加藤清正手植えの老松が枯れたため、その材を遺すために書院の台面・付書院・袋棚、次の間の床板、五畳座敷の床の前板等に厚板として使用した。また次の間前廊下の長桁は、昭和3年(1928)の昭和天皇御大礼に伴う名古屋離宮御駐輦の際の旗竿に使用された木材を利用している。
		織部堂	・古田織部正重然(1544～1615)が茶道及び瀬戸焼に残した功績を称えるため、中島郡祖父江(愛知県稲沢市)にあった旧山内家の地藏堂を移築、改装し昭和30年(1955)に竣工した。
	石棺式石室		・島根県松江市山代町にあった団原古墳の石室で、本来は床石があって、手前に羨道(石室の通路)を備えていた。古墳時代後期のもので出雲地方独特の横穴式石室である。 ・昭和11年(1936)中区の古美術商が購入し、戦後に名古屋城に寄付された。
(Ⅲ) その他の諸要素	塔の心柱礎石		・大阪府南河内郡駒ヶ谷村大字飛鳥地内から出土した白鳳時代の塔の心柱の礎石である。 ・昭和9年(1934)に当時的大鉄電車会社(現近鉄)の職員が購入し、戦後に名古屋城に寄付された。
	井戸		・織部堂西側井戸、天守礎石近く井戸

名称		概要
(Ⅲ) その他の諸要素	展示施設	御深井丸展示館 ・昭和 57 年 (1982) 築、木造平屋建。床面積 149.85 ㎡。 ・郷土玩具などの展示を行っている。
		木材加工場、原寸場 ・木材加工場では、樹齢 300 年を超すヒノキ材などを保管し、それらの墨付けやカンナがけなどの作業を行っている。 ・原寸場では図面で表現しきれない部分を実物大で作図し、型取りなどを行っている。 ・本丸御殿復元工事に使用する木材を加工するための仮施設であり、見学通路から加工現場を見学することができる。
	便益・休憩施設 ・トイレ 2 箇所、休憩所：2 箇所（四阿、藤棚） ・木材加工所南側のトイレは、昭和 63 年 (1988) に身障者用のトイレが併設されている。（本丸御殿復元工事のため、現在は使用不可） ・御深井丸展示館内にトイレが併設されており、藤棚の休憩所、四阿の休憩所などがある。	
	管理施設	資材置場 ・茶席北側に位置する管理用の資材置場
	案内・説明板 ・全体案内板、説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。	
	植栽 ・中高木：サクラ類、クロマツ、キンモクセイ、ツバキ類、クスノキ、スギ、エノキ、イヌマキ、ウメなど ・低木：ツツジ類、ツゲ、アセビ、アオキなど	



写真 西北隅櫓（昭和初期）



写真 西北隅櫓（現在）

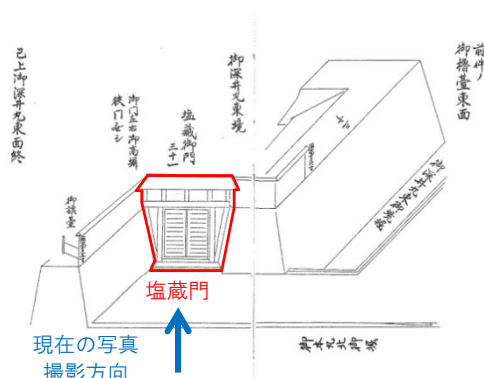


図 虎口（塩蔵門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（塩蔵門枳形跡）
（現在）

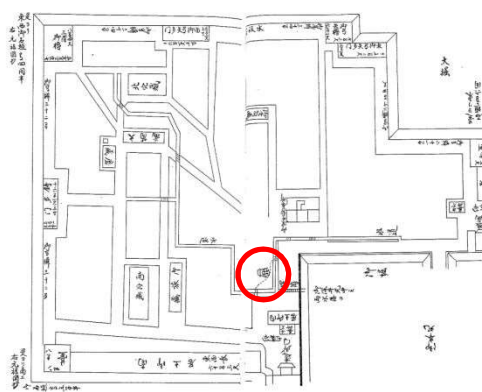


図 井戸
引用：『金城温古録』



写真 井戸（現在）



写真 天守礎石（現在）



写真 乃木倉庫（昭和初期）



写真 乃木倉庫（現在）

(6) 外堀（空堀）

本丸・二之丸・西之丸と三之丸を隔てる堀である。

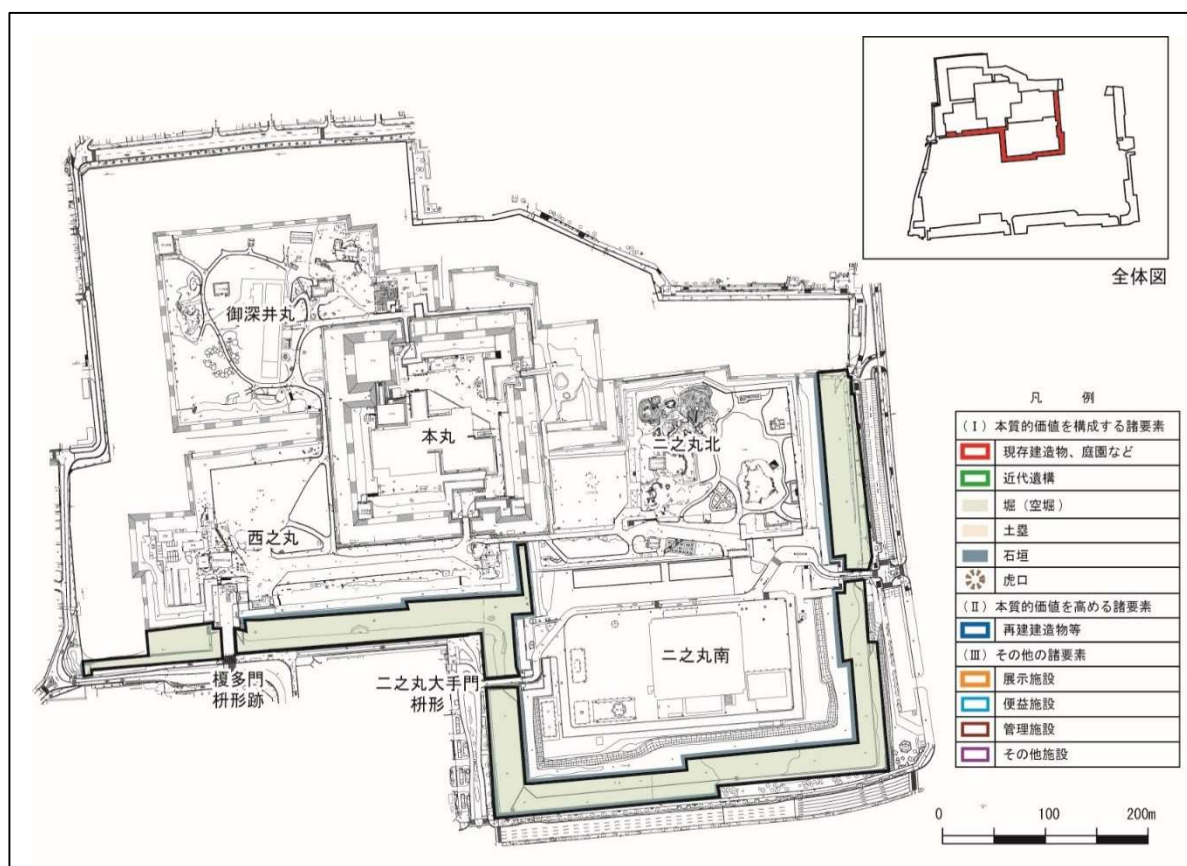


図 外堀（空堀）の諸要素 位置図

表 外堀（空堀）における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・ 二之丸大手門枳形から清水門枳形跡付近まで、巾下門枳形跡から榎多門枳形跡付近までの外堀（空堀）の石垣
	堀（空堀）	・ 二之丸北東から西之丸西南にかけての空堀 ・ 本丸大手馬出の西境空堀は明治期に埋め立てられ、現在は西之丸と一体の空間となっている。 ・ 二之丸南側の滞水は、明治 30・31 年（1897・1898）に抜かれた。
	地下遺構	・ 近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
(III) その他の諸要素	案内・説明板	・ 説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	植栽	・ 中高木：ソメイヨシノの列植、エノキ、クロマツなど ・ 低木：カラタチ

(7) 外堀（水堀）

名古屋城の北西を取り囲む堀であり、慶長以前は沼沢地帯であったところをせき止めて掘ったものであったといわれている。

現在見られる堀（水堀）は、ほぼ築城当時の姿のまま残っている。

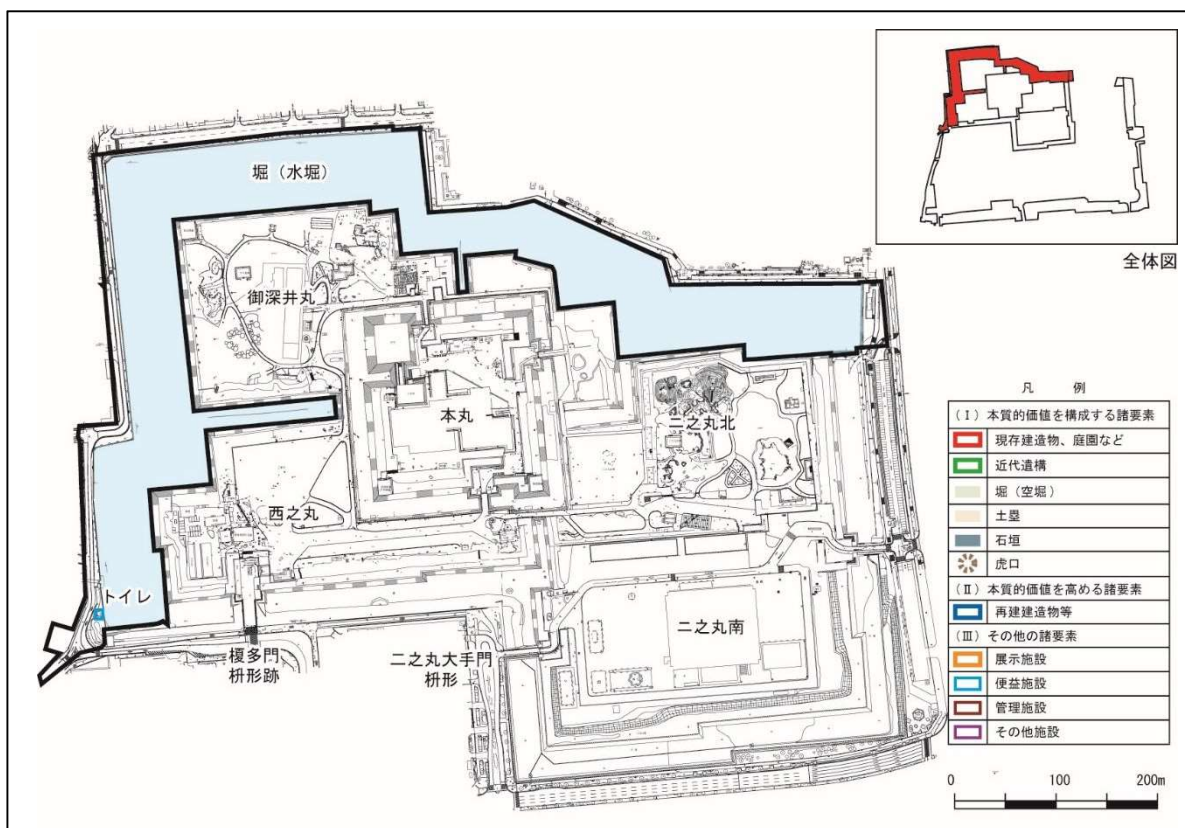


図 外堀（水堀）の諸要素 位置図

表 外堀（水堀）における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・東側清水門枳形跡付近の石垣
	堀（水堀）	・二之丸北東から西之丸西南にかけての水堀 ・築城当時は湧水によって水位が確保されていたが、半世紀を過ぎると湧水の量が減り、寛文3年（1663）に尾張藩は堀へ水を引き入れるために庄内川の川村付近（現守山区）から堀までの水路（御用水）を引いた。しかし昭和49年（1974）に御用水が埋め立てられるなどしたことから、次第に水位が低下した。昭和56年（1981）からは、工業用水を導入し水位の確保、水質の改善等を図っている。
	地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
(III) その他の諸要素	便益・休憩施設	・トイレ1箇所
	案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板を配置している。
	植栽	・中高木：ヤナギ列植、サクラ類、クロマツなど ・低木：ツツジ類、アベリアなど
	動物	・ハクチョウ1羽 ・昭和53年から寄付等により外堀で白鳥の飼育を行っている。他機関への譲渡等により増減があるが、現在は1羽となる。

(8) 三之丸外堀

三之丸を囲む堀であり、東は土居下、西は堀川に達していた。堀の内側は、高土居となっており、清水門、東門、本町門、御園門、巾下門の5つの虎口は枡形を形成していた。

戦後の幹線道路整備などにより、一部失われているが、現在もほぼ旧状を保っている。

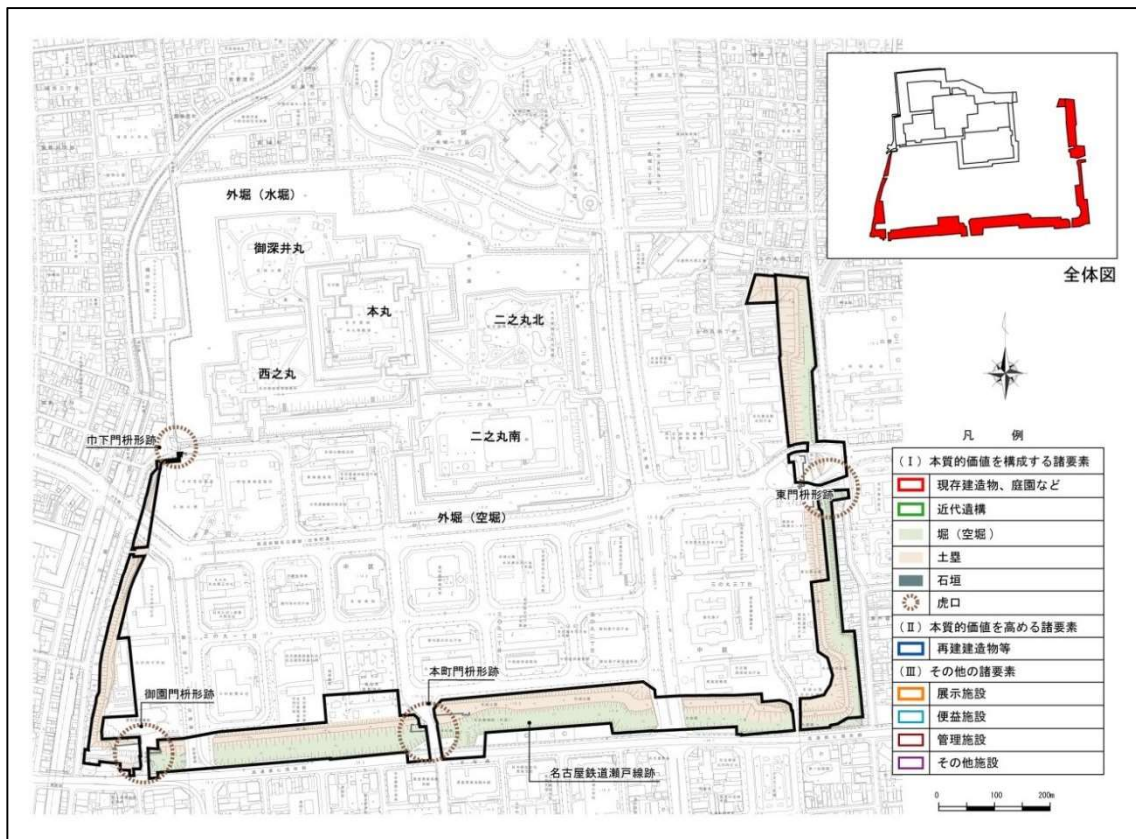


図 三之丸外堀の諸要素 位置図

表 三之丸外堀における各諸要素の概要

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	石垣	・巾下門跡、御園門跡、本町門跡、東門跡に残る枡形石垣
	土塁	・堀の内側に造られた土塁
	堀	・巾下門枡形跡から三之丸北東にかけての空堀 ・明治42年(1909)に西側は民有地となり埋め立てられ、北側が戦後の幹線道路整備に伴い消失している。
	虎口	・巾下門枡形跡、御園門枡形跡、本町門枡形跡、東門枡形跡
	地下遺構	・近世に築造された建造物・土木構造物の遺構
(III) その他の諸要素	名古屋鉄道瀬戸線跡	・明治44年(1911)東～南堀全域に(土居下駅～堀川駅間)に開通したもので、「お堀電車」として親しまれていた。 ・昭和51年(1976)に廃止・撤去され、現在は当時の駅などの遺構が残っている。
	愛知県護国神社	・明治2年(1869)尾張藩主徳川慶勝が戊辰の役で戦死した藩士の霊を祀るため川名村内(現在の昭和区)に創建し、大正7年(1918)城北練兵場に移り、昭和10年(1935)現在地に遷座した。 ・初め旌忠社と称し、明治8年(1875)に招魂社、明治34年(1901)に官祭招魂社と改称された。現在地に移った後の昭和14年(1939)には、愛知県護国神社と改称した。
	案内・説明板	・説明板、誘導サイン、注意看板など、さまざまな形態、規模の案内板等を配置している。
	植栽	・ソメイヨシノ、エノキなどが多く生えている。

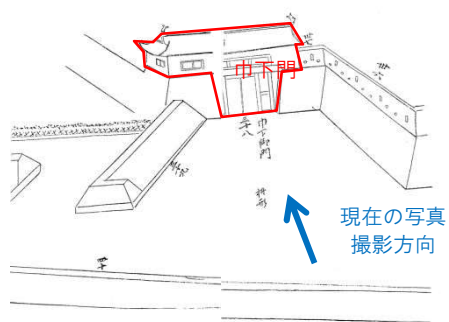


図 虎口（巾下門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（巾下門枳形跡）
（現在）

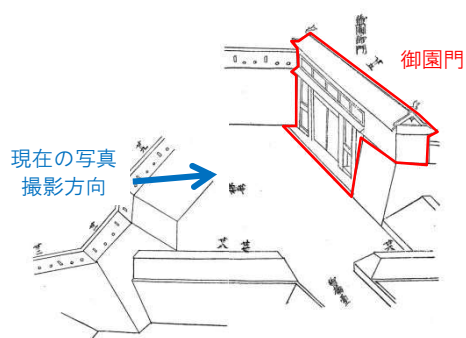


図 虎口（御園枳形門）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（御園門枳形跡）
（現在）

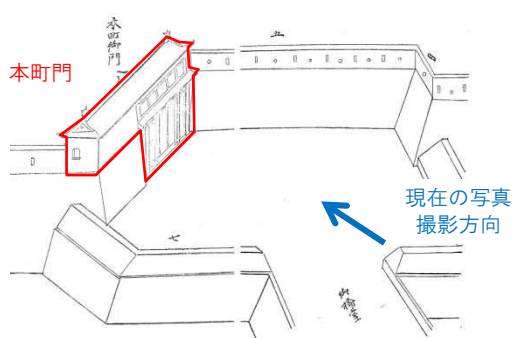


図 虎口（本町枳形門）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（本町門枳形跡）
（現在）

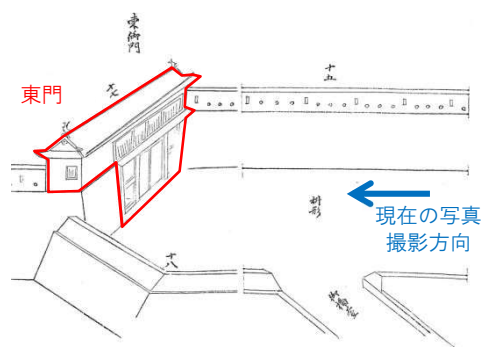


図 虎口（東門枳形）
引用：『金城温古録』



写真 虎口（東門枳形跡）
（現在）

(9) その他

名称		概要
(I) 本質的価値を構成する諸要素	補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画 ＜重要文化財＞ ・狩野貞信や狩野探幽など日本画史上最大の画派「狩野派」の絵師たちにより描かれたもの。 ・本丸御殿完成時に描かれた慶長期のものと、上洛殿等増築時に描かれた寛永期のものに大別される。 ・昭和 20 年（1945）の空襲の際に本丸御殿から取り外され、御深井丸にある乃木倉庫に避難された 1047 面が現存している。 ・紙と木という脆弱な素材で構成されており、顔料の剥落や剥離、画面の亀裂等が生じやすいため、定期的な保存修理が必要である。 ・昭和 25 年（1950）、昭和 30 年（1955）、昭和 31 年（1956）に重要文化財に指定されている。 ・重要文化財指定内訳 襖絵 73 枚 144 面、戸襖絵 45 枚 45 面、障子腰貼付絵 76 枚 76 面、杉戸絵 32 枚 66 面、天袋襖絵 16 枚 16 面、室内天井板絵 331 面、入側天井板絵 369 面
		金具類 ・終戦直後、将来の参考として保存することを目的に、焼け跡から収集された焼損金具である。 ・旧本丸御殿金具は、昭和 20 年（1945）の空襲時に焼損したもの（焼損金具）と、障壁画に取り付けられていて焼損を免れたものの 2 つに大別される。 ・焼損金具は多くが原型を留めていないが、戦前に取られた拓本や撮影された「ガラス乾板写真」によって、元々の姿をある程度推測することが可能となっている。 ・引手、打掛金具は障壁画に取り付けられており、共に焼損を免れている。
		旧本丸御殿欄間破片 ・旧本丸御殿の欄間破片として名古屋城に伝えられてきたものである。 ・戦前何らかの要因で脱落し別置されていたため、昭和 20 年（1945）の本丸御殿焼失時にも失われなかったと考えられる。 ・拓本や実測図・「ガラス乾板写真」等との比較から本丸御殿に取り付けられていたものであると場所も含めて確定できる。
		史資料 （文献、絵図、古写真、実測図など） ・文献 『金城温古録』は、奥村得義とその養子の定が藩命によって、文政年間（1818～1830）から名古屋城を調査し、各種の記録・伝聞に自身の見聞などを加えて明治 35 年（1902）に完成した記録書である。 ・絵図・図面 『なこや御城惣指図』は、慶長 14 年～19 年（1609～1614）に描かれたもので、名古屋城内郭全図で、関連資料の中で最古（第 1 次計画図）の内容をもつ。その他、『名古屋城普請町場請取絵図』、『元禄拾年御城絵図』など、江戸期に描かれた多くの絵図が残っている。 昭和 7 年（1932）から昭和 17 年（1942）にかけて旧国宝建造物の実測調査を実施し、実測図、金具の拓本などが「昭和実測図」として記録保存されている。これらは戦災焼失以前の旧国宝建造物の姿を知る上での貴重な資料となっている。 ・古写真 14 代藩主徳川慶勝は、独自の薬剤調合による湿式ガラス板写真技術を会得し、その技術を駆使してさまざまなものを撮影した。この中には名古屋城の建物群、二之丸御庭、下御深井御庭などがあり、幕末から明治初期にかけての名古屋城の姿を写している。 「ガラス乾板写真」は昭和 15 年（1930）から翌年（1931）にかけて名古屋市が城内旧国宝建造物 24 棟を撮影したものである。



旧本丸御殿障壁画 竹林豹虎図（襖絵、玄関一之間東側）



旧本丸御殿障壁画 帝鑑図〔明弁詐書〕（襖絵、上洛殿一之間北側）



写真 旧本丸御殿 釘隠（焼損金具）



写真 旧本丸御殿 欄間彫刻破片

(10) 周辺地域 (指定地外地区)

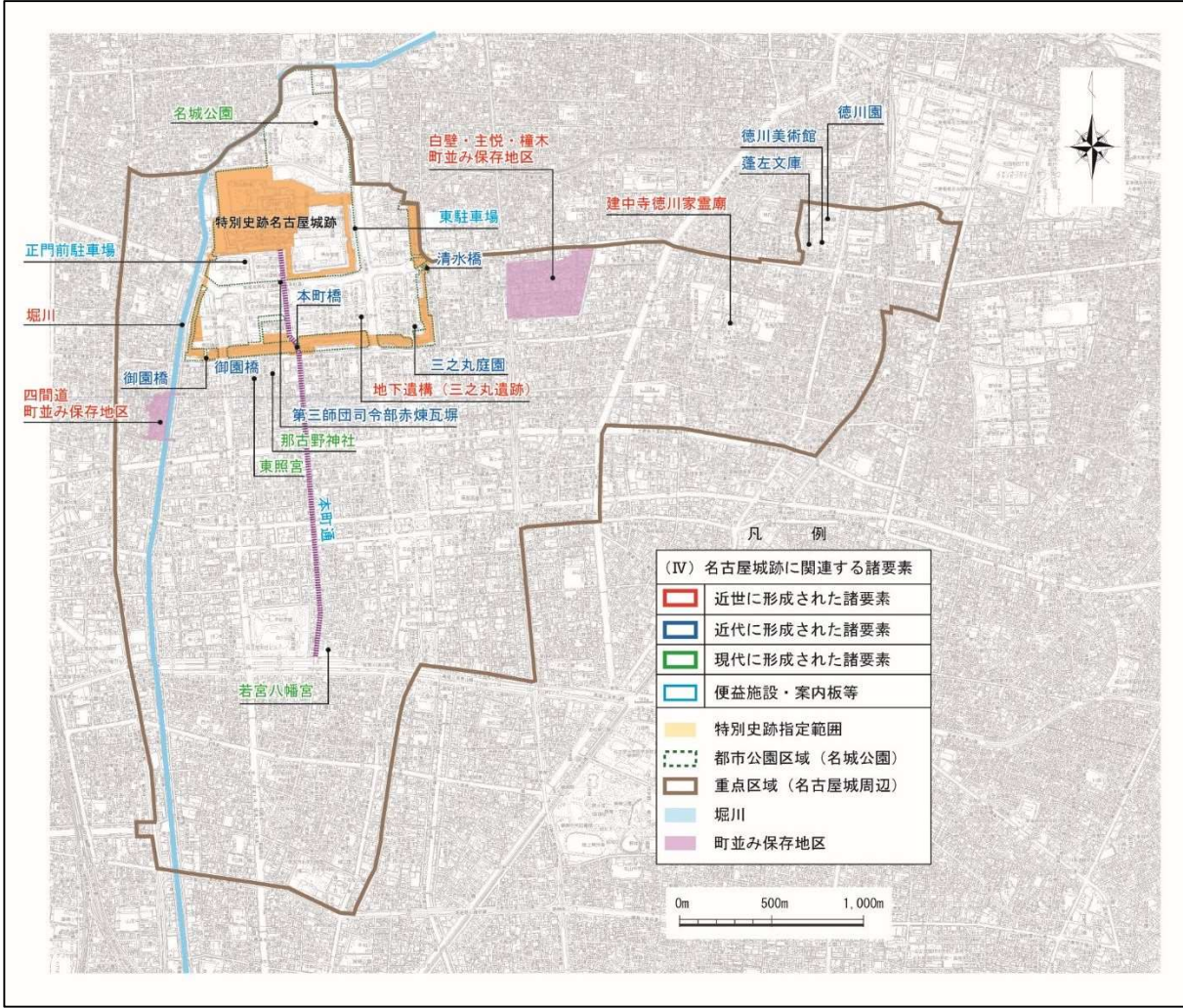


図 周辺地域の諸要素 位置図

表 周辺地域における各諸要素の概要

名称		概要
(IV) 名古屋城跡に関連する諸要素	地下遺構 (三之丸遺跡)	・発掘調査により発見された三之丸曲輪内の遺構 ・武家屋敷跡、溝、井戸、土杭、柱穴、排水施設跡等の遺構が発見されている。
	三之丸庭園	・明治 14 年 (1881) に、旧名古屋城二之丸庭園の一部、東南中央の溪流の庭を、原形のまま偕行社 (現在名古屋市公館となっている地にあった陸軍の将校クラブ) の前庭地内に移築したと伝えられている。
	橋	御園橋 本町橋 清水橋
	名城公園北園	・かつて寛永 11 年 (1634) 三代将軍家光の上洛時に作庭されたと考えられている下御深井御庭が広がり、明治期に陸軍の練兵場となった地である。 ・下御深井御庭には蓮池と称する大きな池があり、その周辺や北方には大小の丘や池が散在し、茶屋、御深井丸御薬園と呼ばれた薬草園などがあった。 ・名城公園としては、昭和 6 年 (1931) に開園、昭和 22 年 (1947) に都市計画決定され、昭和 31 年 (1956) に都市公園として設置された。 ・現在は、テニスコートや野球場などのスポーツ施設があり、市民に利用されている。 ・特別史跡指定地を含めて都市公園 (総合公園) となっており、全体面積は 80.41ha。

名称		概要
(Ⅳ) 名古屋城跡に関連する諸要素	名古屋城に近接する 周辺地域	便益施設 正門前 駐車場 ・普通車 319 台、大型車 28 台 ・有料駐車場であり、午前 8 時 45 分から午後 9 時 30 分まで利用可能である。 ・大型車用駐車場には観光バスの利用が多くみられる。
		便益施設 二の丸東 駐車場 ・普通車 123 台 ・有料駐車場であり、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで利用可能である。 ・主に東門からの入退場者に利用されている。
		第三師団司令部 赤煉瓦塀 ・明治 20 年(1887)に三之丸天王社跡に建設された第三師団司令部の建物の塀であり、一部が現存している。
	歴史的関連性を有する広域の周辺地域	建中寺 徳川家霊廟 ・慶安 4 年(1651)尾張藩の二代目藩主徳川光友が父義直を弔うために創建。霊廟は、元禄 11 年(1698)に霊仙院(2 代藩主光友の生母)、泰心院(3 代藩主綱誠)、瑞竜院(2 代藩主光友)の霊屋を建てたが、天明 5 年(1785)の大火により諸堂を焼失した。 ・現存する霊廟は、天明 7 年(1787)の再建であり、本殿、相の間、拝殿で構成される「権現造」の本殿と唐門、透塀からなっている。 ・昭和 35 年(1960)に愛知県指定有形文化財(建造物)に指定されている。
		竹長押茶屋 ・江戸時代後期に下御深井御庭の中央の池南端に建てられた御茶屋であり、長押や鴨居に大竹が用いられたことから名付けられ、非常時の藩主の避難先としても利用できるよう工夫されていた。 ・明治 5 年(1872)に当時筏川の船着場であった場所(現在の愛知県弥富市)に一部が移築された。 ・昭和 51 年(1976)に弥富市指定有形文化財に指定されている。
		風信 ・かつて二之丸庭園に建てられていた御茶屋であり、10 代藩主斉朝による文政期の二之丸庭園大改修の際に建てられたと考えられるが、明治 2 年(1869)に現在の名古屋市西区児玉に移築された。 ・昭和 48 年(1973)名古屋市指定有形文化財(建造物)に指定されている。
		堀川 ・慶長 15 年(1610)頃、築城とともに名古屋城西の中下から熱田まで福島正則を総奉公に開削され、城下町へ生活物資の運搬水路として重要な役割を果たした。 ・現在でも堀川沿いの四間道には蔵などの歴史的景観が残っている。 ・平成 24 年(2012)には、『堀川まちづくり構想』が策定され、民産学官の協働により、堀川に賑わいを創出し魅力発信するまちづくりの指針を示している。 ・治水対策区間延長 10.3km
		徳川園 ・元禄 8 年(1695)2 代藩主光友が自らの隠居所として造営した尾張徳川家大曾根邸跡地内に築造された池泉廻遊式の大庭園である。 ・明治 22 年(1889)から尾張徳川家の邸宅となっていたが、昭和 6 年(1931)に 19 代当主義親が邸宅と庭園を名古屋市に寄付した。 ・昭和 7 年(1932)には、「徳川園」として整備し一般公開されたが、戦災によりほとんどの建物や樹林が焼失した。 ・戦後、都市公園として改修し、平成 13 年(2001)から日本庭園として再整備を行い、平成 16 年(2004)に開園した。 ・黒門及び門に連続する脇長屋と塀、釣瓶井戸、蘇山荘など 5 棟が平成 26 年(2014)に国登録有形文化財に指定されている。
		蓬左文庫 ・尾張徳川家大曾根邸跡地内にあり、尾張徳川家の旧蔵書を中心に和漢の優れた古典籍を所蔵する公開文庫である。尾張徳川家 19 代当主義親は江戸時代以来の尾張徳川家の蔵書に対し、蓬左城(名古屋城の別称)内にあった書物を伝える文庫という意味を込めて「蓬左文庫」と名付けた。 ・昭和 10 年(1935)、東京目白の邸内に開館し、第二次世界大戦により休館となったが、昭和 25 年(1950)に名古屋市に移管、翌年には一般公開となった。 ・旧書庫(エントランスホール)は平成 26 年(2014)に国登録有形文化財(建造物)に指定されている。
		徳川美術館 ・尾張徳川家大曾根邸跡地内にあり、尾張徳川家に伝えられた重宝(大名道具)を収蔵する美術館である。徳川家康の遺品をはじめ初代藩主義直以降の歴代当主やその家族らの遺愛品を中心におよそ 1 万点余りを収蔵している。 ・19 代当主徳川義親によって昭和 6 年(1931)設立された公益財団法人「徳川黎明会」が運営する私立美術館で、昭和 10 年(1935)に開館した。 ・昭和 10 年(1935)に完成した当時の本館及び南収蔵庫などを含め 5 棟が平成 9 年(1997)に国登録有形文化財(建造物)に指定されている。

名称		概要
(Ⅳ) 名古屋城跡に関連する諸要素	町並み保存地区	白壁・主悦・槿木地区 ・名古屋市町並み保存要綱に基づき、指定された町並み保存地区。 ・江戸時代以来の武家屋敷跡の地割を良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ町並みを形成している。 ・約 14.3ha
		四間道地区 ・名古屋市町並み保存要綱に基づき、指定された町並み保存地区。 ・慶長 15 年（1610）に始まった清須越にともなうつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越商人の栄化の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残している。 ・約 2.8ha
	案内板、説明板	本町城下町歴史案内板等 ・本町城下町歴史案内板整備事業として、平成 26 年（2014）から平成 30 年度（2018）までの間、施工を行う計画であり、本丸御殿の復元・公開にあわせて実施されている。 ・整備内容は、祭りや旧町名等の歴史案内板の設置、山車の模型設置、スマートフォンと連携した情報提供、本町門から名古屋城までのアプローチ整備などを行う予定である。
	寺社	東照宮 ・元和 5 年（1619）、三之丸に創建され、明治 8 年（1875）には元の藩校明倫堂の跡地である現在地に移したが、第二次世界大戦で焼失した。現在の本殿は、慶安 4 年（1651）に義直の正室・高原院の霊廟として建てられたもので、昭和 28 年（1953）に建中寺から移築されたものである。 ・本殿、唐門、透塀が昭和 35 年（1960）に愛知県指定文化財となっている。 ・東照宮祭のはじまりには諸説があるが、徳川家康の九男で初代尾張藩主徳川義直が、元和 4 年（1618）4 月 17 日に、家康の三回忌の法事執行とともに祭礼を始めたとされている。江戸時代では毎年 4 月 15・16・17 日の 3 日間行われ、山車が特徴であった。明治維新後に中止されたが、明治 14 年（1881）から再開された。
	寺社	那古野神社 ・名古屋城築城以前から築城予定地に鎮座していたが、築城の際に三之丸に取り込まれ、城郭擁護の鎮守、城下町の産土の神として崇敬された。 ・延喜 11 年（911）の創建で、天文元年（1532）に那古野合戦の兵火で焼失したが、天文 8 年（1539）に織田信秀によって再建された。 ・明治 9 年（1876）には元の藩校の明倫堂跡地に遷座したが、社殿は戦災により焼失し、現在の本殿は昭和 29 年（1954）に再建されたものである。 ・名古屋城築城以後は、三之丸天王社ともいわれ、明治維新後「須佐之男社」と改め、明治 32 年（1899）に那古野神社へ改称された。 ・三之丸天王祭は、名古屋城築城以前から行われている祭礼で、濃尾平野一帯に分布する中世以来の伝統を有する山車「車楽」が出されるのが特徴であった。 ・夏に流行する疾病を祓うために行われる祭りのひとつで、若宮祭りと同日に行われていた。
	若宮八幡宮	・名古屋城築城以前から築城予定地に鎮座していたが、築城の際に現在の地に遷座し、城下の総鎮守として崇敬された。 ・社伝によれば文武天皇の時（697～707）創建で、戦災で焼失した後、昭和 32 年（1957）に再建された。 ・若宮八幡社周辺で行われる祭礼で、『尾張年中行事絵抄』に獅子、山車、警固と祭礼行列を組んで三之丸天王社へ渡御されていた様子が描かれている。

第4章

現状・課題の整理

- 4-1 保存管理における現状・課題
- 4-2 活用における現状・課題
- 4-3 整備における現状・課題
- 4-4 運営・体制における現状・課題

4-1 保存管理における現状・課題

4-1-1 保存管理事業

名古屋城跡では、往時の姿を伝える建造物や石垣等の遺構が多く残っており、現在でもその姿を見ることができる。これらの遺構の多くは、度重なる災害や戦災などにより、多大な被害を受けたが、適宜保存修復（一部移築含む）等が施され、現在に至っている。

ここでは、これらの保存修復事業と事業に伴う調査・研究を保存管理事業と定義し、現状の整理と課題の抽出を行うものとする。

4-1-2 各地区の保存管理状況

「3-2-4」にて整理した地区区分ごとの主な諸要素について、それぞれの保存管理状況を整理した。

(1) 本丸

名称			保存管理の現状・課題
(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等	東南隅櫓 ＜重要文化財＞ ・昭和27年(1952)の解体修理の際に、宝永7年(1710)に大規模な修理、寛政11年(1799)に屋根修理、さらに明治43年(1910)に江戸城の鯨が取り付けられていたことが明らかになった。 ・昭和48年(1973)、63年(1988)に屋根葺替部分修理、平成元年(1989)には壁と屋根の部分修理を行っている。 ・屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
			西南隅櫓 ＜重要文化財＞ ・大正10年(1921)に石垣とともに倒壊したため、大正12年(1923)までに宮内省により解体修理された。その際外壁が鉄鋼モルタル塗りに改変されたが、規模や形態は、建造当初のものに復元された。 ・地盤沈下による軸部の傾斜や外壁の亀裂、経年による屋根瓦の弛緩と落下など傷みが激しくみられ、平成20年度(2008)に耐震基礎診断、平成21年度(2009)に実施設計を行い、平成22年度(2010)から平成26年度(2014)にかけて修復工事を実施した。大正期に施された外壁の鉄網モルタル塗りは、建造当初の小舞掻き及び荒壁塗り・中塗りの上、漆喰塗りへ修復した。また、筋違などの補強工事も行い、耐震性を考慮した設計となっている。
			本丸表二之門 ＜重要文化財＞ ・昭和48年(1973)に屋根葺替部分修理を行っている。 ・平成24年度(2012)に門にとり付く両袖の土塀の瓦及び控柱の緊急的な補修工事を行っている。 ・門については、経年による瓦の弛緩と落下、漆喰の汚損、建具の開閉不可、帯鉄金物の錆が見受けられる。 ・土塀については、緊急的な修理を平成24年度(2012)に行ったが、シロアリによる控柱等軸部の腐朽、屋根瓦の経年による弛緩と落下、雨漏りによる漆喰の崩落がみられる。
			旧二之丸東二之門 (本丸東二之門跡) ＜重要文化財＞ ・控え柱の礎石が沈下したため、平成22年度(2010)から平成24年度(2012)にかけて解体修理を行った。

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	※保存管理事業の履歴は(9) 指定地全体にてまとめた。
		土塁	＜本丸内の四方土塁＞ ・良好に現存している。 ＜大手馬出土塁（雁木跡）＞ ・良好に現存している。
		内堀	・良好に現存している。
		虎口	本丸表門枅形 ・一之門戦災消失、二之門現存 ・枅形が現存している。
			本丸東門枅形跡 ・一之門戦災焼失 ・二之門戦災焼失、昭和 47 年（1972）に旧二之丸東二之門を移築 ・枅形が現存している。
			元御春屋門枅形跡 ・門は撤去 ・虎口の形態が現存している。
			不明門枅形 ・戦災焼失、昭和 53 年（1978）に復元 ・枅形が現存している。
		井戸	・本丸東門枅形跡西側井戸：損傷はみられない。
		地下遺構	・旧本丸御殿の礎石は、復元工事に際して耐圧盤の下に保護し、その上に新たな礎石を置いている。
(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物	本丸御殿 ※復元工事中（一部公開）	・平成 20 年度（2008）に復元工事に着手し、平成 25 年（2013）には玄関、表書院、平成 28 年（2016）には対面所・下御膳所を公開している。 ・平成 4 年度（1992）から行っている障壁画復元模写は、継続して実施している。 ・今後の維持管理計画を定める必要がある。
		不明門	・昭和 53 年（1978）の復元以降、修復などは行われていない。
	外観復元建造物	天守閣	・昭和 60 年（1985）に小天守閣 2 階、3 階収蔵庫の全面改修工事が行い、専用棚の配置、24 時間対応の空調設備、ハロン消火設備、警備機器を導入した。 ・平成 2 年（1990）に大天守閣に美術品専用展示ケースが導入された。 ・平成 9 年（1997）にエレベーター棟を増築した。 ・平成 22 年度（2010）に実施した耐震診断では現行の耐震基準を満たさずに「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との結果が出ている。 ・コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している。
(Ⅲ) その他の諸要素		井戸	・本丸御殿北井戸：損傷はみられない。
		便益・休憩施設	・4-2-2 諸施設にて整理
		管理施設	
		案内・説明板	・4-1-3 植栽管理状況にて整理
		植栽	
		動物	・シカ 2 頭

(2) 二之丸(北)（有料区域）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等	・練堀上部の大半は崩壊し、わずかに底部を残しているが、ところどころ崩れて断続的な状態で、一部内側に倒れこんでいる。 ・周辺では雑草や蒿類の繁殖がみられ、根や茎の侵入による亀裂の進展や、練堀北面、上面、南面上部は菌類・コケ植物の繁殖による劣化が考えられる。 ・亀裂の発生または既存の亀裂拡大抑制に対して効果的な措置を行う必要がある。
		二之丸庭園（北御庭の一部） ＜一部名勝指定＞	・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』において、主な 7 つの構成要素（地割・地形、石組、水系、植栽、構造物、建造物、その他）ごとに課題を整理し、地区区分ごとの保存管理方針や、庭園全体の現状変更等の取扱方針を定めているため、計画に基づいて保存管理を実施していく必要がある。 ※保存管理事業の履歴は次項にてまとめた

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅲ) その他の諸要素		埋門跡	・石垣上に門跡が現存している。 ・現在に至るまで、修復などの記録が残っていない。
		石垣	※保存管理事業の履歴は(9) 指定地全体にてまとめた。
		土塁	<東側の土塁> ・良好に現存している。
		井戸	・二之丸庭園南西井戸：損傷はみられない。
		地下遺構	・良好な状態である。
	近代	二之丸庭園（前庭） <名勝指定>	・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき、各地区における現状変更の取扱基準が定められ、保存管理・修復整備が行われている。 ※保存管理事業の履歴は次項にてまとめた。
		二之丸庭園（東庭園）	・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき、各地区における保存管理・修復整備が行われている。 ※保存管理事業の履歴は次項にてまとめた。
		土塁	<二之丸(南)との境界部土塁> ・良好な状態である。
		便益・休憩施設 管理施設 案内・説明板	・4-2-2 諸施設にて整理
		二之丸広場 石碑など	・入口部や中央部に裸地がみられる。 ・劣化、破損はみられない。
		植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理 ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき植栽管理を行っている。

二之丸庭園の保存管理事業の履歴

	和暦	西暦	事項
築城期～戦前	慶長19年	1614年	旧南御庭の完成（御宿館の庭か）
	元和3年	1617年	二之丸御殿の完成
	寛永5年	1628年	「中御座之間北御庭」完成か
	慶安4年	1651年	二代藩主光友が庭園の改修に着手
	(不明)		四達堂周辺の改修（渡り廊下の撤去など）
	寛文4年	1664年	権現山に「熊野社」「愛宕社」が完成
	文化10年	1813年	十代藩主斉朝が庭園の改修に着手か
	文政5年	1822年	旧南御庭の除却（能舞台を移設し蒔石の庭に）
	明治6年	1873年	この頃に前庭を作庭（吉田紹和か）
	昭和12年	1937年	重森三玲による実測調査
戦後～現在	昭和23年	1948年	二之丸の旧兵舎を名古屋大学校舎・名古屋学生会館として利用開始
	昭和28年	1953年	北御庭の一部と前庭が名勝（国）に指定（3月31日） 北御庭園池底の改修（～昭和30年）
	昭和40年	1965年	名古屋市が名勝指定範囲の管理団体に指定される
	昭和41年	1966年	二之丸庭園の整備（東入口・境界庭園など）
	昭和42年	1967年	名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開
	昭和43年	1968年	外縁西部の牡丹花壇の整備
	昭和44年	1969年	二之丸茶亭の竣工
	昭和48年	1973年	旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）の焼失
	昭和49年	1974年	旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）の焼失 →大蔵省から名古屋市が二之丸(北)の名勝指定範囲以外の無償貸付を受ける
	昭和50年	1975年	東庭園、南池の試掘調査
	昭和51年	1976年	東庭園、南池の発掘調査
	昭和53年	1978年	発掘調査の結果に基づき、遺構の展示を含めた東庭園の整備
	昭和54年	1979年	東入口を現在の東門券売所に移設 二之丸東庭園の開園
	昭和55年	1980年	東庭園に休憩施設「望鯨亭」の建設
	平成25年	2013年	『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』の策定 笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)の修復

和暦	西暦	事項
平成 26 年	2014 年	権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)の修復
平成 27 年	2015 年	北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)の修復
平成 28 年	2016 年	北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)の修復

※平成 25 年以降の修復工事については、施工年度を掲載

(3) 二之丸(南)（無料区域）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	二之丸大手二之門 ＜重要文化財＞	・両脇に取り付いていた土塀は失われている。 ・平成 26 年（2014）3 月に耐震診断調査を行い、構造性能の目標とした「復旧可能水準」を十分に満足し、大地震時にも倒壊しない「安全確保水準」相当の耐震性を有していると診断された。 ・鳥 ちようぶずま 喰瓦の落下、軸部、漆喰塗、造作、金具等に経年による破損がみられ、中でも漆喰塗の剥落が深刻であったことから、平成 29 年度（2017）に棟帯漆喰のやり替え、門本体の破風板廻りの漆喰補修、化粧直しを行っている。
		石垣	※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		土塁	＜二之丸東門枳形跡から二之丸大手門枳形までの南側土塁＞ ・良好に現存している。
		虎口	二之丸大手門枳形
	二之丸東門枳形跡		・一之門撤去 ・二之門は昭和 38 年（1963）解体、昭和 47 年（1972）本丸東二之門跡へ移築 ・枳形は現存しているが、一之門跡西側部分が昭和 38 年（1963）愛知県体育館建設に伴う園路拡張のために 9m分を取り壊している。
(Ⅲ) その他の諸要素	便益・休憩施設		・4-2-2 諸施設にて整理
	案内・説明板		
	その他施設	愛知県体育館	・かつて、向屋敷と称され馬場や弓場、それらを見物する建物等があったが、明治期には取り壊され、兵舎が建設された。昭和 23 年（1948）には旧兵舎が名古屋大学の校舎として利用され始めたが、昭和 38 年（1963）には名古屋大学が城外に移転し、愛知県体育館が建設された。 ・愛知県体育館は、特別史跡にふさわしくない施設であり、特別史跡指定地外への移転が必要である。
	植栽		・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(4) 西之丸

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	名古屋城のカヤ ＜天然記念物＞	・平成 22 年度（2010）に『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』が策定され、概況調査、生育状況の調査、幹の腐朽調査、支柱現況調査などが行われ、結果分析をした上で改善策を示している。 ・平成 23 年度（2011）に上記の調査報告書を踏まえ、地下部調査として、根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験を行うとともに、周辺環境調査や幹・枝の腐朽状況を調査し、生育基盤改良法等保護育成するための検討を行っている（『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』より）。 ・調査の結果、根の区域がロープ柵内の狭い範囲に限られていることや、樹木の広範囲にわたり腐朽が進行していることが明らかとなった。そのため、平成 25 年（2013）土壌改良を行い、平成 26 年（2014）には土壌改良のうえロープ柵の区域を広げ、生育環境の改善に努めた結果、樹勢の回復がみられている。 ・幹・枝の腐朽などが確認されているため、『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を実施していく必要がある。

名称				保存管理の現状・課題
		石垣		※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		土塁		＜西側土塁＞良好に現存している。 ＜南側土塁＞一部で斜面上の樹木等があり、倒木・枝落等の危険性がある。
		虎口	榎多門枅形跡	・榎多冠木門は陸軍期に撤去されたと考えられる。榎多門は明治 24 年（1891）の濃尾地震によって大破したため、旧江戸城蓮池門を移築した。その際蓮池門の枅行が長かったため、枅形北側の石垣を改変した。
（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素	外観復元建造物	正門（榎多門）	・明治 43 年（1910）に旧江戸城蓮池門を移築したが戦災で焼失したため、昭和 34 年（1959）に天守とともに再建された。 ・昭和 34 年（1959）の再建以降、修復は行われていない。 ・特に目立った腐朽、劣化等は確認できないが、今後、経過観察を行う必要がある。	
（Ⅲ）その他の諸要素	井戸		・西之丸北部井戸：桶枠に劣化がみられる。	
	便益・休憩施設		・4-2-2 諸施設にて整理	
	管理施設			
	案内・説明板		・劣化、破損はみられない。	
	石碑など			
	植栽		・4-1-3 植栽管理状況にて整理	

(5) 御深井丸

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	近世	現存建造物等 西北隅櫓 ＜重要文化財＞	・昭和 37 年（1962）から昭和 39 年（1964）にかけて解体修理を行った。その際、他の建築古材の一部が用いられていることと、元和 5 年（1619）頃に造営されたこと、さらに享和 2 年（1802）と大正 5 年（1916）に修理が施されていたことが明らかとなった。 ・昭和 63 年（1988）に屋根葺替部分修理を行った。 ・屋根瓦の経年による弛緩・落下・雑草繁茂、外壁の亀裂、軒廻りの漆喰の崩落、建具戸車と金具の破損、土戸の漆喰崩落がみられる。
		石垣	※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		土塁	＜西之丸との境界（鵜の首）部分の石垣付近に残る土塁＞ ・樹木の根の侵入により、石垣の崩れ等の危険性がある。
		虎口 塩蔵門枳形跡	・門は撤去。枳形が現存している。
		透門枳形跡	・門は撤去。土塁が改変されているが、現存している。
		井戸	・休憩所東側の井戸：損傷はみられない。
		天守礎石	・昭和 34 年（1959）の天守の再建にともない、現位置に移設されて以降、修復等はされず除草等の維持管理を行っている状況である。
	近代	乃木倉庫 ＜国登録有形文化財＞	・明治初期に建てられて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・壁面の劣化や汚損、基礎のひび割れ等が見られる。
(Ⅲ) その他の諸要素	茶席	猿面望嶽茶席	・昭和 57 年度（1982）屋根の葺替えを行った（猿面茶席のみ）。 ・屋根の損傷がみられる。
		又隠茶席	・屋根の損傷がみられる。
		書院	・昭和 24 年（1949）に建てられて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・屋根の損傷がみられる。
		織部堂	・昭和 30 年（1955）に城内に移築されて以降、修復などの履歴は残っていない。 ・屋根の損傷がみられる。
	石棺式石室		・戦後、名古屋城跡に移動されて以来 40 年間余り放置状態となっていたが、愛知県内の文化史研究会の要望を受け保存されることとなった。 ・劣化及び損傷はみられない。
	塔の心柱礎石		・劣化及び損傷はみられない。
	井戸		・織部堂西側：損傷はみられない。 ・天守礎石近く：損傷はみられない。
	展示施設	御深井丸	・4-2-4 展示施設等の活用状況にて整理

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅲ)その他の諸要素		展示館	
		便益・休憩施設	
		管理施設 資材置場	・ 4-2-2 諸施設にて整理
		案内・説明板	
		植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(6) 外堀（空堀）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		堀（空堀）	・ 明治期に埋め立てた本丸大手馬出の西境空堀を除き、ほぼ旧状を保っている。
(Ⅲ)その他の諸要素		案内・説明板	・ 4-2-2 諸施設にて整理
		植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理

(7) 外堀（水堀）

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		堀（水堀）	・ ほぼ築城当時の姿のまま残っている。 ・ 昭和 56 年度（1981）から工業用水の導入が開始され、平成 11 年度（1999）の大幅な日量の増加による水質浄化対策が行われてから現在に至るまでの水質の状態は、ほぼ一定となっている。しかし、浮遊物質量、透明度等は、目標値に達しておらず、今後の浄化対策の検討が必要である。 ・ 本市環境局なごや生物多様性センターが実施している名古屋城跡の水堀に生息する水辺の生きものを把握する一環の中で、外来種の生息を調査しており、ブルーギル、オオクチバス、ミシシippiaカミミガメなどが確認されている。外来種は在来種の生息場所を奪い、その生態系に影響を与えるため駆除に努める必要がある。
(Ⅲ)その他の諸要素		便益施設	・ 4-2-2 諸施設にて整理
		案内・説明板	
		植栽	・ 4-1-3 植栽管理状況にて整理
		動物	・ ハクチョウ ・ 水堀に生息する外来種などにより、在来種の減少等がみられる。

(8) 三之丸外堀

名称			保存管理の現状・課題
(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素	近世	石垣	※保存管理事業の履歴は（9）指定地全体にてまとめた。
		土塁	・ 良好に現存している。
		堀（空堀）	・ 良好に現存している。
		巾下門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は一部現存している。
		御園門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 42 年（1909）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
		本町門枳形跡	・ 門は明治 6 年（1873）に撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地に転用されるにあたり撤去されたが、一部現存している。
		東門枳形跡	・ 門は撤去 ・ 枳形は明治 43 年（1910）に東堀・南堀が鉄道用地転用にされるにあたり撤去されたが、一部現存している。

(Ⅲ) 諸要素 その他の	名古屋鉄道瀬戸線跡	・本町橋の西側は市内で唯一の明治の煉瓦アーチが残っている。 ・大津橋の南側に大津町駅跡のホームへ降りる階段がそのまま残っている。
	愛知縣護国神社	・現時点では地下遺構等は確認できていない。
	案内・説明板	・4-2-2 諸施設にて整理
	植栽	・4-1-3 植栽管理状況にて整理

(9) 指定地全体

■石垣

名古屋城の石垣は、本丸・二之丸・西之丸・御深井丸を中心として築かれており、三之丸を含む城全体での総延長は約 8.2km である。高さは、天守台以外の部分が 5.0m～13.0m、天守台が東側で約 12.5m、西側と北側で約 20.0m である。

石垣は、徳川家康の命の下、西国を中心とした 20 大名による公儀普請によって築かれた。各大名間には石垣を積む技術には差違があったようであり、本丸搦手馬出周辺の石垣調査では堀底に埋まっている部分に技術の違いが見て取れた。

石垣を含む普請は、慶長 15 年（1610）6 月 3 日より根石置きが始まり、8 月には加藤清正が天守台の石垣を完成させ、9 月には本丸・二之丸・西之丸・御深井丸の石垣がおおよそ完成し、大名たちが帰国したとの記録が残されている。

石垣に使われている石材の築城期における採石地は、小牧市岩崎山、瀬戸地域、西尾市周辺の三河湾沿岸、岐阜県海津市周辺の養老山系、三重県尾鷲地域が中心と考えられている。石の種類は、岩崎山、尾鷲、瀬戸が花崗岩、三河湾沿岸が花崗閃緑岩、養老山系が砂岩である。近年の調査及び観察からこれらの石材の使用比率に各大名間で違いがある可能性もある。

石垣に使われている石には様々な印が刻まれている。これらは、刻印または刻紋と呼ばれ、石垣を築くことを命じられた諸大名が、自分の運んだ石を他大名の石と区別するために刻んだ可能性がある。石垣を築くにあたって諸大名は掟を定めており、その中には、他藩との喧嘩を禁止する項目もあることから、刻印は石の所有争いで起こるトラブルを未然に防ぐ意味があった可能性がある。石垣石材には刻印のほかにも、石を割る際に刻まれた「矢穴」や修復工事の際には墨書も確認されている。

石垣は地盤や背面の状況などにより積み直しなどの維持管理が必要になることがある。名古屋城でも築城以降、江戸時代から現代まで継続して各時期に積み直しが行われている。江戸時代の代表的な修復例は、宝暦年間に行われた天守を引き上げて行った天守台の積み直しである。明治以降も、当時の管理者である陸軍や宮内省によって石垣の修復工事が行われたが、記録が少なく、不明な部分も多い状況である。

昭和 45 年（1970）に豪雨によって石垣が崩落したことを契機として、以後継続して石垣修復工事を行っている。名古屋市が行っている石垣修復の位置は、戦災による焼石の交換に関わるものを除くと、縄張りの北側に偏る傾向がある。濃尾地震の際の石垣被害の記録でも、崩落や孕みは、台地の縁辺に近い北側と西側に多く見られることから、低地に面した北側と西側は地盤などに石垣の構築上、他に比べて不安定化しやすい要素があることも想定される。

平成 14 年度（2002）より修復工事を進めている本丸搦手馬出周辺の石垣では、解体に伴って行った発掘等の調査から新たな知見が得られた。

文献としては、江戸幕府から尾張藩に対して、本丸東北角の崩れた石垣の修復を許可する、天和 2 年（1682）の史料が残されており、史料中の本丸東北の角の石垣が本丸搦手馬出周辺の石垣にあたると考えられる。本丸搦手馬出周辺の石垣では、北面と東面に布積部分と乱積部分があることが観察され、布積部分は北東角を挟んで北面と東面に広がっている。この積み方の違いが、築城期の石垣（乱積）と天和二年の積み直し（布積）に対応する可能性が高いと考えられ、背面の盛土でも同様な位置で土の違いが確認されている。

石垣の根石の下に敷かれている土台木（胴木）については、敷設された部分と敷設されない部分があるとともに、敷設された部分についてもその高さに違いが認められた。また、根石の高さについても違いがある状況が確認され、これら土台木の有無や根石の高さの違いは、各大名の担当箇所と対応する可能性が考えられる。

これまでの名古屋城の石垣における調査からは、普請に参加した大名の担当箇所についての資料である町場割図と実際の石垣から、各大名が保有する石垣構築技術が観察できるとともに、慶長15年（1610）という定点における各大名間における技術の差異についても検討が可能であると考えられる。

昭和45年（1970）以後継続して石垣修復工事を行っているが、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度等を網羅的に把握できていないため、石垣カルテの作成を行い現況等を把握し、適切に対応する必要がある。

なお、現在、文献、史料などで判明している石垣保存修理事業は、下表の通りである。

表 石垣保存修理事業 履歴

和暦	西暦	事項
慶長19年	1614年	暴風雨のため天守台北東石垣崩壊、福島正則が修復
元和2～7年	1616年～1621年	この間に二之丸堀の建造と三之丸の枅形を石垣にする許可が下りる
寛永7年	1630年	雨により崩壊した二之丸石垣修復の許可が下りる
寛文2～3年	1662～1663年	この間に土居を崩しての三之丸水道修復と堀川から三之丸巾下へ堀を築いて取水することの許可が下りる
寛文5年	1665年	破損により、二之丸多門下石垣内側5ヶ所、外側7ヶ所の修復許可が下りる
寛文9年	1669年	崩れによる御園門枅形石垣の修復と三之丸北西の水道修復の許可が下りる
寛文13年	1673年	崩れによる二之丸東門（東鉄門）外側南方の堀下の石垣修復許可が下りる
延宝7年	1679年	破損により三之丸南方の土居下の水道を修復
天和2年	1682年	崩れと孕みにより本丸惣構東北隅石垣、三之丸水道の修復許可が下りる
元禄2年	1689年	裏土崩れにより二之丸惣構東方の堀道通石垣と三之丸水道の修復許可が下りる
元禄7年	1694年	崩れによる二之丸西鉄門土橋の石垣修復許可が下りる
元禄12年	1699年	三之丸の水道修復許可が下りる
元禄15年	1702年	三之丸の水道修復許可が下りる
元禄16年	1703年	崩れによる二之丸東の石垣と堀の修復許可が下りる
宝永5年	1709年	本丸3ヶ所、西之丸1ヶ所、二之丸11ヶ所の石垣と西之丸の水道修復許可が下りる
享保5年	1720年	三之丸の水道修復許可が下りる
享保9年	1724年	三之丸の水道修復許可が下り、従来の木製の水道から石製の水道に造り替える
享保12年	1727年	孕みと崩れにより本丸3ヶ所、二之丸5ヶ所の石垣修復許可が下りる
享保13年	1728年	三之丸の水道修復許可が下りる
寛延3年	1750年	本丸大天守台の沈下し、石垣が根本的に大修理を必要とする程度の孕みが発生
宝暦2～5年	1752年～1755年	天守台石垣の組み直しとともに大天守の大修理を行う（宝暦年間の大修理）
明治24年	1891年	濃尾大地震により、本丸（内堀含め）17面、西之丸15面、御深井丸3面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に1箇所地割れが生じる
明治43年	1910年	濃尾大地震により大破した榎多門（櫓門）を撤去し、南面石垣を取壊し、門両側の石垣を積み替え、その跡へ江戸城蓮池門を移築
大正12年	1923年	西南隅櫓と櫓台石垣、宮内省により修復
昭和27年～31年	1952年～1956年	戦災後の史跡保存のため大天守・小天守の天守台石垣の修復積替え
昭和45年	1970年	豪雨により深井丸北側の石垣が延長約32mにわたって崩壊したため補修工事
昭和50年	1975年	塩蔵門跡（東側）石垣修復工事
昭和51年～52年	1976年～1977年	不明門跡石垣修復工事
昭和53年～54年	1978年～1979年	本丸東一之門跡（東側）石垣修復工事
昭和55年	1980年	元御春屋門跡石垣修復工事
昭和56年	1981年	東南隅櫓南二之丸境石垣修復工事

和暦	西暦	事項
昭和 57 年 ～58 年	1982 年 ～1983 年	本丸表一之門跡（北側）石垣修復工事
昭和 59 年 ～60 年	1984 年 ～1985 年	本丸表一之門跡（南側）石垣修復工事
昭和 61 年 ～63 年	1986 年 ～1989 年	塩蔵門跡（西側）石垣修復工事
平成元年 ～3 年	1989 年 ～1991 年	本丸東一之門跡（西側）石垣修復工事
平成 4 年 ～5 年	1992 年 ～1993 年	くるみ林・塩蔵構境石垣修復工事
平成 5 年	1993 年	石垣の状況の変化についての縦断測量及び現況写真による調査
平成 6 年	1994 年	塩蔵構南面石垣修復工事 台風により二之丸東二之門跡北側石垣が崩壊したため修復工事
平成 7 年 ～8 年	1995 年 ～1996 年	二之丸東二之門跡北側・二之丸東面石垣修復工事
平成 9 年	1997 年	塩蔵構南面石垣修復工事
平成 10 年	1998 年	二之丸東一之門跡西面石垣修復工事
平成 11 年	1999 年	二之丸東二之門跡石垣修復工事
平成 12 年 ～13 年	2000 年 ～2001 年	不明門北東石垣修復工事
平成 14 年 ～	2002 年 ～	本丸搦手馬出周辺石垣修復工事

※昭和 50 年以降の修復工事については、施工年度を掲載

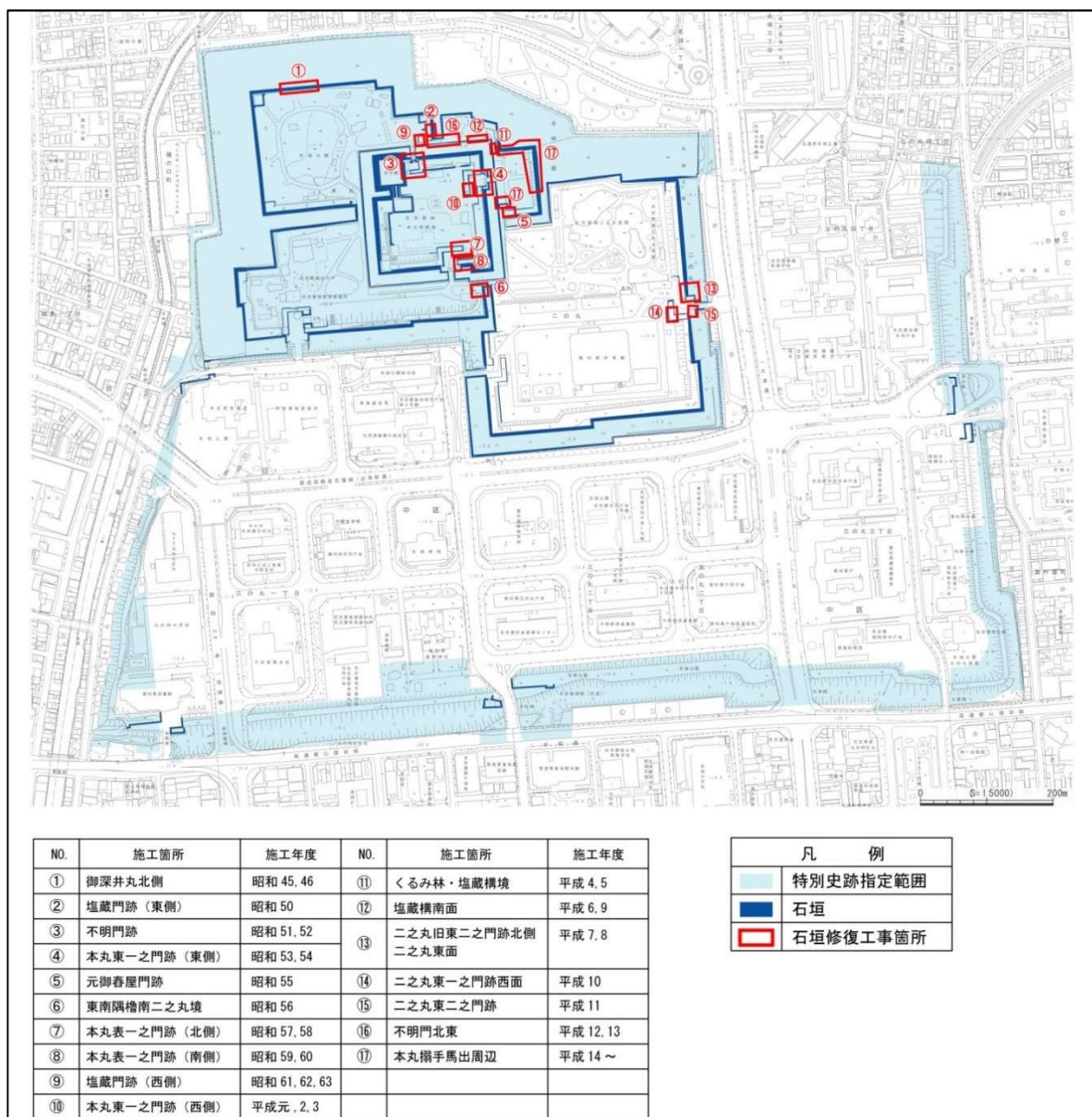


図 石垣修復工事実績（昭和 45 年（1970）以降）



天守台石垣西南面



二之丸南面



外堀（水堀）西面



御深井丸北面



石垣普請図

(10) その他

名称		保存管理の現状・課題
(I) 本質的価値を構成する諸要素	補完する諸要素	
	旧本丸御殿障壁画 ＜重要文化財＞	・藩政時代から貴重な美術品とみなされており、襖絵のみならず天井板絵に至るまで修理が施されてきた。 ・明治 24 年（1891）の濃尾大地震後には宮内省によって修復され、明治 26 年（1893）に名古屋離宮となった後も宮内省により定期的に修理された。 ・昭和 5 年（1930）、宮内省から名古屋市に下賜され、一般に公開されたが文部省の指導により、離宮期と同じ画家により毎年定期的に点検・修理が施された。 ・太平洋戦争激化に伴い昭和 20 年（1945）3 月には襖絵・杉戸絵が乃木倉庫に、天井板絵は西南隅櫓に移され焼失を免れた。5 月の空襲後は灰宝神社に疎開された。終戦後は昭和 21 年（1946）に西南隅櫓 2 階に搬入された。現在は全点が小天守閣収蔵庫で保存管理している。 ・昭和 25 年（1950）の重要文化財指定後から未指定画面も含めた 366 面の障壁画に、剥落止めなどの修理が行われた。 ・昭和 32～33 年度（1957～1958）、昭和 43～46 年度（1968～1971）には、天井板絵全画面が修理された。 ・昭和 49 年度（1974）には杉戸絵 66 面に剥落防止修理が実施された。 ・昭和 61 年度（1986）から障壁画の修理を開始し、以降継続的に保存修理を行っている。
	金具類	・焼損金具のうち最大のものである花熨斗形釘隠は、表面のオリジナルの色調は完全に失われ、かろうじて鑿彫りの凸凹が観察できる。 ・蛍光 X 線分析にて、部材や着色法等の分析を行っている。今後検証が必要な事項について、継続して分析調査を行う必要がある。
	旧本丸御殿欄間破片	・適切な温湿度・照度の環境において保存管理をする必要がある。
	史資料 （絵図、文献、古写真、実測図など）	・絵図、文献、古写真などの史資料は、名古屋市の各施設（名古屋城総合事務所、博物館、秀吉清正記念館、蓬左文庫、鶴舞中央図書館、市政資料館など）、徳川美術館、徳川林政研究所など、複数の機関で収蔵し、保存管理している。 ・適切な温湿度・照度の環境において保存管理をする必要がある。

4-1-3 植栽管理状況

（1）名古屋城跡の植栽特性

名古屋城跡では、築城時から現在に至るまで多くの樹木が生育している。これらの樹木の特性を把握し、現状及び課題を整理した。城内の樹木の特性は以下の通りである。

1) 遺構の保存に影響を及ぼしている植栽

石垣上の樹木等は、成長による根の進入と圧迫により積石の孕みや、樹木の倒木に伴う石垣のき損に繋がる恐れがあるため早期に対策を講じる必要がある。



根が石垣をき損している樹木
（御深井丸西側鵜の首）

2) 城郭としての歴史的景観を阻害している植栽

城郭としての景観を形成している遺構を被覆している草本類等が遺構の顕在化を妨げているとともに、遺構への眺望を阻害している灌木類や、遠景から天守閣等への眺望を阻害している高木群等が多数見受けられる。城郭としての歴史的景観の向上を図るため、これらの植栽の維持管理方法の検討を行う必要がある。また、歴史的な景観にそぐわない外来種等の取扱いについても検討する必要がある。なお、石垣を被覆している草本類については、毎年数回除去を行っている。



石垣を被覆している草本類
（二之丸埋門付近）

3) 安全性が懸念される植栽

城内では、土塁法面に傾いて植わっている樹木がみられ、石垣上等から園路や建物上に向かって植わっている樹木もみられる。これらは倒木の折に来場者に被害を与えるなどの危険性がある。また、土塁上等根上りにより通行上の支障等が発生している箇所や、園路舗装を不陸させている樹木もみられることから、来場者への安全性が懸念される植栽への対策を講じる必要がある。



土塁法面に傾斜して植わっているサクラ類
（西之丸南側土塁）

4) 四季を彩り特徴的な景観を形成している植栽

名古屋城跡の植栽は四季を彩り、市民に親しまれ、特徴的な景観を形成している。特に、サクラ類は種類・本数とも多く、市内有数の桜の名所として知名度も高く、市民の愛着も強い。その他ウメ・ボタンなどの花木により四季折々の花を楽しむことができることから、市民に親しまれている。



列植されたサクラ類
（西之丸東部）

5) 『金城温古録』に記録された植栽

『金城温古録』には、城内の植栽について多くの記述があり、往時の植生状況を知ることができる。『金城温古録』に記録された植栽は以下のとおりである。なお、植栽の位置図については資料編に掲載する。

表 『金城温古録』に記録された植栽

地区	樹種名	場所	主な記述内容
本丸	七竈	不明門南西	(図より)
	梅	本丸御殿北	(図より) 梅林
	松	搦手馬出東土塁	(図より) 松ノ並樹アリ
	桜	搦手馬出東土塁	(図より) 桜ハ文政二植ル
二之丸(北)	松・榎	東御土塁	御植ものは松なり。下には榎の木多かりし也。
	紅葉	北御庭	高雄の紅葉 北御庭に有。秋に到りて楓葉紅を染む。
	梅	北御庭	難波の梅 老樹一株、北御庭の内に有り。
	萩	埋門南側	(図より)
	杉	権現山	老杉 例の土佐杉と云 森々と生繁りて、
二之丸(南)	紅葉	埋門上	網掛の紅葉 埋御門上に楓の大木有り。
	姫小松	向屋敷矢場芝玉縁上	芝玉縁上に姫小松の並木植れり。
	榎	正門北側	老樹の榎ありて、御造営以前よりの古木也といふ。
	松	吹貫門から透門までの通り	此道半分松枝繁茂 夏日承涼
	松・杉	榎多門内屯	此内、林の所多し。(松・杉)
	梅	榎多門内屯	(図より) 梅林
	榎	大手馬出との境にあった東側土塁	少し身がましき榎とては、榎多御門内東御土居に中樹一本これ在り。
	竹	塩蔵北	竹藪 土戸内御塩蔵の北に在り。
	竹	塩蔵北竹藪の西	新竹藪 古在来竹藪の根、其西芝地へ生渡りし。
	松・杉	西側・北側土塁(鵜の首南)	御蔵北西御高堀内に大杉多く、松も交り、一重並有之。
	松・杉	月見櫓東側	月見櫓東へ北向御高堀内は、中程より西は松、東は杉也。
	松・杉	西側土塁(月見櫓南)	西御土居には松多くて杉少し。
	松	透門北側土塁	御土居上の植木は松なり。
	杉	塩蔵構	御塩蔵構は東・北・西の三方御堀境に、杉の樹一重並あり。
	杉	御旅蔵周辺	御旅蔵の西前東後とに大杉むら立り。
	松・杉	西側石垣上、北側石垣上、塩蔵構との境の土塁上	東御土居の上、北西高堀内の内に大杉一重並あり、間松も交ざりし。
	松・杉	南側土塁	南御曲輪土居の上は西端に大杉あり。其れより東端迄之内に松生たり。
	柿・栗	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、柿・栗の大樹、所々に在し。
	胡桃	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、又、胡桃の樹多く、

（2）各地区における植栽管理の現状・課題

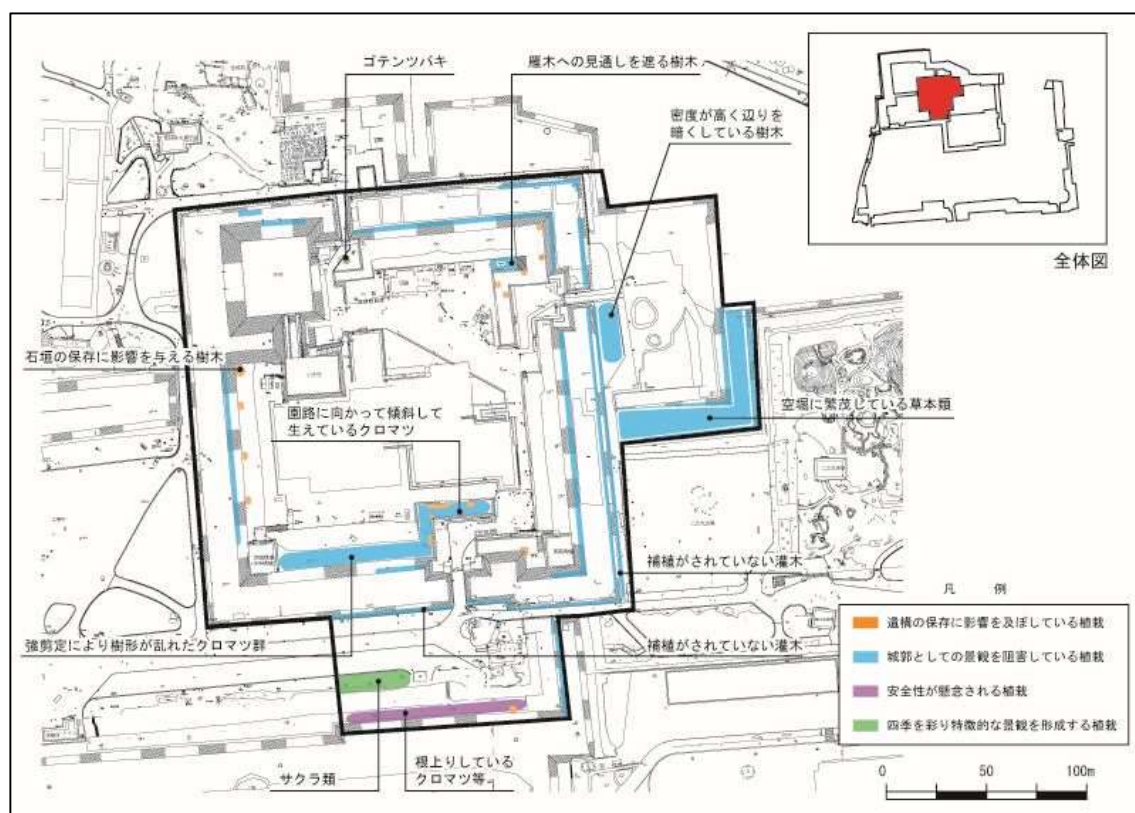
■本丸

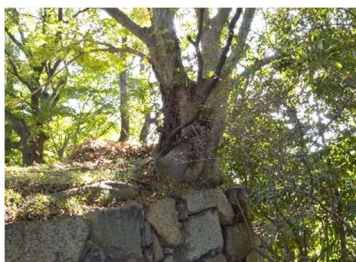
遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、表門枳形石垣上や東北隅櫓台・東門枳形石垣上、西側多聞櫓台石垣上、その他大手馬出石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、内堀や大手馬出跡の石垣には草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、搦手馬出に接する内堀にも草本類が繁茂し堀の顕在化を妨げている。また、東北隅櫓の櫓台下西側は変電設備がありフェンスで囲われているが、繁茂した樹木が東北隅櫓跡へ登る雁木への見通しを遮っている。曲輪南側のクロマツ群は、平成22年度（2010）及び平成26年度（2014）に剪定しているが、強剪定により樹形が乱れているものが見受けられる。内堀に沿って植えられた灌木は補植されていない箇所が多数あり、搦手馬出内西側の植栽帯はクロマツやスギ等の樹木の密度が高いため、辺りを暗くしている。

来場者の安全性が懸念される植栽として、表門枳形石垣上に園路へ向かって植わっているクロマツがあり、倒木や落枝等による来場者への危険性が懸念される。大手馬出南側の土塁上には根上りしているクロマツ等が多数あることから通行上の支障等が懸念される。また法面には傾斜して植わっている樹木があり、倒木の折の来場者への危険性が懸念される。

四季を彩る植栽としては大手馬出南側に西之丸からつづくサクラ類の列植がある。また、不明門南にはツバキがあり4月から5月にかけて白い花を咲かせる。





石垣の保存に影響を与える樹木
（東北隅櫓台）



石垣を被覆している草本類
（不明門より東側内堀）



石垣を被覆している草本類
（大手馬出東側）



空堀に繁茂している草本類
（搦手馬出南）



強剪定により樹形が乱れている
クロマツ群（南側石垣上）



補植されていない灌木
（東南隅櫓東）



植栽密度が高く辺りを暗くして
いる樹木（クロマツ・スギ）
（搦手馬出）



園路に向かって植わっているク
ロマツ（表門枳形石垣上）



根上りしているクロマツ
（大手馬出跡南側土塁上）



土塁法面に傾斜して植わってい
る樹木（大手馬出南側土塁）



列植されたサクラ類
（大手馬出南側）



ツバキ
（不明門南）

■二之丸(北)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、主に曲輪北側の石垣上に植わっている樹木に石垣の保存の保存に影響を与えているものが見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽としては、外堀（空堀・水堀）に面した石垣に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、特に埋門付近は草本類の繁茂が顕著であることから遺構の存在を認識し難い状態となっている。

安全性が懸念される植栽は特に見受けられない状況である。

四季を彩る植栽が多く梅林やボタン園、シャクヤク園、ツバキ園、フジ棚、アジサイ・モミジの列植など様々な植栽がみられるほか、サクラ類が点在しており、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

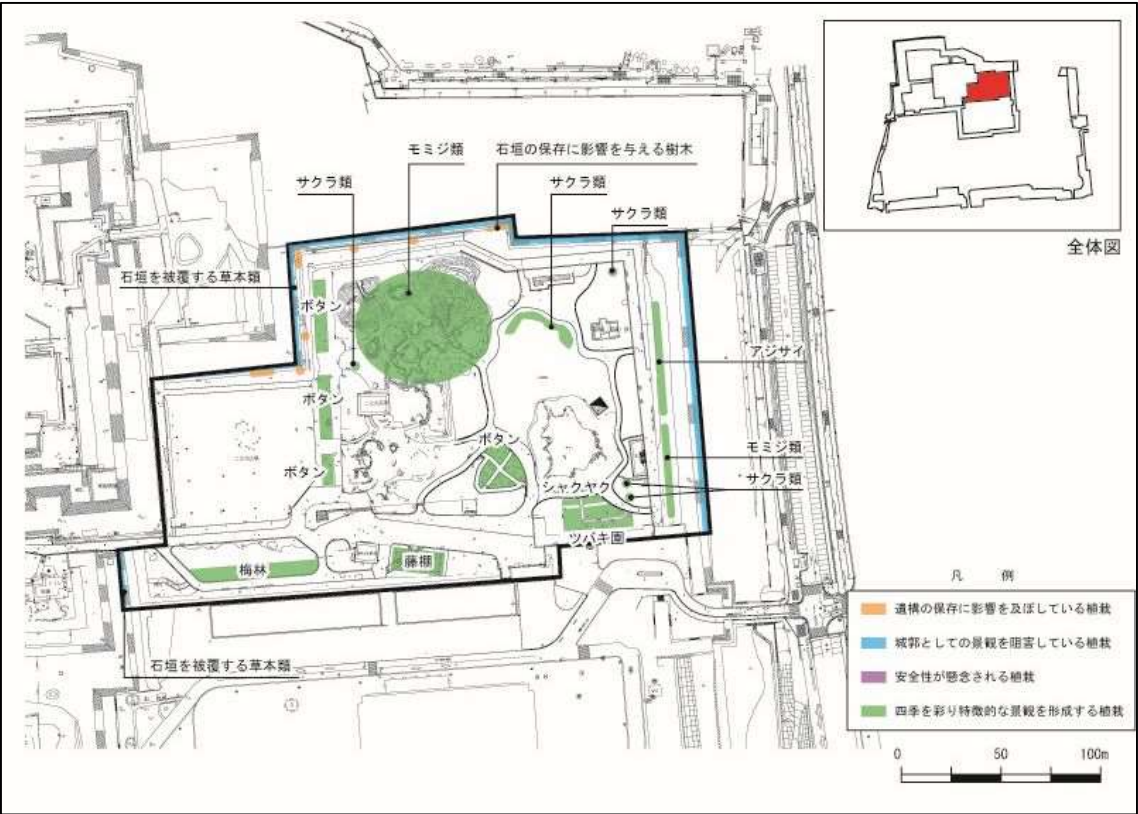


図 二之丸(北)の植栽管理状況



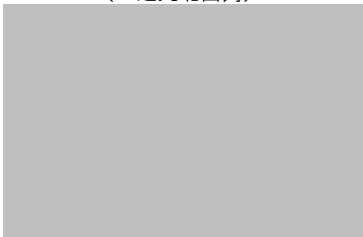
石垣の保存に影響を与える樹木
(二之丸北西角)



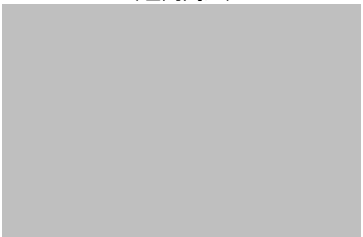
石垣表面を被覆する草本類
(埋門周辺)



梅林
(場所)



ボタン
(場所)



シャクヤク
(場所)



ツバキ
(場所)

■二之丸(南)

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪西側の石垣や二之丸大手門枡形石垣上に植わっている樹木に、石垣の保存に影響を与えるものが見受けられる。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（空堀）に面する石垣は全体的に草本類が被覆し石垣の顕在化を妨げており、土塁上は全体的に維持管理されておらず樹木が繁茂した状態である。二之丸大手門北側の植栽帯にも樹木が繁茂しており、その西側に残る刻印が鮮明な多聞櫓台石垣への見通しを遮っている。

四季を彩る植栽として曲輪西側から南側にかけての土塁上にはサクラ類が多く植わっており、春には外堀（空堀）からの景観を彩っている。

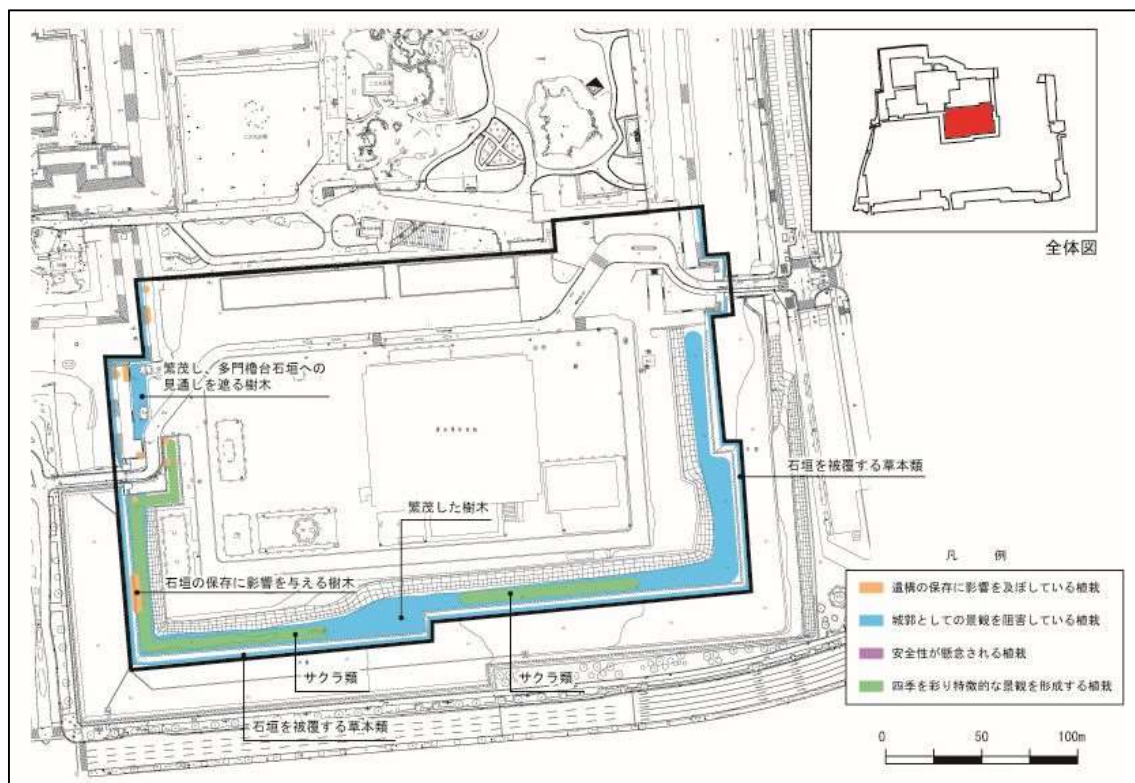
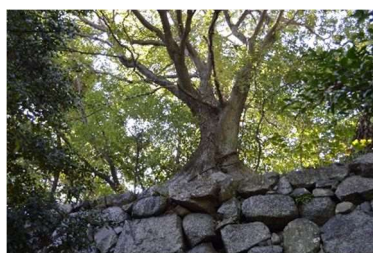


図 二之丸(南)の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（西側多聞櫓台石垣）



石垣を被覆する草本類
（南側石垣）



維持管理されず繁茂した樹木
（南側土塁）



多聞櫓台石垣への見通しを遮る
樹木（大手門二之門北）



サクラ類
（場所土塁）

■西之丸

天然記念物指定であるカヤは『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告書及び保存計画』に基づいて維持管理を行っている。

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、榎多門枳形周辺や曲輪西側・北側の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、他地区と同様に外堀（空堀・水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。また、内堀沿いの灌木が補植されていない状態であるとともに、正門土橋手前の灌木は背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っている。

安全性が懸念される植栽として、南側の土塁上には本丸大手馬出同様にクロマツ等の根上りが生じており、通行上の支障等が懸念されるとともに、土塁法面に傾斜して植わっている樹木は倒木等による来場者への危険性がある。総合案内所南の石垣上には建物上に向かって植わっている樹木による倒木や落枝等の危険性がある。また、売店建物南側ではクスノキの根上りにより園路の舗装に不陸が生じており通行上の支障となっている。

四季を彩る植栽として内堀西側に梅林があるほか、月見櫓跡から正門（榎多門）にかけての土塁上と西之丸東部のサクラ類の列植があり、城内外の景観を彩っている。

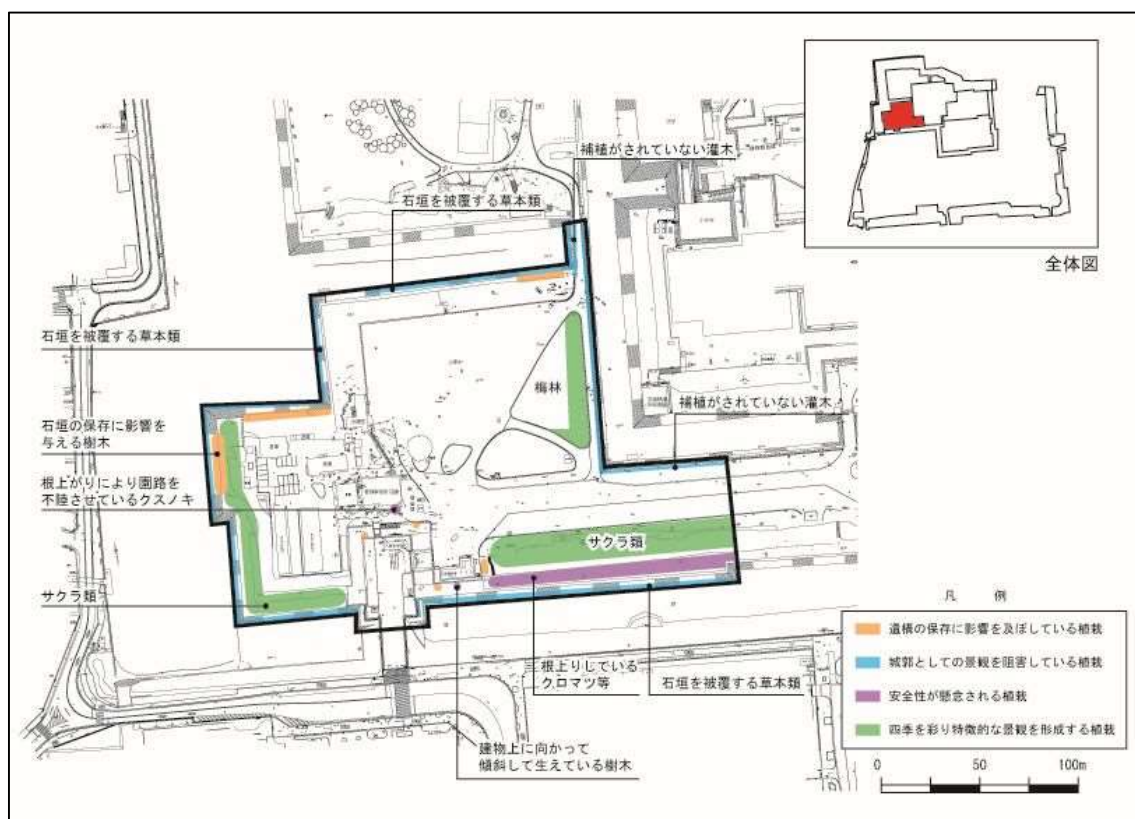


図 西之丸の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（月見櫓跡東石垣上）



石垣を被覆する草本類
（西側石垣）



補植されていない灌木
（内堀外周）



背丈が高く石垣・堀への眺望を
遮る灌木（正門（榎多門）南）



根上りが生じているクロマツ
（南側外堀沿い）



土塁斜面上に傾斜して植わって
いるサクラ類等（南側土塁）



建物上に向かって植わっている樹木
（総合案内所南石垣上）



園路舗装の不陸を生じさせている
クスノキ（売店・飲食店南）



梅林
（西之丸北部）



列植されたサクラ類
（西之丸東部）



『金城温古録』に記録のあるカヤ

■御深井丸

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、曲輪南・西・北側に石垣の保存に影響を与える樹木が点在しているほか、塩蔵構西・北側の石垣上の竹林が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、外堀（水堀）に面する石垣には草本類が被覆しており石垣の顕在化が妨げられているとともに、他地区同様に内堀沿いの灌木が補植されていない状態である。西北隅櫓東側ではクスノキ等の樹木の密度が高いため辺りを暗くしており、乃木倉庫周辺ではサクラ類の密度が高く枯損木が多くみられる。また、南側・北側の堀に近い箇所の樹木の繁茂により堀から天守閣への眺望が遮られている。茶庭付近では景観の改善等を目的とし、平成28年（2016）7月に枯損木等の樹木の伐採・剪定を実施した。

安全性が懸念される植栽は特に見受けられず、四季を彩る植栽としては全体的にサクラ類が点在しているが、御深井丸展示館前にはひときわ大きなサクラ類（ヤエベニシダレ）が植えられている。そのほか茶席群南にはモミジ類が多く、資材置場南にはフジ棚があり、それぞれの季節に来場者を楽しませている。

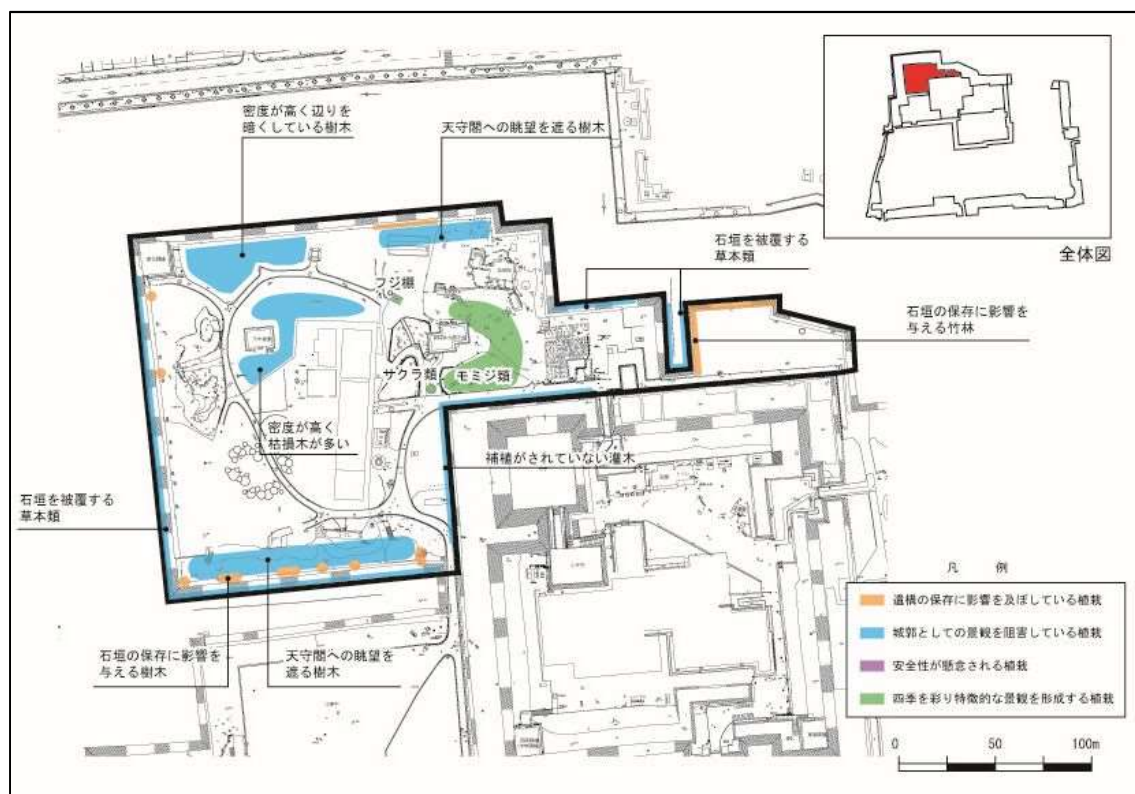


図 御深井丸の植栽管理状況



石垣をき損しているアキニレ
（西側鵜の首）



石垣を被覆する草本類
（茶席群外堀沿い）



補植がされていない灌木
（内堀外周北側）



植栽密度が高く辺りを暗くしている
樹木（クスノキ等）（西北隅櫓東側）



植栽密度が高く枯損木が多いサ
クラ類（乃木倉庫周辺）



天守閣への眺望を遮る高木植
栽群（北側堀から眺める）



天守閣への眺望を遮る樹木
（塩蔵構北西を眺める）



サクラ類（ヤエベニシダレ）
（御深井丸展示館前）



モミジ類
（茶席群前）



フジ棚
（資材置場前）

■外堀（空堀）

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、二之丸大手門土橋北の石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽として、石垣のほとんどには草本類が被覆しており土塁・堀にも草本類が繁茂している。二之丸大手二之門から南側、二之丸の東南隅から二之丸東門跡の堀に沿って植わっている灌木は背丈が高く、歩道からの堀や石垣への眺望を遮っている。

四季を彩る植栽として西之丸南側の堀上にはサクラ類の列植があり、例年開花時期には城外からの景観を彩っている。

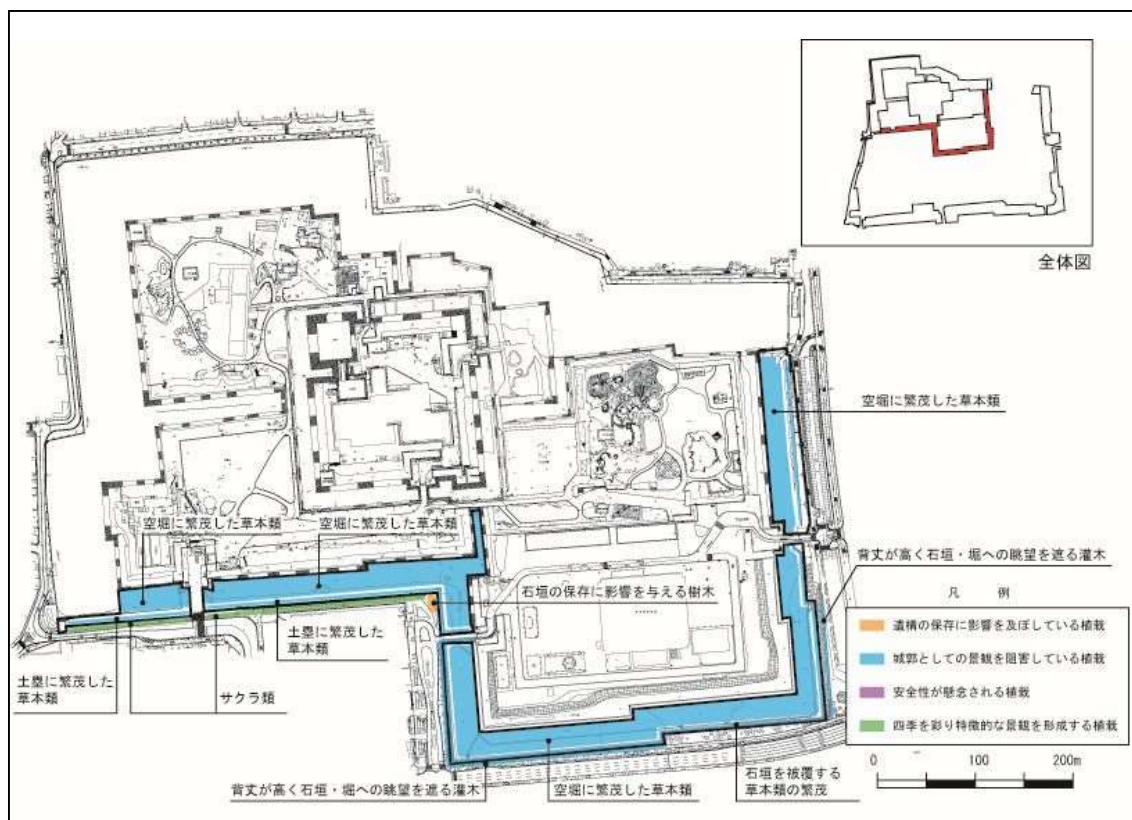


図 外堀（空堀）の植栽管理状況



石垣の保存に影響を与える樹木
（二之丸大手門土橋北）



堀に繁茂した草本類
（西之丸南）



背丈が高く堀・石垣への眺望を
遮る灌木（二之丸南）



列植されたソメイヨシノ
（西之丸南西）

■外堀（水堀）

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽は特に見受けられない。

城郭としての景観を阻害している植栽として、北東部の土手に草本類が繁茂し、巾下門跡北西の土塁にも草本類が繁茂している。また、御深井丸の北側の灌木としてアベリアが植わっているが、外来種であることから歴史的景観を考慮した今後の取扱いについて検討する必要がある。

四季を彩る植栽として御深井丸北側の歩道にはサクラ類が列植されているほか、塩蔵構東から二之丸西にかけての堀対岸にサクラ類の列植があり、城外からの景観を彩っている。

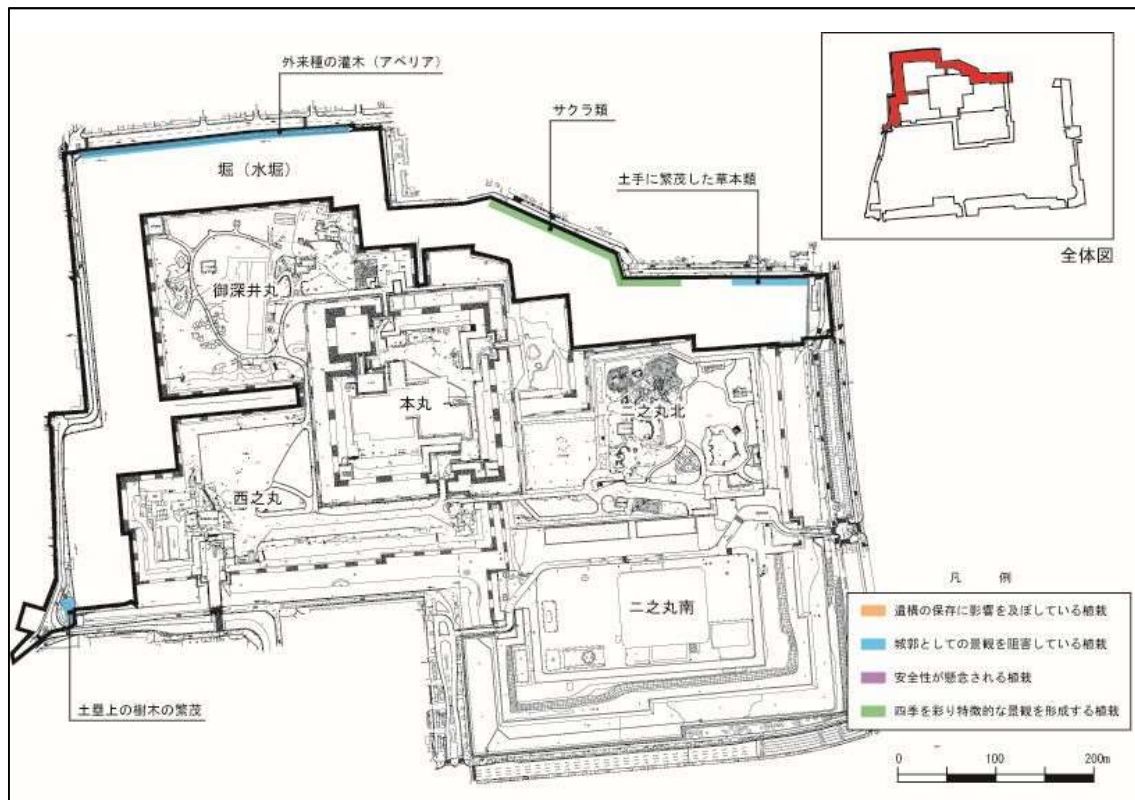


図 外堀（水堀）の植栽管理状況



土手に繁茂した草本類
（二之丸北東）



土塁に繁茂した草本類
（巾下門跡北西）



外来種の灌木（アベリア）
（御深井丸北側）



サクラ類の列植

■三之丸外堀

遺構の保存に影響を及ぼしている植栽として、巾下門跡・本町門跡・東門跡の各枡形石垣上に植わっている樹木が石垣の保存に影響を与えている。

城郭としての景観を阻害している植栽は、三之丸外堀の土塁・堀には全体的に樹木・草本類ともに繁茂している状態がみられる。各門跡の枡形石垣にも草本類が被覆しており石垣の顕在化を妨げている。

三之丸堀内は立入禁止につき来場者への安全性が懸念される植栽等は見受けられない。

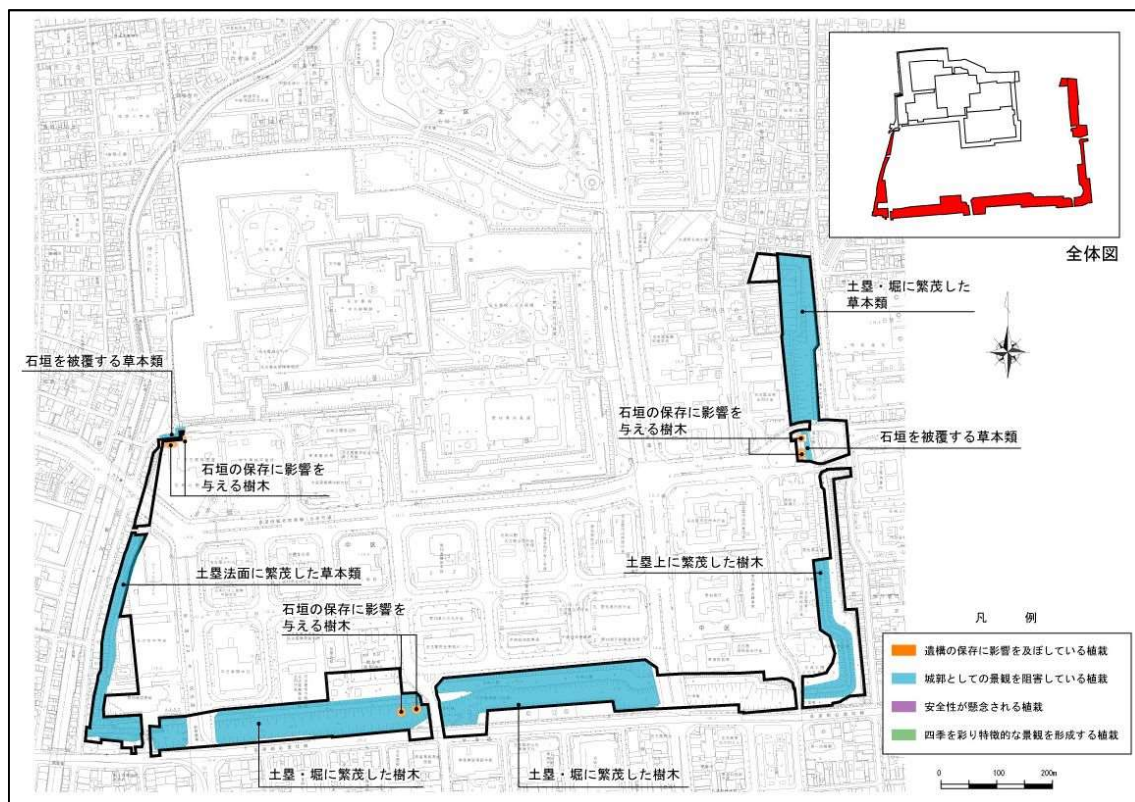
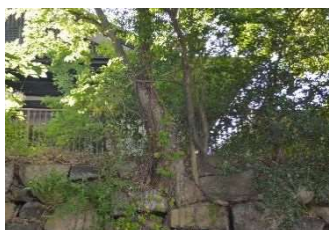


図 三之丸外堀の植栽管理状況



石垣に影響を与える樹木
（巾下門枡形石垣）



土塁に繁茂した草本類
（三之丸南西角土塁）



土塁・堀に繁茂した樹木・草本類
（御園橋東）



石垣を被覆する草本類
（御園門枡形石垣）



土塁・堀に繁茂した樹木・草本類
（本町橋東）



土塁・堀に繁茂した草本類
（東門跡北）

4-1-4 現状変更等の取扱状況

2-2-4 (3) にて述べたとおり、文化財保護法第125条第1項により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。また、その形状や景観を変化させる行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならないことが規定されている。

これらの行為に関し、二之丸庭園については『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』において取扱方針を定めているが、特別史跡全体を対象とした現状変更等の取扱方針は定めていない状況であることから、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく保存活用事業を推進していくため、特別史跡指定地全体の現状変更等の取扱方針を定める必要がある。

4-1-5 周辺環境の保全状況

特別史跡指定地の周辺地域には、名古屋城跡に関連する歴史資産が点在している。(1) 名古屋城跡に近接する周辺地域及び(2) 歴史的関連性を有する広域の周辺地域に分類し、現状の保全等の現状・課題を以下に示す。

(1) 名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の保全状況

- ・特別史跡指定地外の名城公園区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地（2-2-4 (2) 2）参照）ではなく、土地の掘削等を行う場合であっても届出は不要であるため、発掘調査等が行われた記録がない状態である。
- ・かつて下御深井御庭として庭園や茶室、薬草園等があったことから、これらが地下遺構として現存している可能性がある。
- ・下御深井御庭に関する絵図や文献等の調査・研究を推進し、新たな歴史的事実の解明を図る必要がある。
- ・名城公園北園からは、外堀（水堀）を隔てて名古屋城跡への眺望を楽しむことができる眺望点が多く存在しているが、繁茂した植栽等が眺望景観を阻害している箇所がある。

■三之丸の特別史跡指定地外の保全状況

- ・三之丸の全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であり、土地の掘削等を行う場合は、届出が必要となっており、現在までに20箇所以上の発掘調査が行われている。
- ・発掘調査により発見された遺構等は埋め戻され、調査報告書に記録されている。
- ・歴史上重要な遺構等が発見されているが、土地の公有化等が行われたものはない。
- ・三之丸庭園は、明治14年（1881）に二之丸庭園から持ちだされた石橋や手水鉢、石組などの形状は保持されている。庭園の背景となっている指定地内の土塁を含めた維持管理を行う必要がある。
- ・官庁街となっているが、武家屋敷が建ち並んでいた基盤割の形状が残っている。

(2) 歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全状況

- ・文化財等に指定されているものは、文化財保護法等により適正に保存管理を行っており、その他個別の保存管理方法やまちづくり計画等に準じた保全を図っている。
- ・那古野神社、若宮八幡宮などの神社や近代遺構である第三師団赤煉瓦塀は、公的な計画での保存管理は行っていない状況である。
- ・名古屋城跡の関連遺構として適切な維持保全が図られていない状況であっても、土地所有者や

施設管理者へ保全方法の改善を求めることはしていない。

- ・土地所有者及び施設管理者等との調査・研究の連携体制が整っていない。

4-1-6 周辺環境の景観形成状況

名古屋城跡は、平坦な地形上に建つまちの重要なランドマークであるとともに、名古屋の歴史を伝える重要な歴史的景観を形成している。

しかし、史跡指定地の隣接地域からは、灌木等の繁茂により石垣等の遺構が見えにくい状態になっている箇所が存在している。また、戦後は経済成長とともに市街地化や建築物の高層化などが進められてきた地域であり、それらが景観阻害要素となり、周辺からの名古屋城跡への眺望が確保できていない状況が見受けられる。また、天守閣からの眺望についても、空間的広がりや景観的まとまり、遠景における稜線や山並みが阻害されないよう、保全を図る必要がある。



灌木の背丈が高く石垣が見えない
(二之丸西空堀付近)



灌木が繁茂し石垣・堀が見えない
(二之丸南東空堀付近)



樹木が眺望景観を阻害している
(外堀（水堀）北側から撮影)



建築物の高層化により
天守閣からの眺望が阻害されている

4-1-7 特別史跡追加指定等

二之丸及び三之丸北東土塁の特別史跡未告示区域は、昭和52年（1978）に、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されず現在に至っている。二之丸の北側では、昭和51年（1976）に名古屋市教育委員会による発掘調査が実施され、北御庭の園池東端、東御庭の霜傑亭（茶席）跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認されている。

二之丸庭園では、庭園の一部のみが、造営当時の姿を現在にとどめるものとして、名勝に指定されている。史跡の本質的価値の向上を図るため、名勝指定範囲の追加を視野に入れた適切な調査及び保存管理が必要である。また三之丸北東では、他の指定地と同様の土塁が存在している。これらの遺構は、名古屋城跡の本質的価値を構成する要素であることから、適切な保存管理を行っていくため、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。

二之丸の南側は、かつては向屋敷があり馬場や矢場として利用されていたが、昭和39年（1964）に愛知県体育館が建設され、現在に至っている。この区域は、愛知県体育館が建っていることもあり、往時の姿を偲ぶことができる状況ではなく、特別史跡としてふさわしくない状況になっているため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転とともに、未告示区域の解消に向けて取り組む必要がある。

また、未告示区域とは別に堀や土塁等の遺構が残存するにも関わらず、特別史跡未指定となっている箇所が存在している。これらの土地が指定されなかった経緯は、分合筆や町名変更等によるものも含まれるが、指定当初から未指定となっている土地もあり、不明確な点が多い。これらの土地についても測量調査等により指定地の確定を行った上で、特別史跡追加指定を行う必要がある。

特別史跡名古屋城跡の指定地には、三之丸北側の土塁や外堀（水堀）外縁部など、指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、昭和43年（1968）に行われた名城地区の町名変更などにより一部範囲の不明確な箇所があるため、特別史跡指定範囲の確定を行っていく必要がある。

二之丸では、名勝指定範囲内は文部科学省所有であり、それ以外の部分は財務省の所有となっている。また管理区分においては、二之丸（南）（無料区域）は、愛知県が管理者となっている。三之丸外堀では、一部民有地となっている他、名古屋市、文部科学省、財務省、国土交通省、愛知県などさまざまな所有区分となっている。追加指定を行うにあたっては、各所有者、管理者間で、保存・活用についての共通認識を醸成する必要がある。

4-1-8 公有化等の状況

第2章2-1-4で示したとおり、特別史跡指定地のほとんどが本市をはじめ、文部科学省、財務省、国土交通省などの所有区分となっている。

しかし、指定地の一部は現在も民有地が存在し、公有化の検討を行う必要がある。

三之丸外堀内の旧瀬戸線鉄道用地であった箇所は、平成23年（2011）に分筆され、翌24年（2012）に公園用地及び道路用地として25筆が名古屋市に、三之丸の1筆が国土交通省（名古屋国道事務所所管）へ名古屋鉄道株式会社より寄贈されたが、三之丸東側土塁の一部等の鉄道用地として必要な部分は、現在も名古屋電気鉄道株式会社の所有となっている。

現在、水堀西側一部のウエスティンナゴヤキャッスルホテル駐車場として利用されている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、三之丸巾下門の枳形を構成する土塁の一部が残存していたため指定されたものと考えられている。この土地は昭和49年（1974）に保存登記がされた後、昭和51年（1976）に土地交換により名古屋市から毎日名古屋会館に移動した。その後、昭和52年（1977）に、売買によりウエスティンナゴヤキャッスルホテルの所有となった。

愛知縣護国神社の所有となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、名古屋市の所有地であったが、昭和16年（1941）に護国神社に売渡したため、所有権が移動し、現在に至っている。

丸の内中学校用地となっている土地は、昭和7年（1932）の史跡指定時には、日本放送協会が所有しており、昭和35年（1960）には、名古屋市に所有権が移動した。指定時以降分合筆した形跡がなく、昭和43年（1968）に町名のみ変更されている。

4-1-9 保存管理の現状・課題の整理

4-1-2 から 4-1-9 までの現状・課題を踏まえ、以下に保存管理における課題を整理する。

■現存遺構等の保存管理方法

これまで現存遺構等は順次修復整備等を行ってきたが、具体的な保存管理方法は定めていない状況であるため、保存状況に応じた適切な保存管理方法を定め、適切かつ厳格な保存管理を行う必要がある。

■植栽管理方針

城内には遺構の保存や顕在化に影響を及ぼしている植栽や城郭としての景観を阻害している植栽等があるが、これらを管理する植栽管理の方針を定めていない状況であることから、城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある。

■現状変更等の取扱方針・基準

現在は、二之丸庭園のみ名勝庭園としての風致景観の保全及び遺構の保存を前提とした現状変更等の取扱方針を定めているが、特別史跡指定地全体については定めていない状況である。また、現状変更等の取扱基準についても定めていないため、今後の保存活用事業を円滑に進めるために、特別史跡全体の現状変更等の取扱方針・基準を定める必要がある。

■周辺の歴史的環境の保全と景観形成

名古屋城跡周辺には指定地とともに城を形成していた名城公園北園や三之丸地区があり、名古屋城に関連する遺構等が残されている。また、名古屋城に関連する歴史資産は広域的に点在しており、これらを保全していく必要があるとともに、周辺地域においては名古屋城跡を中心とした景観形成を行うことで、地域一体として歴史的価値を高めていく必要がある。

■特別史跡指定地の追加指定、名勝指定範囲の追加等

名古屋城の遺構が存在するにも関わらず特別史跡未告示区域、未指定区域となっている箇所がある。これらの遺構の適切な保存管理を行うために、未告示区域の解消及び追加指定等に向けた取組みを推進する必要がある。

名勝指定範囲については二之丸庭園の一部（北御庭の一部と前庭）に留まっていることから、指定範囲の追加を視野に入れた調査・研究の推進を図る必要がある。

■特別史跡指定地内の公有化

特別史跡指定地の大部分が本市をはじめとした公有地となっているが、一部民有地が存在している。指定地内での保存管理を一体的なものとするため、公有化について検討する必要がある。

4-2 活用における現状・課題

4-2-1 公開

（1）名古屋城跡の公開状況

1) 公開範囲

特別史跡名古屋城跡は工事区域等を除き一般に公開しているが、堀や一部を除いた土塁等は立入り禁止としている。本丸・二之丸(北)・西之丸・御深井丸を有料区域、二之丸(南)・三之丸外堀等を無料区域としているが、来場者は主に有料区域内のみの観覧に留まっており、無料区域を含めた名古屋城跡の全体像を伝えられていない状況である。

二之丸(南)には重要文化財に指定されている二之丸大手二之門があるが、無料区域に位置していることもあり、遺構の存在が認識され難い状況となっている。また、同地内には城跡にふさわしくない愛知県体育館が建っていることや、外堀（空堀）・三之丸外堀を含めた無料区域全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況から、城跡として認識され難い状況となっている。

かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるためには、有料区域設定の見直しや無料区域を含めた名古屋城跡全体としての公開環境整備の検討を行う必要がある。

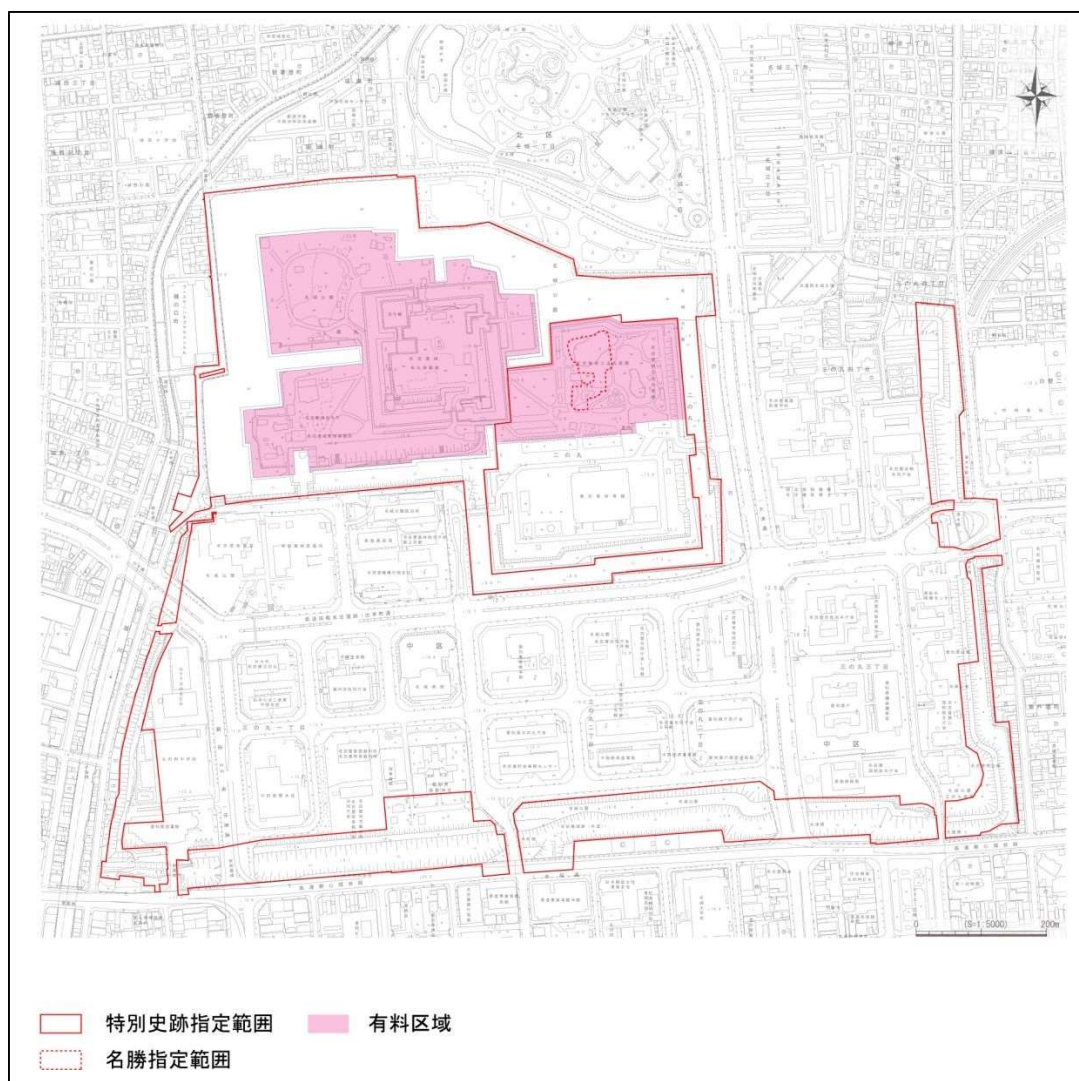


図 名古屋城跡の有料区域

2) 来場者の状況

名古屋城の入場者数は平成28年度（2016）で約192万人であり、全国の城跡のなかでは大阪城・天守閣、姫路城に次ぐ入場者数である。

名古屋城では平成25年度（2013）から入場者数が増加傾向にあり、同年5月の復元した本丸御殿表書院・玄関、平成28年度（2016）の対面所・下御膳所の公開や、それに付随した催しなどが増加の要因であると推察できる。

表 全国の城郭入場者数の推移（平成28年度の入場者数が多い順）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大坂城天守閣	1,368,058	1,407,398	1,512,081	1,555,338	1,838,354	2,337,813	2,557,394
姫路城	457,588	610,505	710,846	880,546	918,643	2,867,051	2,112,189
名古屋城	1,517,727	1,414,769	1,472,305	1,657,370	1,641,787	1,740,178	1,919,479
元離宮二条城	1,572,748	1,432,668	1,499,010	1,629,631	1,656,878	1,777,137	1,904,202
首里城	1,674,924	1,680,539	1,753,386	1,732,876	1,813,274	1,875,838	1,886,239
松本城	852,438	930,918	867,091	840,726	892,962	949,430	990,373
小田原城	393,995	411,240	459,548	430,475	502,330	148,414	775,406
彦根城	719,254	813,478	739,161	735,201	741,246	817,100	774,720
上田城	156,160	148,913	149,352	120,887	144,723	271,980	615,911
若松城天守閣	473,961	492,136	593,870	917,971	591,283	634,314	584,094

（2）現存遺構等の公開状況

1) 現存建造物等の公開状況

重要文化財に指定されている本丸表二之門・旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門は通常開門しており、自由に通行することができる。

また同じく重要文化財である東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓、国登録有形文化財である乃木倉庫などの建造物遺構は通常は内部を非公開としているが、例年開催している季節のイベント等に合わせて特別公開を行っている。

これらは期間限定の公開に留まっていることから、より多くの来場者が観覧できるよう建造物の保存状況等を踏まえた期間の拡大や、観覧の際に遺構の価値が理解しやすいような観覧環境の充実を図るなど公開方法の検討を行う必要がある。

2) 石垣、土塁、堀等の公開状況

石垣・堀・土塁は一部を除いて立入り禁止としているが、堀端等から眺めることは可能である。

しかし灌木や草本類により眺望が遮られている箇所や遺構自体への草本類の被覆・繁茂により、遺構の全容を見ることができない箇所が多数あることから、適切な維持管理によって眺望確保や顕在化を図る必要がある。



写真 二之丸南側外堀

3) 地下遺構の公開状況

発掘調査により出土した地下遺構の公開も行っている。二之丸(北)では発掘調査により明らかとなった北暗渠跡を露出展示している。

地下遺構の露出展示等による公開は、地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査において新たな遺構が明らかとなった際にはその公開を積極的に検討していく必要がある。



写真 北暗渠跡

（3）復元建造物等の公開状況

1) 復元建造物

昭和 53 年（1978）に復元した不明門は通常開門しており、自由に通行することができる。また、復元整備中である本丸御殿は常時内部を公開しており、近世城郭御殿最高傑作といわれた武家風書院造の内部様式や障壁画、彫刻欄間、鋳金具等を観覧することができる。約 400 年前の城郭御殿の建築様式を現代に伝えるものとして来場者がその価値を理解しやすいよう、より観覧環境を充実させるとともに建造物の保存への影響を考慮する必要がある。

2) 外観復元建造物

外観復元建造物では昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けた大天守閣を展示施設として公開している。最上階の 7 階は展望室であり名古屋のまちを 360 度見渡すことができることから、名古屋城の見どころの一つとなっている。また、その規模と特徴的な外観から名古屋のまちのランドマークとなっており、夜間は 23 時までライトアップしている。

小天守閣は一般には地階が大天守閣への通路として利用できるのみで、内部公開は行っておらず、主に旧本丸御殿障壁画をはじめとした史資料等の収蔵施設として活用している。

また、天守閣と同時に外観復元した正門（榎多門）は名古屋城有料区域への出入口として通行できるが、門上の櫓内部の公開は行っていない。

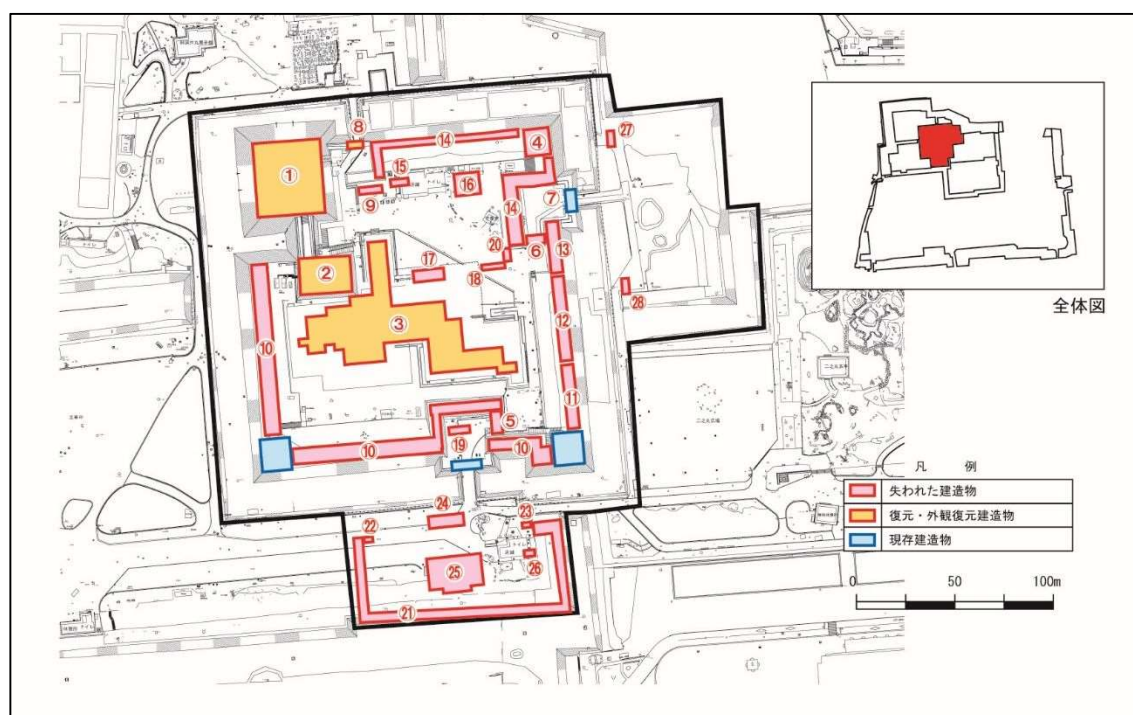
（4）失われた建造物等の状況

名古屋城では築城期から現在に至るまで、明治期の陸軍による建造物の撤去や太平洋戦争による焼失、他の災害等によって多くの建造物等が失われている。

これら失われた建造物等については、現存する文献、絵図、古写真、実測図等の豊富な史資料をもとに、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう、復元整備等について検討する必要がある。

各地区の江戸時代後期以降に失われた建造物等は以下に示す通りである。

■本丸

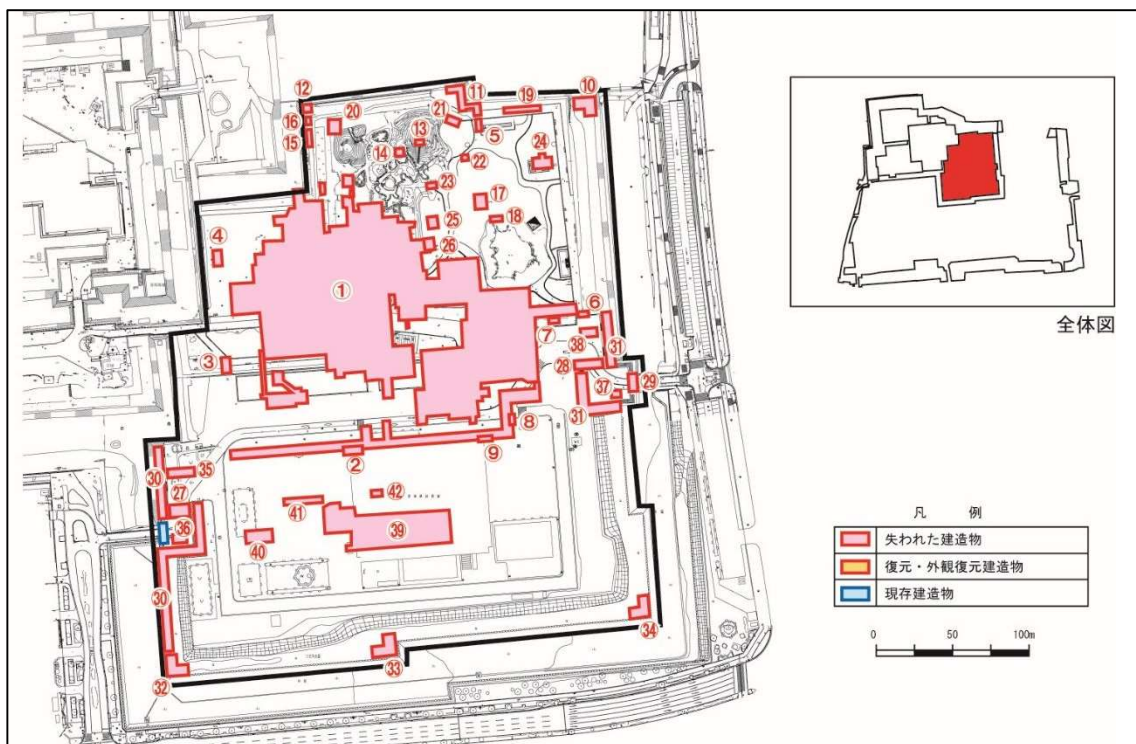


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	大天守(※)	⑪	鑓多聞櫓	⑳	大手馬出多聞櫓
②	小天守(※)	⑫	旗多聞櫓	㉑	西拍子木門
③	本丸御殿(※)	⑬	荒和布多聞櫓	㉒	東拍子木門
④	東北隅櫓(丑寅隅櫓)(※)	⑭	鑓多聞櫓	㉓	番所(拍子木)
⑤	本丸表一之門(※)	⑮	不寝番所(本丸)	㉔	腰掛・釜屋
⑥	本丸東一之門(※)	⑯	本丸番所	㉕	不寝番所(大手馬出)
⑦	本丸東二之門(※)	⑰	大勝手	㉖	境門
⑧	不明門(※)	⑱	土蔵	㉗	元御春屋門
⑨	壺蔵(茶壺蔵)	㉘	番所(本丸表門)		
⑩	具足多聞櫓	㉙	行馬門		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 失われた建造物等(本丸)

■二之丸

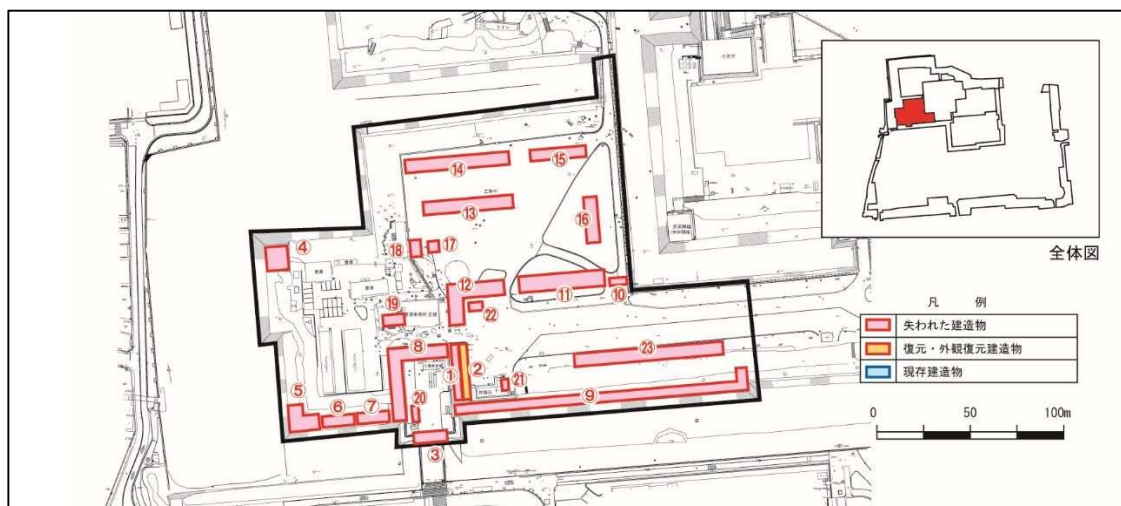


番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	二之丸御殿	⑮	文庫	㉑	二之丸東二之門
②	黒門	⑯	土蔵	㉒	二之丸西曲輪多聞櫓
③	孔雀門	⑰	厩舎	㉓	二之丸多聞櫓
④	数寄屋口	⑱	稽古場(矢場)	㉔	二之丸未申隅櫓
⑤	薬医門	⑲	土蔵	㉕	太鼓櫓
⑥	召合門	⑳	多春園	㉖	二之丸辰巳隅櫓
⑦	女中門	㉑	山下御席	㉗	番所(二之丸大手一之門)
⑧	内証門	㉒	余方	㉘	番所(二之丸大手二之門)
⑨	腰板門	㉓	風信	㉙	番所(二之丸東二之門)
⑩	二之丸丑寅隅櫓	㉔	霜傑	㉚	番所(二之丸東一之門)
⑪	ちくりよう 逐涼閣	㉕	張出外御席	㉛	むこう 向屋敷・馬場(馬見所)
⑫	げいりよう 迎涼閣	㉖	植木室	㉜	文庫
⑬	拝殿	㉗	二之丸大手一之門	㉝	腰掛
⑭	聖堂	㉘	二之丸東一之門	㉞	番所(向屋敷)

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物

図 失われた建造物等(二之丸)

■西之丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	正門(榎多門)(※)	⑨	古木多間櫓	⑰	米計場
②	榎多門	⑩	ふきぬけ吹貫門	⑱	勘定場
③	榎多冠木門	⑪	米蔵(一番蔵)	⑲	塩蔵
④	月見櫓	⑫	米蔵(二番蔵)	⑳	番所(榎多門)
⑤	西之丸未申隅櫓	⑬	米蔵(三番蔵)	㉑	不寝番所(榎多門)
⑥	勘定多間櫓	⑭	米蔵(四番蔵)	㉒	飼殺番所
⑦	南蛮鉄多間櫓	⑮	米蔵(五番蔵)	㉓	下多間
⑧	麻木多間櫓	⑯	米蔵(六番蔵)		

(※) 国宝保存法により国宝(旧国宝)に指定されていた建造物。①正門(榎多門)は明治43年(1910)に移築された旧江戸城蓮池門が国宝に指定されていた。

図 失われた建造物等(西之丸)

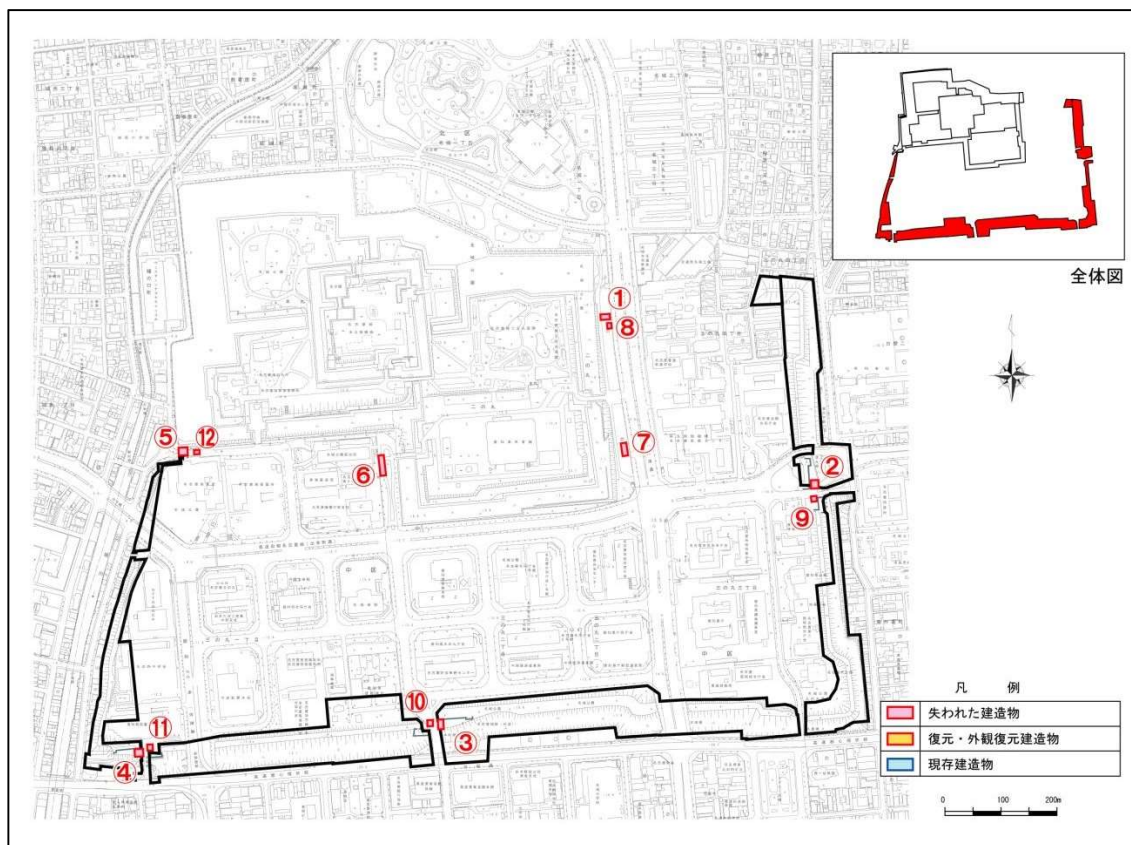
■御深井丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	塩蔵門	⑦	不寝番所(透門)	⑬	北穴蔵
②	透門	⑧	旅蔵	⑭	御深井丸番所
③	東弓矢多間櫓	⑨	南穴蔵	⑮	不寝番所(塩蔵門)
④	弓矢櫓	⑩	磨蔵	⑯	塩蔵
⑤	西弓矢多間櫓	⑪	大筒蔵		
⑥	鑄多間櫓	⑫	手筒蔵		

図 失われた建造物等(御深井丸)

■三之丸



番号	名称	番号	名称	番号	名称
①	清水門	⑤	はばした 巾下門	⑨	番所(東門)
②	東門	⑥	大腰掛(二之丸大手門付近)	⑩	番所(本町門)
③	本町門	⑦	腰掛(二之丸東門付近)	⑪	番所(御園門)
④	みその 御園門	⑧	番所(清水門)	⑫	はばした 番所(巾下門)

図 失われた建造物等（三之丸）

1) 失われた建造物等に関する記録の状況

失われた建造物等について記録された文献、絵図、古写真、実測図等について確認を行った。

実測図は昭和7年（1932）から行われた調査記録である「昭和実測図」、他の図面資料については、『金城温古録』に描かれた配置図、平面図、立面図・透視図等について確認を行った。古写真では、「ガラス乾板」をはじめ、「徳川林政史研究所所蔵写真」、『国宝史跡名古屋城』所収の写真等についての確認を行った。

「昭和実測図」は細部まで詳細に記録されていることから、平成21年（2009）から着手している本丸御殿復元整備にみられるように、名古屋城跡における復元整備にあたっての基本資料となる。失われた建造物等の中で「昭和実測図」に記録されているものは、本丸の大天守、小天守、本丸御殿、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門、不明門、西之丸の正門（榎多門）のみである。なお、これらの建造物は「ガラス乾板」にも詳細な記録がある。

2) 法的規制等

復元整備においては、建築基準法及び消防法等に準じた構造、設備、仕様が必要となる。

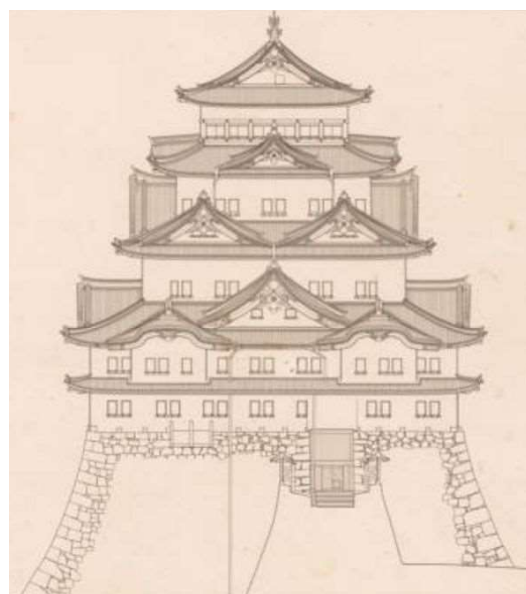
建築基準法では建築物の用途、規模等により適用する基準が異なるため、復元整備を検討する場合は、各建築物の適用基準の確認が必要である。しかし、建築基準法第3条において史跡等として指定若しくは仮指定された建築物及びこれらの建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、適用しないこととされている。そのため、同法規制を満たすことができない場合であっても、事前に所管部局とも十分な調整を図り、同認定手続きを経た上で復元整備が可能となることがある。

消防法については、一般の利用に供される建築物について適用され、復元施設もその対象となるため、建築物の用途、規模等に応じた消防設備を備える必要がある。

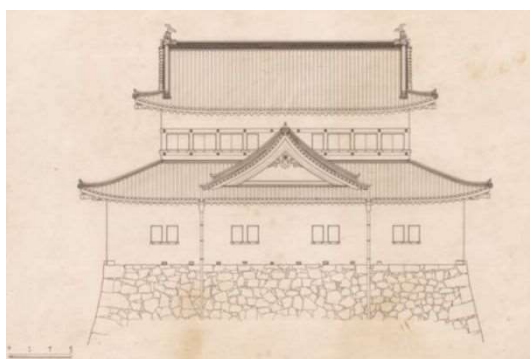
また第2章で示した通り、特別史跡内は都市計画法や都市公園法、文化財保護法等による制限もあるため、これらの法的規制等を満たした整備が必要となる。



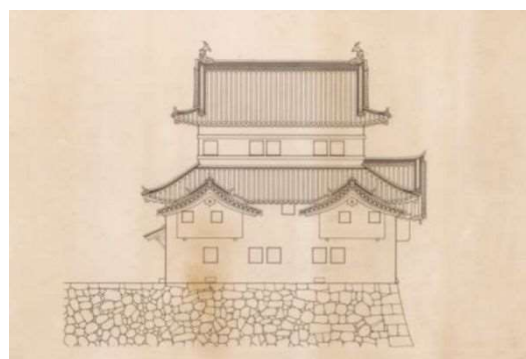
名古屋城天守東側立面図



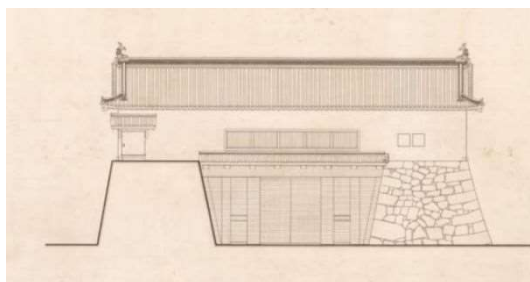
名古屋城天守南側立面図



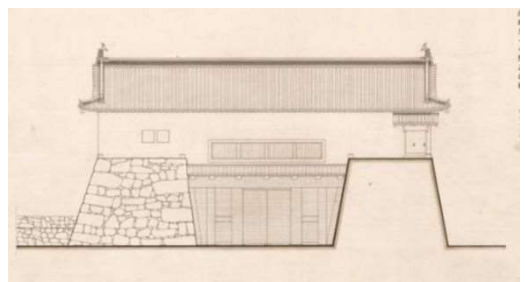
名古屋城小天守南側立面図



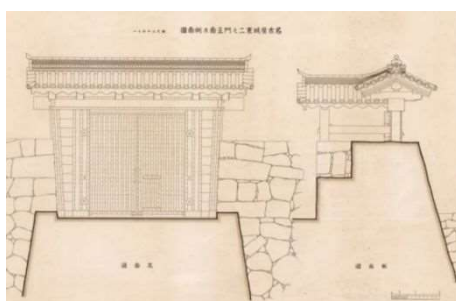
名古屋城東北櫓東側姿図



名古屋城表一之門正面図



名古屋城東一之門正面図



名古屋城東二之門正面及側面図（正面図・側面

図 昭和実測図

(5) 周辺のアクセス環境

名古屋城跡へのアクセスは、鉄道、バス等の公共交通機関及び自家用車等が主な交通手段となっている。

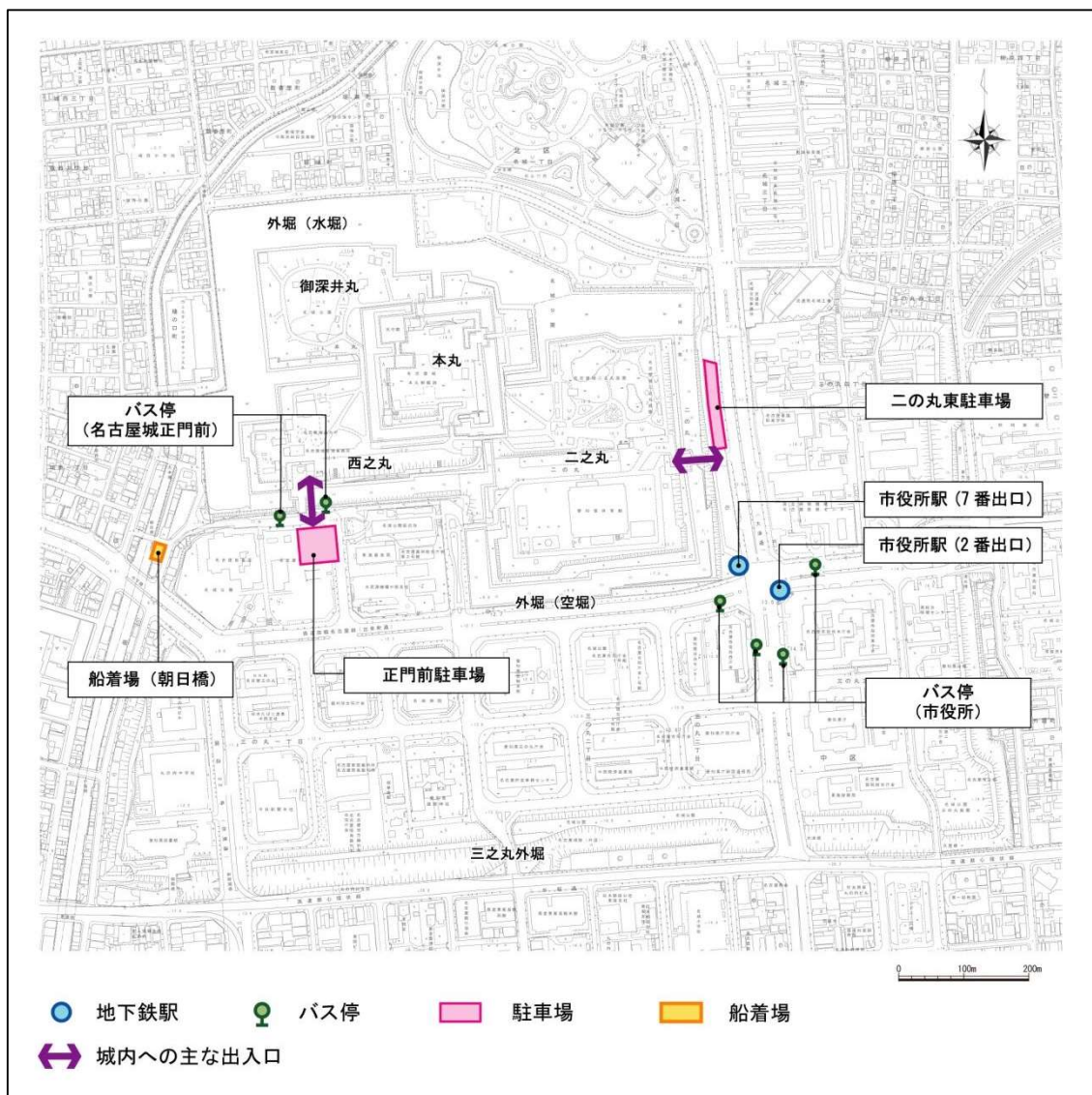


図 周辺のアクセス環境

1) 鉄道でのアクセス

鉄道では新幹線の停車駅である名古屋駅から、地下鉄を乗継ぎ名城線「市役所」駅にて下車し、徒歩5分程度で東門券売所に到着するルートが最短ルートとなっている。

2) バスでのアクセス

市営バスでは名古屋駅からはバス停「市役所」まで運行している路線系統があるほか、栄から正門に最も近接したバス停「名古屋城正門前」にアクセスすることができる路線系統もある。

また、名古屋駅から市内の主要な観光施設を循環し市内周遊アクセスの向上を図る、なごや観光ルートバス「メーグル」の循環ルートに名古屋城も入っており、正門前にバス停がある。「メーグル」では主要な観光施設の割引等のサービスが受けられる一日乗車券を発行しており、名古屋城でも入場料の割引サービスを行っている。

3) 自動車でのアクセス

名古屋高速1号楠線「黒川」出口から南へ約8分、名古屋高速都心環状線「丸の内」出口

から北へ約 5 分であり、遠方からの自家用車等でのアクセスも容易である。近隣の公営駐車場は、正門前駐車場及び二の丸東駐車場の 2 箇所がある。

4) 水上アクセス（期間限定運行）

名古屋城巾下門跡西側には、堀川に架かる朝日橋の橋下に船着場が整備されており、名古屋港から堀川を通じてアクセスすることができるが、現在定期的な運行はされていない状況である。

堀川では様々な船や水上バス等を運行するイベント「堀川ウォーターマジックフェスティバル」が毎年開催されており、このイベントに合わせて朝日橋船着場を利用し、水上バス乗車と名古屋城への入場をコースにした取組み等も行われている。

5) 交通手段における現状・課題

名古屋城への主なアクセス手段は、公共交通機関である鉄道やバスのほか、自動車等がある。

水上アクセスについては、名古屋城跡に近接した船着場が整備されているが、定期的な運行は行っていないため、堀川の水運を利用して隆盛した四間道界限などとの回遊性の向上に繋がる新たな交通手段として、定期運航の導入等を検討する必要がある。

自転車でのアクセスについては、城内に駐輪場が整備されておらず、市内では公共交通として、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の導入はしていない状況である。交通手段の充実を図るためには、自転車利用者のための施設整備や公共交通としての自転車サービスの導入等の検討が必要である。

(1) 展示施設

大天守閣は昭和 37 年（1962）に博物館相当施設の指定を受けており、1 階、3～5 階は常設展示室として史資料や旧本丸御殿障壁画を順次展示替えしつつ、名古屋城の概要・歴史や城内・城下の暮らしの展示に活用している。各階には「籠乗体験コーナー」や「石引き体験コーナー」、「城内・城下の暮らし」などの体験型施設を設けており、体験を通じて名古屋城や城下町の歴史や文化を学ぶことができる。また、2 階は企画展示室であり、年間数回の特別展・収蔵品展を開催している。

また、展示作業時の史資料等の移動にあたり、小天守閣収蔵庫から大天守閣までは屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならない上に、開口の狭い出入口や多くの段差があり危険性を伴うことから改善する必要がある。

The image displays four isometric floor plan diagrams of the National Museum of Modern Art, Tokyo, arranged in a 2x2 grid. Each diagram represents a different floor of the building, with labels in Japanese identifying specific exhibition spaces and facilities.

- Top Left (2nd Floor):** Labeled "2階" (2nd Floor). It shows a central courtyard area with several exhibition spaces labeled "車庫1" (Garage 1), "車庫2" (Garage 2), "車庫3" (Garage 3), "金銭コーナー" (Coin Corner), "金銭展示" (Coin Exhibition), "天守閣構造模型" (Castle Tower Structure Model), "石引き体験コーナー" (Stone Pulling Experience Corner), and "正倉院" (Treasury).
- Top Right (4th Floor):** Labeled "4階" (4th Floor). It features a central courtyard area with exhibition spaces labeled "武庫-武具展示" (Armory - Arms and Armor Exhibition), "天守閣" (Castle Tower), "石堀" (Stone Ditch), "門" (Gate), "寛政参り体験コーナー" (Kansei Participation Experience Corner), and "本丸御殿" (Honmaru-odori).
- Bottom Left (3rd Floor):** Labeled "3階" (3rd Floor). It shows a central courtyard area with exhibition spaces labeled "城下のにぎわい" (Festiveness of the Castle Town), "武具展示" (Arms and Armor Exhibition), "本丸御殿" (Honmaru-odori), "藩主の居" (Residence of the Daimyo), "茶室" (Tea Room), "勝手" (Kitchen), "城内のくらし" (Life in the Castle Town), "御用部屋" (Official Room), "土戸" (Earth Door), and "堀川" (Moat).
- Bottom Right (1st Floor):** Labeled "1階" (1st Floor). It features a central courtyard area with exhibition spaces labeled "本丸御殿" (Honmaru-odori), "屋外エレベーター出入口" (Outdoor Elevator Entrance/Exit), "御参り・車椅子・ベビーカー・ルート" (Participation/Chair/ stroller/Route), "城下町模型" (Castle Town Model), "名古屋城収蔵品" (Nagoya Castle Collection), "天守板絵(重要文化財)" (Castle Tower Plaque (Important Cultural Property)), "護元展示" (Guardian Exhibition), and "本子コレクション" (Book Collection).

2) 茶席群

また、使用許可を得ることで団体等主催の茶会や結婚式などにも利用することができるが利用頻度は低く、茶席の存在自体の認知度が低い状況であるため、認知度向上に取り組む必要がある。

3) 御深井丸展示館

御深井丸展示館では、郷土玩具と土人形、本丸御殿復元事業に関連する「匠の写真館」の展示を行っている。展示のみではなく、来場者が郷土玩具等に触れる機会を設ける等、体験型のイベントの開催が課題であるが、現在はスペースの都合から開催できない状況である。



写真 御深井丸展示館

(2) 説明板

特別史跡指定地内には名古屋城跡の歴史や遺構等の特徴・機能を解説した説明板を設置している。現在設置している説明板の概要は以下のとおりである。

表 説明板の概要

種別	表示内容など	写真
全体説明	・城跡全体やエリア一体の歴史を解説しているものや、地図によって城内またはエリア一体の遺構や施設等の位置を示しているものであり、正門・東門など主要な出入口付近や二之丸庭園前等に設置している。 ・日本語、英語の2カ国語表記のものが多く、地図内の施設等名称は日本語表記のみがほとんどである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものを設置している。	
個別説明	・遺構、植栽などの解説を表示している。 ・文章のみの表記となっている。 ・日本語、英語の2カ国語表記。 ・遺構の説明板は形態を統一しているが、材質等が異なる。	

全体説明板の地図表示は有料区域を中心としたものとなっており、無料区域を含めて表示しているものはないため、名古屋城跡の全体像が来場者に伝わらず、無料区域に位置する遺構についても認知され難い状況となっている。個別の説明板に関しては内容が文章表記のみであるため、劣化等により現在の姿が往時と異なる遺構等は、かつての形態を理解し難い状況である。また、門が失われた虎口を対象とした説明板は設置しておらず、名古屋城の縄張で重要な要素であるかつての虎口の存在やその機能・特徴等を来場者に伝えられていない。さらに門や櫓等失われた建造物についてもかつての存在を伝えられておらず、往時の名古屋城の姿をイメージしにくい状況となっている。

説明板の言語表記については、「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」により、英語表記をすることを基本とし、他の言語表記については施設特性等の観点から視認性や美観等に問題がない限り必要とされる言語を表記することとしている。個別の説明板については日本語と英語の2カ国語表記としているものの、全体の説明板については地図内の施設名称等が日本語表記のみのものがほとんどである。

これらの状況から、来場者に名古屋城跡の全体像やかつての遺構の存在・形態等をわかりやすく伝えるために、説明板の設置場所と表示内容を充実させるとともに、外国人にとっても理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（3）案内板

来場者が円滑に観覧できるよう案内板を設置している。また、危険箇所や遺構の保存上必要な場所には注意喚起を促す案内板を設置している。案内板の概要は以下のとおりである。

表 案内板の概要

種別	表示内容など	写真
誘導 (ピクト)	・トイレなどの方向を示している。園路の交差点などに設置している。	
誘導 (文字表記)	・各施設や、遺構などの方向を示している。園路の交差点などに設置している。 ・形態・色彩等の統一化が図られている。 ・日本語、英語の2カ国語表記	
施設名称 (ピクト)	・施設のマークを表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。	
施設名称 (文字表記)	・施設の名称を表示したもので、各施設前に取り付けている。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (ピクト)	・城内での行為の注意喚起を促すものである。 ・意匠、形態、色彩等、多種多様なものが設置されている。 ・一部日本語、英語の2カ国語表記	
注意事項等 (文字表記)		

案内板の中には各施設までの誘導が十分でないものがあり、来場者の円滑な観覧が図れていない状況があるため、適切な配置を検討する必要がある。

案内板の言語表記についても、説明板と同様に「名古屋市多言語情報発信ガイドライン」に基準を示している。施設名称（文字表記）や注意事項等（ピクト）については、日本語表記のみのものがある状況である。

これらの状況から、来場者が円滑に観覧できるよう、案内板を適切に配置するとともに、外国人にとっても理解しやすい言語表記に努める必要がある。

（4）便益・休憩施設、管理施設

名古屋城跡に設置している便益施設、休憩施設、管理施設は以下のとおりである。

表 便益施設・休憩施設・管理施設の一覧

施設種別	所在地	施設名称	主な設備など
便益施設	本丸	本丸休憩所	土産物販売、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）
		天守閣売店	土産物販売
		飲食店	飲食店、トイレ
	二之丸(北)	二之丸茶亭	飲食店
		東門北側トイレ	トイレ、多目的トイレ
		東門券売所	トイレ、多目的トイレ、コインロッカー
	二之丸(南)	売店	土産物販売
		トイレ	トイレ
	西之丸	トイレ	トイレ
		総合案内所	総合案内所、休憩所、トイレ（多目的、オストメイト、おむつ交換台有）、コインロッカー
		売店	土産物販売
		飲食店	飲食店
		写真館	写真撮影
		トイレ	トイレ、多目的トイレ
	御深井丸	トイレ	トイレ（本丸御殿復元工事により使用不可）
		御深井丸展示館内トイレ	トイレ
	三之丸外堀	トイレ	トイレ
	城内各所	自販機	飲料販売
	周辺地域	正門前駐車場	駐車場（身障者用3台）、トイレ（多目的有）
		東駐車場	駐車場（身障者用3台）
	城内各所	公衆無線LAN	Wi-Fi利用施設
休憩施設	本丸	休憩所（藤棚）	藤棚
	二之丸(北)	休憩所（望鯨亭）	四阿
		休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	御深井丸	休憩所（四阿）	四阿
		休憩所（藤棚）	藤棚
	城内各所	ベンチ	各所に配置されたベンチ
管理施設	本丸	守衛室	守衛室
	二之丸(北)	東門券売場	券売場
	西之丸	名古屋城総合事務所	名古屋城の管理拠点
		（一財）名古屋城振興協会事務所	（一財）名古屋城振興協会の詰所
		会議室	会議室
		倉庫	名古屋城総合事務所等が利用
		正門券売場	券売場
	御深井丸	資材置場	施設管理用の資材置場として利用

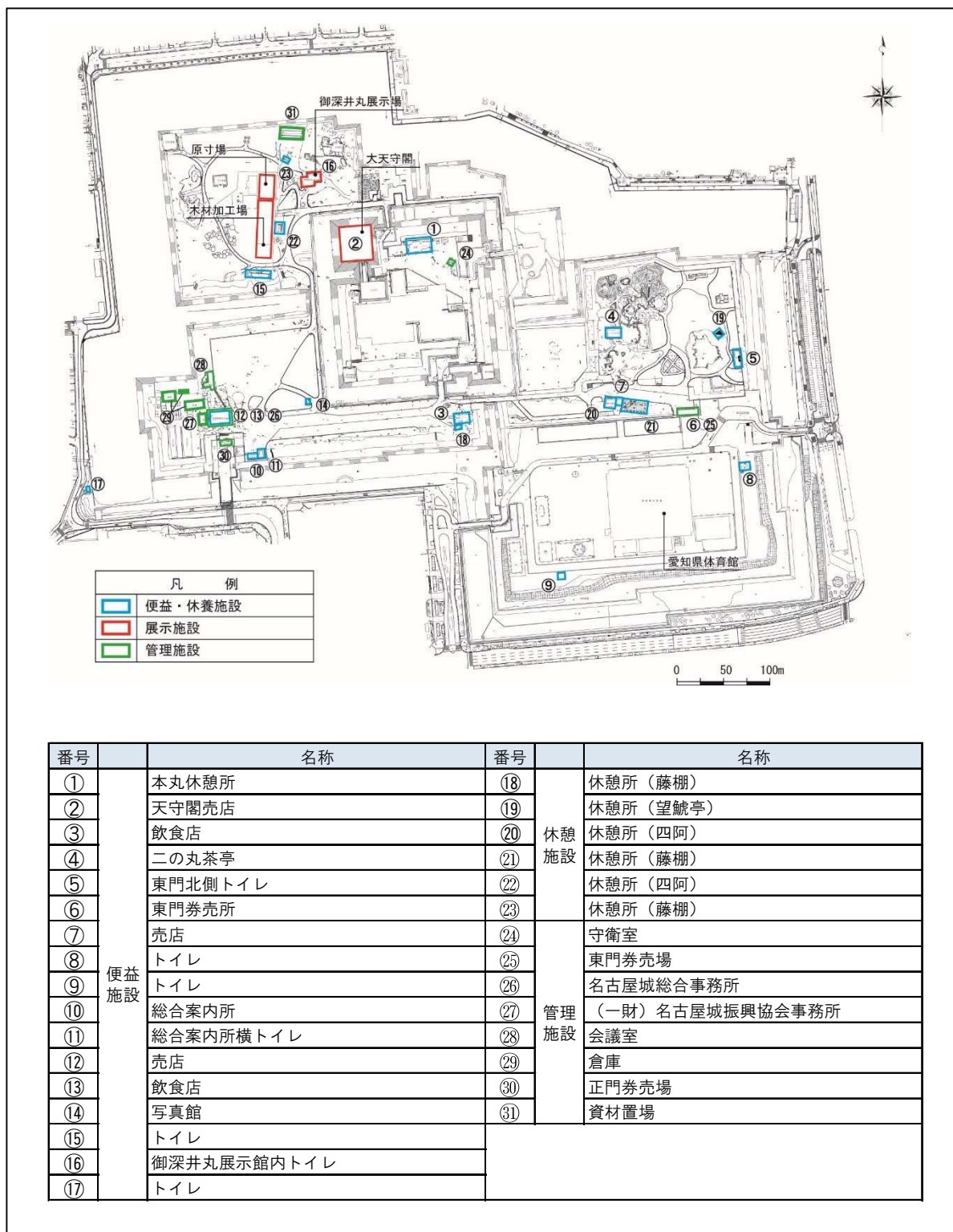


図 便益施設・休憩施設・管理施設等の状況

1) 便益・休憩施設

便益・休憩施設は来場者が快適に城内を観覧するために必要な施設であり、飲食店、土産物などを販売する売店、トイレ、休憩施設を設置している。

高齢者や障害者の方にも利用しやすい洋式トイレの割合・数が少ない箇所があり、授乳室の設置は天守閣内のみであり、十分な状況とは言えないため、利便性の向上を図る必要がある。

多人数が利用可能な屋内休憩スペースがなく、学校の遠足等の団体が雨天時に利用しにくい状況がある。

名古屋城には多くの外国人観光客が来場するが、外国人観光客等の利便性を向上させるためには、公衆無線 LAN 環境を充実させることが効果的である。城内には公衆無線 LAN が利用できる Wi-Fi スポットがあるが、利用可能なエリアが限られているため、さらなる利便性の向上を図る必要がある。

2) 管理施設

管理施設は、本丸に守衛室、二之丸に東門券売場、西之丸に事務所・会議室・倉庫・正門券売場、御深井丸に資材置場がある。現在の管理運営上必要な施設ではあるが、特別史跡としての歴史的景観を損なわないために、施設の設置場所等についての方針を検討する必要がある。

(5) 園路・安全柵等の施設

現在、名古屋城における園路・安全柵等の施設の維持管理は、日常的な点検等により、劣化状況等が確認された場合において、随時修繕、更新等を行っている状況である。

しかし、城内の園路・安全柵等の施設は、経年劣化等により機能性を損ねているもの等があり、来場者が城内を観覧する上で多くの課題を抱えている。

園路・広場では、城内の全域にわたり、舗装の剥がれ、ひび割れ等の経年による劣化が各所で確認できる。これらは、つまずきや転倒、雨天時の排水不良等を引き起こす可能性がある。

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、全体的に塗装の剥がれや、サビが顕著であり、一部断面欠損したもの等がある。

城内全域で見られる堀への転落防止等に使用されている擬木柵は、局部的に擬木コンクリートの欠損等が見られ、特に二之丸(北)内の西側及び北側の劣化が著しい。

本丸東門枡形跡付近で見られる侵入防止柵は、全体的に劣化が顕著であり、支柱部の地際部では、腐食による断面欠損等が生じており、早期の更新が望まれる。

照明灯は、全体的に塗装の剥がれやサビなどの腐食が顕著であり、植栽等により配光範囲が阻害され、本来の機能性を損ねているものが見受けられる。

園路・安全柵等の施設については、定期的な点検に基づき、計画的な修繕・更新計画を策定し、計画的な維持管理を行っていく必要がある。



擬木柵の欠損部
(二之丸北南蛮練堀付近)



樹木で灯具が覆われた照明灯
(二之丸広場)

(6) 諸施設の移動円滑化（バリアフリー）における課題

城内の諸施設における移動円滑化は、全ての施設において整備することが望ましいが、特別史跡であり多くの文化財等が存する名古屋城跡では、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で整備する必要がある。今後、調査等を行った上で、バリアフリー化を進める主要な施設、主要な経路等を設定し、計画的に整備を進めていく必要がある。

以下に諸施設における移動円滑化に対する現状及び課題を整理する。

1) 便益施設

- ・多目的トイレは、有料区域内に5箇所あり、うちオストメイト対応トイレが2箇所、おむつ交換台が併設されたものが2箇所ある。
- ・3店舗ある飲食店の入口は全てスロープが設置され、自動ドア及び引き戸を設置している。

- ・二之丸茶亭では、車いす用のテーブルが1席確保されている。
- ・本丸休憩所の売店及び西之丸の売店は、入口部に段差は無く車いす等での利用は可能である。
- ・天守閣内の売店は7階展望室内にあり、階段のみのアクセスとなっている。
- ・御深井丸展示館は、トイレ及び無料休憩所が併設されているが、入口部に段差がある。

2) 休憩施設

- ・二之丸(北)の休憩所（望鯨亭）は出入口部に段差がある。
- ・西之丸の総合案内所及び無料休憩所は、入口部に段差があり、隣接するトイレに併設されたスロープからアクセスが可能であるが、迂回路となる。

3) 管理施設

- ・名古屋城総合事務所は建物の2階にあり、階段のみのアクセスとなっており、来場者動線からの接続はされていない。

4) 園路・安全柵等の施設

- ・来場者の往来の多い主要な園路では、移動円滑化を図るための整備が必要である。
- ・御深井丸から不明門に至る経路は、勾配が急であり車椅子利用者等の通行は困難である。
- ・二之丸東門枳形跡付近の通路は、東門駐車場から東門に至る主要な経路であるが、通路幅に狭小な部分があり、車椅子等の通行が困難である。
- ・二之丸大手門枳形の歩行者通路では、通路幅が狭小な箇所があり、車椅子等の通行が困難な状態となっている。
- ・便益施設等への経路や入口部に段差などは、園路の改修と併せて、整備することが望まれる。
- ・今後、城内全体のバリアフリーに関する計画を立てた上で、主要な園路について、移動円滑化を図る整備を行っていく必要がある。



急勾配な園路（不明門付近）



狭小な園路（二之丸東門枳形付近）

（7）諸施設のデザインにおける課題

1) 便益・休憩施設、管理施設

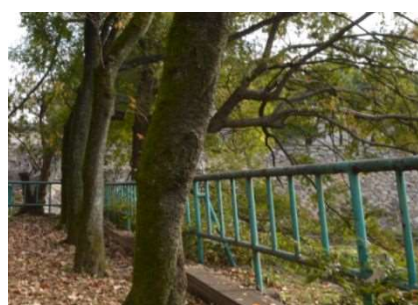
建築物等のデザインは、建設時に歴史的景観に配慮したと想定されるものが多く、全体的に周囲の景観に馴染むような意匠、形態等となっている。しかし、自動販売機については一般的なデザインのものが設置されており、景観を阻害する一要素となっている。

2) 案内板

城内に設置されている案内板は、長年にわたり必要に応じて設置等を行ってきた経緯から、多種多様な意匠、形態、色彩等のものを設置していることから、来場者へのわかり易さ、見易さを考慮し、デザインの統一化を図る必要がある。

3) 歴史的景観の阻害要素となっている安全柵等

御深井丸などに多く見られる外堀（水堀）に面して設置された柵は、劣化状況も顕著であるが、塗装の彩度が高く、背景となる堀等の歴史的景観に調和していない。ま



歴史的景観に調和していない柵（御深井丸）

た、城外からの眺望景観の阻害要素となっていることから、歴史的景観を損なわない色彩等に改修、更新等を行う必要がある。

重要文化財である二之丸大手二之門には、遺構を保護するためのガードレールが設置されており、景観阻害要素となっているため、遺構の保存に影響のない範囲で施設の改修・更新等が必要である。

南蛮練堀や埋門跡等では、遺構の手前に擬木柵とロープ柵が二重に設置されている。安全対策であるものの遺構への見通しを阻害しており、来場者に遺構の全容が認識されにくい状況であるため、遺構への視認性を確保するための改修等が必要である。



歴史的景観に調和していないガードレール（二之丸大手二之門）

（8）防災について

1）防災における名古屋城跡の位置づけ・役割

特別史跡名古屋城跡の大部分は名城公園に属している。名古屋市地域防災計画（平成 28 年（2016）修正）では、公園・緑地について、「応急救助活動、物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設」としている。また、名古屋城跡を含む名城公園を、消防・自衛隊・警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援・活動に備える場所（広域防災拠点のうち応援隊集結（活動）拠点）として位置づけている。

また、同計画では、名城公園を広域避難場所に指定している。広域避難場所は、「主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園緑地であり、災害時の避難先」として位置づけている。

名古屋城北に位置する名城公園北園等を含む名城公園全体として、広域防災拠点、広域避難場所に指定しているが、特別史跡指定地内での防災活動や避難活動による遺構等への影響が懸念される。

2）想定される災害

①災害履歴

名古屋城跡及び周辺地域に起こった過去の災害を整理した。

■風水害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
慶長 19 年 （1614）	10（8）	風水害	暴風雨・洪水	名古屋城天守台石垣北東が約 140m 崩れた。
寛永 13 年 （1636）	9（8）	水害 高潮	暴風雨・洪水	伊勢湾・三河湾に起こった高潮により熱田海岸堤防が決壊し、新田が被害を受け、道路が交通途絶した。名古屋城も被害を受けた。
承応 2 年（1653）	6（6）	風水害	暴風雨	名古屋城天守・櫓門が被害を受けた。 尾張領内の民家被害は 22,000 戸に及び、死者も多数出た。
万治 3 年（1660）	6・7（5・6）	水害 雷害	長雨・強雨（雷雨）・ 洪水・落雷	連日の雷雨により、尾張・美濃で水害や雷害が発生するなか、名古屋城も落雷による被害を受けた。
貞享 3 年（1686）	3（2）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼失した。
	8（7）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、建中寺に被害があった。
元禄 4 年（1691）	7（6）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、死者が 1 人出た。
元禄 10 年 （1697）	7・8（6・7）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 4 戸焼失し、1 戸破損した。
元禄 13 年 （1700）	4（2）	雷害	落雷	名古屋城下で落雷があり、家屋が 1 戸焼けた。
元禄 14 年 （1701）	6（5）	風害 水害	突風・大雨（雷雨）・ 洪水	名古屋城下から熱田にかけて突風と降雷があった。各所に落雷があり、熱田では突風により家屋や樹木に被害があった。また、庄内川の出水により田畑に被害があった。
文化 8 年（1811）	8（6）	水害	強雨（雷雨）	数日間雷雨が続くなか、名古屋城下へ多数の落雷があり、強雨により浸水する箇所が発生した。

和暦（西暦）	月（旧暦）	種類	原因	内容
文政 13 年（天保元年）（1830）	9（7）	水害	暴風雨・洪水	大雨による庄内川出水に伴い堤防が決壊し、名古屋北西部の巾下・柳町付近と名古屋城下が浸水した。
天保 8 年（1837）	9（8）	風水害	暴風雨	暴風雨により名古屋城下の土居下屋敷などが大きな被害を受けた。
昭和 44 年（1969）	8	風水害	暴風雨	台風 9 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁の一部が破損した。
昭和 47 年（1972）	9	風水害	暴風雨	台風 20 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁や本丸表二之門脇の塀が破損した。その他倒木などの被害も受けた。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 から作成

■地震災害の履歴

和暦（西暦）	月（旧暦）	地震名称	内容
寛文 9 年（1669）	6（6）		名古屋城三之丸石垣の一部が崩れた。
宝永 4 年（1707）	10（10）	宝永地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城では櫓や土塀が被害を受けた。
享和 2 年（1802）	11（10）		名古屋城三之丸本町門の石垣が崩壊し、西に植わっていた松が倒れ、高壁が崩れた。
文政 2 年（1819）	8（6）		名古屋城の各所の石垣が破損し、東一之門枡形石垣北西の被害が大きかった。城下ではところどころ土塀・築地が崩れ、寺院の門が倒れた。
安政元年（1854）	12（11）	安政東海地震 安政南海地震	南海トラフ巨大地震。安政東海地震発生から 32 時間後に安政南海地震が起こった。 名古屋城の多門櫓・三之丸各門・高塀が破損し、武家屋敷は 147 戸が破損した。城下の裏町では倒家があり、表町では壁の破損が多かった。
明治 24 年（1891）	10	濃尾地震	わが国最大の内陸直下の巨大地震。 本丸・二之丸・御深井丸周囲の多聞櫓の壁・屋根等と西之丸の榎多門が大きな被害を受けた。 城内の第三師団における被害状況は負傷者 17 人、建物全壊 13 戸、半壊 1 棟、破損 62 棟であった。三之丸の県庁・県会議事堂も被害を受けた。
昭和 19 年（1944）	12	東南海地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市南部の埋立地が被害を受け、家屋の倒壊や、地盤の地割れ、土砂と水の噴出、不等沈下の現象がみられた。このほか道路や橋、地下埋設管、市電軌道にも被害があり、名古屋港では港湾施設に被害あった。 住家全壊 863 戸、住家半壊 5378 戸
昭和 20 年（1945）	1	三河地震	深溝断層の活動による直下地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市の被害総計は、死者 8 人、負傷者 26 人、住家全壊 40 戸、住家半壊 152 戸

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会

新修名古屋市史資料編編集委員会、2008 年、『新修名古屋市史 資料編 自然』、名古屋市

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」編、2011 年、『災害史に学ぶ―内陸直下型地震編―』、内閣府(防災担当)災害予防担当 から作成

■火災の履歴

和暦（西暦）	月	原因	内容
昭和 20 年（1945）	5	空襲	太平洋戦争に伴う大空襲により、名古屋城では大天守・小天守・本丸御殿・東北隅櫓・本丸表一之門・本丸東一之門と二之門・不明門・正門（旧江戸城蓮池門）が焼失し、甚大な被害を受けた。
昭和 48 年（1973）	2	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館第二男子寮から出火し、西側にあったプレハブ倉庫とともに全焼した。
昭和 49 年（1974）	4	火災	名古屋城二之丸北東の、名古屋学生会館の東側棟から出火し、全焼した。翌月、名古屋学生会館の建物が撤去された。

名古屋气象台、1971 年、『愛知県災害誌』、愛知県

服部鉦太郎、1981 年、『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』、名古屋城振興協会 より作成

②想定される災害

名古屋市のハザードマップ（地震、津波、洪水・内水）より、名古屋城跡においては、津波、洪水・内水の危険性については言及されていないため、想定しないものとする。

災害対策基本法第2条第1項で定められた災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発」等と定義されているが、過去の災害履歴等を踏まえると、名古屋城跡で想定される災害は、以下のように考えられる。また、これらの災害が名古屋城跡を構成する諸要素与える可能性のある被害は次のように考えられる。

・ 想定される災害：暴風、竜巻、豪雨、地震、大規模な火事（以下火災）、落雷

建造物等：倒壊（暴風、竜巻、地震）、火災、落雷

堀・土塁等：崩れ、土砂流出（豪雨、地震）

石垣：崩れ（暴風、竜巻、豪雨、地震）

地形：表土流出（豪雨）、地割れ・液状化（地震）

植栽：倒木（暴風、竜巻、豪雨、地震）、火災、落雷

③市民や来場者の安全確保・避難誘導

現在名古屋城では、来場者の避難誘導等を目的とした防災訓練を行っているが、市民や来場者の避難経路や避難場所の設定等について計画としては定められておらず、城内には災害時の案内板もない状況である。

3) 防災における現状・課題

現在策定している消防計画では、防災管理業務の必要事項を定めているが、特別史跡指定地であることを前提とした中での災害時の広域防災拠点・広域避難場所としての役割や遺構等の災害予防対策、災害時の市民・来場者等の安全確保等について具体策を示せていない状況である。そのため、今後これらの観点を含めたより実践的な防災対策を検討する必要がある。

4-2-3 企画・イベント

（1）企画・イベントの開催状況

1) 修復・発掘現場見学会等

名古屋城跡では、遺構の修復整備や発掘調査等に際して、参加者に向けた現地説明会・見学会等を行っている。いずれも普段見ることができない遺構の構造や調査の様子を間近で見ることができるため、来場者の遺構への理解を深められる機会として重要な取り組みである。

しかしこれらの取り組みは、現場で学芸員等から参加者へ説明を行う講義形式のものが多く、参加者は受動的に情報を得ているのみの状況である。そのため見学会等のなかで体験型の企画を開催するなど、来場者がより遺構への理解を深められるような取り組みの検討が必要である。

なお、現地説明会・見学会においては開催後、発表した調査成果等を公式ホームページに掲載しており、その内容を広く発信している。

① 石垣修復現場見学会

平成 25 年度（2013）から、石垣修復工事の現場見学会を継続的に開催している。平成 28 年（2016）2 月には、全国でも最大規模の石垣修復工事である本丸搦手馬出周辺石垣の修復工事現場の第 3 回目の見学会を開催し、抽選で選ばれた 130 人が参加した。



写真 石垣修復現場見学会

② 二之丸庭園発掘調査現地説明会

平成 25 年度（2013）から、二之丸庭園保存整備事業を広く市民に知ってもらうため、発掘調査の現地説明会を開催し、発掘調査の成果の説明などを行っている。

平成 27 年（2015）10 月には、「名古屋城秋の陣」の一環として 2 日間にわたって開催され、約 500 人が参加した。



写真 発掘調査現地説明会

③ 重要文化財西南隅櫓保存修理工事現場見学会

平成 22 年度（2010）から平成 26 年度（2014）まで半解体修理工事を行っていた西南隅櫓では、平成 26 年（2014）8 月に修理工事中の内部公開を行い、抽選で選ばれた 50 人が参加した。

④ 本丸御殿復元整備現場等

平成 21 年（2009）1 月より復元工事中である本丸御殿では、その作業工程を公開しており、整備中の建物を保護している素屋根内や御深井丸の木材加工場、原寸場の内部に見学通路を設け、本丸御殿復元工事の様子を来場者が間近で見学できるようにしている。

2) 体験イベント等

名古屋城では、往時の生活や文化などを体験できる様々なイベント等を開催している。

本丸御殿復元に際し、木曽川上流の貴重な財産である樹齢 300 年の木曽ヒノキなどの木材を使用していることから、平成 20 年度（2008）より下流域に住む名古屋市民が上流域である岐阜県中津川市・長野県木曽郡木曽町へ行き、現地の人々とともに植樹等を行い上下流の交流を図る「平成の名古屋市民の森づくり」を開催している。

平成 26 年（2014）11 月には、本丸御殿障壁画復元模写が体験できる「親子で障壁画模写体験会」を開催し、復元模写のスタッフの指導により、参加者が 400 年前にも使用していた岩絵具を使用して線画に色を塗る復元模写の体験会を行った。

また、普段は着ることができない「十二単着付け体験」や、端午の節句に本物さながらの甲冑を着用して城内を歩き記念撮影などができる「子ども甲冑体験」など当時の衣装を体験できるイベントを開催した。

平成 27 年度（2015）からは、NC400 パートナーの取組みとして、地元名古屋の伝統工芸職人によるものづくり体験会を開催し、多くの観光客に名古屋の魅力を発信している。

これらの企画・イベントは、体験を通して名古屋城跡の価値や魅力を伝える重要な役割を果たしていることから、今後も継続するとともに開催数を増やすなどする必要がある。

3) 名古屋城検定

名古屋城本丸御殿への市民の理解を深め、その魅力を広く発信するため、平成 20 年（2008）より開催してきた。合格者には特製オリジナル認定証が贈られ、上級合格者には、「名古屋城定期観覧券」、「徳川園定期入園券」、「徳川美術館入場券」などの特典が付与される。名古屋おもてなし武将隊も戦伝大使として PR を推進している。



写真 名古屋城検定パンフレット

4) 名古屋おもてなし武将隊

名古屋の魅力を全国に発信するため、名古屋開府 400 年を目前の平成 21 年（2009）11 月に結成された。

名古屋城における主な活動は城内案内や記念撮影等の観光客への「おもてなし」や、土日祝に行われる「おもてなし演武」であり、名古屋城以外でも各地における様々なイベント等にも出陣している。



写真 名古屋おもてなし武将隊

5) 年間イベント等開催状況

名古屋城では、年間を通じて多分野にわたる様々なイベントを開催している。平成 27 年度（2015）に開催した主なイベントを次のとおり整理した。

■春の陣

桜の開花迫る 3 月下旬からゴールデンウィークまでを「春の陣」として、期間を通じた土日祝を中心に、様々な催事を行った。また、3 月 27 日から 4 月 12 日までを「桜まつり」として、期間中の開園時間を午後 7 時 30 分まで延長し、観覧者に名古屋屈指の桜をお楽しみいただいた。また、重要文化財西北隅櫓や茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を公開したほか、火縄銃の実演や着物体験、和太鼓演奏など、歴史・文化にちなんだ催しを企画し、多くの観覧者にお楽しみいただいた。平成 27 年度（2015）における春の陣の入場者数は、351,144 人であった。

■宵まつり

名古屋の夏の風物詩である「名古屋城大盆踊り」をはじめとした大型催事。平成 27 年度（2015）は 8 月 7 日から 8 月 16 日の間、開園時間を午後 8 時 30 分まで延長し、名古屋城の宵をお楽しみいただいた。連日賑わいを見せるビアガーデンをはじめ、縁日コーナーや飲食施設などを展開。また二之丸広場では、大型のステージを組み連日の賑わいを見せ、地元アイドルやアーティストによる音楽イベント、お笑い漫才などを企画したほか、名古屋青年会議所との共催で JC フォーラムを開催し、名古屋の魅力発信を行った。平成 27 年度（2015）における宵まつりの入場者数は 115,358 人であった。

■秋の陣

行楽シーズンの10月3連休から勤労感謝の日までを「秋の陣」として、期間中の土日祝を中心に様々な催事を行った。また、10月16日から11月3日まで、本丸御殿玄関において、重要文化財障壁画「竹林豹虎図」を展示し、400年前の空間をお楽しみいただいた。また、重要文化財西北隅櫓と登録有形文化財乃木倉庫、茶席の特別公開を行うことで、普段は見ることのできない名古屋城の隠れた魅力を発信したほか、古くから名古屋城の秋を彩る菊人形の展示や名古屋おもてなし武将隊6周年祭、本丸御殿復元事業に賛同をいただいた企業や関係自治体における地域交流ブースの展開などにより、秋の紅葉色づく名古屋城において観覧者のおもてなしを企画した。平成27年度（2015）における秋の陣の入場者数は248,119人であった。

■本丸御殿カウントダウン企画

平成28年（2016）6月1日に一般公開が開始する名古屋城本丸御殿「対面所・下御膳所」について、その公開までの気運の盛り上げとして、130日前となる1月23日、正門前にカウントダウンボードを設置した。また、平成28年（2016）2月27日及び28日には公開100日前イベントとして、名古屋城内で初のコスプレイベント「刀剣絵巻～梅の乱～」を民間事業者との協力で実施した。そのほか、1ヶ月前の5月1日の企画としてお城にちなんだゆるキャラのステージを企画するなど、公開開始までの節目において、本丸御殿公開までの期待感を醸成する取り組みを行った。

（2）企画・イベント等の課題

名古屋城は名古屋の文化・観光の中核であり、その価値や魅力を十分に活かした企画・イベントを開催し、本市の文化・観光を牽引していく必要がある。

1）名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える企画・イベント

整備現場等の公開や体験型の企画・イベント等により、名古屋城の価値と本来の魅力を分かりやすく伝える取組みを開催していることから、これらを継続するとともに新たな企画・イベントを開催する必要がある。

2）多岐の分野にわたる企画・イベント

年間を通じて開催している多岐の分野にわたる様々なイベントは、名古屋城の魅力向上につながるとともに、名古屋城の価値や魅力に触れる契機となることから、これらを継続するとともに新たな分野のイベントを開催する必要がある。

3）継続的・段階的に学習できる企画・イベント

現在行っている企画・イベントは一過性のものが多く、継続的に参加できるようなものがない状況である。

このため、社会教育、学校教育等と連携するなどして名古屋城について継続的かつ段階的に学習できる企画イベントを開催し、名古屋城への理解を深めていく機会を設ける必要がある。

4-2-4 情報発信

（1）情報発信の内容

名古屋城の価値や魅力を伝えるために、パンフレット等の配布物やホームページ、SNS 等を利用して様々な情報を発信している。情報発信の現状・課題について以下のとおり整理する。

1) 名古屋城跡の普及・啓発

ホームページ等において、名古屋城の歴史や城内の地図、施設紹介や利用案内、イベント、取り組んでいる事業等の情報を発信しているが、3-1-1 で述べた本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報は十分に発信できていない。また、有料区域を中心とした情報に留まっており、特別史跡指定地全体や無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、名古屋城跡を構成する重要な要素についての情報も発信できていない状況である。

名古屋城跡の価値と魅力が理解されるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定地であることを周知し、積極的に発信していくことで、名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行う必要がある。

2) 広域的な情報発信

季節ごとの企画・イベント等の開催にあたってポスター・チラシ等による情報発信を行っているが、近郊への発信に留まっており海外も含めた広域的な情報発信は不足している状況である。観光団体や旅行事業者等と連携しながら、広域的な情報発信やサービス開発を行っていく必要がある。

3) 調査・研究成果等の情報発信

発掘調査や整備に伴う調査・研究の成果等は、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、ホームページへの掲載等により情報の公開を行っている。

名古屋城跡の史実に関わる情報であるため、今後もその成果を積極的に発信することが必要である。

4) 観覧時の情報の発信

ホームページやパンフレットでは、主要な施設の位置図や遺構概要等を掲載しているが、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城跡の見どころ等の情報は掲載していないため、来場者の名古屋城跡の観覧を充実させるために観覧時の情報を充実させる必要がある。

5) 情報発信方法

現在、名古屋城跡の情報はパンフレット等の配布物のほか、ホームページ、SNS 等を活用して発信している状況である。しかし、とりわけホームページについては情報通信環境の著しい進歩や立上げからの時間経過により、情報の陳腐化やホームページ内の動線の複雑化が課題となっており、国内外へ名古屋城の情報発信を行う上での弱点となっている。また、インバウンドの著しい増加等の昨今の変化にも十分に対応できていない。名古屋城を幅広い地域・世代に普及・周知するために、社会情勢や時代のニーズ等に対応した多様な手法や媒体を活用して情報発信を行う必要がある。

4-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋城ではこれまでに示したように、様々な方法を用いて名古屋城の価値と魅力を伝えているほか、以下のような周辺の歴史資産等と連携した取組みも行っている。

1) 文化のみち

名古屋市では、江戸時代から明治・大正へと続く名古屋の近代化の歩みを現代に伝える貴重な歴史的建造物が多く残されている、名古屋城から徳川園に至るエリアを「文化のみち」と名付け、エリア一体でのイベントの開催等を行っている。

毎年11月には「歩こう！文化のみち」として街歩きイベントを行っているほか、2月から3月にかけては「雛巡りスタンプラリー」として雛人形が展示された各施設をまわって集めるスタンプラリーを開催している。

2) 金シャチ横丁

名古屋城跡の隣接地では、開府以降400年間培ってきた名古屋の文化と、それを支えてきた人のつながりや時代のつながりをじっくり「見て」、「知って」、「体感・体験」できるよう、正門前と東門から地下鉄市役所駅までの空間を「物語が息づく本物の尾張名古屋を体験できる空間」として、平成30年（2018）の開業を予定している。正門前では、芝居小屋等の多目的空間や、名古屋の歴史の展示空間、食・生活文化を堪能できる横丁による「尾張名古屋文化の旅の基点」を創造しており、名古屋の町の成り立ちや周辺とのつながりを学び、それをきっかけに周辺にも足を延ばしてもらうことを目指している。東門から市役所駅までは「東のゲートウェイの創出」として駅からの入場への期待感を盛り上げる空間づくりや、屋台や土産物屋が建ち並び下町の風情を感じる横丁づくりを目指している。

名古屋城では周辺に点在する歴史資産との連携や隣接地の整備によって特別史跡・観光地としての活用の幅を広げている。しかし、周辺の歴史資産等との連携は、それらが点在する一定の地域のみにと留まっており、名古屋城との歴史的関連性は薄く、築城と同時期に開削された堀川や、清須越に伴ってつくられた商人町である四間道地区など、名古屋城との関連の深い歴史資産との連携が図れていないことが課題として挙げられる。

4-2-6 活用の現状・課題の整理

4-2-1 から 4-2-5 までの現状・課題を踏まえ、以下に活用における課題を整理する。

■名古屋城跡と現存遺構の適切な範囲・方法による公開

- ・ 来場者の観覧が有料区域のみに留まっていることや、無料区域に位置する遺構の存在が認識されづらいことから、かつての名古屋城の広大な全体像を伝えるために、有料区域設定の見直し等や無料区域を含めた特別史跡全体としての環境整備を検討する必要がある。
- ・ 現存遺構等を積極的に公開するために、期間限定で公開している建造物等の公開期間の拡大等の検討や観覧環境の充実、草本類等により眺望や顕在化が妨げられている石垣・土塁・堀等の適切な維持管理による遺構への眺望確保や遺構自体の顕在化が必要である。
- ・ 城内には失われた建造物等が多数あることから、往時の名古屋城の姿をより伝えられるよう復元整備の可能性の検討が必要である。

■名古屋城跡を活用するための諸施設

- ・ 展示施設は名古屋城の歴史や価値等を分かりやすく伝えるために、様々な手法を用いて展示内容を充実させる必要がある。また、認知度の低い施設があることから、利用促進を図るために認知度向上に取り組む必要がある。
- ・ 説明板は外国人来場者にも分かりやすい言語表記に努める必要があるとともに、名古屋城跡の全体像を伝える特別史跡全体を表示したものの設置や、かつての遺構等の存在や形態を伝える失われた遺構等への説明板の設置を検討する必要がある。
- ・ 城内の諸施設は、来場者の観覧を安全かつ快適なものとするために移動円滑化を図るとともに、歴史的景観を損なわないデザインとする必要がある。

■名古屋城跡を活用した企画・イベント

- ・ 来場者が名古屋城や遺構等についての理解をより深められる機会であることから、整備現場見学会や体験型の企画・イベントを充実させる必要がある。
- ・ 名古屋城の新たな魅力を創造し名古屋城来場の契機となるよう、多岐の分野にわたる企画・イベントを開催する必要がある。

■名古屋城跡の普及・周知を図るための情報発信

- ・ 本質的価値等の名古屋城の特徴や調査・研究成果、観覧時の見どころ等の情報発信が十分でないことから、これらの内容を充実させる必要がある。
- ・ 名古屋城に関する情報を広域的な地域や幅広い世代に普及・周知するため、情報発信の方法を充実させる必要がある。

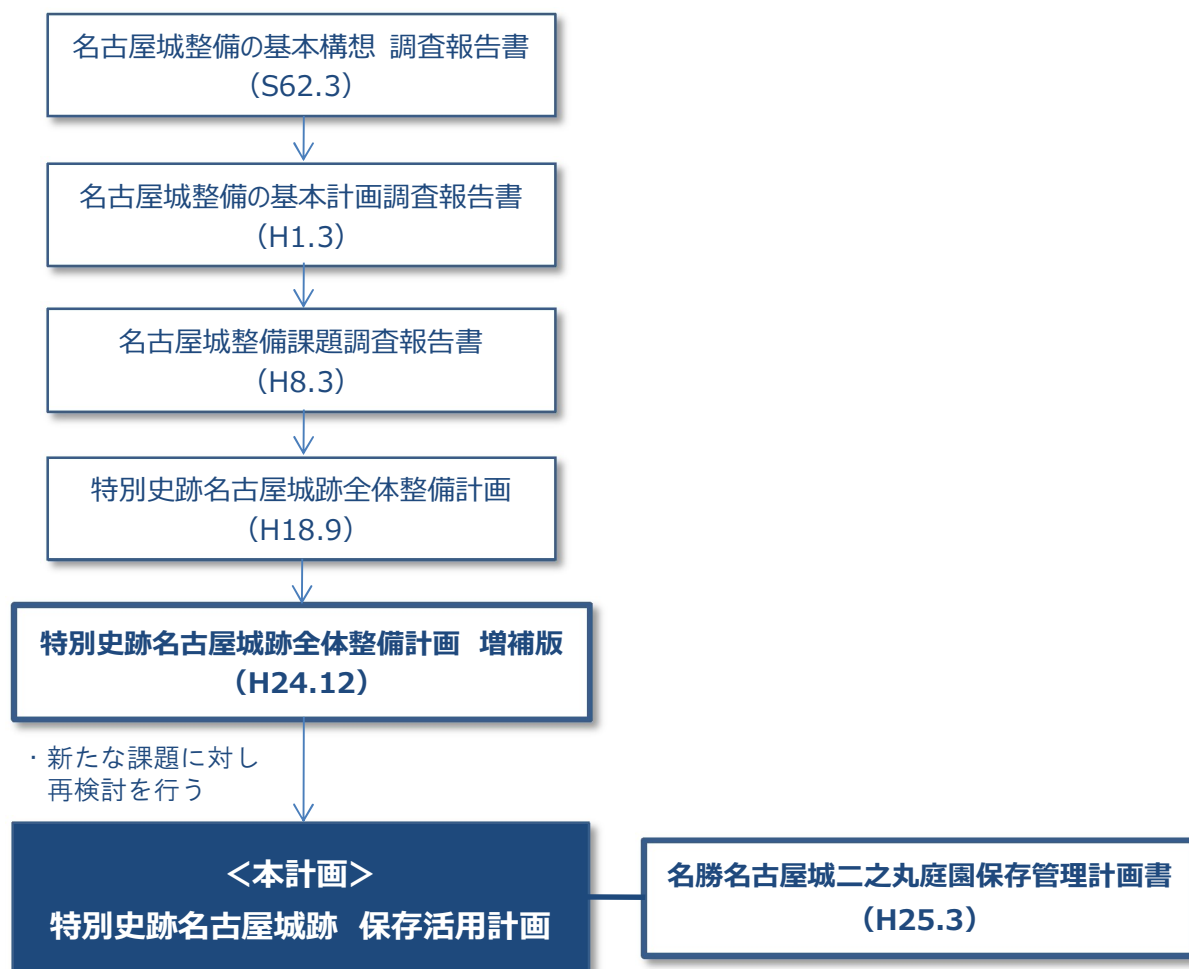
■周辺の歴史的関連資産等との連携

- ・ 「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を行っているが、堀川など名古屋城と歴史的な関わりの深い歴史資産との連携は十分でないことから、名古屋城の歴史を広域的に伝えられるよう歴史的関連資産との連携を図る必要がある。

4-3 整備における現状・課題

4-3-1 整備計画の経緯

名古屋市では、昭和 61 年度（1986）に策定した『名古屋城整備基本構想基本調査報告書』を始めとする調査報告書や整備計画に基づいて整備を進めてきた。平成 24 年度（2012）に策定した『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』及び『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』が最新の整備に関する計画であるが、これらの計画を踏まえた上で、本計画で新たに整備の実施計画を定める。なお、『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』の策定をもって『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』は廃止する。



4-3-2 整備の区分

既往の整備計画では、本質的価値を構成する遺構などを保存するための整備と、遺構の公開整備や建造物の復元整備等、便益施設等の整備などの史跡の公開・活用に関する整備とに明確な区分がないまま、整備の方向性が検討されてきたため、保存のための整備と、活用のための整備を明確に区分し、両者のバランスをとりながら整備を進める必要がある。

遺構である石垣や堀、土塁、現存建造物の修復整備や、城内の歴史的風致を維持するための植栽の整備については「保存のための整備」とし、遺構等の本来の姿を伝えるための公開・活用整備や失われた建造物等の復元整備、名古屋城の歴史や価値を伝えるための展示施設・説明板、利便性を高める便益・休憩・管理施設、案内板、園路・安全柵などの施設の整備については「活用のための整備」とする。

また、日常的に行う維持管理は、保存管理と活用の両者に含まれるものであり、それぞれの整備内容に含むものとする。

本計画にて区分する「保存のための整備」及び「活用のための整備」は、下図に示すとおりである。

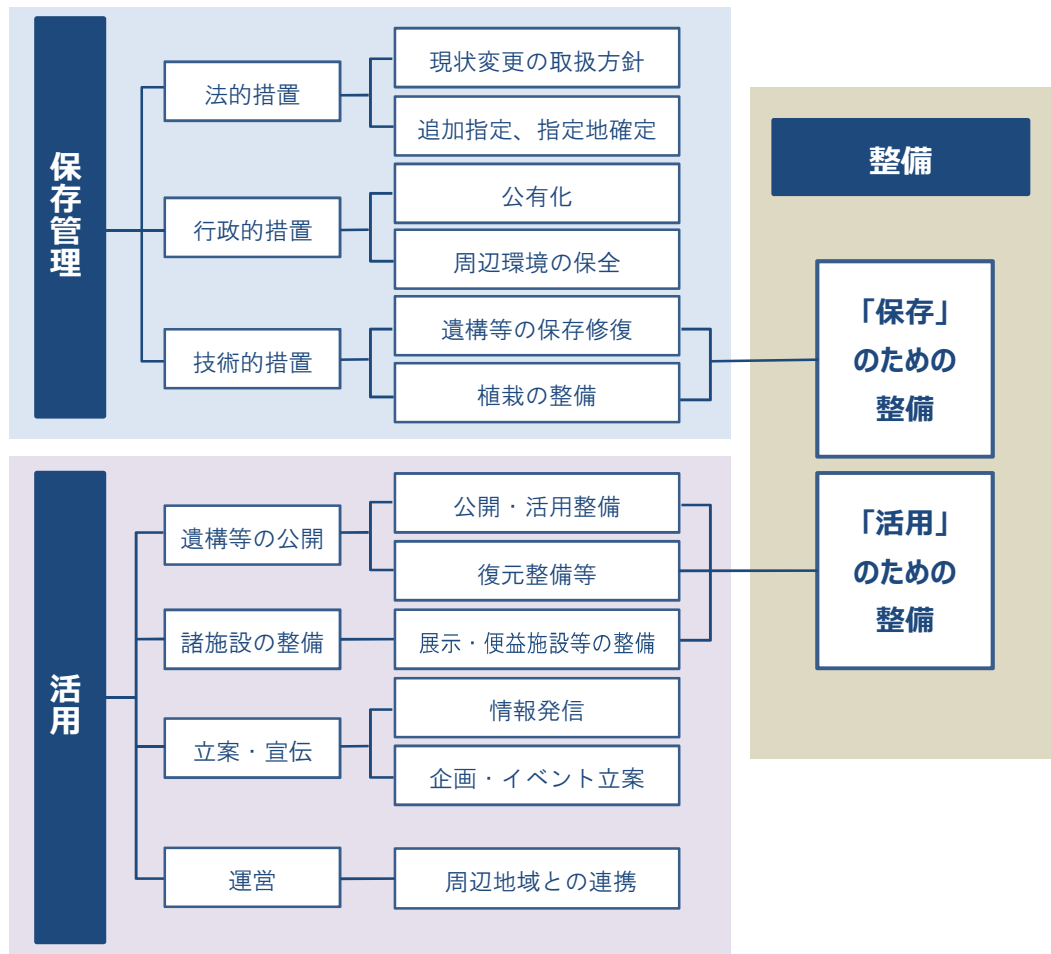


図 整備の区分

4-3-3 各地区における整備の現状・課題

保存管理及び活用の現状・課題から各地区の整備に係る現状・課題の整理を行う。

(1) 本丸

平成 14 年（2002）から本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備を継続して行っており、平成 21 年（2009）からは本丸御殿の復元整備に取り組んでいる。今後はこれらの整備を完了させるとともに、劣化や損傷が見受けられる重要文化財の東南隅櫓や本丸表二之門の修復整備を行う必要がある。また、名古屋城を象徴する本丸の往時の姿の理解を促進させるために、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

(2) 二之丸(北)

平成 25 年（2013）から『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』に基づいて二之丸庭園名勝指定区域の保存整備に着手しており、今後も継続して整備を進めていく必要がある。

二之丸北側にある南蛮練塀には劣化や損傷が見受けられることから修復整備等を行う必要がある。また、南蛮練塀と埋門は往時と形態が異なる遺構であることから本来の姿を伝える整備を検

討するとともに、「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のために、失われた建造物等の復元整備等の検討も必要である。

（3）二之丸(南)

昭和 39 年（1964）に愛知県体育館が建設されて以後、体育館敷地として利用されており、城郭としての往時の姿を偲ぶことができない状態であることから、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を進め、城跡としての整備を進めていく必要がある。

また、現在は二之丸(北)と分断されていることから、愛知県体育館の移転後は二之丸(北)と併せた二之丸全体としての整備が必要であり、二之丸(北)と同様に「御城」と呼ばれた二之丸の往時の姿の理解促進のため、失われた建造物等の復元整備等の検討が必要である。

重要文化財である二之丸大手二之門には劣化が見受けられることから修復整備を行う必要がある。

（4）西之丸

平成 23・24 年（2011・2012）に策定した保存計画に基づいて、天然記念物である名古屋城の力への保護育成を行っており今後も継続していく必要がある。西之丸北部のかつての「御蔵構」では、平成 28 年（2016）から 6 棟あった米蔵のうち 2 棟の米蔵跡に重要文化財旧本丸御殿障壁画等の展示収蔵施設の整備に着手している。残る 4 棟の米蔵跡についてはかつての御蔵構の空間を認識できるよう、地下遺構の平面表示を行う。

（5）御深井丸

本丸御殿復元整備に伴い原寸場・木材加工場を整備したため、本丸御殿復元整備完了後の跡地の整備方針の検討が必要である。

重要文化財である西北隅櫓や国登録有形文化財である乃木倉庫の劣化が見受けられることから修復整備が必要である。また、茶席には屋根の損傷がみられるためこれらの修復整備も必要である。

（6）外堀（空堀）

堀に沿って灌木が植えられているが、二之丸を囲む灌木の背丈が高く堀や石垣への眺望を遮っているため適切な植栽整備を行う必要がある。また、名古屋城の最大の特徴である石垣をよく観察することができるよう視点場の整備を検討する必要がある。

（7）外堀（水堀）

昭和 56 年（1981）から工業用水を導入して水位を確保し、平成 11 年度（1999）から工業用水の日量を調節する水質浄化対策を開始してから現在に至るまで、水質状態はほぼ一定となっている。しかし平成 7・8 年度（1995・1996）の「名古屋城外堀浄化対策検討委員会」において定めた目標値には達していないため、さらなる対策方法の検討が必要である。

水堀対岸については、主に北側から城内への眺望が水堀と石垣・隅櫓・天守閣等が調和している良好な眺望景観を活かすため、視点場等の整備の検討が必要である。

（8）三之丸外堀

有料区域から離れていることもあり、特別史跡指定地として認識され難い状況である。名古屋城の縄張を構成する重要な遺構である堀や土塁、城内と城下町の出入口であった各門跡の存在を周知するための整備は行っていないことから、名古屋城の遺構の存在を周知する説明板等の整備の検討が必要である。

4-3-4 整備の現状・課題の整理

「4-1 保存管理」及び「4-2 活用」より抽出した現状・課題より、整備における現状・課題の整理を行う。

■名古屋城の歴史的価値を後世に確実に継承する「保存のための整備」

- ・ 現存する遺構を後世へ継承するため、適切な修復整備を行う必要がある。
- ・ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植栽等があることから、城跡としての風致を整えるために適切な植栽整備を行う必要がある。

■名古屋城の歴史的価値を分かりやすく伝え、魅力を高める「活用のための整備」

- ・ 特別史跡全体及び遺構等の積極的な公開を行うための公開環境の整備の検討が必要である。
- ・ 失われた建造物等については往時の名古屋城の姿の理解促進を図るため、遺構の保存を前提とした復元整備の可能性等を検討する必要がある。
- ・ 名古屋城の歴史や価値を分かりやすく伝える展示施設・説明板の整備の検討が必要である。
- ・ 利便性向上を図る便益・休憩・管理施設、来場者の移動円滑化を図る案内板の整備を行う必要がある。
- ・ 来場者の安全性を確保するため、園路・安全柵等を整備する必要がある。

4-4 運営・体制における現状・課題

4-4-1 運営・体制の現状

特別史跡名古屋城跡の運営・体制の現状は、以下の通りである。

特別史跡指定地の管理は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局がそれぞれの管理区域で行っており、清掃や植栽等の維持管理については一部業務委託している。二之丸(南)については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理を行っている。

特別史跡名古屋城跡の保存活用にあたっては、文化庁等と適宜協議を行い、有識者で構成される全体整備検討会議の指導・助言を受けながら進めている。

展示施設や物販、飲食施設などの施設は、一般財団法人名古屋城振興協会が名古屋城総合事務所から許可を受け管理運営を行っている。

イベント開催については、市が主催するものの他、企業やNPO法人、地域活動団体、教育機関などとの協力・共催により行っている。

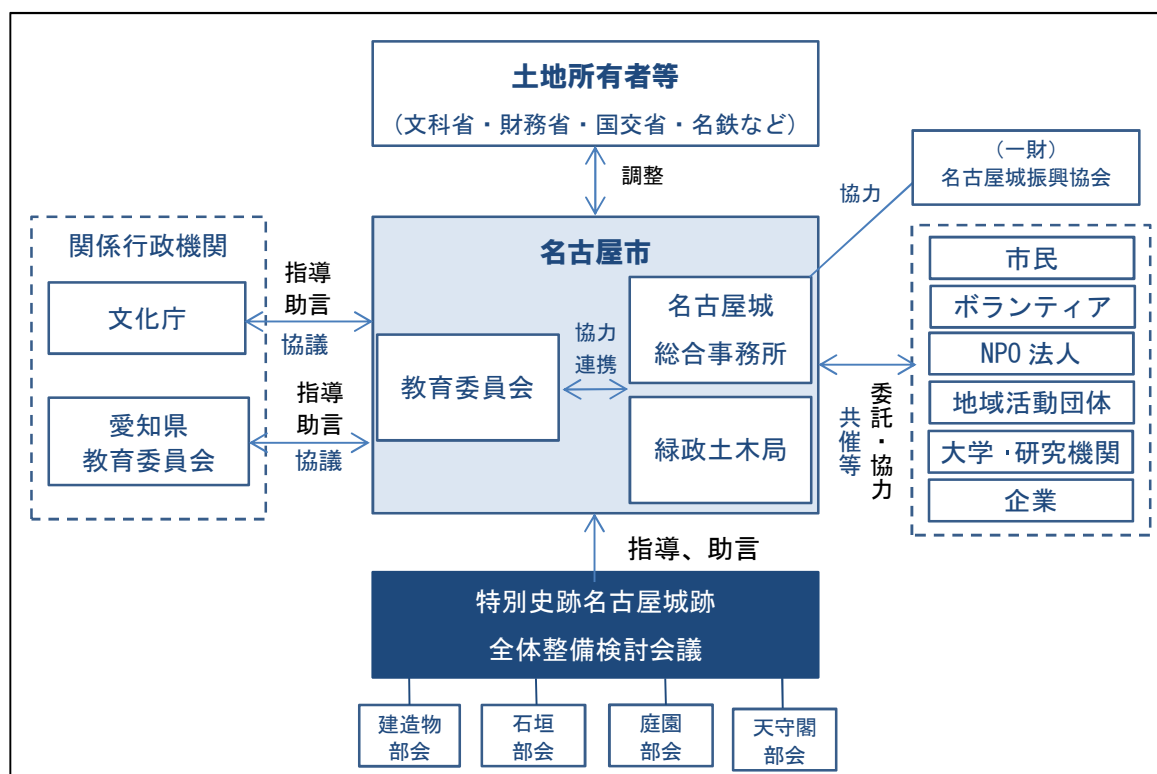


図 運営・体制のイメージ図

4-4-2 運営・体制の課題

運営・体制の現状、保存管理・活用・整備の現状・課題を踏まえ、運営・体制の課題を以下に示す。

（1）名古屋城総合事務所の調査・研究体制

特別史跡名古屋城跡の保存活用を行うにあたっては、建造物・石垣等の遺構、発掘調査により出土した遺物、文献・絵図資料等の総合的な調査研究が不可欠である。そのため、建築・考古・文献・美術等の各分野の専門知識を持つ職員の確保が必要となるが、現状の名古屋城総合事務所の調査研究体制は十分とは言えないことから、専門的・総合的に調査研究を行える体制が必要である。

（2）管理主体間や庁内関係部署間の連携

特別史跡指定地内の管理区域は、主に名古屋城総合事務所と緑政土木局に分かれているが、管理区域によって植栽等の維持管理状態などに差が生じている箇所があるため、一体的なものとするために相互の連携を強化する必要がある。

また、史跡の保存活用には文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要となるため、管理を担当する部署のみで保存活用していくことは困難であることから、各分野の庁内関係部署との連携も必要である

（3）有識者で構成する検討会議

特別史跡名古屋城跡の保存活用は専門的な側面を有することから、有識者で構成する全体整備検討会議を定期的開催し、専門的見地から指導・助言を受けながら事業を進めている。特別史跡として適切な保存活用事業を進めていくため、今後も継続して全体整備検討会議を開催することが必要である。

（4）多様な主体との協働

特別史跡名古屋城跡の保存活用は多岐に渡り、行政がそのすべてを実施することは困難であることから、保存活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO 法人・地域活動団体・企業等の多様な主体と協働して保存活用に取り組む必要がある。

（5）防災・防犯体制

防災体制については、現在『名古屋城消防計画』にて災害時の自衛消防組織の編成体制を定めており、名古屋城総合事務所職員や（一財）名古屋城振興協会、警備会社等の配備・連絡体制等を詳細に定めている。一方、4-2-2（8）にて述べたように、より実践的な防災対策の検討が必要であるが、その対策の実施には相応の体制が必要である。

防犯体制として有料区域内は文化財保護や来場者の安全・防犯等の管理を警備会社に委託している。しかし、無料区域については管理主体による自主管理であるため、文化財保護や防犯等の管理体制に課題があると言える。特に重要文化財の二之丸大手二之門は、夜間でも出入りが自由であるため、後述する二之丸全体の整備と合わせて警備体制のあり方の検討が必要である。

（6）さらなる魅力向上を図るための効率的な運営・体制の検討

名古屋城跡の運営・体制では、設置許可・管理許可による飲食・物販施設の運営、業務委託による入場券の販売収納・警備・清掃など、適宜、民間活力を導入している。より一層の魅力の向上を図るために、行政が実施すべき業務は行政が取り組み、民間の幅広いアイデアを活用できる業務には積極的に民間活力を導入するなど、効率的な運営・体制の検討が必要である。

第5章

保存活用の基本方針

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標

5-2 保存活用の基本方針

5-1 特別史跡名古屋城跡の目標

特別史跡名古屋城跡は、近世城郭築城技術の完成期に築城されたことから、方形とシンプルながらも馬出や枳形を駆使した強固な縄張であり、本丸には延床面積が史上最大を誇る五層五階の大天守や後に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が築かれた。また、諸大名 20 名を動員した公儀普請であったことから、広大な石垣には動員された大名の様々な刻印等を見ることができる。これらから、特別史跡指定説明文で名古屋城跡は近世城郭の代表的なものとされている。また、近代以降は陸軍期、離宮期など管理者が代わるなかでも、各時代に応じた保存がされてきたことにより、現存する遺構から往時の姿を見ることができる歴史的価値の高い城跡である。また、それら遺構だけでなく豊富に残された史資料等によって、近世における改修・改変まで詳細に知ることができるとともに、築城にあたって行われた清須越によって現在の名古屋の都市形成のはじまりとなった城郭である。

このように名古屋城跡は、代表的な近世城郭の姿を現代に伝える貴重な城跡であり、さまざまな歴史的価値が重層する城跡であることから、特別史跡としての保存と活用により、その価値を確実に継承するとともに魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す。

特別史跡名古屋城跡の目標

近世城郭の姿を現代に伝える名古屋城跡の
価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、
世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す

5-2 保存活用の基本方針

特別史跡名古屋城跡の目標を実現するために、本計画における基本方針を以下に定める。

名古屋城跡の歴史的価値や魅力を後世へ確実に継承していくため、調査・研究成果に基づいて遺構等の状況に応じた適切な保存管理を行うとともに、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

歴史的価値や魅力を分かり易く正確に伝えるため、遺構の公開や情報発信などを積極的に行い、名古屋城跡への関心と理解を深める活用方法の検討を行う。また、名古屋を代表する観光拠点であり、市民の憩いの場である都市公園としての役割も勘案しながら、名古屋城跡の価値と魅力を高める活用を行う。

整備では、保存のための修復整備や、特別史跡・観光地・都市公園としての活用整備等が共存している。いずれの整備も遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、調査・研究成果に基づき、計画的な整備を進めていく。

さらに、保存活用計画を推進していくためには、調査・研究体制の強化や庁内関係部署間の横断的な連携体制の構築、管理主体間の連携の強化などが必要であり、市民やNPO団体、教育機関、民間企業などの多様な主体が名古屋城跡の保存活用に関わる運営・体制を構築することが求められる。市民や多様な主体が参画できる取組み等により、名古屋城跡の価値と魅力を共有し、効率的で効果的な運営・体制の構築を目指すものとする。

保存活用 基本方針

**名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を確実に行う。**

**名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。**

**本質的価値である遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備及び活用のための整備を計画的に行う。**

**名古屋城跡の保存活用を推進するため、
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。**

第6章

保存管理

- 6-1 保存管理の方向性
- 6-2 保存管理の方法
- 6-3 植栽管理
- 6-4 現状変更等の取扱い
- 6-5 周辺環境の保全等
- 6-6 特別史跡追加指定の考え方
- 6-7 指定地の公有化

6-1 保存管理の方向性

保存管理における現状・課題を踏まえ、以下に保存管理の方向性を示す。

保存管理の基本方針

名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を確実に行う。

保存管理の方向性

- 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う
- 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う
- 本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存活用事業を進める
- 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城跡を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める
- 指定地と一体的な保存管理を行えるよう、特別史跡追加指定・名勝指定範囲追加等に向けた取組みを推進する
- 特別史跡指定地内の一体的な保存管理ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

■本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う

本計画で定める現存遺構等をはじめとした名古屋城の諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

■本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観を向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

■本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存活用事業を進める

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく各地区の特性を踏まえた保存活用事業を円滑に進める。

■周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城跡を中心とした景観形成を行い、地域一体としての歴史的価値を高める

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城跡を中心とした景観形成により、名古屋城跡のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

■指定地と一体的な保存管理を行えるよう、特別史跡追加指定・名勝指定範囲追加等に向けた取組みを推進する

特別史跡指定地と一体的に適切な保存管理を行えるよう、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定、名勝指定範囲追加に向けた取組みを推進する。

■特別史跡指定地内の一体的な保存管理ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

特別史跡指定地内の保存管理を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

6-2 保存管理の方法

6-2-1 各構成要素の保存管理方法

各諸要素について、保存管理方法の共通事項を以下に定める。

(I) 本質的価値を構成する諸要素

1) 近世に形成された諸要素

①現存建造物等

- ・良好な状態で現存する場合には、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・き損している場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な復旧・修理を行う。
- ・石垣と一体となった櫓や門等は、石垣の保存状況を把握した上で、状況に応じた保存管理を行う。

②石垣

- ・石垣カルテの作成を行い、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度を把握するとともに、日常的な観察及び維持管理を行い、必要に応じて石垣カルテの追加・更新を実施する。
- ・石垣カルテを踏まえて、石垣の保全方針を定める。
- ・石垣カルテにより把握された来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険度が高い部分については、保全方針に基づき石垣の維持保全・修復の方法及び計画等の検討を行う。
- ・危険度の高い部分については、計測等により変化の観測を行うとともに、発掘調査等の詳細調査により不安定化の原因の把握を行う。
- ・把握された不安定化の原因から、石垣の修理及び修復方法の検討を行う。修理及び修復方法については、解体修理だけではなく、応急的処置や部分補修、部分補強など解体を伴わない方法についても選択肢とする。
- ・解体修理を行う場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な復旧・修理を行う。
- ・石垣を適切に保存するため、悪影響を与えている植栽等の除去を行う。

③土塁

- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・き損、衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査の成果に基づき修理・復旧を行う。
- ・日常の維持管理である除草などの植栽管理を行い、景観保全に努める。

④堀（空堀）

- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・き損、衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復・復旧を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑤堀（水堀）

- ・水面の堆積物・浮遊物の除去及び堤部の除草などの日常の維持管理を適切に行い、水質環境保全、景観保全に努める。

- ・水質調査・研究等の継続と推進を図り、水質保全のための適切な措置を講ずる。
- ・人間による外来種の持ち込み等を防ぐため、水堀周辺への啓発用の看板の設置や巡回の強化を実施し、駆除に努める。

⑥虎口

- ・良好な状態で現存する場合は、石垣等と併せて日常の維持管理で劣化状況を把握し、保存管理を厳格に行う。
- ・き損・衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査の成果に基づいた復旧・修理を行う。

⑦地下遺構

- ・発掘調査等により名古屋城跡に関連する新たな遺構が発見された場合は保存し、出土遺物は適切に保存管理する。
- ・発掘調査等は遺構の保護を再優先として、範囲、位置等を最小限に留めるとともに、将来に検証が可能な調査手法を用いる。

⑧井戸（近世から現存しているもの）

- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・き損・衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査の成果に基づいた復旧・修理を行う。

2) 近代に形成された諸要素

①近代遺構

- ・名古屋城跡の時代変遷を伝え、歴史の重層性をあらわす重要な要素であるため、保存管理を厳格に行うことによって、価値の維持を図る。
- ・発掘調査等により名古屋城跡に関連する新たな遺構が発見された場合は、その状況に応じて保存を行い、出土遺物は適切に保存管理する。
- ・発掘調査等は遺構の保護を再優先として、範囲、位置等を最小限に留めるとともに、将来に検証が可能な調査手法を用いる。

3) 補完する諸要素

- ・名古屋城跡の歴史を継承していくものとして重要な要素であるため、保存管理を厳格に行う。
- ・適切な温湿度・照度の環境において保存管理を行う。

①旧本丸御殿障壁画

- ・昭和61年度（1986）から行っている修復事業を継続する。
- ・今後は、天井板絵の下地補強も含めた解体保存修理を行うとともに、すでに保存修理の完了した障壁画についても継続的に現状調査及び点検修理を行う。

②金具類

- ・部材や着色法等の分析調査を継続する。

（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素

1) 復元建造物、外観復元建造物

- ・日常の維持管理を適切に行い、歴史的景観を形成する文化財としての保存管理を行う。
- ・維持管理に必要な行為や軽微な補修等については、建造物と一体となった石垣等の本質的価

値を構成する諸要素の保存を優先しながら適宜実施する。

(Ⅲ) その他の諸要素

1) 井戸（近代以降につくられたもの）

- ・ 日常の維持管理を適切に行い、破損・劣化が生じた場合には状況に応じて復旧・修理等を行う。

2) 石碑など

- ・ 既設のものについては、特別史跡内における必要性等を踏まえ、現状維持や移転等の方針の検討を行う。現状維持するものについては、日常の維持管理を適切に行い、破損・劣化が生じた場合には復旧・修理を行う。
- ・ 移設にあたっては、特別史跡内における必要性等を踏まえ、設置の是非を判断し、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩とする。

6-3 植栽管理

特別史跡名古屋城跡の風致の維持・向上に寄与し、城郭としての風格を形成する植栽となるよう、4-1-3の植栽管理状況を踏まえ、以下のとおり管理方針を定める。

また、名古屋城跡の計画的な植栽管理を行うために、周辺の植栽にも留意した植栽管理計画を策定し、各地区の特徴を踏まえたメリハリのある維持管理を行う。

(1) 遺構の保存や顕在化を目的とした植栽管理

- ・石垣上部や建造物等に近接し悪影響を与えている樹木は、遺構を保存するために除伐する。
- ・石垣等を被覆、繁茂している草本類は、遺構の保存や顕在化をするために除草を適切に行う。

(2) 城郭としての歴史的景観を高める植栽管理

- ・石垣や堀、建造物等の遺構への眺望景観を阻害している樹木は、適切な剪定や除伐を行い、遺構への眺望の確保や歴史的景観を高める。
- ・城郭としての歴史的景観にふさわしくない外来種の樹木は、計画的に除伐していく。

(3) 『金城温古録』の記録を踏まえた植栽管理

- ・『金城温古録』に記録されている植栽と同位置・同種の植栽については、往時の景観を偲ばせることから、適切な維持管理を行う。また、今後新たな植栽を検討する場合の参考とする。

(4) 来場者等の安全を確保する植栽管理

- ・腐朽等による倒木や枝折れの危険性がある樹木は、除伐や剪定を適切に行い、来場者の安全を確保する。
- ・樹木の繁茂により見通しが悪い箇所については、防犯面に配慮し、除伐、剪定を行い見通しの確保を図り来場者の安全を確保する。

(5) 四季を彩り特徴的な景観を形成する植栽管理

- ・名古屋城跡のサクラ類をはじめとする植栽は、四季を彩り、市民に親しまれ、特徴的な景観を形成している。それらの適切な維持管理を行うとともに、計画的な更新も含め維持に努める。

6-4 現状変更等の取扱い

6-4-1 現状変更等の取扱方針

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく後世に継承するため、現状変更等の取扱方針として、特別史跡の保存・公開・活用を目的とする行為以外は原則として認めないこととする。

6-4-2 現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱方針に基づき、特別史跡指定地内において想定される様々な現状変更等について、具体的な取扱基準を定める。

(1) 現状変更等の行為

特別史跡名古屋城跡で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

- 1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存活用のための整備
- 2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事
- 3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事
- 4) 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転又は除却
- 5) 工作物・土木構造物の新築、増築、改築、移転又は除却
- 6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更
- 7) 木竹の伐採、植樹
- 8) 地下埋設物の設置、改修
- 9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更
- 10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 現状変更等が認められない行為

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に基づき、下記の行為については現状変更等は認められない。

- 1) 本計画に定める基準に反する場合
- 2) 特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- 3) 特別史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

(3) 現状変更等の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

①維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づき、維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を合わせて示す。

- (i) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく特別史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについ

ては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

- (ii) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

・石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土嚢等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為 等

- (iii) 特別史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

②非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- ・地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置
- ・被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置 等

③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を合わせて示す。

(i) 石垣・堀・土塁の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）
- ・堀、水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等）
- ・土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈など）

(ii) 道路・橋梁の維持管理行為

- ・道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）

(iii) 公園としての維持管理行為

- ・植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など）
- ・公園灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修（小規模な塗り替え（同系色の塗装）

(iv) 建築物、工作物の維持管理行為

- ・建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
- ・電線、ケーブル等の張替え、取替え

(v) その他の日常的な維持管理行為

- ・土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

2) 市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第 125 条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法第 184 条の規定に基づく文化財保護法施行令第 5 条第 4 項及び法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に以下のとおり規定されており、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を市の教育委員会が行う。

- ①小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- ・新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ・改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合
- ・新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する。

※新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。

- ②工作物（建築物を除く。以下この②において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※工作物には以下のものを含む。

- ・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ・小規模な観測・測定機器
- ・木道

※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

※工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する。

- ③文化財保護法第 115 条第 1 項（文化財保護法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する特別史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修

※「特別史跡の管理に必要な施設」とは、文化財保護法第 115 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

- ④電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

⑤建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する。

⑥木竹の伐採

※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

⑦特別史跡の保存のため必要な試験材料の採取 等

※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として特別史跡の現状を適切に把握するために行われる土嚢、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

※学術研究のために行われるものなど、特別史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

3) 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

(1)に示した現状変更等の行為のうち、(3)-1)及び2)に示した行為以外については、文化庁長官の許可が必要である。

(4) 現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な公園施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設が存在している。また、堀の水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素が備わっている。特別史跡としての本質的価値の保存を前提とした上で、これらの機能の維持に配慮し、現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

この取扱基準は、(1)に示した現状変更等の内容ごとに定め、特別史跡指定地全体の共通事項として取り扱うものとする。

1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存活用のための整備

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。調査成果に基づく保存活用のための整備を行う場合は、その方法などを十分に検討した上で行う場合は認めるものとする。

2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

4) 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却

建築物の新築、増築、改築、移転については、建築物を除いて原則認めない。ただし、特別

史跡の価値が維持され、地下遺構への影響や景観の保全に配慮された場合において認めることもある。建築物の除却は、遺構に影響の無いよう図った上で認めるものとする。

5) 工作物・土木構造物の新設、増設、改修、移転又は除却

安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響の無いよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更

地形復元など文化財保護のための地形変更を除き、土手の掘削や水面の埋め立てなどの地形変更は原則認めないものとする。

7) 木竹の抜根、植樹

木竹の抜根については、樹木等が遺構の保存に悪影響を及している場合、安全性が懸念される場合については認めるものとする。新たな植樹については、特別史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、城郭としての風格形成及び四季を彩り特徴的な景観形成に資する樹木の更新・補植を除き、原則として認めない。

8) 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響の無い範囲で認めるものとする。

9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更

建築物・工作物などの意匠・色彩変更は、特別史跡としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する

(5) 未告示区域の現状変更等の取扱い

昭和52年（1977）に文化財保護審議会から指定すべき箇所として答申された二之丸及び三之丸北東土塁の未告示区域については、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が存在していることを踏まえ、文化財保護法125条に準じて、特別史跡指定地内の取扱基準を適用するものとする。

(6) 現状変更等の実施における留意事項

- 1) 現状変更等を行う場合は、文化庁、市教育委員会等の関係機関と協議するとともに、全体整備検討会議における指導・助言を適宜得るものとする。
- 2) 現状変更等を行う範囲は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- 3) 修復整備や構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
- 5) 現状変更等を行う場合は、必ずその行為の実施前後及び経過の記録を残すものとする。

6-5 周辺環境の保全等

6-5-1 周辺環境を構成する諸要素の保全等

特別史跡指定地の周辺地域では、戦後より市街化が進行しており、名古屋城の城下町関連遺構等を地域全体として保存・活用することは難しい状況であるが、土地所有者や、関係機関等の協力のもとに、極力現状保存することが望ましい。

以下に周辺地域と名古屋城跡とが一体となった良好な環境形成に向けての保全等の方向性を示す。

(1) 名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の歴史的環境の保全

- ・かつて下御深井御庭として庭園や茶室、薬草園等があったことから、史資料調査等を行うなど、新たな歴史的事実の解明を図る。
- ・名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等での記録保存を行うとともに、都市公園としての機能の維持を考慮しながら保存管理・活用方法の検討を行う。
- ・長期的には、往時の下御深井御庭の姿の再現を踏まえた検討を関係機関と連携して行っていく。
- ・植栽整備等を行い、名古屋城の堀や石垣、天守閣等への眺望景観を確保する。

■三之丸の特別史跡指定地外の歴史的環境保全

- ・発掘調査により名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等で記録するとともに、保存管理・活用方法の検討を行う。
- ・三之丸庭園は、残存している石組み等の保存を行うとともに、背面の土塁と一体的な樹木の剪定、除草等の維持管理を行う。
- ・名古屋の都市形成の基本となった碁盤割の街区の維持・保全を図る。

(2) 歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全

- ・原則として各施設における保存管理方法に準じ、現状の維持保全に努める。
- ・史資料調査等により名古屋城跡に関連する新たな歴史的事実の解明を図る。

6-5-2 周辺地域の景観形成方針

特別史跡指定地内と一体となって、環境を形成している周辺地域では、指定地内への眺望景観、あるいは指定地内からの眺望景観の維持・保全を図る景観形成方針を策定する必要がある。また将来的には、これらの景観形成の考え方に基づき、史跡指定地の緩衝区域（バッファゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも検討する。

周辺地域の景観形成は、以下の方針に基づき維持・保全・向上を図る。

(1) 景観形成の基本姿勢

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
- 周辺地域から名古屋城跡への眺望景観の維持・保全を図る
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る

(2) 景観形成の方針

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
 - ・史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構の顕在化を図り、周辺を含めた景観形成を図る。
 - ・特別史跡指定地内やその周辺における建築物や工作物などは、歴史性・地域性に十分配慮した用途・規模・形態意匠・色彩・素材などとする。
- 周辺地域から名古屋城跡への眺望景観の維持・保全を図る
 - ・周辺に点在する眺望点を把握し、景観を阻害している植栽等の維持管理の徹底や規制誘導等により景観の維持・保全を図る。
 - ・名古屋城を取り囲む散策路の環境の維持向上を図る。
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る
 - ・空間的広がりや景観的まとまり、遠景における稜線や山並みが阻害されないよう、規制誘導により景観の維持・保全を図る。

6-6 特別史跡追加指定等の考え方

名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在するにも関わらず、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが未告示となっている箇所や、特別史跡に指定されていない箇所について、追加指定等を推進する。

また、特別史跡指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、町名変更などにより、一部特別史跡指定範囲の不明確な箇所が存在しているため、土地境界を確定する必要がある。

追加指定に向けては、これらの課題を整理した上で、早急に解決を図る必要がある。

(1) 特別史跡未告示区域の解消

昭和52年(1978)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定にすべき箇所として答申されたが、現在も未告示となっている箇所が存在している。これらの区域には、名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在するため、指定地内と一体的な保存管理、活用、整備をしなければならないことから、未告示区域の解消を目指す。現在、特別史跡未告示となっている区域は以下のとおり。

① 二之丸北部

一部名勝に指定されているが、特別史跡としては未告示となっている。そのため、名勝指定範囲以外は、文化財としての保存が確実な状態ではないことから、名勝指定範囲の追加も視野に入れ、未告示区域の解消に向けて取り組む。

② 二之丸南部

現在は愛知県体育館が建ち、往時の姿を偲ぶことができない状況となっている。そのため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転に向けて取り組むとともに、文化財としての保存を確実にを行うため未告示区域の解消に向けて取り組む。

③ 三之丸北東土塁

三之丸の北東土塁は、現存する土塁のなかで未指定となっている箇所である。その他の土塁は全て特別史跡指定地内となっていることから、これらと同様の保存管理するために未告示区域の解消に向けて取り組む。

(2) 特別史跡未指定区域の追加指定

往時の遺構が現存し、名古屋城の縄張を理解する上で重要な箇所であるにも関わらず、未指定となっている地点が存在する。これらの地点においては、特別史跡指定地と同様の保存管理をする必要があるため、追加指定に向けて文化庁等の関係機関と協議を行う必要がある。また、新たに名古屋城跡を形成していた遺構等が発見された場合も、追加指定に向けて取り組む。

現在、追加指定を検討する地点は以下のとおり。

① 三之丸東門枳形跡堀割(三の丸3丁目43-1)

築城時は土橋であった三之丸東門枳形跡の堀割が現存している。

② 久屋橋橋脚下のうち堀部分(三の丸3丁目16-1)

橋脚下に江戸期の堀が現存している。

③ 三之丸土塁(東門枳形跡～南久屋橋間)のうち未指定となっている土塁 (三の丸3丁目9-1、9-2)

土塁が現存している。

④三之丸本町橋橋脚下堀部分及び枳形部分（三の丸2丁目37、38）

堀及び枳形が現存している。

⑤三之丸御園橋の橋脚下のうち堀部分など（三の丸1丁目37-1、54、66）

瀬戸電敷設時に堀削除された箇所であり、堀が現存している。

⑥三之丸土塁（巾下門枳形跡付近土塁）（三の丸1丁目44）

土塁が良好に現存している。

⑦三之丸巾下門跡枳形部分（三の丸1丁目2）

巾下門跡枳形が現存している。

⑧巾下門跡櫓橋台石垣（本丸2番）

巾下門跡櫓の橋台石垣が現存している。

⑨御深井水堀護岸（樋の口町11番）

御深水堀護岸が現存している。

⑩御深井水堀配水遺構（西区樋の口町106番）

御深井水濠の水位調節のため設けられた辰ノ口樋門の配水施設（溝と吐き出し口）が現存する。
樋ノ口町線道路敷を横断する部分は、道路下に埋設保護されている。

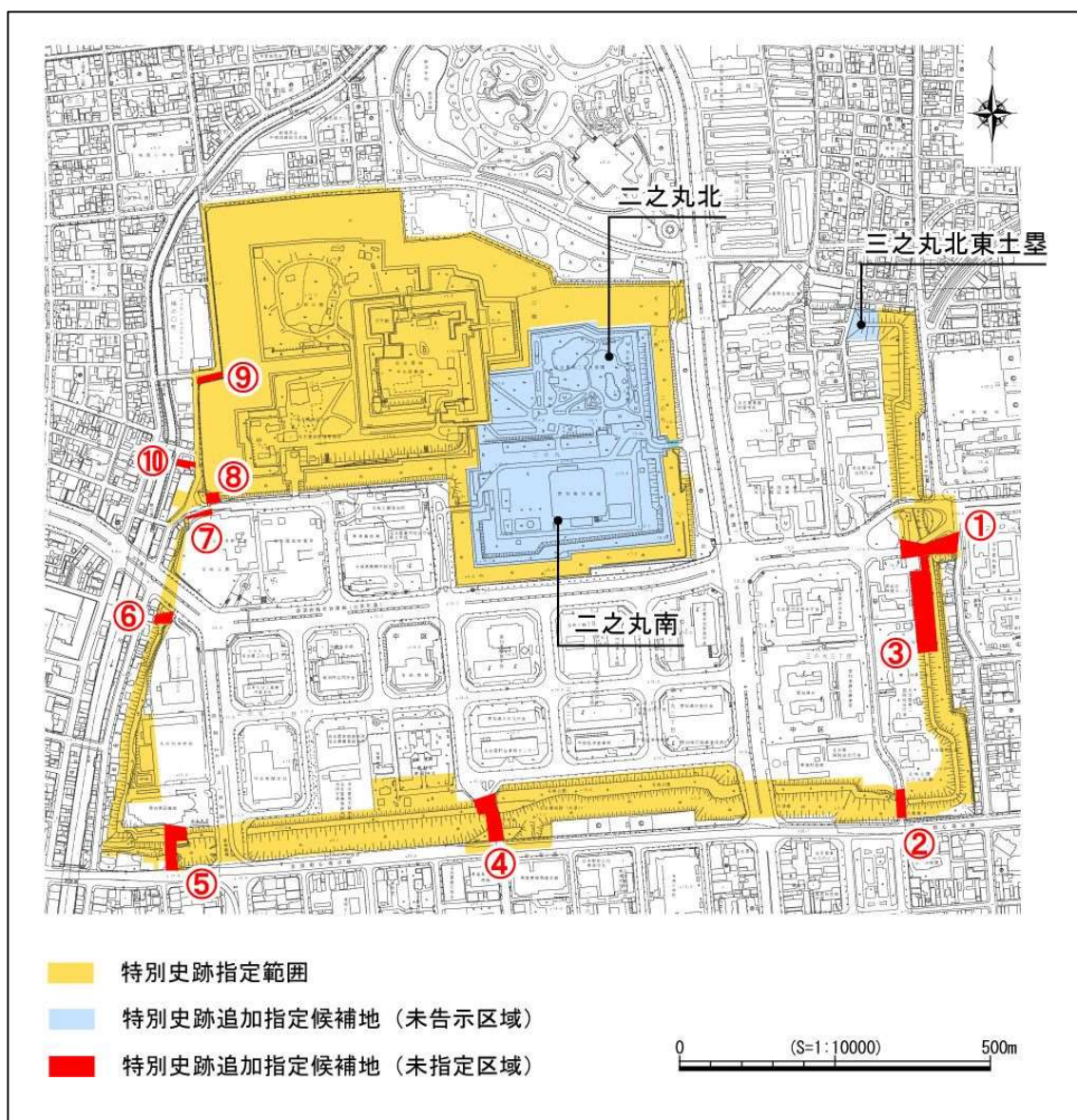


図 特別史跡追加指定候補地 位置図

(3) 特別史跡指定範囲の確定

特別史跡指定地の範囲が不明確な箇所について、現状を把握するための測量や現地調査を実施し、特別史跡指定範囲の確定を行っていくことが必要である。

(4) 所有者と管理者の共通認識の醸成

所有者及び管理者が異なることにより、保存状況、維持管理状況に差異が生じる可能性があるため、各所有者・管理者間での特別史跡指定地内の保存・活用についての情報共有の場を設け、共通認識を醸成し、一体的な整備を図ることが求められる。

6-7 指定地の公有化

特別史跡指定地内における民有地では、現状変更の制限等により、土地の所有者が土地利用に際し規制を受ける可能性がある。また特別史跡指定地として一体的な保存管理を行うためには地権者の理解を得ながら、公有化を目指していくことが望ましい。

三之丸東側土塁の一部は、名古屋鉄道株式会社の所有であり、民有地となっているため、指定地としての一体的な保存管理を行うためには、公有化を図る必要がある。

一方、現在ウエスティンナゴヤキャッスルホテル駐車場として利用されている土地は、三の丸巾下門の枳形を構成する土塁の一部にあたる箇所であり、昭和7年（1932）の史跡指定時、同地番の一部に、土塁が残存していたため指定されたものと考えられている。しかし、指定地としての認識がなかったため土塁は除却されたが、現在も指定地として取り扱っている。

また、現在、愛知縣護国神社境内地の一部となっている箇所は、史跡指定時には名古屋市の所有地であったが、昭和16年（1941）に愛知縣護国神社に所有権が移動した。現時点では名古屋城跡に関連する地下遺構等の確認はできていない。

これらの民有地については、まず指定地としての取扱いを整理した上で公有化の必要性について検討する。

第7章

活用

7-1 活用の方向性

7-2 活用の方法

7-1 活用の方向性

名古屋城跡は、特別史跡であると同時に、日本有数の観光地であり、市民の憩いの場となる都市公園としての役割を備えている。世界に向けて広く活用するにあたっては、名古屋城跡の価値と魅力を来場者にわかりやすく正確に伝えるための活用方法を第一に検討するものとし、観光地・都市公園として来場者への利便性やサービスの向上等により、さらなる魅力を高める活用方法の検討を行う。

活用における現状・課題及び基本方針を踏まえ、活用の方向性を以下に示す。

活用の基本方針

名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。

活用の方向性

- 適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える
- 展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える
- 企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る
- 情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る
- 周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

■適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える

- ・かつての名古屋城の広大な全体像を伝えられるよう、有料区域範囲設定の見直し等や無料区域を含めた名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・往時の名古屋城の姿を現在に伝える現存遺構の公開を積極的に行うために、建造物遺構等の内部公開期間の拡大や観覧環境の充実、適切な維持管理による石垣・土塁・堀等の眺望確保・顕在化を図る。
- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた建造物等の復元整備の可能性を検討する。

■展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

- ・展示施設では名古屋城跡の歴史や価値を伝えるため、様々な展示手法を用いて展示内容を充実させる。
- ・説明板については、広大な名古屋城の全体像を伝えるため特別史跡全体を表示した説明板を設置するとともに、かつての遺構等の存在や形態を伝えるために失われた遺構等への説明板を設置する。
- ・城内の諸施設は遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で主要なものの移動円滑化を図るとともに、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等にする。

■企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る

- ・来場者の遺構への理解をより深められるよう整備現場見学会における体験型の企画、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。
- ・名古屋城の魅力を向上し新たな入場者の誘致を図るため、多岐の分野にわたる様々なイベントを継続するとともに、新たな分野のイベントの開催を検討する。

■情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る

- ・名古屋城の価値と魅力の普及・周知を図るために、本質的価値等の名古屋城の特徴や、調査・研究成果、観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させた情報発信を行う。
- ・広域的な地域・幅広い世代への名古屋城跡の普及・周知を図るために、多様な手法や媒体を活用した情報発信方法を検討する。

■周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

- ・名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えるために、「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化するとともに、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的関連の深い歴史資産との連携を図る。

7-2 活用の方法

7-2-1 公開

(1) 名古屋城跡全体としての公開

- ・工事区域等を除いた特別史跡指定地全体を公開しているが、無料区域については全体として石垣や土塁に樹木や草本類が繁茂している状況などから、城跡であることが認識し難い状況であるため、かつての広大な名古屋城の全体像を伝えられるよう、有料区域設定の見直し等や無料区域を含めた名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・二之丸(南)は愛知県体育館の移転を進め、往時の二之丸を偲ぶことができるような特別史跡にふさわしい整備を検討する。

(2) 現存遺構等の公開

1) 建造物等の公開

- ・名古屋城跡の建造物遺構は近世城郭築城技術の完成期のものであり、往時の名古屋城の姿を現在に伝える貴重な遺構であることから、遺構の保存に影響のない範囲で公開を積極的に行う。
- ・通常は内部を非公開としている建造物遺構は、イベント等に合わせた特別公開の開催を継続しつつ、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、遺構の価値が理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・公開にあたっては遺構の保存への影響を考慮して人数制限や注意喚起等を行うとともに、観覧者の事故防止等の安全対策を行う。

2) 石垣、土塁、堀等の公開

- ・石垣・土塁・堀等は縄張の区画を示す重要な遺構であり、特に石垣は近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築かれた名古屋城の最大の特徴を示す遺構であることから、特別史跡指定地内外からの眺望景観の確保及び遺構の顕在化を図る。
- ・遺構等への眺望を遮る灌木や草本類等は適切な維持管理を行い、遺構への見通しを確保する。

3) 地下遺構の公開

- ・地下遺構は、地上に表出している遺構と同様に往時の名古屋城の姿を現代に伝える遺構であることから、今後の発掘調査で新たな遺構が明らかとなった際にはその公開を積極的に検討する。
- ・新たな地下遺構の公開にあたっては、適切な保存措置を施したうえで公開を行う。

(3) 復元建造物等の公開・活用

1) 復元建造物・外観復元建造物

- ・復元建造物及び外観復元建造物は現存建造物と同様に往時の名古屋城の姿を現在に伝える建造物であることから、保存に影響のない範囲で公開を積極的に行う。
- ・復元建造物である本丸御殿については、旧来の工法、材料等により往時の姿を忠実に復元した建築物であり、内部の復元された障壁画、彫刻欄間、鋳金具等を間近で鑑賞することができるため、より観覧環境を充実させるとともに積極的に公開する。

(4) 失われた建造物等の復元整備

- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに、名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるために、失われた建造物等の復元整備等の検討を行う。

- ・名古屋城は天守や本丸御殿の竣工後、江戸時代を通して整備が行われ、江戸時代後期には城郭として完成した姿となり最も隆盛した時代を迎えたため、復元時代として江戸時代後期が適切である。
- ・復元整備の根拠資料については、戦災焼失前に詳細に記録された「昭和実測図」や「ガラス乾板」が残されており、復元整備を進める際には最大の根拠資料となる。江戸時代後期の史資料としては『金城温古録』や14代藩主徳川慶勝が撮影した写真を始めとした文献・写真・絵図等が豊富に残されており、近代に入ると明治期の写真や宮内省による実測図等も残されている。これらにより江戸時代後期から戦災焼失までの改変等を確認できることから、江戸時代後期を復元時代とした実証的な復元整備をすることが可能である。なお、『金城温古録』など江戸時代を通じた改変について記録されている史資料も残されているため、江戸時代後期以前を復元時代とした実証的な復元整備も可能である。
- ・したがって、復元時代は江戸時代後期を基本としつつ、各建造物等の改変等の状況や復元整備の根拠となる史資料を総合的に評価し判断するものとする。
- ・大天守、小天守、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、本丸東二之門については、江戸時代の豊富な史資料に加えて細部まで詳細に計測された「昭和実測図」に記録されており、「ガラス乾板」にも詳細な記録があることから、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高い。
- ・史実に忠実な復元整備の可能性については、今後の発掘調査、史資料調査等の成果を踏まえて、随時検討していく。
- ・なお、復元整備の方針については8章で述べる。

(5) 交通手段の充実

現在利用されている交通手段の利便性向上を図るとともに、名古屋城へのアクセスのさらなる向上や周辺地域への回遊性向上を図るため、新たな交通手段等の検討を行う。

1) 水上アクセスの活用

- ・名古屋城に近接する堀川の朝日橋船着場を活用し、名古屋城に関連深い四間道界限など堀川周辺の回遊性の向上に繋がる交通手段として水上バス等の定期的な運航を検討する。
- ・舟から歴史的景観を楽しめるような堀川沿いの景観整備や川の水質改善及び名古屋城に近接した朝日橋船着場の環境整備等について関係機関・部署と検討を行う。

2) 自転車交通の推進

- ・名古屋城周辺地域の回遊性向上に有効的な交通手段であるため、自転車利用を可能にするための駐輪場等の整備やレンタサイクルの導入等について関係機関・部署と検討を行う。

7-2-2 諸施設

(1) 展示施設、説明板

展示施設や説明板は、来場者に名古屋城跡の歴史や城跡としての価値等が分かりやすく伝わるよう内容の充実を図る。

1) 展示施設

展示にあたっては遺物や模型等の展示物に加え、パネルや学習シート・パンフレット等の配布物や映像など様々な展示手法を用いて、来場者に名古屋城跡の歴史や城跡としての価値をわかりやすく伝える。

① 大天守閣・小天守閣

- ・大天守閣及び小天守閣は史資料等の収蔵機能や搬出入時における課題が生じていることから、重要文化財旧日本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開できるよう、展示施設と収蔵施設が一体となった展示収蔵施設を西之丸北部に整備するほか、他の展示品・収蔵品については特別史跡指定外において展示・収蔵等の機能を有する施設の整備の検討を進める。

② 茶席群

- ・イベント等に合わせた特別公開を継続し往時の生活や文化を分かりやすく伝えるとともに、より多くの来場者が観覧できるよう公開期間の拡大、建築様式や来歴などの茶席の価値が理解しやすい観覧環境の充実等について検討する。
- ・茶席の存在の認知度が低い状況であることから、茶会・体験型の取組みなどのさらなる開催等を検討することで茶席の存在を幅広く周知し認知度を高め、団体等の利用率向上へつなげる。

③ 御深井丸展示館

- ・①で述べた展示収蔵施設の公開とともに「匠の写真館」を移動させ、休憩スペースを設けるようにする。そのスペースを利用して小さな子どもが親と一緒に郷土玩具等に触れられる機会を設けるなど、体験型のイベントを開催する。また、御深井丸展示館での展示を広く周知し、郷土玩具と土人形の啓蒙に努める。

2) 説明板

- ・来場者等に名古屋城跡の価値や魅力をわかりやすく伝えるために、広大な名古屋城の全体像を示す特別史跡全体の説明板や名古屋城の縄張を構成する重要な要素である虎口跡の説明板を設置する。また、文章のみでは本来の姿を伝えるのが難しい往時と形状等が異なる遺構等は、古写真や絵図等の説明板への添付やAR技術を導入し、視覚的に伝える解説表示を行う。
- ・外国人にとっても名古屋城跡の価値や魅力が理解しやすいよう、多言語表記を行う。
- ・表示内容の検討にあたっては、説明板の表示内容が詳細になり過ぎないために、専門的な内容はスマートフォン等で確認できるようにすることなども検討する。

(2) 案内板、便益・休憩施設、管理施設

来場者が名古屋城跡を快適に観覧できるよう、案内板、便益・休憩施設、管理施設等を充実させ、城内の利便性及びサービスの向上を図る。

1) 案内板

- ・ 来場者の観覧を安全・円滑にするため、的確でわかりやすい案内表示とする。
- ・ 全ての案内板を日本語表記に英文を併記することとし、主要な箇所等の施設案内等は、『名古屋市歩行者系サインマニュアル（第2次改訂版）』に基づき、英文に加え、ハングル、中国語、ポルトガル語等の併記の検討を行うものとする。
- ・ 施設案内板と誘導サインとの表示内容の重複や、各施設までの誘導が不十分である箇所について、案内表示内容に応じた配置計画の再検討を行う。配置計画は、現状の配置、表示内容等の調査を実施し、観覧ルートやバリアフリー基準を満たした移動円滑化ルート等、全体の配置計画を定めた上で整備する。

2) 便益・休憩施設

- ・ 便益・休憩施設は観光地としての名古屋城跡の魅力を高めるため、来場者の多様なニーズを踏まえながら利便性の向上を図る。
- ・ トイレは『福祉都市環境整備指針』に基づき洋式トイレの割合・数を増やし、授乳室の設置も充実させることにより、来場者の利便性を向上させる。
- ・ 雨天時に団体等の多人数が利用できる屋内休憩スペースを確保について検討する。
- ・ 外国人観光客等への利便性の向上を図るため、現在は限られている Wi-Fi スポットを全エリアに拡大するなど、公衆無線 LAN 環境の充実を図る。

3) 管理施設

- ・ 管理施設は、西之丸に集約する。
- ・ 当面は現状の利用を継続するが、施設の特性からやむを得ないものを除き、西之丸への移設等の検討を行う。

(3) 園路・安全柵等の施設

- ・ 観覧時における城内の安全性の向上を図るため、劣化状況等に応じた改修等の検討を行う。
- ・ 劣化診断等の調査を実施し、整備予算を含めた修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。緊急的な措置が必要な場合は、適宜修繕等を実施する。
- ・ 樹木等により機能性が損なわれている照明灯等については、植栽管理の中で整備を行い、定期的に点灯確認を行う。

(4) 諸施設の活用の考え方

名古屋城跡に存在する展示施設、説明板、案内板、便益・休憩施設、管理施設や園路・安全柵等の諸施設においては、以下の点に留意した活用方法の検討を行う。

1) 移動円滑化の推進

- ・ 主要な施設及び主要な経路を設定した上で、遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で、『福祉都市環境整備指針』に基づき、諸施設の移動円滑化を図る。
- ・ 施設の新設においては、移動円滑化基準等を満たした施設の整備を行う。
- ・ 城内全体の移動円滑化に係る調査を実施し、今後の活用整備方針を定める。

2) 歴史的景観を損なわないデザイン

- ・ 特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で、改修等の活用整備を行う。
- ・ 施設の新設、改修等においては、古写真や史資料等の調査の成果に基づき、往時の姿を模し

たデザイン等とし、現存する遺構等との調和を図る。

- ・遺構等への眺望や顕在化を阻害している施設については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で、施設の改修・更新等の検討を行う。

(5) 防災機能の検討

名古屋城跡は特別史跡指定地として、災害時には遺構等を保護する役割を担っているとともに、都市公園・観光施設として市民・来場者の安全を確保する役割も担っている。

現在、名古屋城跡ではこれらの観点を含めたより実践的な防災対策は定めていない状況であるため、検討を進めるとともにその対策に取り組む。

7-2-3 企画・イベント

名古屋城の価値や魅力を十分に活かし、多様な主体と連携して良質でバランスのよい企画・イベントを開催し、本市の文化・観光を牽引する交流拠点として、名古屋城の価値・ブランド力の向上と観光集客を図る。

(1) 名古屋城の価値と本来の魅力をわかりやすく伝える企画・イベントの開催・検討

名古屋城の価値や本来の歴史的・文化的魅力を着実にわかりやすく伝えるため、以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 整備現場等の公開の継続・推進

- ・石垣修復現場見学会、二之丸庭園発掘現地説明会、建造物の修復整備等の現場見学会などは、抽選により参加者を絞るなど人気を集めており、遺構への理解と関心を深められる機会であることから今後も積極的に開催する。また、引き続き発表した調査成果等の内容を見学会・説明会開催後にホームページ等に掲載し、今後も幅広く発信していく。
- ・より遺構への理解を深められるよう、見学会等で体験型の企画の開催等を検討する。

2) 体験型の企画・イベントの継続・開催

- ・体験型のイベント・企画等を継続し、参加者が体験を通して名古屋城跡や地域の歴史・文化への理解を深める取組みとして積極的に開催する。

3) 遺構を活用した企画・イベントの開催の検討

- ・新たな企画・イベントとして、城内の石垣刻印を巡るツアーや水堀における舟の周遊ツアー、空堀内を歩くツアーなど名古屋城の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。

(2) 多岐の分野にわたる企画・イベントの開催・検討

多様な主体と連携して名古屋城の新たな魅力を創造し、名古屋城の価値や魅力に触れるきっかけづくりや観光集客を図るため、年間を通じて行っている多分野にわたる様々なイベントの開催を継続するとともに、以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 名古屋城の文化的価値や魅力の向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・名古屋城の歴史・文化的文脈に基づく事業や発信力の高い芸術文化事業等を実施し、広く国内外の文化交流拠点として活用され、地域の新たな文化創造の場となることを目指す。

2) エンターテインメント性・集客性の高い企画・イベントの開催の検討

- ・民間事業者のノウハウやネットワークを活かし、エンターテインメント性・集客性の高い季節ごとの多彩な企画・イベントを開催し、年間を通じた集客を図る。

3) 文化交流や回遊性の向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・周辺地域やまちづくり団体、文化団体、NPO 法人等と連携した企画・イベントを開催し、名古屋城を核とした回遊性や面的な魅力の向上を図る。

4) 観光客に対するサービス向上に資する企画・イベントの開催の検討

- ・旅行事業者等と連携した広域的な集客・情報発信や観光客を対象とした体験プログラム等を開催し、観光施設としてのサービス向上を図る。

(3) 継続的・段階的に学習できる企画・イベントの開催・検討

幅広い世代の名古屋城に対する理解を深め、継続的・段階的に愛着や誇りを育むため、以下の企画・イベントの開催を検討する。

1) 市民等を対象とした講座等の取組みの開催

- ・社会教育と連携するなどし、市民等が名古屋城への理解を深められるよう、継続的に参加できる講座やワークショップ等の取組みを開催する。

2) 学習カリキュラムの構築

- ・学校教育と連携するなどして、各学年における学習カリキュラムに名古屋城に関する学習を組み込むなど、名古屋城について段階的に学習する仕組みづくりを行い、将来の名古屋城跡の保存活用における担い手の発掘・育成を図る。

7-2-4 情報発信

現在、名古屋城跡の情報はパンフレット等の配布物のほか、ホームページ、SNS 等を活用して発信している状況である。今後も名古屋城跡を幅広い地域・世代に普及・周知し、将来へと継承していくために、多様な手法や媒体を時代に合わせて活用し、以下の情報発信を充実させる。

(1) 名古屋城跡の普及・啓発

名古屋城跡の本質的価値と全体像の普及と啓発を行うために、名古屋城跡の価値と魅力が伝わるよう内容の充実を図るとともに、遺構の情報発信により特別史跡指定範囲の周知を図る。

- ・本質的価値等の名古屋城の特徴に関する情報の発信
- ・特別史跡指定地全体や無料区域に位置する重要文化財二之丸大手二之門や三之丸外堀など、名古屋城跡を構成する重要な要素についての情報発信

(2) 広域的な情報発信

幅広い地域に名古屋城の魅力や企画・イベント等を発信するため、観光団体・旅行事業・メディア等と連携しながら、機を捉えた広域的・効果的な情報発信を充実させる。

(3) 調査・研究成果の情報発信の促進

名古屋城跡の史実に関わる情報であるため、現場見学会等の開催や調査報告書の刊行、ホームページへの掲載等による情報の公開を継続し、今後もその成果を積極的に発信し市民等への共有を図る。

(4) 観覧時の情報の充実

観光地として来場者の名古屋城跡の観覧を充実させるために、観覧時の眺望点や撮影ポイントなど、名古屋城跡の見どころ等の情報発信を充実させる。

(5) 多様な情報発信方法の活用

パンフレット等の配布物のほか、ホームページ、SNS 等の活用や、交通機関・宿泊施設・旅行関係のサイト・情報誌等との連携など、多様な情報発信方法を活用して効果的な情報発信を行う。また、多言語対応やホームページのリニューアル・運営、映像の活用など、社会情勢やニーズの変化に適切に対応した情報発信を行う。

7-2-5 周辺の歴史資産等との連携

名古屋を代表する歴史的観光拠点として、周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、堀川や四間道地区などの名古屋城と歴史的関わりの深い歴史資産とも連携することで、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えられるようにする。

第8章

整備

- 8-1 整備の方向性
- 8-2 全体の整備の考え方
- 8-3 整備の方法

8-1 整備の方向性

整備における現状・課題及び基本方針、保存管理・活用の方向性を踏まえ、整備の方向性を以下に定める。

整備の基本方針

本質的価値である遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備及び活用のための整備を計画的に行う。

整備の方向性

◆名古屋城の歴史的価値を後世に確実に継承する「保存のための整備」

- 現存遺構の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構を後世へ継承する
- 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

◆名古屋城の歴史的価値を分かりやすく伝え、魅力を高める「活用のための整備」

- 失われた建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる
- 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値を分かりやすく伝える
- 便益施設等や園路・安全柵等の整備により、利便性と安全性の高い観覧環境を整える

■歴史的価値や魅力を後世に確実に継承する「保存のための整備」を行う

(1) 現存遺構の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構を後世へ継承する

- ・本計画で定める保存管理方法に基づき、現存建造物や石垣、堀、土塁、庭園などの本質的価値を構成する諸要素及び再建建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、史資料の調査や発掘調査の成果に基づいた修復整備を行う。

(2) 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

- ・本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

■歴史的価値や魅力を分かり易く伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う

(1) 遺構等の公開にあたっての整備

- ・遺構等の公開にあたっては、遺構の保存への影響を考慮した対策や来場者の安全対策としての通路や安全柵等の整備を行う。
- ・安全柵などの施設の設置状況により、遺構の全容を認識し難い場合は、遺構の保存や来場者の安全確保を考慮した施設の改修整備を行う。
- ・樹木等の繁茂により遺構への眺望が阻害されている場合は見通しを確保する。
- ・発掘調査等により検出された地下遺構を公開する場合は、遺構の保存への影響を考慮した対策や来場者の安全対策としての安全柵等の整備を行う。

(2) 失われた建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる

- ・失われた建造物等については、来場者が往時の名古屋城の姿を実感し理解を深めることができるような整備等を行う。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、遺構の保存を前提として復元整備を検討する。また、復元整備を目指して発掘調査や史資料調査等を行う。
- ・『金城温古録』等の史資料があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。
- ・復元整備の可能性や時期、他事業等との関連を踏まえ、段階的・部分的な復元整備や外観を復元しつつ屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更する復元的整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等についても検討を行う。

(3) 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値を分かりやすく伝える

- ・展示収蔵施設の整備計画を進めるとともに、既存の展示施設等も含めた今後の展示施設等のあり方を検討し、必要に応じて整備を行う。
- ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板は分かりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。

(4) 便益施設等や園路・安全柵等の整備により、利便性と安全性の高い観覧環境を整える

- ・来場者の利便性・快適性を高めるため、来場者のニーズを把握した上で売店・トイレ等の便益・休憩施設の整備を行う。

- ・ 来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
- ・ 歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
- ・ 来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねているものは、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。
- ・ 誰もが利用しやすいものにするため、主要な施設への経路等について『福祉都市環境整備指針』等に基づきバリアフリー化が必要なものは改修整備を行う。

8-2 全体の整備の考え方

特別史跡名古屋城跡全体として、整備の考え方を以下に示す。

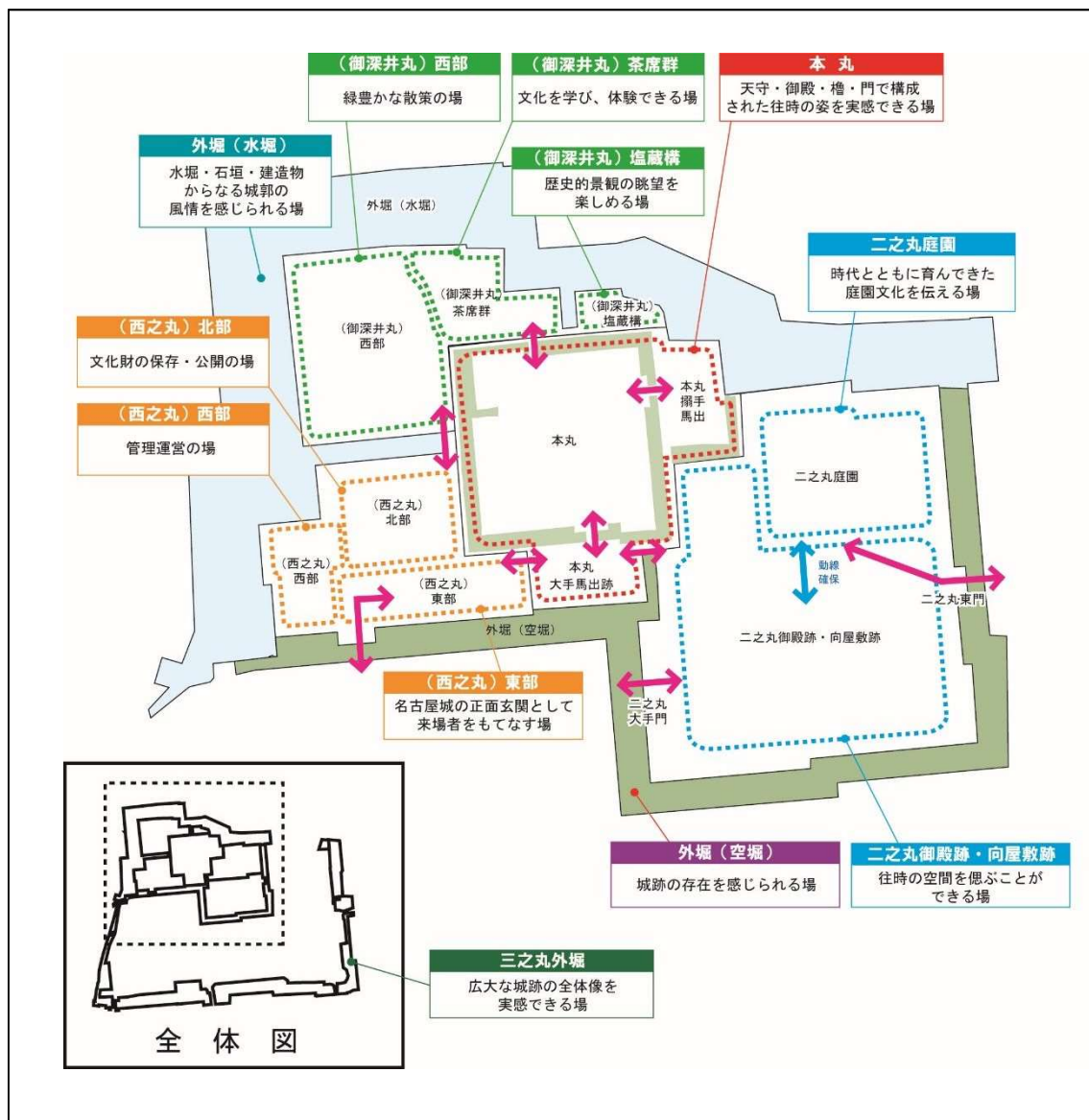


図 各地区の整備の考え方

8-3 整備の方法

8-3-1 本丸

■整備の考え方

戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。

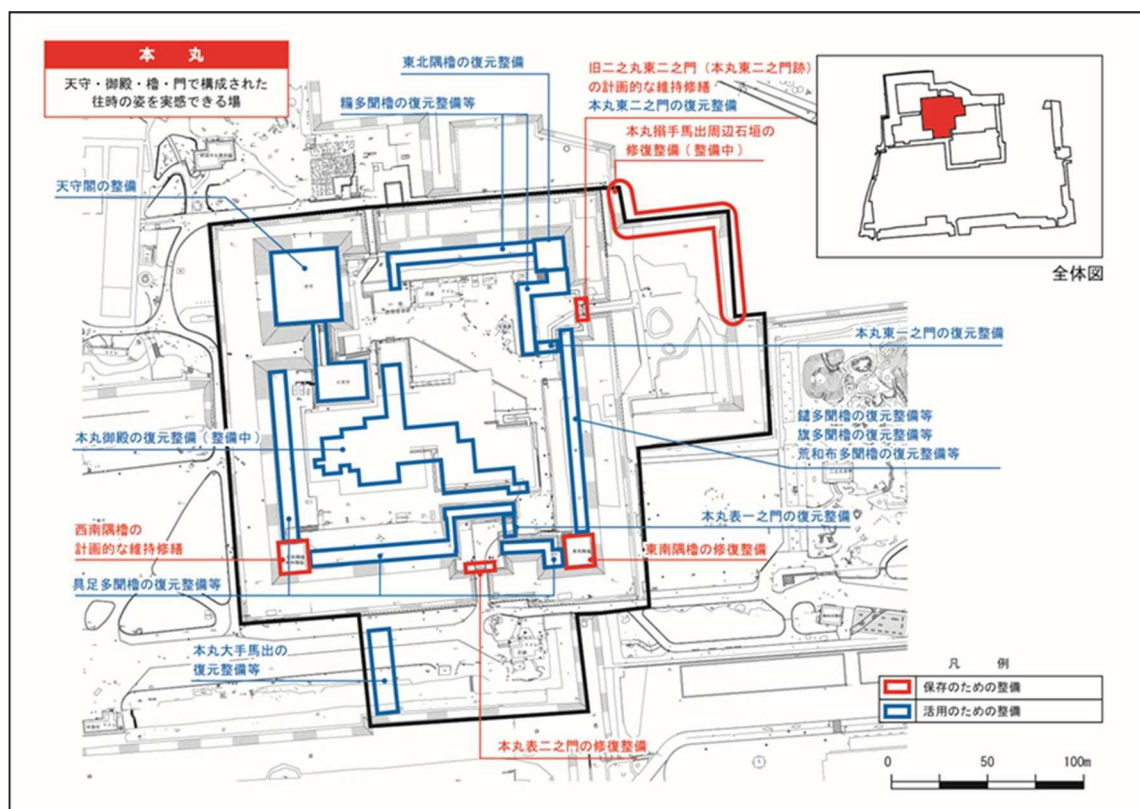


図 本丸の整備

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備（整備中）

- ・平成16年度（2004）から修復整備を開始しており、現在は石材の解体をほぼ終わっている。
- ・今後は、発掘調査等の調査・研究成果を踏まえ、積み直しを行っていく。

②東南隅櫓の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

③西南隅櫓の計画的な維持修繕

- ・日常の維持管理を適切に行い、計画的に修繕を行う。

④本丸表二之門の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

⑤旧二之丸東二之門（本丸東二之門跡）の計画的な維持修繕

- ・ 日常の維持管理を適切に行い、計画的に修繕を行う。
- ・ 将来的には、本来の位置である二之丸東二之門跡への移設を検討する。

(2) 活用のための整備

■失われた建造物等の復元整備等

①本丸御殿の復元整備（整備中）

- ・ 平成 21 年度（2009）から復元整備に着手し、全体を 3 期に分けて進めており、現在は 2 期部分まで整備が完了し、玄関・表書院、対面所・下御膳所等を公開している。
- ・ 今後は、平成 30 年（2018）の全体公開に向けて整備を進める。
- ・ 障壁画の復元模写については、予定している 1325 面の完成に向けて計画的に進める。
- ・ 完成後は、適切な維持管理を行うものとし、柿葺きの葺き替え等の大規模な修繕工事を計画的に進める。
- ・ また、本丸御殿の文化的価値および復元の精神を踏まえ、復元御殿にふさわしく、市民の財産としての価値を一層高める活用を図る。

【観覧】

- ・ 国内外からの来訪者に常時公開する。
- ・ 復元された障壁画、彫刻欄間、飾金具などの室内の様子を、間近に鑑賞できるようにする。

【体験】

- ・ 本丸御殿にふさわしい文化的行事を実施できる場とする。

【交流】

- ・ 国内外の賓客を迎える場として活用する。

②天守閣の整備

＜現天守閣の価値＞

(1) 市民の機運の高まりによる再建

- ・ 昭和 20 年の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等の生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民より自ずと声が上がりが始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であったと評価できる。名古屋城天守の再建は、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附と共に実現した、戦災復興の象徴であると考えられる。

(2) 昭和 30 年代の建築技術と再建天守閣の位置付け

- ・ 名古屋城天守が整備された昭和 30 年代は、戦災復興の只中であり、耐震耐火構造、都市の不燃化が求められた時代であった。再建においては、そのような歴史的必然性の中、SRC 造が採用された。
- ・ また、豊富な根拠資料に基づいて外観復元された大規模城郭建築において、ケーソン工法が初めて適用された事例であると考えられるが、一方で、ケーソン施工により石垣に悪影響を及ぼしたという側面もあった。

(3) 城郭における建築物整備の歴史の中での位置づけ

- ・ 昭和 34 年に整備された名古屋城天守は、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である一方で、同じように明治以降も天守が残りながら戦災で焼失し外観復元による整備がなされた他の 4 城と比べても、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができると考えられる。

(4) 博物館としての活用

- ・ 昭和 37 年の博物館相当施設の指定後、大天守閣では、重要文化財等を含む各種展示が実施されてきており、博物館の目的の一つである一般公衆の教養に資することを達成してきた。

- ・また、小天守閣においては、旧本丸御殿障壁画や昭和実測図、その他史資料約5000点や寄託品約500点を収蔵しており、名古屋城天守閣は、復興の象徴としての城郭の再建であると同時に、展示・収蔵機能を兼ね備えた博物館として市民生活に寄与してきたと言える。

＜現天守閣の課題＞

(1) 建物

- ・現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第112条昭和44年5月1日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えている（建築基準法施行令第121条昭和44年5月1日施行）ことをはじめとして、建築基準法等、現行基準に対して既存不適格となっている。
- ・平成22年度（2010）に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、大天守閣の耐震性能を示す I_s 値は、各階とも基準値である0.6を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7階のX（南北）方向で0.14であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。
- ・コンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化が、小天守閣においては中度の劣化が発生している箇所が一部見受けられた。
- ・再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

- ・天守台の石垣については、平成23年度（2011）に「名古屋城天守台石垣健全性評価」が実施され、大天守北面と小天守西面の石垣が、安定上最も問題がある部分であるとの結果が出ている。
- ・天守台周辺の石垣には広く被熱した石が分布しており、石材の劣化が著しい部分が見られた。
- ・目視観察において、数か所の石垣で孕み出しが見られ、特に大天守北面及び小天守西面で顕著であった。
- ・孕み出し指数による評価においては、5ヶ所の石垣で「やや不安定」であるという結果となった。大天守北面の孕み出し指数が最も高く、4.1であった。（孕み出し指数0～2が「健全」、2～6が「やや不安定」、6以上が「不安定」）
- ・既存ボーリングデータによると、石垣の基礎地盤としては大きな問題はないと考えられるが、大天守北面をはじめ、内堀に面した高石垣においては、石垣下部の背面にやや軟質なシルト層が出現することから、その部分が潜在的な弱点となる可能性が指摘された。
 - ・間詰石等の抜け落ち、落下が見られ、来場者への影響が懸念される。

(3) 活用

- ・現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならないなど搬出入時の課題がある。
- ・大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から5階までの対応となっており、5階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

＜整備方針ごとの利点と課題＞

現天守閣の抱える諸課題を克服するため、天守閣の耐震改修や木造復元の検討を行ってきた。

(1) 耐震改修の利点

1) 現天守閣の価値の保存と継承

- ・既存建物を活用すると共に、安全性を高めることができる。
- ・戦災復興の中で市民の機運の高まりにより再建されたものであること、昭和30年代の歴史的必然性の上に選択された建築技術を現代に示していること、また、再建当時において

も特徴的であった豊富な根拠資料により外観復元が成されたこと、といった現天守閣の持つ価値を保存し、後世に残すことができる。

- ・また、現天守閣の価値の一つである、現状の博物館機能を維持し、継承することができる。

2) 観覧環境の向上

- ・往時の雰囲気を感じられるよう、内部空間をさらに木質化するなどの工夫を凝らした内装改修を行うことにより、観覧環境を向上することができる。
- ・空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、快適な展示空間を維持できる。
- ・小天守閣のトイレを全面改修し、乾式化による衛生面の向上や、多機能トイレを設置するなど、便益施設における快適性を高めることができる。

3) 文化的観光面における魅力の回復

- ・文化的観光面の魅力を、内外装や展示の全面的なリニューアルによって向上させることができる。

(2) 耐震改修の課題

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題

- ・現天守閣は、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながりにくい。
- ・耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することはできないため、往時の間取りを復元することはできない。すなわち、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、往時の用途や機能、歴史的背景の実感が得難い。

2) 耐震改修工事における課題

- ・現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査すると共に、耐震改修工事やエレベーター改修工事により遡及適応の必要の有無を整理する必要がある。また、遡及適応が不要であったとしても、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討が必要である。
- ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能について改修の検討や観覧動線の見直しが必要となる。
- ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事とは別途検討が必要である。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。
- ・現天守閣は5階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である7階へと円滑に移動するためのバリアフリー対策が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての展示や対応方法の再検討も必要である。

3) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵面や搬出入面等の課題がある。

4) 現天守閣の閉鎖に伴う課題

- ・耐震改修期間約14か月の間、現天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

5) 天守台石垣にかかる課題

- ・耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法、対策をとる必要がある。
- ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。

(3) 木造復元の利点

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進

復元に耐えうる根拠資料等に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元整備を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。

- ・木造復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世城郭築城技術の完成期を実感できる歴史的、文化的空間を甦らせることができる。それにより、戦の場である天守と、生活、政治の場である本丸御殿の目的や役割、機能などの違いを実体験することができる貴重な学習の場となり、更なる理解促進につながる。
- ・木造復元天守閣の建物自体が、築城当時の天守の防衛機能や藩主の物見、武器庫といった役割を学ぶことができる展示機能を新たに有することになり、往時の用途や機能の理解が促進される。
- ・また、木造復元天守閣内において、現天守閣では観覧することのできない、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴を鑑賞することで、築城当時の社会情勢や建築技術を学習する機会につながり、歴史的価値の理解を深めることができる。

2) 文化的観光面における魅力の向上

- ・特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、往時の姿を正確に現在に伝える木造復元天守により、名古屋城の往時の姿と歴史的価値を分かりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させることができる。
- ・内部空間を復元することにより、目で見て、手でさわって、鼻で匂いを感じ、足で登るなど、五感を使って天守閣の価値と魅力を楽しむことができる。
- ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙げられていることから、木造復元天守閣は国内外において大きな観光資源となり、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。
- ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることにより、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術を間近で触れられる機会を提供できる。本丸御殿復元工事においても、工程に応じて約140㎡～約190㎡程度の素屋根内見学通路を設置し約7年間で約114万人の見学者を集めた実績がある。天守閣木造復元工事においては高層の素屋根を設置することになるため、約1,500㎡にわたる見学通路を設置することが可能であり、更に幅広く伝統技術に触れる機会を提供することができると考えられる。

3) 伝統工法による復元

- ・素屋根内見学通路だけでなく、復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会、また報道媒体による映像放送等を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力を幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。
- ・天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。

4) 新技術の導入と伝統技術の融合

- ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得る。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

(4) 木造復元の課題

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成されたことなど、現天守閣が持つ価値の保存及び、可能な限りの継承に向けた対策を検討する必要がある。

2) 木造復元工事にかかる課題

- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策をどのように行うか検討を要する。

- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての検討も必要である。

3) 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。

4) 現天守閣の閉鎖に伴う課題

- ・木造復元工事期間約46か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、一時的な入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

5) 天守台石垣にかかる課題

- ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。
- ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策が必要である。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。

＜課題への対策＞

(1) 耐震改修特有の課題に対する対策

1) 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策

- ・前述のとおり、現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴など、往時の用途や機能の理解を深めるような展示機能等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。

2) 耐震改修工事における課題への対策

- ・現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査し、耐震改修工事やエレベーター改修工事による遡及適応の必要性を整理する。また、遡及適用が不要であったとしても、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討を行う。既存不適格を解消し、現行基準を満たす場合は、耐震改修工事とは別途、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。
- ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能についての改修を検討し、全面リニューアルを実施する。また、それに伴い、観覧動線の見直しを行う。
- ・再建以来大規模な外部改修工事を行っていないこともあり、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を実施し、鉄筋の腐食の進行を留める。すでに腐食している鉄筋についての対策は今後検討が必要である。
- ・現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化（バリアフリー）を促進する。
- ・子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。

(2) 木造復元特有の課題への対策

1) 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策

- ・現天守閣が解体されることとなるため、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめると共に、現天守閣を静止画、映像などにより記録する。それらを、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を広く発信するとともに、後世に伝承する。また、解体に当たって、金鯱、瓦、破風等の一部の展示やモニュメントへの活用を検討し、現天守閣を偲ばせる部位の保存と伝承を検討する。
- ・現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、往時の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することで、天守閣自体が新たな展

示機能を有することにつながり、展示・収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになる。また、収蔵機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の保管により適した環境を整える。

- ・ 現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。それらの記憶を保存する必要がある一方で、本市実施の市民2万人アンケートにおいて、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%というような、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を記録することにも留意しつつ、市民と一体となり、寄附を募ることも含め機運を更に高めることで、新たな名古屋のシンボル化を図る。

2) 木造復元工事にかかる課題への対策

- ・ 外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策が課題となる。天守閣内での移動の円滑化については、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。
- ・ 子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。

(3) 共通の課題への対策

1) 展示収蔵機能における課題への対策

- ・ 両者ともに、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画やガラス乾板などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に収蔵することにより、収蔵面や搬出入等の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。
- ・ その他の収蔵物については、耐震改修の場合、工事完了後、天守閣内の収蔵庫を再利用し、木造復元の場合は、近接地に新たに展示・収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。

2) 現天守閣の閉鎖に伴う課題への対策

- ・ 耐震改修の場合、耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。
- ・ 木造復元においても、木造復元工事期間約46か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、また、工事期間は耐震改修よりも長期にわたることから、入場者への影響や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿の活用や、さらに、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し、観光面においても新たな魅力を発信することにより克服できると考える。

3) 天守台石垣にかかる課題への対策

- ・ 両者とも、天守台石垣の適切な保全のため、史実調査や立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成などの測量調査、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行い、その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより検証、解析し、保全のための方針を策定した上で対策を実施する。また、石垣の保全対策だけでなく、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関して、人命を守るための対策を調査結果を基に十分検討した上で実施する。
- ・ 耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。
- ・ 木造復元にあたっては、現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際、現在行っている調査成果をもとに、特別史跡である石垣に影響を与えない適切な工法・対策の検討を進め、実施に当たっては計測器等により変化の観測を行う。

＜整備方針＞

- ・木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が認められる。
- ・名古屋城天守は、昭和20年（1945）、空襲により焼失し、昭和34年（1959）、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。
- ・天守閣再建は、生活の根幹にかかわる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現した。また、豊富な史資料を基に史実に忠実な外観復元がなされたものの、都市不燃化や当時の建築技術発展の流れを受け、耐震耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリート造が採用され、内部はあくまでも近代的な博物館機能が備えられた。再建された天守閣は、いわば戦後復興の象徴であり、昭和30年代の記憶を現代に保存する貴重な建造物であるといえる。
- ・現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真実性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」とであるという側面も持ち合わせている。
- ・現天守閣は、先のとおり、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、往時の用途や機能、歴史的価値の「実感」が得難い状態であり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状態であるとも言える。
- ・再建から半世紀以上が経過した現在、顕在化する諸課題への対応として耐震改修と木造復元の検討を行った。
- ・耐震改修を行った場合、現天守閣の価値を保存、継承できるという利点があるが、それは裏返せば、上述のような、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状況が継続されるということでもある。
- ・耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間をさらに木質化するなどの内装改修や、往時の用途や機能等の学びを促す工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。だが、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、往時の間取りまでも再現し、歴史的空間の体感をすることは困難であると言わざるをえない。
- ・一方で、復元に耐えうる根拠資料等に基づき、より真実性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超え、五感を通じて実感することが可能となる。また、現天守閣では観覧することのできない狭間や石落としなど、城郭建築の特徴を鑑賞することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能のさらなる理解へとつなげることができる。更に言えば、真実性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世城郭築城技術の完成期を実感できる歴史的、文化的空間の再生へとつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。
- ・よって、木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高いと考えられる。
- ・しかし同時に、木造復元を行う上での課題も決して軽視できるものではない。
- ・既に述べた通り、木造復元における課題のひとつに、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策があげられる。これに対しては、鯺、瓦、破風等、現天守閣を偲ばせる部位の保存と再活用を検討すると共に、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめ記録し、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に伝承するため、広く発信し続けることによりその課題の克服を目指す。
- ・また、現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、往時の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することは、天守閣自体が展

示機能を新たに有することにつながり、展示、収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになると言える。

- ・市民の機運の高まりや寄附により再建がなされたことに対しては、それらの記憶を保存する必要がある一方で、名古屋市実施の市民2万人アンケートにおいて、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとられず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%といったような、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を後世へ伝えつつも、市民と一体となり、寄附を募り機運を更に高め、木造復元により新たな名古屋のシンボル化を図ることもまた、課題を乗り越える方策の一つになり得る。
- ・また、バリアフリーに関する課題については、耐震改修より快適性の低下がみられる可能性があるが、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰しもうれしく、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなど、広義の意味でのバリアフリーへの対応を行うことを検討する。その他前述の課題についても、堅実な検討を行うことで克服できるものと考えられる。
- ・加えて、木造復元においては、観光面における魅力の向上や、伝統工法による復元、新技術の導入と伝統技術の融合といった利点が見受けられる。
- ・観光面における魅力については、工事期間中という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される状況下においても、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面においても新たな魅力を発信し向上することができることがあげられる。
- ・伝統工法による復元の利点としては、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・最後に、新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。
- ・以上のように、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点において、木造の優位性が高く、また、木造復元における様々な課題や現天守閣が持つ価値に対する対策も可能であると考えられるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

③東北隅櫓の復元整備

- ・ 天守と他の2つの櫓と合わせ、本丸の四隅を構成していた重要な櫓であった。東北隅櫓整備は、方形である本丸の四隅の櫓がすべて揃い、嚴重であった本丸の防備をより実感させることができる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いことから、櫓台下の樹木や周辺施設の整備を含めて、復元整備を検討する。

④本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備

- ・ 本丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であった。一之門・二之門が揃うことにより、名古屋城の特徴である嚴重な枳形門の構造とその機能について理解を深められる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いことから、復元整備を検討する。
- ・ 本丸東二之門については、旧二之丸東二之門を本来の二之丸東門跡に移設し、その跡地における復元整備を検討する。

⑤本丸多聞櫓の復元整備等(具足多聞櫓、鍵多聞櫓、旗多聞櫓、荒和布多聞櫓、糒多聞櫓)

- ・ 本丸の四隅の隅櫓等をつないでいた重要な櫓であった。本丸多聞櫓復元整備は、城郭の歴史的景観形成に効果的であり城跡の価値を高められる。
- ・ 『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、現在跡地にあるクロマツ等の樹木の取扱いと合わせて、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。

⑥本丸大手馬出の復元整備等

- ・ 本丸表門枳形の外側に設けられ、枳形とともに多聞櫓が巡らされた巨大で強力な馬出であった。本丸大手馬出復元整備は、二重の門で構成された本丸表門枳形と組み合わせさせた強力な虎口の機能について理解を深められる。
- ・ 発掘調査により西側の堀・石垣の遺構が確認できる可能性があるが、史資料としては『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置やAR技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。ただし、復元整備については他の整備の工事車両等の通行上の支障が生じることから慎重に検討する。

8-3-2 二之丸

■整備の考え方

愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北（有料区域）及び南（無料区域）にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。

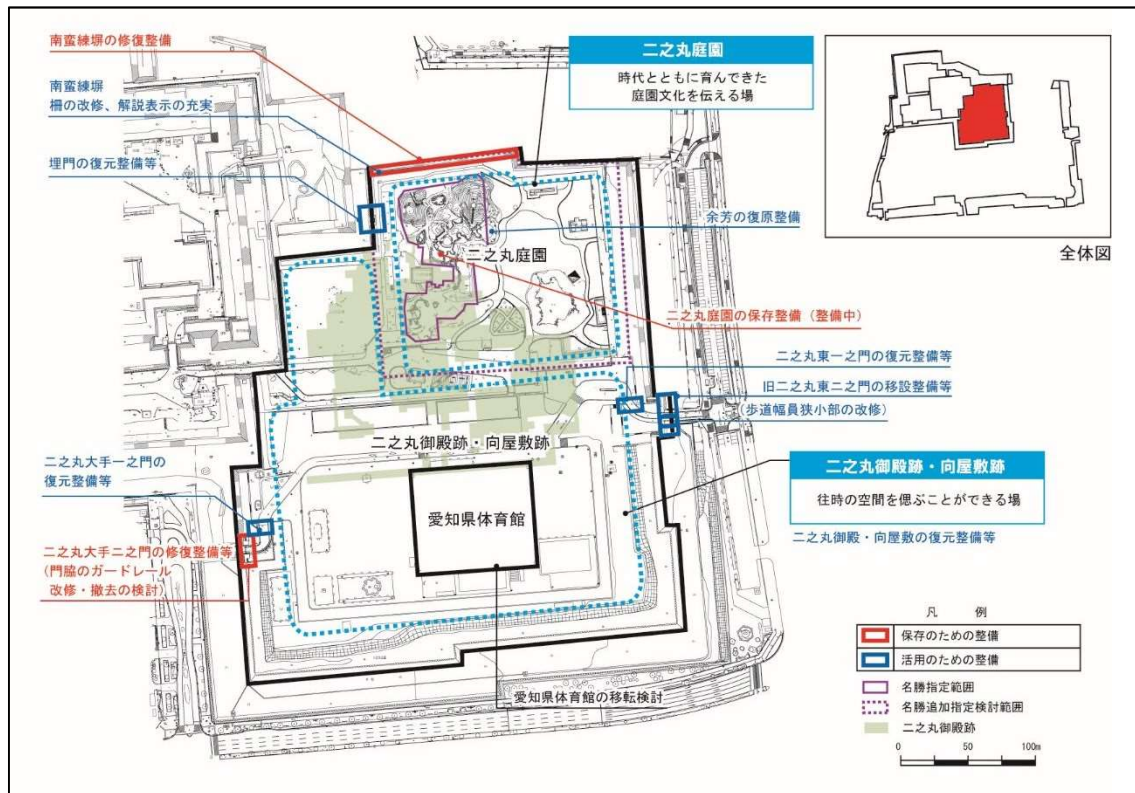


図 二之丸の整備

<二之丸庭園>

二之丸庭園の保存整備を中心とし、名勝指定範囲を追加することにより、庭園全体の整備を進め、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①二之丸庭園の保存整備（整備中）

- ・二之丸庭園は変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であり、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す名勝庭園である。
- ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき、名勝指定範囲追加をすることにより、庭園全体の保存整備を進める。

②南蛮練堀の修復整備

- ・城内の他の土堀とは異なる特殊な製法でつくられており、城郭における堀の種類の多様性を顕している。
- ・発掘調査や史資料調査の成果に基づき、適切な修復整備計画を策定する。

(2) 活用のための整備

■遺構等の公開にあたっての整備

①南蛮練堀（柵の改修、解説表示の充実）

- ・見通しの良い柵への改修等を行い、遺構の顕在化を図る。
- ・説明板への往時の写真や図の掲載や AR 技術の導入等の検討を行い、来場者に往時の姿を視覚的に伝える整備を行う。

■失われた建造物等の復元整備等

①余芳の復元整備

- ・余芳は二之丸庭園北御庭園池の東に面して建築された御茶屋であり、明治期に民間に売り払われ城外に移築された後、昭和 48 年（1973）名古屋市の指定文化財となっている。その後、名古屋市に寄贈され、現在はその解体部材を城内に保管している。
- ・解体部材が現存しており、発掘調査により余芳の南側の造作物と想定される遺構も確認できているため、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いことから、二之丸庭園保存整備の中で復元整備を検討する。

②埋門の復元整備等

- ・埋門は藩主の非常時の脱出口とされていたが、二之丸内から門に至るまでにかつてあった石の階段は、現在は埋められているが発掘調査により遺構が確認できる可能性がある。
- ・かつてあった石の階段の遺構が確認できる可能性があるが、史資料としては『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。ただし、復元整備の実施時期については、本丸搦手馬出周辺石垣修復整備の完了以降となる。

<二之丸御殿跡・向屋敷跡>

愛知県体育館の移転を進め、二之丸御殿跡・向屋敷跡の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。

整備にあたっては、有料区域の見直し（二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む）、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画（二之丸東門枳形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む）など、総合的に検討を行う。

二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①二之丸大手二之門の修復整備等

- ・劣化状況調査や耐震診断の結果を踏まえ、適切な修復計画を策定した上で修復整備を行う。
- ・門脇に取り付けられたガードレールについては、歴史的景観を損なわない意匠・形態への変更や、門の車両通行の制限を行った上で撤去等についての検討を行う。

(2) 活用のための整備

■失われた建造物等の復元整備等

①二之丸御殿・向屋敷の復元整備等

- ・二之丸は、御三家筆頭であった尾張藩の藩政の拠点と、その藩主の住まいであったことから

「御城」と呼ばれた。尾張藩の政庁と藩主の住居の機能を持つ二之丸御殿、馬場や弓場から成る向屋敷は二之丸庭園と合わせ、広大な敷地を有する二之丸を構成していたことから、これらの復元整備等は「御城」としての二之丸の認識に必要不可欠である。

- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、名勝二之丸庭園指定範囲及び追加検討範囲との重複等に留意し、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、往時の二之丸を偲ぶことができるような特別史跡にふさわしい整備を検討する。

②二之丸大手一之門・二之丸東一之門復元整備等、旧二之丸東二之門の移設整備等

- ・二之丸の大手と搦手の枳形を構成していた重要な門であった。一之門・二之門が揃うことにより、名古屋城の特徴である二重の門で構成された枳形の強固な構造とその機能について理解を深められる。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、今後の発掘調査や史資料調査などの成果等を踏まえ、通行上の支障に留意し、二之丸御殿・向屋敷復元整備等及び本丸東二之門の復元整備と合わせて、復元整備、地下遺構の表示、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。

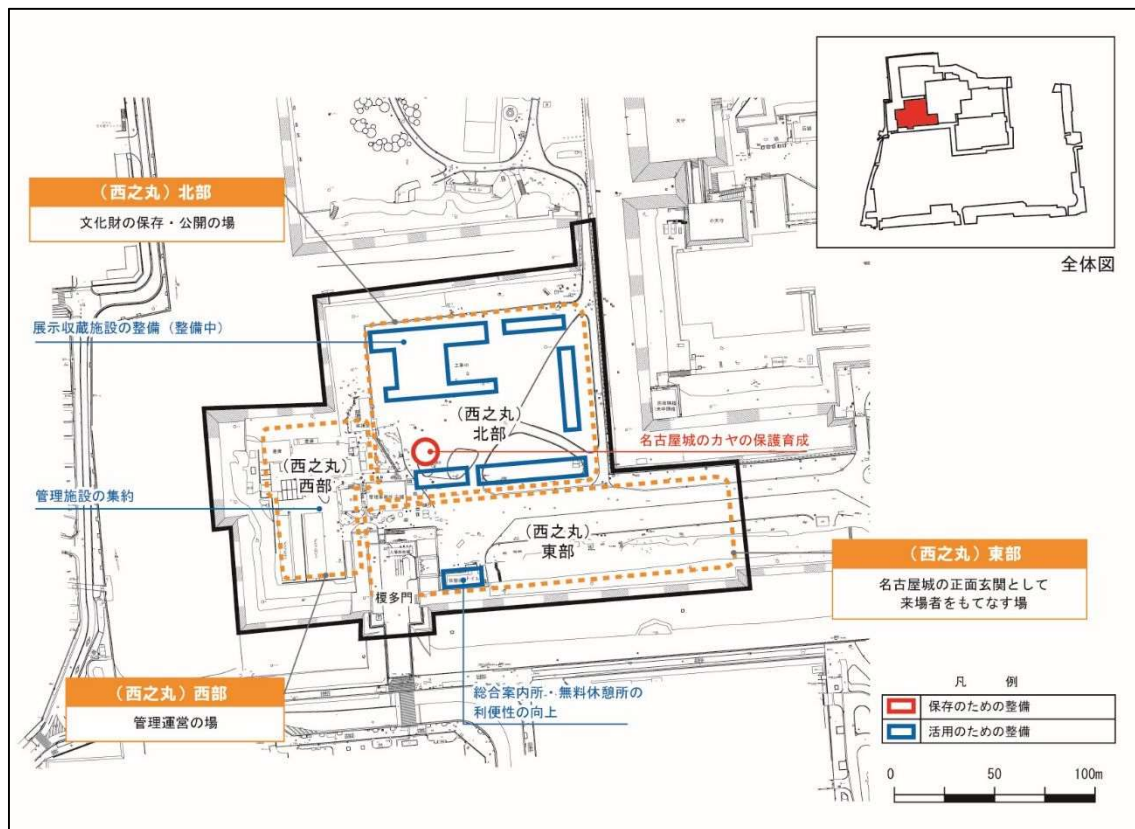
⑤二之丸の櫓の復元整備等（丑寅隅櫓、辰巳隅櫓、未申隅櫓、太鼓櫓、多聞櫓）

- ・二之丸御殿が位置するなど藩の拠点であり広大な二之丸の防衛上重要な櫓であった。二之丸の櫓の復元整備等は、明治以降の兵舎建設によって失われた二之丸の城郭としての歴史的景観形成に効果的であり城跡の価値を高められる。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図、古写真に記録があるものの「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていない。そのため、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、現在跡地にあるクロマツ等の樹木の取扱い及び二之丸御殿・向屋敷復元整備等と合わせて、復元整備、外観を復元しつつ内部の意匠・構造を変更する復元的整備、古写真・絵図等を活用した説明板の設置や AR 技術の導入等、特別史跡にふさわしい整備を検討する。

8-3-3 西之丸

■整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存及び積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。



西之丸の整備

<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

(1) 活用のための整備

■便益・休憩・管理施設等の整備

①総合案内所・無料休憩所の利便性の向上

- ・総合案内所・無料休憩所は、名古屋城の正面玄関の導入部としてさらなる利便性の向上や案内機能の充実を図る。

<西部>

管理施設を集約し、名古屋城の管理運営の場とする。

(1) 活用のための整備

■便益・休憩・管理施設等の整備

①管理施設を集約

- ・名古屋城の管理運営の拠点として、管理施設を集約する。

<北部>

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①名古屋城のカヤの保護育成

- ・『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保護育成を図る。

(2) 活用のための整備

■展示施設等の活用整備

①展示収蔵施設の整備（整備中）

- ・7-2-2(1)1)①で述べた展示収蔵施設について、旧本丸御殿障壁画という重要文化財を永久に保存するため、かつて米を貯蔵する特殊な空間であった西之丸北部に整備する。
- ・近世の御蔵構全体の空間を認識できるよう、6棟あった米蔵のうち三番・四番御蔵の位置に米蔵の外観意匠の展示収蔵施設を整備し、残る一番・二番・五番・六番御蔵については、米蔵の地下遺構の平面表示を行う。
- ・展示収蔵施設においては、重要文化財旧本丸御殿障壁画の文化財的価値を踏まえ、その確実な保存に努めるとともに、文化財保護への理解を広く訴えるため積極的に公開していく。

8-3-4 御深井丸

■整備の考え方

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気等を堪能できるような整備を行う。

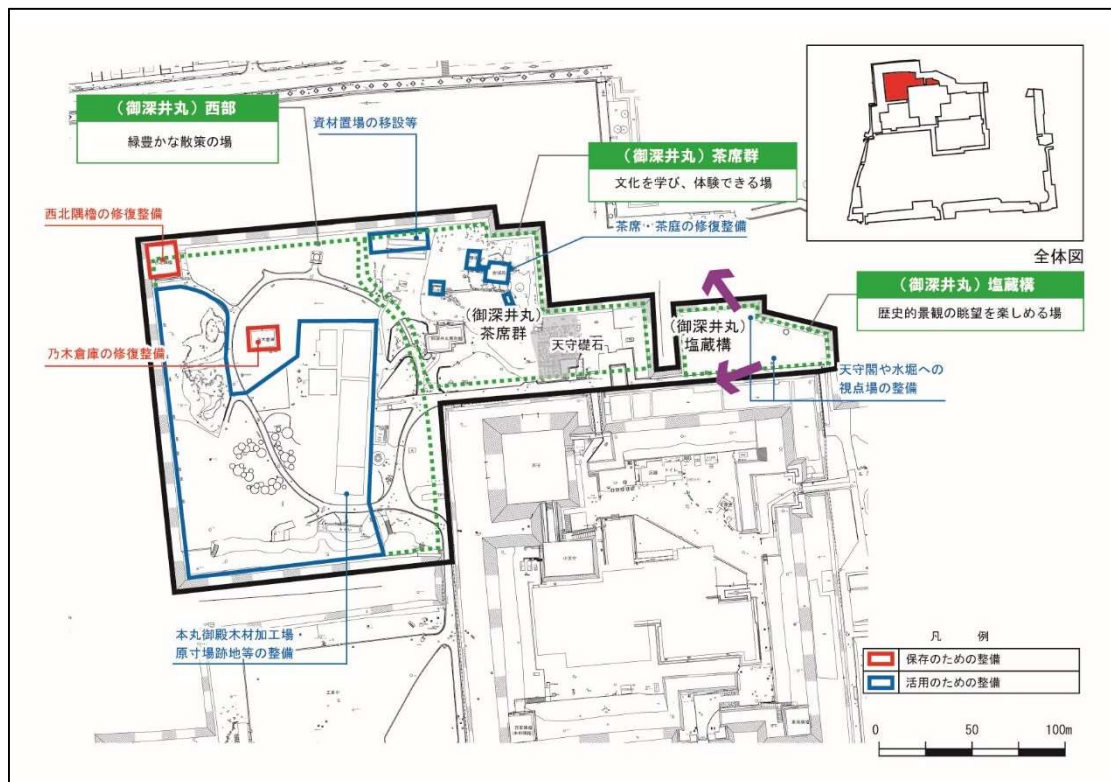


図 御深井丸の整備

＜西部＞

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①西北隅櫓の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

②乃木倉庫の修復整備

- ・劣化状況調査や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修復計画を策定した上で、修復整備を行う。

(2) 活用のための整備

■便益・休憩・管理施設等の整備

①本丸御殿木材加工場・原寸場跡地等の整備

- ・本丸御殿復元整備が完了次第撤去し、北部の池等と合わせて跡地の整備方法について検討を行う。

＜茶席群＞

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

（１）活用のための整備

■展示施設等の整備

①茶席・茶庭の修復整備

- ・茶席の屋根の葺き替え等の修復整備を計画的に行うとともに、茶庭の閑静な雰囲気を持続するための適切な維持管理を行う。

■便益・休憩・管理施設等の整備

①資材置場の移設等

- ・茶席北側付近の資材置場は、当面は現状の活用を継続するが、管理運営の場である西之丸西部への移設等の検討を行う。

＜塩蔵構＞

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とする。

（１）活用のための整備

■遺構等の公開にあたっての整備

①天守閣や水堀への視点場の整備

- ・天守閣や水堀への眺望が良好な場所であるため、城内からの良好な眺望景観を楽しめるよう、視点場の整備を行う。

8-3-5 外堀（空堀）

■整備の考え方

城郭の縄張を区画する要素である石垣や堀を顕在化させることにより、城跡の存在を感じられる場とする。

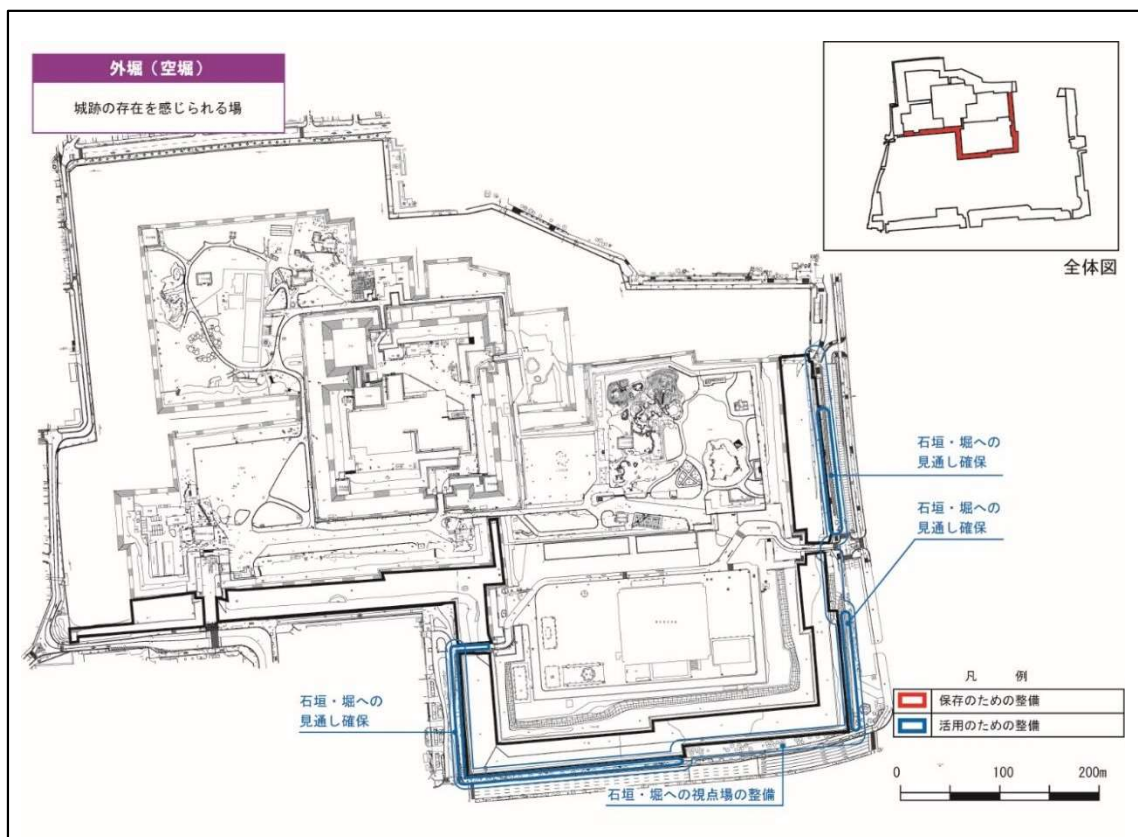


図 外堀（空堀）の整備

（1）活用のための整備

■遺構等の公開にあたっての整備

①石垣・堀への見通し確保

- ・二之丸の南東側・東側の一部では、堀と歩道の間の背丈の高い灌木の等により石垣や堀への眺望景觀を阻害しているため、灌木の剪定・除伐など適切な維持管理によって歩道からの見通しを確保する。

②石垣・堀への視点場の整備

- ・石垣・堀への眺望をより楽しめるよう、視点場の整備を行う。

8-3-6 外堀（水堀）

■整備の考え方

水質や水辺環境の保全を行い、水堀・石垣・建造物等からなる城郭の風情を感じられる場とする。

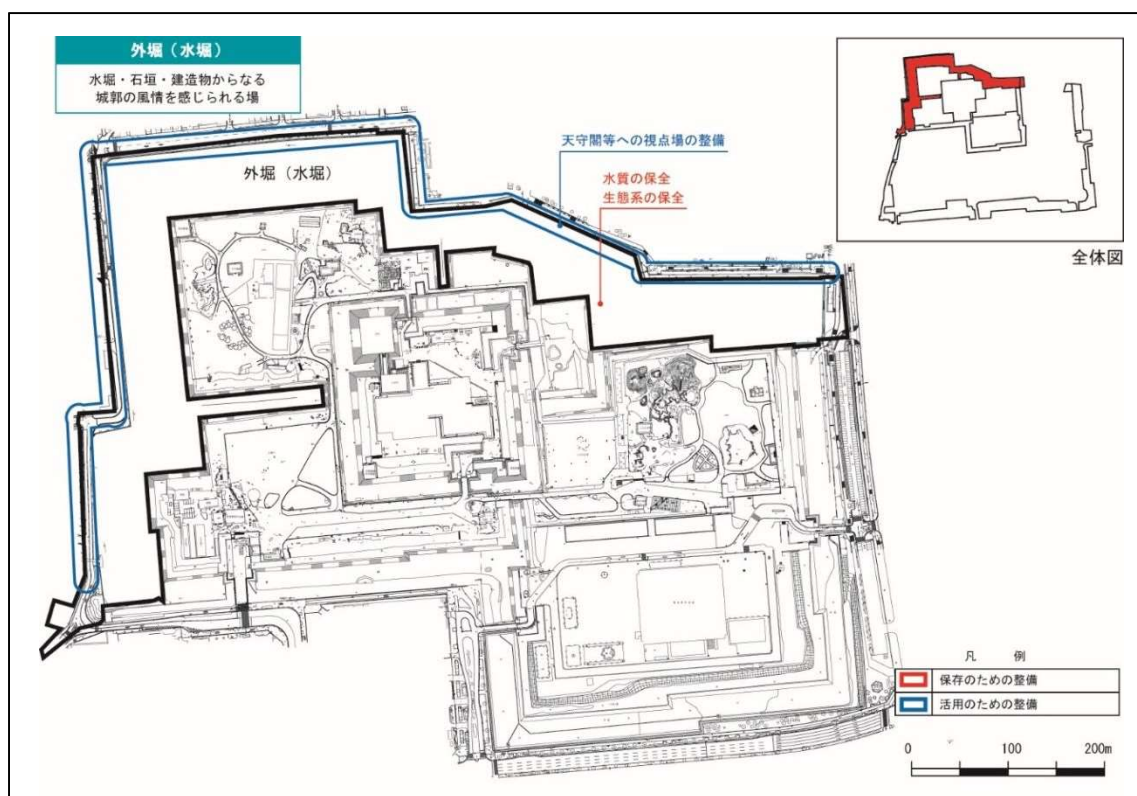


図 外堀（水堀）の整備

（1）保存のための整備

■水質・生態系の保全

- ・名古屋城外堀浄化対策検討委員会において設定した水質の目標値を目指し、さらなる水質浄化対策の方法を検討し実施する。

（2）活用のための整備

■遺構等の公開にあたっての整備

①天守閣等への視点場の整備

- ・水堀対岸は天守閣等への眺望が良好な場所であるため、城外からの良好な眺望景観を楽しめるよう、視点場の整備を行う。

8-3-7 三之丸外堀

■整備の考え方

城郭の縄張を構成している堀、城下町と城内をつないでいた各門であることを強く伝える説明板を整備し、広大な城跡の全体像を実感できる場とする。

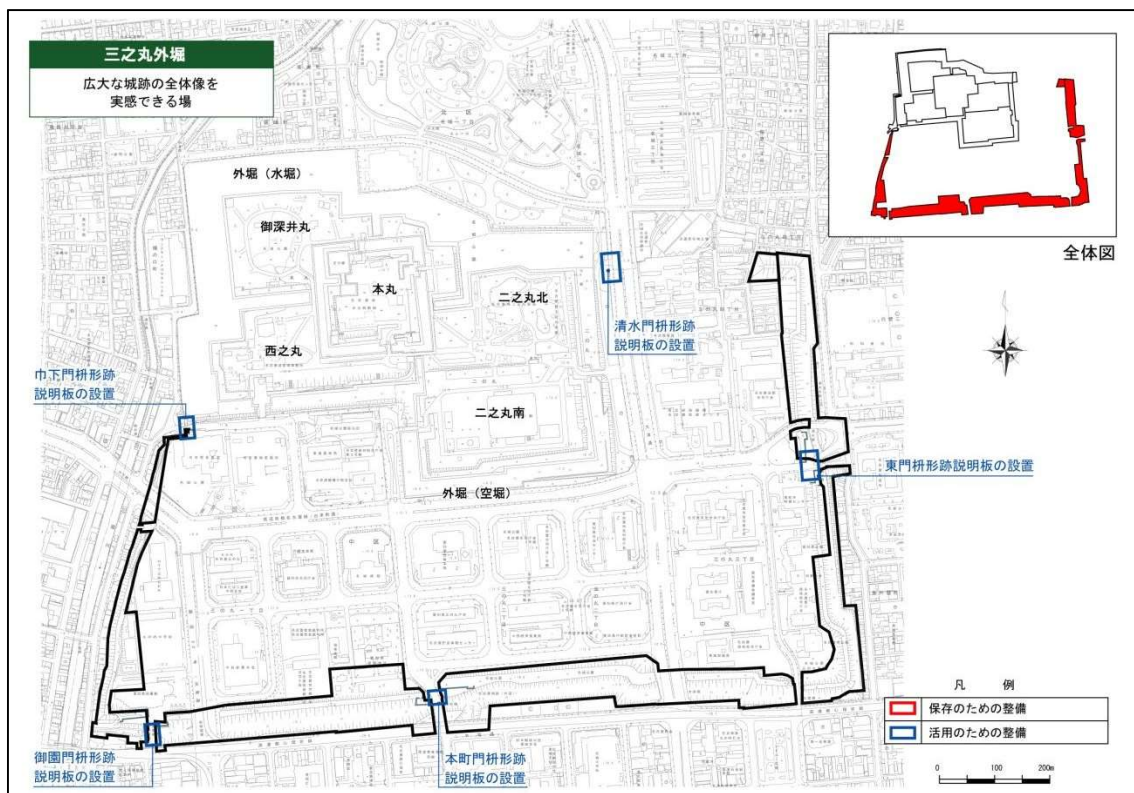


図 三之丸外堀の整備

(1) 活用のための整備

■遺構等の公開にあたっての整備

①各門跡等

- ・名古屋城の縄張を構成していた堀、城下町と城内をつないでいた各門跡の認識を広めるため、説明板の設置を行う。

8-3-8 石垣

(1) 保存のための整備

■現存遺構の保存状況に応じた修復整備

①石垣の修復整備

- ・石垣は名古屋城跡の縄張を構成する重要な要素であるため、石垣の現状について調査を行い、石垣の現状や危険度評価等を取りまとめた石垣カルテを作成する。その中で、地震や戦災等による被害や修復の内容、今までの発掘調査や史資料調査等の成果も整理する。
- ・本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備後は、石垣カルテ及び石垣の保全方針に基づいて修理・修復の計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行うとともに、必要な部分については計測等により変化の観測を行う。
- ・近現代に損なわれた本来の石垣の歴史的特徴の調査・研究を行うとともに、その復元の是非についても慎重な検討を行っていく。
- ・石垣上部に近接し石垣に悪影響を与えている樹木は除伐する。また、草木類に被覆されている石垣は、除草を適切に行い、顕在化を図る。

第9章

運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性

9-2 運営・体制の整備の方法

9-1 運営・体制の整備の方向性

運営・体制における現状・課題及び基本方針を踏まえ、保存管理・活用・整備を推進していくための方向性を以下に示す。

運営・体制の基本方針

名古屋城跡の保存活用を推進するため、
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

運営・体制の方向性

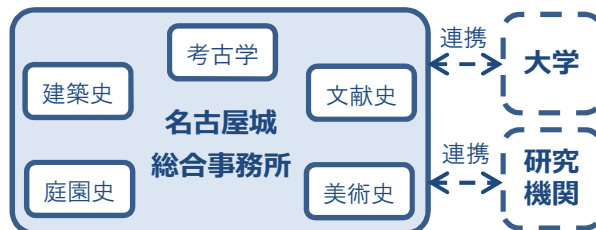
- ◆名古屋城総合事務所の調査・研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城跡の調査・研究を進める
- ◆管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、名古屋城跡の保存活用を円滑に進める
- ◆有識者で構成する検討会議を継続し、名古屋城跡の保存活用を適切に進める
- ◆多様な主体と協働し、名古屋城跡の保存活用の幅を広げる
- ◆防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める
- ◆さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

9-2 運営・体制の整備の方法

運営・体制の整備の方向性を踏まえ、具体的な方法を以下に示す。

(1) 名古屋城総合事務所の調査・研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城跡の調査・研究を進める

発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存活用を進めるとともに、その調査研究成果を広く情報発信するために、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する。



また、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり計画的・継続的に調査・研究が進められるよう努める。

(2) 管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、名古屋城跡の保存活用を円滑に進める

特別史跡指定地全体を一体的に保存活用していくために、植栽等の維持管理状態など管理区域による差が生じないように、管理主体間での定期的な協議を行うなど相互の連携を強化する。

また、文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であることから、保存活用を円滑に進められるよう各分野の庁内関係部署と積極的に情報共有を行い連携を強化する。

(3) 有識者で構成する検討会議を継続し、名古屋城跡の保存活用を適切に進める

特別史跡名古屋城跡の保存活用を適切に行っていくために、有識者で構成する全体整備検討会議を今後も継続して開催し、建造物・石垣・庭園・天守閣等について専門的見地から指導・助言を受けながら保存活用の検討を進める。

(4) 多様な主体と協働し、名古屋城跡の保存活用の幅を広げる

多岐に渡る特別史跡名古屋城跡の保存活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等の多様な主体の力を活用する。また、名古屋城跡を身近なものとして市民等が愛着を持つことで後世への継承につなげられるよう、多様な主体と協働しながら名古屋城跡の保存活用を行う。

(5) 防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める

防災体制については、既定の『名古屋城消防計画』に基づき、災害時の自衛消防組織の編成を継続するとともに、より実践的な防災対策の実施に見合う体制を検討する。

防犯体制については、今後も有料区域の警備体制を継続するとともに、無料区域の警備体制については強化を図りつつ、重要文化財である二之丸大手二之門の警備体制等の見直しを検討し、特別史跡指定地全体として文化財保護や来場者の安全確保に努める。

(6) さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

運営・体制の効率化と名古屋城のより一層の魅力の向上を図るために、民間活力をさらに導入することが効果的と考えられる。今後、様々な民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、(1)で述べた名古屋城総合事務所の調査・研究体制の強化と合わせて、特別史跡名古屋城跡の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

第10章

今後の取組みの方向性

特別史跡名古屋城跡の保存活用事業は、遺構の修復整備等の保存管理事業と建造物の復元整備等の活用事業とのバランスを図りながら、計画的かつ段階的に進めていく必要がある。5-1 で掲げた特別史跡名古屋城跡の目標の達成に向けて、今後の取組みの方向性を以下のとおり定める。なお、事業展開として示す1期～3期は各事業の道筋・期間を示しており、各期間は概ね10年程度で事業着手時期を表している。

＜重点的な取組み＞

本丸 天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守閣及び本丸御殿の整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。

復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。

また、現在整備中である展示収蔵施設の整備を進め、重要文化財旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開することにより、復元が進む本丸御殿と合わせ、かけがえのない文化財の宝庫である名古屋城の魅力を高める。

保存管理事業	活用事業
・本丸表二之門の修復整備 ・東南隅櫓の修復整備 ・西北隅櫓の修復整備	・天守閣の整備 ・本丸御殿の復元整備（復元模写制作を含む） ・東北隅櫓等の復元整備 ・本丸多聞櫓の復元整備等 ・展示収蔵施設の整備

＜事業展開＞

事業内容	1期	2期	3期
天守閣の整備	調査・研究、整備		
本丸御殿の復元整備	整備		
本丸表二之門等の修復整備	整備		
東北隅櫓等の復元整備	調査・研究	整備	
本丸多門櫓の復元整備等		調査・研究	整備等
展示収蔵施設の整備	整備		

二之丸庭園について名勝指定範囲の追加に向けて取り組み文化財としての保存を確実にし、保存整備を着実に進めるとともに余芳の復元整備の検討を行う。

また、愛知県体育館の移転を進め、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷の復元整備等をはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

保存管理事業	活用事業
・二之丸庭園の保存整備 ・余芳の復元整備 ・名勝指定範囲の追加 ・特別史跡未告示区域の解消	・二之丸御殿、向屋敷の復元整備等 ・二之丸大手門・東門の復元整備等 ・二之丸の櫓の復元整備等

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
二之丸庭園の保存整備	名勝指定範囲の整備、調査・研究	名勝指定追加検討範囲の整備、調査・研究	
余芳の復元整備	調査・研究	整備	
二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転	調査・研究 特別史跡未告示区域の解消	整備等
二之丸大手門・東門の復元整備等			
二之丸の櫓の復元整備等			

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からそれを伺い知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。

このような特別史跡名古屋城跡の歴史を物語る広大な石垣について、調査・研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画・方法を定め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

<事業展開>

事業内容	1期	2期	3期
石垣の修復整備	調査・研究		
	石垣カルテの作成		
	整備		

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査・研究体制の強化が不可欠である。

各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する必要があるため、民間活力を導入した効率的な運営・体制の検討合わせて、特別史跡名古屋城跡として望ましい運営・体制を構築する。

<強化継続していく事業>

■城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城跡の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城跡の魅力を高める。

また、名古屋城跡の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

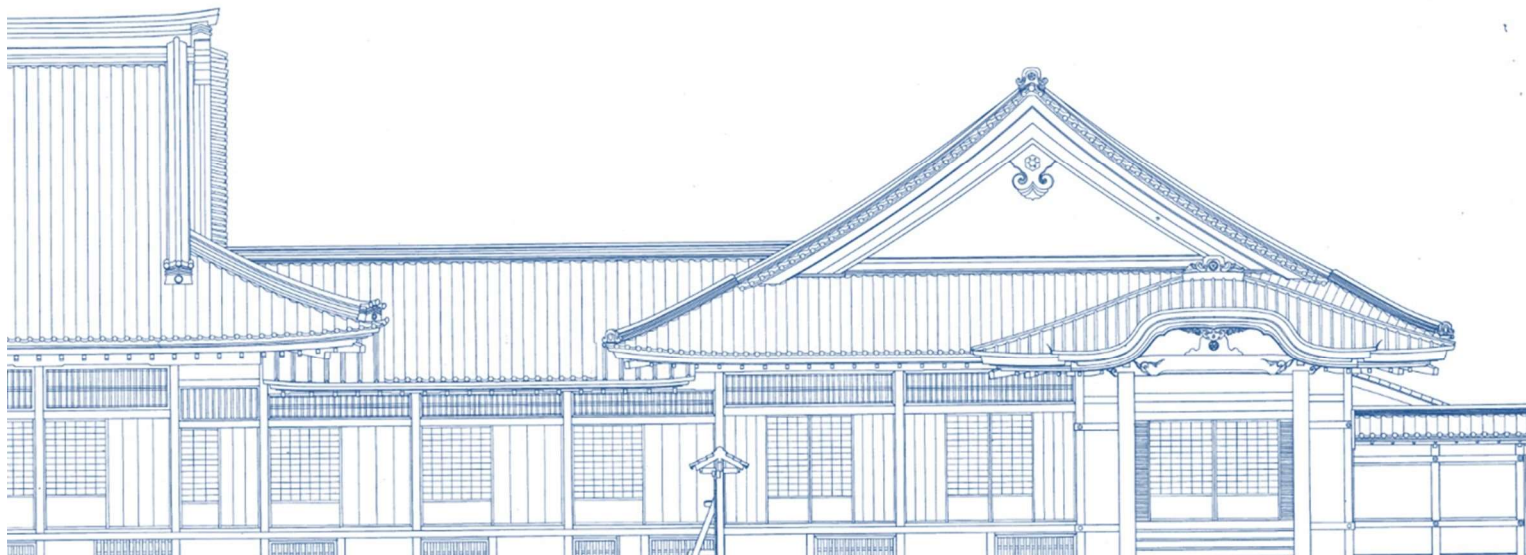
保存管理事業	活用事業
・城跡にふさわしい植栽管理	・説明板の新設、AR 技術の導入等による表示内容の充実 ・天守閣等への視点場の整備

■実施中の保存管理事業・活用事業の継続と充実による名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、名古屋城跡を後世に確実に継承する。

また、周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城跡の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。

保存管理事業	活用事業
・旧本丸御殿障壁画の保存修理 ・名古屋城のカヤの保護育成 ・建造物等の計画的な維持修繕	・遺構を活用した企画・イベント等の充実 ・名古屋城跡の特徴と史跡全体の情報発信等の充実 ・周辺の歴史的関連資産等との連携強化



資料編

平成 29 年 11 月 6 日
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 25 回)

資料編

資料-1 名古屋城跡関連年表	資料-1
資料-2 文献・絵図・古写真等	資料-6
資料-3 『金城温古録』に記録された植栽	資料-25
資料-4 引用・参考文献	資料-29
資料-5 用語の解説	資料-32

資料-1 名古屋城跡関連年表

表 名古屋城跡の主なできごと

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
大永年間	1521～1528 年	—	・駿河国主今川那古野氏が「那古野城」を築き、氏豊を城主とする
天文 7 年	1538 年		・この頃、織田信秀が那古野城を奪取
天文 15 年	1546 年		・この頃、織田信秀が古渡城を築き居城とし、信長に那古野城を譲る
天文 24 年 弘治元年	1555 年		・織田信長が清須城に移り、織田信光を那古野城主とする
天正 10 年	1582 年		・信光が家臣に殺害され、重臣であった林秀貞が那古野城主となる
慶長 5 年	1600 年		・この頃、那古野城が廃城となる
慶長 8 年	1603 年		・関ヶ原の戦い
慶長 12 年	1607 年		・徳川家康が四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉が清須城城主となる
慶長 13 年	1608 年		・徳川家康が征夷大將軍に任命され、江戸幕府が開かれる
慶長 14 年	1609 年		・松平忠吉没する
慶長 15 年	1610 年	初代 よしなお 義直	・徳川家康が九男義直を甲府から清須に移封
慶長 17 年	1612 年		・將軍秀忠が義直に尾張国一円を領地として与える
慶長 18 年	1613 年		・徳川家康が名古屋城築城を決定（「名古屋遷府令」）
慶長 19 年	1614 年		・公儀普請により名古屋城築城開始
慶長 20 年 元和元年	1615 年		・本丸・二之丸・西之丸・御深井丸などの石垣がほぼ完成
元和 2 年	1616 年		・この頃、福島正則により堀川の開削を開始
元和 2 年～ 7 年	1616～ 1621 年		・大天守・小天守完成
元和 3 年	1617 年		・この頃に東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸大手二之門、二之丸東二之門が完成
元和 5 年	1619 年		・城下の検地と町割を実施
元和 6 年	1620 年		・諸士や町人の城下への住居が決定され、これ以降「清須越し」が行われる
寛永 5 年	1628 年		・三之丸堀、土塁、諸門が完成
寛永 7 年	1630 年		・暴風雨のため天守台北東石垣崩壊し福島正則が修復
寛永 10 年	1633 年		・二之丸に旧南御庭完成（御宿館の庭か）
寛永 11 年	1634 年		・本丸御殿完成
慶安 4 年	1651 年		・本丸御殿で義直と紀州和歌山藩主浅野幸長娘春姫との婚儀が行われる
寛文 2～3 年	1662～ 1663 年		・義直が尾張に正式に入国し、駿府城から名古屋城に居を移す
寛文 3 年	1663 年		・この間に二之丸堀の建造と三之丸の枳形を石垣にする許可が下りる
寛文 4 年	1664 年		・二之丸御殿完成
寛文 5 年	1665 年		・三之丸に東照宮創建
寛文 9 年	1669 年		・この頃、西北隅櫓完成
寛文 13 年 延宝元年	1673 年	2 代 みつとも 光友	・義直が二之丸御殿に居を移す（以後、歴代城主が居住）
延宝 7 年	1679 年		・この頃、二之丸庭園（北御庭）が完成か
天和 2 年	1682 年		・雨により崩壊した二之丸石垣修復の許可が下りる
元禄 2 年	1689 年		・本丸御殿に上洛殿などを増築
元禄 7 年	1694 年		・將軍家光が上洛に際して本丸御殿に宿泊
元禄 12 年	1699 年		・この頃、下御深井御庭を作庭
元禄 15 年	1702 年		・二之丸庭園の改修に着手
元禄 16 年	1703 年		・この間に土居を崩しての三之丸水道修復と堀川から三之丸巾下へ堀を築いて取水することの許可が下りる
			・二之丸南の尾張藩家老竹腰・成瀬の両邸を三之丸へ移し、以後馬場や矢場等で構成される向屋敷を整備
			・二之丸黒門と多聞（長屋）が完成
		3 代 つななり 綱成	・二之丸庭園権現山に熊野社・愛宕社が完成
			・破損による二之丸多門下石垣内側 5 ヶ所、外側 7 ヶ所の修復許可が下りる
			・大天守の壁・屋根回りを修理（以後、元文 5 年（1740）に至るまで 13 回にわたり大小の修繕が行われる）
			・崩れによる御園門枳形石垣の修復と三之丸北西の水道修復の許可が下りる
		4 代 よしみち 吉通	・崩れによる二之丸東門（東鉄門）外側南方の堀下の石垣修復許可が下りる
			・破損により三之丸南方の土居下の水道修復
			・崩れと孕みによる本丸惣構東北隅石垣、三之丸水道の修復許可が下りる
			・裏土崩れによる二之丸惣構東方の堀道通石垣と三之丸水道の修復許可が下りる

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
宝永 5 年	1709 年	4 代 よしみち 吉通	・本丸 3 ケ所、西之丸 1 ケ所、二之丸 11 ケ所の石垣と西之丸の水道修復許可が下りる
宝永 7 年	1710 年		・東南隅櫓修理
享保 5 年	1720 年	6 代 つぐとも 継友	・三之丸の水道修復許可が下りる
享保 9 年	1724 年		・二之丸庭園の聖堂を法蔵寺（現在の名古屋市中村区）に移築 ・三之丸の水道修復許可が下り、従来の木製の水道から石製の水道に造り替える
享保 12 年	1727 年		・孕みと崩れにより本丸 3 ケ所、二之丸 5 ケ所の石垣修復許可が下りる
享保 13 年	1728 年		・三之丸の水道修復許可が下りる ・本丸御殿屋根を柿葺から棧瓦葺に改修
享保 15 年	1730 年		・金鯢が金網で覆われる
寛保 2 年	1742 年	7 代 むねはる 宗春	・金蔵が完成
寛延 3 年	1750 年		・本丸大天守台が沈下し、石垣が根本的に大修理を必要とする程度の孕みが発生
宝暦 2 年	1752 年	8 代 むねかつ 宗勝	・宝暦 5 年（1755）まで、天守石垣の不同沈下による傾きを修正し、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどの大修理を実施（宝暦の大修理）
寛政 11 年	1799 年		・東南隅櫓屋根修理
享和 2 年	1802 年	9 代 むねちか 宗睦	・西北隅櫓修理
文化 10 年	1813 年		・二之丸庭園の改修に着手か
文政 5 年	1822 年	10 代 なりとも 齊朝	・旧南御庭撤去（能舞台を移設して薪石の庭に）
文政 10 年	1827 年		・齊朝の隠居に伴い御深井丸の新御殿を造営
天保 7 年	1836 年	11 代 なりはる 齊温	・二之丸御殿の改修
天保 13 年	1842 年	12 代 なりたか 齊莊	・藩命により尾張藩士である奥村得義が『金城温古録』の執筆開始
安政 7 年 万延元年	1860 年	15 代 もちなか 茂徳	・奥村得義が『金城温古録』前半の清書本を藩に献上
慶応 3 年	1867 年	16 代 よしのり 義直	・二条城で大政奉還が行われる ・王政復古の号令により新政府が発足
慶応 4 年 明治元年	1868 年		・前藩主・徳川慶勝が佐幕派の藩士 14 名を処刑（青松葉事件）
明治 2 年	1869 年		・版籍奉還により、名古屋藩となる ・二之丸庭園にあった御茶屋「風信」を現在の名古屋市西区児玉へ移築
明治 4 年	1871 年	陸軍省	・金鯢が天守から引き下ろされ、宮内省に献納 ・廃藩置県により名古屋藩と犬山藩が合併して名古屋県となる ・名古屋に東京鎮台第三分営が置かれる ・猿面茶席を現在の名古屋市千種区へ移築
明治 5 年	1872 年		・名古屋県と額田県が合併して愛知県となる ・6 月、名古屋城本丸に東京鎮台第三分営が置かれ、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用。9 月、二之丸が陸軍省の所管となる ・東京湯島聖堂で開催された日本最初の博覧会に名古屋城天守の金鯢（雄）が出品
明治 6 年	1873 年		・東京鎮台第三分営が名古屋鎮台に改称 ・全国城郭ノ処分並兵営地等撰定方（廃城令）が出されるが陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れるが、本丸を除く建造物等の撤去が進められ、二之丸御殿や本町門、御園門、巾下門など二之丸・三之丸の諸建築を撤去 ・金鯢（雌）をオーストリア・ウィーンの万国博覧会に出品 ・この頃、吉田昭和が二之丸庭園前庭を作庭 ・この頃、二之丸にあった御茶屋「余芳」を現在の名古屋市西区児玉に移築
明治 7 年	1874 年		・二之丸に兵舎が新築され天守の仮兵舎はこれに移る ・三之丸が陸軍省所管となる
明治 8 年	1875 年		・東照宮が三之丸外に移される
明治 9 年	1876 年		・築城前から三之丸に鎮座していた那古野神社が三之丸外に遷座
明治 10 年代	1877～ 1886 年		・この頃、御深井丸に乃木倉庫が完成（建築年代は諸説あり）
明治 12 年	1879 年		・金鯢を天守に引き上げ ・射撃場として利用するため、三之丸東北端の土塁に射塚を増築 ・陸軍省、内務省、大蔵省により名古屋城が姫路城とともに永久保存する方針とされる
明治 13 年	1880 年		・陸軍省による本丸の櫓、多聞櫓の修繕（明治 15 年（1882）まで）
明治 14 年	1881 年		・三之丸庭園を造営（旧二之丸庭園の一部を元陸軍将校クラブ偕行社内に移築か）
明治 20 年	1887 年		・三之丸に司令部新庁舎が完成し本丸御殿から移る
明治 21 年	1888 年		・名古屋鎮台が第三師団に改称
明治 22 年	1889 年		・市町村制施行により名古屋市が成立する ・下御深井御庭が徳川家から陸軍省へ移管となり練兵場として整備

和暦	西暦	藩主・管理者		事項		
明治 24 年	1891 年	陸軍省		・皇室経済会議で名古屋城の陸軍省から宮内省への移管が議決 ・濃尾地震が発生し本丸の多聞櫓、西之丸の榎多門などが大破、二之丸東二之門門外の南側石垣の一部が崩壊。石垣は本丸（内堀含め）17 面、西之丸 15 面、御深井丸 3 面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に 1 箇所地割れが生じる		
明治 26 年	1893 年	（本丸、西之丸、宮内省御深井丸）	（二之丸） 陸軍省	・6 月 2 日 本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第 2976 号 官廳事項）		
明治 30 年	1897 年			・翌年（1898）にかけて二之丸南側（二之丸東門（東鉄門）から二之丸大手門（西鉄門）までの間）の滞水していた堀が空堀化		
明治 35 年	1902 年			・陸軍省所管の水堀を男爵 黒川通軌に無償貸与 ・奥村得義養子 定が『金城温古録』の後半清書本を尾張徳川家に献上		
明治 42 年	1909 年			・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・陸軍省が榊瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀への鉄道敷設のための借地申請を許可し、鉄道敷設工事によって東門・本町門・御園門の枳形が改変、各土橋を開削 ・三之丸西側の外堀が民有地となり埋め立てられる		
明治 43 年	1910 年			・濃尾大地震により大破した榎多門を撤去し、旧江戸城蓮池門を移築（翌年完成） ・小天守、東北隅櫓、東南隅櫓、西南隅櫓、西北隅櫓、本丸表一之門、正門に旧江戸城の鯨を取り付け		
明治 44 年	1911 年			・三之丸東・南外堀全域に瀬戸電気鉄道外堀線開通（土居下駅～堀川駅間）		
大正 5 年	1916 年			・西北隅櫓修理		
大正 8 年	1919 年			・この頃、宮内省内匠寮が名古屋離宮の実測図作成に着手		
大正 10 年	1921 年			・暴風雨により崩壊した西南隅櫓と櫓台石垣を修復（大正 12 年まで）		
大正 11 年	1922 年			・陸軍省から借用していた鉄道用地が榊瀬戸電気鉄道の所有となる		
大正 12 年	1923 年			・三之丸南西端の土地が(注)日本放送協会の所有地となる（戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有）		
昭和 4 年	1929 年			・本町門西の三之丸土塁に接する土地が陸軍省から名古屋市に払い下げ（現在は愛知縣護国神社の所有）		
昭和 5 年	1930 年	（本丸、西之丸、名古屋市御深井丸）	（二之丸） 陸軍省	・12 月 11 日 名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第 37 号） ・12 月 11 日 元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟が国宝（旧国宝）に指定（12 月 13 日 文部省告示第 239 号）		
昭和 6 年	1931 年			・愛知県史蹟名勝天然記念物調査会が名古屋城を調査した内容を報告書にまとめる ・名古屋城管理事務所を設置 ・名古屋城の一般公開開始（二之丸を除く） ・名城公園開園		
昭和 7 年	1932 年			・国宝建造物 24 棟の実測調査を開始（「昭和実測図」） ・7 月 25 日 名古屋城のカヤが天然記念物に指定（文部省告示第 192 号） ・12 月 12 日 本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史蹟 名古屋城」となる（文部省告示第 234 号） 民有 20 筆、国有 6 筆 指定総面積 26 筆 117,992.16 坪(390,056.72 m²)		
昭和 8 年	1933 年			・水堀が陸軍省から文部省所管となる ・4 月 26 日 陸軍省所管部分を除く史蹟指定地の管理者に名古屋市が指定 ・三之丸南東の大津通に接する土塁の開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎前までの大津町線道路が延長開通 ・三之丸に名古屋市庁舎を建設		
昭和 10 年	1935 年			・5 月 15 日 指定もれとなっていた御園橋西の土塁 48.63 坪が史蹟に追加指定（文部省告示第 197 号） 指定総面積 27 筆 118,040.79 坪 (390,217.48 m²) ・三之丸本町門西の三之丸土塁に接する土地に官祭招魂社（現在の愛知縣護国神社）が遷座		
昭和 12 年	1937 年			・重森三玲による二之丸庭園実測調査		
昭和 13 年	1938 年			・三之丸に愛知県庁舎が建設		
昭和 15 年	1940 年			・「ガラス乾板写真」の撮影を開始（翌年（1939）まで）		
昭和 17 年	1942 年			・6 月 26 日 旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が国宝（旧国宝）に指定（文部省告示第 519 号）		
昭和 20 年	1945 年			・旧本丸御殿障壁画等を乃木倉庫・西北隅櫓に移す ・5 月 14 日の大空襲により天守、旧本丸御殿をはじめとする主要な建造物が焼失し、東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓・表二之門・二之丸東二之門・二之丸大手二之門の 6 棟を残すのみとなる ・焼失を免れた旧本丸御殿障壁画の一部を灰宝神社（現在の豊田市）へ疎開 ・終戦後、二之丸が大蔵省（現財務省）所管となる		
昭和 21 年	1946 年			名古屋市		・疎開していた旧本丸御殿障壁画を名古屋城に戻す ・名古屋城公開を再開

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
昭和 23 年	1948 年	名古屋市	・ 二之丸の旧兵舎が名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用開始
昭和 24 年	1949 年		・ 御深井丸に猿面望嶽茶席・書院・次之間・五疊座敷を新築、又隠茶席移築
昭和 25 年	1950 年		・ 文化財保護法施行により西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門、旧本丸御殿障壁画 199 面附 16 面が重要文化財に指定
昭和 26 年	1951 年		・ 旧本丸御殿障壁画を展示するための絵画館（西の丸展示館）を西之丸に建設
昭和 27 年	1952 年		・ 3 月 29 日 「史蹟 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる（昭和 29 年（1954）8 月 11 日 文化財保護委員会告示第 34 号）指定総面積 27 筆 118,040.79 坪(390,217.48 m ²)※史蹟指定時の地番地積をそのまま踏襲 ・ 大天守・小天守台石垣の積替え修復を実施（昭和 31 年まで） ・ 東南隅櫓を解体修理（昭和 28 年まで）
昭和 28 年	1953 年		・ 3 月 31 日 二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝に指定され、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる（昭和 29 年（1954）8 月 3 日 文化財保護委員会告示第 31 号） ・ 二之丸庭園北御庭池底の改修（昭和 30 年（1955）まで）
昭和 30 年	1955 年		・ 6 月 22 日 旧本丸御殿障壁画 132 面が重要文化財に追加指定（文化財保護委員会告示第 38 号） ・ 御深井丸に織部堂建設
昭和 31 年	1956 年		・ 大天守・小天守・剣堀（橋台）・正門の再建が決定し、名古屋城再建準備委員会が発足 ・ 6 月 28 日 旧本丸御殿障壁画天井板絵 331 面附 369 面が重要文化財に指定（文化財保護委員会告示第 29 号）
昭和 32 年	1957 年		・ 天守の再建工事開始 ・ 旧本丸御殿障壁画天井板絵を修理（翌年（1958）まで）
昭和 34 年	1959 年		・ 大天守閣・小天守閣・剣堀（橋台）・正門（櫓多門）が完成
昭和 37 年	1962 年		・ 西北隅櫓の解体修理（昭和 39 年まで） ・ 天守閣が博物館相当施設に認定
昭和 38 年	1963 年		・ 二之丸から名古屋大学が移転 ・ 大蔵省から名古屋市が二之丸南の無償貸付を受け、愛知県への設置許可により翌年（1964）愛知県体育館が建設される ・ 二之丸大手二之門、二之丸東二之門を解体（解体部材は保管） ・ 二之丸東門枋形西側石垣を愛知県体育館園路拡張のために 9m 撤去
昭和 40 年 ころ	1965 年		・ この頃までに国道 22 号線（伏見通）の新設に伴い、御園橋東と巾下門南の土塁が分断撤去、御園橋東に新御園橋を架橋 ・ 市道新出来町線の拡幅工事と清水橋架橋により、三之丸東門北側土塁の一部が撤去
昭和 40 年	1965 年		・ 10 月 28 日 名古屋市が名勝名古屋城二之丸庭園の管理者に指定（文化財保護委員会告示第 63 号）
昭和 41 年	1966 年		・ 2 月 9 日 昭和 8 年（1933）史蹟指定地管理者未指定部分と昭和 10 年（1935）の追加指定部分の管理者に名古屋市が指定（文化財保護委員会告示第 2 号） ・ 二之丸の東入口を整備
昭和 42 年	1967 年		・ 二之丸大手二之門を復原 ・ 二之丸広場を整備 ・ 二之丸庭園の名勝指定区域を一般公開 ・ 大津町線の道路拡幅工事により大津町線に接する三之丸土塁をさらに掘削
昭和 43 年	1968 年		・ 旧本丸御殿障壁画天井板絵を修理（昭和 46 年まで）
昭和 45 年	1970 年		・ 豪雨により御深井丸北側の石垣が延長 32m にわたって崩壊したため補修工事を実施
昭和 46 年	1971 年		・ 昨年の豪雨を契機とし、はらみ状態の著しい箇所、戦災による焼石の多い箇所を中心に城内の石垣の現状調査実施
昭和 47 年	1972 年		・ 旧二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築
昭和 48 年	1973 年		・ 旧兵舎である名古屋学生会館（西側棟）から出火 ・ 東南隅櫓屋根葺替えと部分修理 ・ 本丸表二之門屋根葺替えと部分修理
昭和 49 年	1974 年		・ 旧本丸御殿障壁画杉戸絵修理（翌年（1975）まで） ・ 旧兵舎である名古屋学生会館（東側棟）から出火、その後建物を撤去 ・ 大蔵省から名古屋市が名勝指定範囲以外の二之丸北の無償貸付を受ける
昭和 50 年 代	1975～ 1984 年		・ 御深井丸西部に池や植栽等の整備を行う
昭和 50 年	1975 年		・ 6 月 23 日 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門）が重要文化財に指定される（文部省告示第 103 号） ・ 昭和 50 年度～平成 13 年度まで各所の石垣補修工事を開始 ・ 塩蔵門跡（東側）石垣修復工事 ・ 東庭園、南池の試掘調査実施

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
昭和 51 年	1976 年	名古屋市	・名古屋鉄道瀬戸線栄乗り入れが決定し、土居下駅～堀川駅間が廃線となり三之丸外堀の鉄道施設撤去工事開始（昭和 53 年（1978）乗り入れ開始） ・東庭園、南池の発掘調査実施 ・不明門跡石垣修復工事（翌年（1977）まで）
昭和 52 年	1977 年		・東庭園、南池の発掘調査実施 ・6 月 27 日 二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所管地）が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず
昭和 53 年	1978 年		・本丸不明門を復元 ・東庭園の整備 ・本丸東一之門跡（東側）石垣修復工事（翌年（1979）まで）
昭和 54 年	1979 年		・二之丸東庭園公開
昭和 55 年	1980 年		・元御春屋門跡石垣修復工事
昭和 56 年	1981 年		・水堀に工業用水を導入開始 ・東南隅櫓南二之丸境石垣修復工事
昭和 57 年	1982 年		・御深井丸展示館完成 ・本丸表一之門跡（北側）石垣修復工事（翌年（1983 年）まで）
昭和 58 年	1983 年		・猿面茶席屋根葺替え修理
昭和 59 年	1984 年		・名古屋城博開催に伴い金鯨を天守閣から下ろす ・本丸表一之門跡（南側）石垣修復工事（翌年（1985 年）まで）
昭和 60 年	1985 年		・小天守収蔵庫の全面改修工事（専用棚、空調設備、消火設備、警備設備が導入）
昭和 61 年	1986 年		・塩蔵門跡（西側）石垣修復工事（昭和 63 年まで） ・旧本丸御殿障壁画の継続的な修理を開始（～現在）
昭和 63 年	1988 年		・東南隅櫓屋根葺替えと部分修理 ・西北隅櫓屋根葺替えと部分修理
昭和 64 年 平成元年	1989 年		・東南隅櫓壁・屋根修理 ・本丸東一之門跡（西側）石垣修復工事（平成 3 年まで）
平成 2 年	1990 年		・大天守閣に美術品専用展示ケース導入
平成 4 年	1992 年		・本丸御殿障壁画復元模写開始 ・くるみ林・塩蔵構境石垣修復工事（翌年（1993）まで）
平成 5 年	1993 年		・石垣の状況の変化について縦断測量及び現況写真による調査実施
平成 6 年	1994 年		・塩蔵構南面石垣修復工事 ・台風により二之丸東二之門跡北側石垣の北面が崩壊したため補修工事を実施
平成 7 年	1995 年		・二之丸東二之門跡北側・二之丸東面石垣修復工事（翌年（1996 年）まで）
平成 9 年	1997 年		・乃木倉庫が国登録有形文化財に指定 ・大天守閣にエレベーター棟を増築 ・塩蔵構南面石垣修復工事
平成 10 年	1998 年		・二之丸東一之門跡西面石垣修復工事
平成 11 年	1999 年		・水堀の水質浄化対策実施 ・二之丸東二之門跡石垣修復工事
平成 12 年	2000 年		・不明門北東石垣修復工事（翌年（2001 年）まで）
平成 14 年	2002 年		・本丸搦手馬出周辺石垣の修復工事に着手（～現在）
平成 17 年	2005 年		・金鯨を天守から下ろし愛知万博（愛・地球博）開会式に出品 ・「新世紀・名古屋城博」に金鯨を出品
平成 21 年	2009 年		・本丸御殿復元整備に着手
平成 22 年	2010 年		・西南隅櫓を半解体修理（平成 27 年まで） ・本丸東二之門（旧二之丸東二之門）を解体修理（平成 25 年まで） ・天守閣の耐震診断実施 ・御茶屋「余芳」の解体部材が民間から名古屋市へ寄贈
平成 23 年	2011 年		・翌年（2012）にかけて名古屋城のカヤの根・土壌外観調査、土壌透水試験、土壌貫入試験、土壌物理性・化学性試験、周辺環境調査、幹・枝の腐食状況調査を実施
平成 24 年	2012 年		・旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、名古屋鉄道株式会社から名古屋市と国土交通省に寄贈 ・本丸表二之門両袖土堀の補修工事
平成 25 年	2013 年		・名古屋城のカヤの土壌改良を実施 ・本丸御殿玄関・表書院公開 ・二之丸庭園保存修復整備に着手し、笹巻山の発掘調査、笹巻山(植栽)・権現山(植栽)を修復
平成 26 年	2014 年		・二之丸大手二之門の耐震診断調査 ・二之丸庭園の権現山東・栄螺山・多春園の発掘調査、権現山(築山・植栽)・笹巻山(築山・石組)を修復 ・名古屋城のカヤの土壌改良とロープ柵範囲拡大を行う
平成 27 年	2015 年		・二之丸庭園の北園地東・多春園・奥御文庫・二子山・園路の発掘調査、権現山(石段・社跡・築山)を修復

和暦	西暦	藩主・管理者	事項
平成 28 年	2016 年	名古屋市	・ 二之丸庭園の北園地・栄螺山・園路の発掘調査、権現山(築山)・栄螺山(築山・石組)を修復 ・ 本丸御殿対面所・下御膳所公開 ・ 西の丸展示館（旧絵画館）撤去

資料-2 文献・絵図・古写真等

■文献

	史資料名	時代	所蔵
1	御天守御修復留	宝暦2年(1752)	名古屋市蓬左文庫
2	事蹟録	宝暦13年(1763)	徳川林政史研究所
3	敬公実録	文化元年(1808)	名古屋市蓬左文庫 名古屋市鶴舞中央図書館
4	国秘録 第四十九冊 御本丸記事「御本丸御殿画評」	天保6年(1835)	徳川林政史研究所
5	金城温古録 草稿本	安政5年(1858)	(公財)東洋文庫
6	柳城禁図	安政5年(1858)	(一財)名古屋城振興協会
7	金城温古録	万延元年(1860)	名古屋市蓬左文庫
8	源敬様御代御記録	江戸時代後期	徳川林政史研究所
9	金鷲尾貢献並城内建物取毀ノ儀伺 「公文録 明治二年 第一四六巻」	明治3年(1870)	国立公文書館
10	金城温古録 清書本2	明治初年頃まで	(公財)東洋文庫
11	金鷲尾復旧之儀二付伺 「大日記 明治十一年七月 六鎮台」	明治11年(1878)	防衛省防衛研究所図書館
12	金城録 写本2	明治23年(1890)	宮内庁書陵部宮内公文書館
13	金城温古録付録 名古屋城・天守閣図画 写本	明治26年(1893)以降か	名古屋城総合事務所
14	金城温古録 清書本1	明治35年(1902)	名古屋市蓬左文庫
15	蓬佐年代詳聞録 写本	明治42年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
16	蓬佐遷府記稿 写本2	明治42年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
17	金城温古録 清書本3	明治42年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
18	金城温古録 写本1	明治42年(1909)	名古屋市鶴舞中央図書館
19	金城温古録 写本4	明治42年(1909)	(公財)東洋文庫
20	金府記較 写本2	明治43年(1910)	名古屋市鶴舞中央図書館
21	金城温古録 写本3	明治	名古屋城総合事務所
22	金城録絵図 写本	明治	名古屋城総合事務所
23	金城温古録付属 御天守御畳因数図 写本	明治	名古屋城総合事務所
24	金城録 写本3	明治から大正	名古屋城総合事務所
25	蓬佐遷府記稿 写本3	大正15年(1926)	名古屋城総合事務所
26	編年大略	不明	国立国会図書館 徳川林政史研究所 東京大学史料編纂所 名古屋市蓬左文庫

文献

■ 絵図・図面

	作品名	時代	所蔵
1	御城取大体之図	天正 10 年(1580)～慶長 13 年(1608)	名古屋市蓬左文庫
2	大工頭中井家関係資料 なこや御城惣指図	江戸時代初期	中井正知氏・中井正純氏蔵 大阪市立住まいのミュージアム寄託
3	大工頭中井家関係資料 なこや御城之指図	江戸時代初期	中井正知氏・中井正純氏蔵 大阪市立住まいのミュージアム寄託
4	名古屋築城大名分担丁場割図	慶長 14 年(1609)～慶長 19 年(1614)	名古屋城総合事務所
5	御城郭内屋鋪割	元和元年(1615)～元和 6 年(1620)	名古屋市蓬左文庫
6	御城郭建物地割図	寛永 11 年(1634)	名古屋市蓬左文庫
7	正保四年名古屋城絵図	正保 4 年(1647)	徳川美術館
8	下御深井絵図	貞享元年(1684)	名古屋市蓬左文庫
9	元禄十年名古屋城絵図	元禄 10 年(1697)	名古屋市蓬左文庫
10	尾州二之丸御指図	江戸時代前期	徳川林政史研究所
11	御二之丸御奥方差図	江戸時代前期	徳川林政史研究所
12	万治年間名古屋城図	江戸時代前期	(一財)名古屋城振興協会
13	中御座之間北御庭惣絵	江戸時代前期	名古屋市蓬左文庫
14	御二之丸奥方御差図	江戸時代前期	名古屋市蓬左文庫
15	尾府名古屋図	宝永 7 年(1710)～享保 15 年(1730)	名古屋市蓬左文庫
16	尾州名古屋城	享保 2 年(1717)写	名古屋市蓬左文庫
17	尾陽名護屋城図	享保 2 年(1717)写	名古屋市蓬左文庫
18	享保十四年名護屋絵図	享保 14 年(1729)	愛知県図書館
19	尾張国名古屋城破損所之絵図	享保 17 年(1732)5 月	静嘉堂文庫
20	名古屋図	享保 17 年(1732)～21 年(1736)	名古屋市蓬左文庫
21	御作事深井丸内諸役人詰所指図	宝暦 2 年(1752)～	名古屋城総合事務所
22	御天守地割 御天守平地割	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
23	御天守地割 御天守妻地割	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
24	御天守地割図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
25	御天守上見通絵図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
26	御深井丸内諸御役人詰所御作事本々所諸番所取建方指図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
27	御天守修復仕様津満之方ヨリ見渡之図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
28	御天守修復仕様平之方ヨリ見渡之図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
29	御天守御石垣取毀方築方起指図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
30	御天守地割 御天守石垣屋形図	宝暦 5 年(1755)	個人蔵
31	尾陽視聴合記のうち 名古屋城図	安永 8 年(1779)	前田博氏
32	御本丸御深井丸図	江戸時代中期	名古屋市博物館
33	尾州御城絵図	江戸時代中期	名古屋市蓬左文庫
34	名古屋城内巡覧図	江戸時代中期～後期(天保 5 年(1834)以前)	個人蔵
35	尾州名護屋慶長以前之古図	文化 14 年(1817)7 月 6 日写	名古屋市博物館
36	蓬左城極秘図	文政 2 年(1819) 岡本成允写	名古屋市博物館
37	御本丸御殿中之図	文政 5 年(1822)	(一財)名古屋城振興協会
38	東照宮祭礼図巻 巻 1	文政 5 年(1822)	名古屋市博物館
39	名古屋城二之丸御殿図	文政 5 年(1822)	名古屋市蓬左文庫
40	名古屋城二之丸絵図	文政 5 年(1822)以後	名古屋城総合事務所
41	二之丸御庭道及踏石図	文政 5 年(1822)以後	名古屋市蓬左文庫
42	戸山御庭之図	文政 9 年(1826)	徳川美術館
43	御本丸御深井丸地仕口尺之図面	文政 10 年(1827)閏 6 月	名古屋城総合事務所
44	名古屋城城郭図 [名古屋城図]	文政 11 年(1828)9 月写	(公財)東洋文庫
45	江戸幕府作事方大棟梁甲良家鯨雛形 (天保 9 年〔1838〕3 月甲良若狹記)	天保 9 年(1838)	東京都立中央図書館
46	名古屋城俯瞰図	天保 13 年(1842)	名古屋市博物館
47	御本丸御殿中御城御次第之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
48	御本丸御殿中御成次第之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
49	御本丸御成御送迎座列居之図	天保 14 年(1843)写	(一財)名古屋城振興協会
50	尾張名所図会 前編 巻一「加藤清正石引の図」	天保 15 年(1844)	(一財)名古屋城振興協会

	作品名	時代	所蔵
51	尾張名所図会 前編 巻一「巾下新馬場より御城を望む図」	天保 15 年(1844)	名古屋城総合事務所
52	尾張名所図会 前編 巻一「三の丸御宮の図」	天保 15 年(1844)	名古屋市博物館
53	那古野村之古図	嘉永 3 年(1850)6 月 15 日 奥村得義写	名古屋市博物館
54	名古屋御本丸廻り之図	安政元年(1854)	(一財)名古屋城振興協会
55	柳城禁図	安政 5 年(1858)	(一財)名古屋城振興協会
56	名古屋城郭図 [建物部分図]	万延元年(1860)	(公財)東洋文庫
57	名古屋城郭図 [二之丸図]	万延元年(1860)	(公財)東洋文庫
58	金城温古録 巻 14 御天守編之六「御天守大体」	万延元年(1860)	名古屋市蓬左文庫
59	金城温古録 巻 23 御本丸編之八「南一之御門」	万延元年(1860)	名古屋市蓬左文庫
60	名古屋城郭図 [名古屋城窓図]	文久 2 年(1862)	(公財)東洋文庫
61	名古屋城郭図 [二之丸御殿図]	文久 2 年(1862)	(公財)東洋文庫
62	源頼朝公京都より下向の図 東海道吉田駅豊川之長橋	文久 3 年(1863)	豊橋市二川宿本陣資料館
63	東海道 鳴海	文久 3 年(1863)	(一財)名古屋城振興協会
64	東海道名所之内 熱田一の鳥居	文久 3 年(1863)	豊橋市二川宿本陣資料館
65	尾城本丸之図 御泊之節御対顔之次第	慶応元年(1865)	名古屋市蓬左文庫
66	御本丸御殿中絵図	江戸時代後期	名古屋市博物館
67	進饌要覧 付録 第四冊	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
68	二之丸御奥方御差図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
69	御殿平面図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
70	御城二之丸図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
71	御城図面	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
72	御城御庭絵図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
73	尾二ノ丸御庭之図	江戸時代後期	徳川美術館
74	御城二之丸図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
75	二之丸御殿道及踏石図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
76	御城二ノ丸御庭之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
77	桜御間南御庭四季之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
78	下御深井絵図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
79	御深井丸内諸御役人詰所 御作事本ノ所諸番所取建方指図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
80	名古屋城本丸御殿御間之図 御巡覧道書添	江戸時代後期	(一財)名古屋城振興協会
81	名古屋城御本丸周囲御堀之図(西十月御天守御本丸外御堀内墨引絵図)	江戸時代後期	(一財)名古屋城振興協会
82	名古屋城図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
83	名古屋城本丸御殿平面図	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
84	五月初節供幟図(徳川義宣初節供)	江戸時代後期	徳川美術館
85	御城二之丸御庭之図	江戸時代後期	名古屋市蓬左文庫
86	源順様御代下御庭図面	江戸時代後期	徳川林政史研究所
87	御軍用図引 金城眺望録	江戸時代後期	名古屋市博物館
88	堀川図屏風	江戸時代後期	名古屋市博物館
89	東照宮祭礼之図	江戸時代後期	前田博氏
90	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録一[江戸]	江戸時代後期	名古屋城総合事務所
91	仙鶴退齡図 熊斐筆	江戸時代後期	
92	金城温古録 巻 10 御天守編之三 御天守部「御天守土台石垣大体」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
93	金城温古録 巻 10 御天守編之三 御天守部三「御蔵之間」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
94	金城温古録 巻 16 御本丸編之一 大手部「御本丸細見」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
95	金城温古録 巻 17 御本丸編之二 御殿部「御本丸御殿当今之図」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
96	金城温古録 巻 27 御深井丸之編四 西之丸部「西之丸大体」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
97	金城温古録 巻 28 御深井丸之編五 西之丸部「御蔵構大体」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
98	金城温古録 巻 29 御深井丸之編六 西之丸部「御深井丸御植木之古体 元禄以降」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
99	金城温古録 巻 43 御城編之七 御奥部「南御庭大体」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
100	金城温古録 巻 44 御城編之七 御奥部「北御庭古図」	江戸時代後期～明治 35 年 (1902)	名古屋市蓬左文庫
101	金城温古録 巻 14 御天守編之六 図彙部「南鯪寸法」	江戸時代後期～明治 42 年 (1909)	(公財)東洋文庫

	作品名	時代	所蔵
102	金城温古録 巻 14 御天守編之六 図彙部 「鯨鳥除針銅取付方之図」	江戸時代後期～明治 42 年(1909)	(公財)東洋文庫
103	金城温古録 巻 16 御本丸編之一 大手部 「御本丸大体」	江戸時代後期～明治 42 年(1909)	(公財)東洋文庫
104	金城温古録 巻 28 御深井丸之編五 西之丸部 「御蔵構大体」	江戸時代後期～明治 42 年(1909)	(公財)東洋文庫
105	名古屋城郭図屏風	江戸時代後期～明治	名古屋城総合事務所
106	名古屋城普請町場請取絵図	江戸時代	徳川美術館
107	名古屋城普請丁場割之図	江戸時代	名古屋市蓬左文庫
108	御城二之丸図	江戸時代	名古屋城総合事務所
109	大日本五道中図屏風	江戸時代	三井記念美術館
110	名古屋城舊建家之図	明治初期	宮内庁書陵部宮内公文書館
111	博覧会図 昇斎一景画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
112	博覧会諸人群集之図 昇斎一景画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
113	古今珍物集覧 二代歌川国輝画	明治 5 年(1872)	(一財)名古屋城振興協会
114	御物金鯨之図	明治 8 年(1875)	(一財)名古屋城振興協会
115	愛知県名古屋明細図	明治 10 年(1877)	名古屋市蓬左文庫
116	名古屋城本丸並深井丸千二百分一ノ縮図	明治 12 年(1879)	国立公文書館
117	尾張名所図会 前編 第一冊	明治 13 年(1880)	名古屋城総合事務所
118	万国一等名古屋金城煉兵之図	明治 19 年(1886)	(一財)名古屋城振興協会
119	名古屋鎮台行軍出営之図	明治 20 年(1887)	(一財)名古屋城振興協会
120	名古屋城複多門内配置図(本丸・深井丸)	明治 22 年(1889)	東京都立中央図書館
121	名古屋城之真景図	明治 23 年(1890)	(一財)名古屋城振興協会
122	名古屋城本丸並深井丸等平面図「老大日記明治二十六年五月」	明治 23 年(1890)	防衛省防衛研究所図書館
123	名古屋普請町場請取絵図	明治 23 年(1890)写	宮内庁書陵部宮内公文書館
124	観兵式之図	明治 24 年(1891)以前	(一財)名古屋城振興協会
125	名古屋旧城鎮台天守金鯨図	明治 24 年(1891)	(一財)名古屋城振興協会
126	名古屋旧城鎮台天守金鯨図	明治 24 年(1891)	(一財)名古屋城振興協会
127	明治廿四年十月廿八日 大地震図	明治 24 年(1891)	名古屋市博物館
128	明治廿四年十月廿八日 大地震後図	明治 24 年(1891)	名古屋市博物館
129	名古屋金城之図	明治 26 年(1893)	(一財)名古屋城振興協会
130	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録二〔明治〕	明治 26 年(1893)	名古屋城総合事務所
131	名古屋第三師団観兵式之図	明治 28 年(1895)	(一財)名古屋城振興協会
132	名古屋金城及名所図	明治 28 年(1895)	(一財)名古屋城振興協会
133	名古屋離宮々殿之図(「内匠寮 明治三十年工事記録第六号」より)	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
134	内匠寮 明治三十年工事録第三号 名古屋離宮々殿図	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
135	内匠寮 明治三十年工事録第三号 名古屋離宮屋根伏 貳百分壱図	明治 30 年(1897)	宮内庁書陵部宮内公文書館
136	内匠寮 明治三三・三四年建物台帳異動録 名古屋離宮々殿図 貳百分壱	明治 33 年(1900)	宮内庁書陵部宮内公文書館
137	名古屋城本丸及深井丸之図 7400 分の 1	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
138	名古屋城複多門内配置図 1200 分の 1	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
139	名古屋離宮複多門内総地図 六百分一	明治 33 年(1900)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
140	名古屋離宮御間内ノ図 二百分一	明治 33 年	名古屋城総合事務所
141	名古屋離宮御間内ノ図 百分一	明治 33 年	名古屋城総合事務所
142	旧名古屋城郭内全図	明治 34 年(1901)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
143	名古屋離宮宮殿及附属建物図	明治 34 年(1901)か	宮内庁書陵部宮内公文書館
144	金城温古録 巻 53 御深井御庭編之四「御深井御堀」	明治 35 年(1902)	名古屋市蓬左文庫
145	第三師団衛生核兵種出門之図	明治 36 年(1903)	(一財)名古屋城振興協会
146	部分図(名古屋離宮御膳水井戸屋形新設地之間図)	明治 38 年(1905)	名古屋城総合事務所
147	名古屋御城水道絵図	明治 42 年(1909)写	名古屋市鶴舞中央図書館
148	金城温古録 巻 14 御天守編之六「黄金鯨形」	明治 42 年(1909)写	名古屋市鶴舞中央図書館
149	名古屋離宮城之図	明治 43 年(1910)	(一財)名古屋城振興協会
150	御殿向引渡請取図	明治	名古屋城総合事務所
151	名古屋城城郭之図(二十年中草取区画決定)	明治	東京都立中央図書館木子文庫
152	本丸・深井丸・西之丸地図(震災石垣被損箇所調査)	明治	東京都立中央図書館木子文庫
153	名古屋離宮及陸軍所轄複多門内総地図	明治	名古屋城総合事務所
154	名古屋離宮宮殿地之間図	明治	宮内庁書陵部宮内公文書館
155	名古屋離宮内閣全図	明治	名古屋城総合事務所
156	名古屋城本丸御殿平面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫

	作品名	時代	所蔵
157	名古屋城本丸御殿平面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
158	名古屋城本丸建家屋葺換修繕図（屋根伏図）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
159	名古屋城本丸旧殿屋根替二付小屋伏之図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
160	名古屋城本丸御殿 旧表書院東ヨリ見付小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
161	名古屋城本丸御殿 旧対面所東ヨリ見附小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
162	名古屋城本丸御殿 旧上洛殿東ヨリ見附小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
163	名古屋城旧殿上洛殿 小屋組切断図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
164	名古屋城本丸御殿 旧表書院 旧対面所 旧上洛殿 軒廻り断面図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
165	名古屋城本丸御殿玄関廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
166	名古屋城本丸御殿上洛殿・湯殿書院廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
167	名古屋城本丸御殿表書院廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
168	名古屋城本丸御殿対面所廻り調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
169	名古屋城本丸御殿湯殿書院・黒木書院調査図	明治	東京都立中央図書館木子文庫
170	名古屋城本丸御殿調査図（平面）	明治	東京都立中央図書館木子文庫
171	名古屋城本丸内玄関関係図 1	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
172	名古屋城本丸内玄関関係図 2	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
173	名古屋城本丸内玄関関係図 3	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
174	名古屋城本丸内玄関関係図 4	明治写	宮内庁書陵部宮内公文書館
175	離宮図（名古屋離宮内閣全図）	明治写	名古屋城総合事務所
176	金城温古録付属 御天守御修復仕様妻の方ヨリ見渡之図	明治写	名古屋城総合事務所
177	金城温古録付属 御天守御修復仕様平の方ヨリ見渡之図	明治写	名古屋城総合事務所
178	金城温古録付属 御天守初重本側御柱水積指図 最初段	明治写	名古屋城総合事務所
179	金城温古録付属 御天守初重惣御柱水積指図	明治写	名古屋城総合事務所
180	金城温古録付属 御天守起方墨引	明治写	名古屋城総合事務所
181	金城温声奥付属 御天守御堀内遣方井楼之図	明治写	名古屋城総合事務所
182	金城温古録付属 御天守御石垣取解築方起指図	明治写	名古屋城総合事務所
183	金城温古録付属 遣方勾配寸尺之図	明治写	名古屋城総合事務所
184	金城温古録付属 遣方西方	明治写	名古屋城総合事務所
185	金城温古録付属 遣方北方	明治写	名古屋城総合事務所
186	金城温古録付属 銅葺野地之図	明治写	名古屋城総合事務所
187	金城温古録 巻 14 御天守編之六「小天守大体」	明治写	名古屋城総合事務所
188	金城録・金城録絵図	明治写	名古屋城総合事務所
189	金城温古録付録 名古屋城・天守閣図画	明治写	名古屋城総合事務所
190	金城録 町場請取絵図	明治～大正写	名古屋城総合事務所
191	金城温古録付属 名古屋御城石垣絵図	明治～大正写	名古屋城総合事務所
192	金城録 名古屋御城石垣絵図	明治～大正写	名古屋城総合事務所
193	離宮図（名古屋離宮平面図）	大正 4 年(1915)10 月	名古屋城総合事務所
194	名古屋離宮大礼関係設備配置図	大正 4 年(1915)	国立公文書館
195	名古屋離宮巡行線路図	大正 6 年(1917)	名古屋城総合事務所
196	離宮図（名古屋離宮総図）	大正 8 年(1919)4 月	名古屋城総合事務所
197	名古屋離宮俯瞰図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
198	名古屋離宮御殿平面図 附湯沸所及渡廊下	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
199	名古屋離宮天守閣平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
200	名古屋離宮天守閣平面図（其一）	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
201	名古屋離宮天守閣平面図（其二）	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
202	名古屋離宮天守閣平面図（其三）	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
203	名古屋離宮各隅櫓小天守閣各渡櫓門平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
204	名古屋離宮西北櫓小天守平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
205	名古屋離宮東南櫓東北櫓西南櫓平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
206	名古屋離宮各渡櫓門平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
207	名古屋離宮附属建物平面図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
208	名古屋離宮附属建物平面図（其一）	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
209	名古屋離宮附属建物平面図（其二）	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
210	名古屋離宮総図附図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
211	名古屋離宮建築細部実測図	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
212	名古屋離宮御湯殿書院風呂屋形	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
213	名古屋離宮虎ノ間床及棚	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
214	名古屋離宮御殿鷺之廊下	大正 8 年(1919)	宮内庁書陵部宮内公文書館
215	名古屋離宮総図	大正 8 年(1919)か	宮内庁書陵部宮内公文書館

	作品名	時代	所蔵
216	離宮図（名古屋離宮総図）（計2枚）	大正10年(1921)5月	名古屋城総合事務所
217	西南隅櫓（名古屋離宮西南櫓之図）	大正10年(1921)10月	名古屋城総合事務所
218	西南隅櫓（名古屋離宮西南櫓基礎設計図）	大正10年(1921)11月	名古屋城総合事務所
219	名古屋離宮平面図	大正10年(1921)	宮内庁書陵部宮内公文書館
220	西南隅櫓（名古屋離宮西南櫓南側櫓狭間断面図）	大正11年(1922)～12年(1923)	名古屋城総合事務所
221	西南隅櫓（名古屋離宮西南櫓西側櫓狭間断面図）	大正11年(1922)～12年(1923)	名古屋城総合事務所
222	部分図（名古屋離宮水道工事明細図）	大正13年(1924)11月	名古屋城総合事務所
223	部分図（名古屋離宮鉄管布設竣工図）	大正13年(1924)か	名古屋城総合事務所
224	名古屋離宮 総図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
225	名古屋離宮 御殿図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
226	名古屋離宮 天守閣図	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
227	名古屋離宮 小天守・西南隅櫓	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
228	名古屋離宮 各門・隅櫓	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
229	名古屋離宮 湯沸所等	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
230	名古屋離宮 付属舎類	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
231	名古屋離宮 正門櫓類	大正	宮内庁書陵部宮内公文書館
232	名古屋防空演習記念絵皿	昭和4年(1929)	(一財)名古屋城振興協会
233	名古屋離宮御下賜記念名城大展示会出品目録	昭和6年(1931)	名古屋市蓬左文庫
234	東北隅櫓（計18枚）	昭和6年(1931)	名古屋城総合事務所
235	防空防護ポスター	昭和11年(1936)ごろ	名古屋市博物館
236	名古屋防空演習ポスター	昭和11年(1936)ごろ	名古屋市博物館
237	名古屋城	昭和12年(1937)	(一財)名古屋城振興協会
238	名古屋汎太平洋平和博覧会ポスター（英語版）	昭和12年(1937)	名古屋市政資料館
239	港湾協会第十回通常総会記念絵皿	昭和12年(1937)	名古屋城総合事務所
240	絵皿	昭和12年(1937)	個人蔵
241	名古屋城樹木現況調査図	昭和14年(1939)	名古屋城総合事務所
242	名古屋城防空設備資材配置図	昭和18年(1943)	名古屋城総合事務所
243	拝観順路予定図	昭和前期	名古屋城総合事務所
244	名古屋鯨三題乃内 月の熱田を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
245	名古屋鯨三題乃内 雪の犬山を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
246	名古屋鯨三題乃内 桜の八事山を望む	昭和前期	(一財)名古屋城振興協会
247	東北隅櫓 三層懸魚拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
248	東北隅櫓 二層東出窓千鳥破風鬼板拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
249	上洛殿一之間南入側境舞良襖戸蒔絵摺本	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
250	上洛殿一之間南入側境舞良襖戸蒔絵中央部原寸図	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
251	石垣刻文拓本	昭和前期	名古屋城総合事務所
252	本丸御殿拓本類（計275枚）	昭和前期	名古屋城総合事務所
253	本丸御殿上洛殿建具框摺本・原寸図	昭和前期	(公財)文化財建造物保存技術協会
254	昭和実測図（計309枚）	昭和前期	名古屋城総合事務所
255	天守閣（天守閣跡礎石平面並高低図）	昭和20年(1945)以降	名古屋城総合事務所
256	表二之門（名古屋城表二之門他修繕工事配置図詳細図）	昭和25年(1950)1月	名古屋城総合事務所
257	修理竣工図 東南隅櫓（計19枚）	昭和28年(1953)	名古屋城総合事務所
258	史跡名古屋城城平面図	昭和20年代(1945～1954)	名古屋城総合事務所
259	本丸御殿図（名古屋城重要文化財障壁画配置図）	昭和35年(1960)12月	名古屋城総合事務所
260	修理竣工図 東南隅櫓・多聞櫓（計2枚）	昭和39年(1964)	名古屋城総合事務所
261	修理竣工図 西北隅櫓（計21枚）	昭和39年(1964)	名古屋城総合事務所
262	旧学生会館取壊し前図面（アルバム添付図面）	昭和49年(1974)以前か	名古屋城総合事務所
263	名古屋城本丸御殿址実測図	昭和53年(1978)か	
264	本丸御殿定規（計153枚）	昭和	名古屋城総合事務所
265	本丸御殿（拝観順路予定図）	昭和	名古屋城総合事務所
266	名古屋城本丸御殿障壁画修理記録三〔昭和〕	昭和	名古屋城総合事務所
267	なこや御城惣指図		中井忠重
268	名古屋御城石垣絵図		宮内庁書陵部宮内公文書館
269	元禄拾年御城絵図		名古屋市蓬左文庫
270	下御深井図面		名古屋市蓬左文庫
271	万治年間名古屋城下絵図（仮題）		名古屋城総合事務所
272	名護屋初築之図		
273	尾張国名護屋		名古屋市蓬左文庫
274	尾州名古屋城之図		金沢市立図書館
275	尾陽名古屋城図		国立公文書館

	作品名	時代	所蔵
276	尾張名護屋		岡山大学附属図書館池田家文庫
277	尾張国名護屋城		西尾市岩瀬文庫
278	万治3年(1660)正月大火図		名古屋市鶴舞中央図書館
279	御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図(宝暦2年〔1752〕修理図)		
280	名古屋御天守各層間取図		名古屋市鶴舞中央図書館
281	名古屋御天守平地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
282	名古屋御天守地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
283	名古屋御天守妻地割図		名古屋市鶴舞中央図書館
284	御城取大体之図		
285	深井丸堀の断面		
286	大天守金鯱(「御天守鱗木地仕口寸尺之図面」部分)		名古屋城総合事務所
287	元和年二之丸大体		
288	寛文以後二之丸大体		
289	西鉄御門枳形		
290	東鉄御門枳形		
291	未申隅御櫓		
292	御太鼓櫓		
293	辰巳隅御櫓		
294	丑寅隅御櫓		
295	二丸孔雀門		
296	二丸御庭迎涼閣		
297	二丸御殿鎖之間		
298	二丸御殿数奇屋		
299	二丸露地扁額絵図		
300	二丸御殿露地		
301	二丸南御庭		
302	旧二之丸御城御殿之図		名古屋市鶴舞中央図書館
303	慶長年中三之丸図		
304	清水門		
305	東門		
306	本町門		
307	巾下より名古屋城を望む		
308	公儀御霊屋		
309	西丸		
310	西丸榎多門		
311	西丸月見櫓		
312	未申隅櫓		
313	深井丸		
314	深井丸大手塩蔵門枳形		
315	深井丸弓矢櫓		
316	深井丸西北隅櫓		
317	下深井御庭		
318	下深井御庭松山御茶屋絵図		名古屋市蓬左文庫
319	瀬戸御茶屋御指図		名古屋市蓬左文庫
320	瀬戸御茶屋絵図		名古屋市蓬左文庫
321	三丸竹腰邸と二丸		
322	東片端付近の武家屋敷		
323	三丸の武家屋敷、右端渡辺半蔵邸		
324	尾張名古屋(諸国当城之図)		広島市立図書館浅野文庫
325	二ノ丸奥方御好之御差図		名古屋市蓬左文庫
326	不明門(計7枚)		名古屋城総合事務所
327	離宮図(名古屋離宮平面図)		名古屋城総合事務所
328	西南隅櫓(名古屋城断面図)		名古屋城総合事務所
329	東北隅櫓(計4枚)		名古屋城総合事務所

絵図・図面

■古写真

	史資料名	時代	所蔵
1	天守 北から	嘉永4年(1851)	徳川林政史研究所
2	名古屋城天守	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
3	名古屋城本丸東南隅櫓・天守	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
4	名古屋城本丸東南隅櫓・天守	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
5	名古屋城天守遠望	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
6	本丸西南隅櫓遠望	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
7	本丸東南隅櫓	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
8	西之丸月見櫓(1)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
9	西之丸月見櫓(2)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
10	御深井丸西北隅櫓(1)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
11	御深井丸西北隅櫓(2)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
12	名古屋城御深井丸 (パノラマ写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
13	名古屋城天守・二之丸御殿	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
14	名古屋城二之丸御殿黒門	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
15	二之丸御殿黒門	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
16	二之丸御殿西鉄門前	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
17	二之丸東鉄門付近	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
18	二之丸東鉄門下馬	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
19	二之丸太鼓櫓・東南隅櫓	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
20	二之丸東北隅櫓・逐涼閣	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
21	二之丸東北隅櫓より逐涼閣を望む	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
22	二之丸迎涼閣 (所蔵写真資料番号 1144)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
23	二之丸迎涼閣・御文庫	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
24	二之丸迎涼閣下	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
25	二之丸御庭・風信亭	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
26	二之丸御庭の御茶屋	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
27	二之丸御庭物見台	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
28	二之丸御殿桜之間	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
29	二之丸御殿梅之間	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
30	二之丸御殿桜之間・梅之間 (連続写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
31	二之丸向屋敷・馬場馬見所	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
32	二之丸御殿北側の風景 (パノラマ写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
33	下御深井丸御庭から名古屋城天守を望む	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
34	下御深井丸御庭波止場	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
35	二之丸堀越しにみる下御深井御庭船倉(1)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
36	二之丸堀越しにみる下御深井御庭船倉(2)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
37	二之丸堀越しに見る下御深井御庭 (連続写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
38	新御殿御二階	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
39	新御殿御庭	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
40	新御殿 (パノラマ写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
41	新御殿の建物群	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
42	新御殿前御庭	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
43	新御殿御庭物見台	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
44	新御殿御馬場	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
45	新御殿より下御深井御庭を望む (パノラマ写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
46	三之丸御屋形(1) (パノラマ写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
47	三之丸御屋形(2) (連続写真)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
48	三之丸御屋形(3)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
49	御屋形御書斎	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
50	三之丸東大手門	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
51	遠山鞆負屋敷遠望	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
52	成瀬家中屋敷・石河家屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
53	石河家屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
54	御太鼓櫓筋	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
55	竹腰家屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
56	鈴木嘉十郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
57	津田太郎兵衛・渡辺半九郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
58	渡辺半九郎屋敷	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
59	若宮祭礼山車行列(1)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
60	若宮祭礼山車行列(2)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所

	史資料名	時代	所蔵
61	若宮祭礼山車行列(3)	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
62	二之丸丑寅櫓・逐涼閣	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
63	逐涼閣	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
64	〔太鼓櫓・二之丸辰巳櫓〕	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
65	〔西之丸月見櫓〕	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
66	〔西之丸月見櫓〕	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
67	名古屋城天守・本丸馬出多門櫓	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
68	名古屋城天守・本丸馬出多門櫓	幕末～明治初期	徳川林政史研究所
69	〔天守閣・具足多聞櫓・未申隅櫓〕	幕末～明治初期	
70	本丸南二の門	明治初期	
71	本丸西面	明治初期	
72	天守・小天守と本丸御殿	明治初期	
73	西之丸榎多聞付近から天守遠望	明治初期	小沢健志氏
74	名古屋城金鯨写真(1)	明治 4 年(1871)頃	徳川林政史研究所
75	金鯨のない名古屋城大天守東面(本丸東一之門から)(出典:『名古屋城いまむかし』平成 22 年)	明治 5 年(1872)	㈱中日新聞社
76	陸軍司令部となった本丸御殿	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
77	西之丸と御深井丸 西から	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
78	壬申検査時の大天守 東から	明治 5 年(1872)	東京国立博物館
79	名古屋城鯨写真(2)	明治 5 年(1872)頃	徳川林政史研究所
80	下御深井御庭の御蓮池	明治 5 年(1872)～22 年(1889)	長崎大学附属図書館
81	天守と本丸御殿 東から	明治 12 年(1879)～20 年(1887)頃	個人
82	榎多門付近から天守遠望	明治 12 年(1879)～24 年(1891)	長崎大学附属図書館
83	大天守 東から	明治 20 年(1887)	長崎大学附属図書館
84	大天守 東から	明治 20 年(1887)頃	個人
85	〔天守閣・糒多聞櫓〕	明治 20 年(1887)頃	
86	天守 北から	明治 22 年(1889)以前	長崎大学附属図書館
87	名古屋城天守閣古写真	明治前期	(一財)名古屋城振興協会
88	大天守 北西から	明治 24 年(1891)以前	個人
89	名古屋城本丸大手門枳形と大天守(南東から)	明治 24 年(1891)	㈱中日新聞社
90	濃尾地震で被災した二之丸東門付近	明治 24 年(1891)	宮内庁書陵部宮内公文書館
91	〔表二之門・表一之門〕	明治 24 年(1891)	
92	天守 南から	明治 24 年(1891)～大正 3 年(1914)	長崎大学附属図書館
93	濃尾地震の被害から修理工事中の天守北東から	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館
94	濃尾地震の被害から修理工事中の天守南西から	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館
95	濃尾地震の被害から修理工事中の天守内部	明治 25 年(1892)	宮内庁書陵部宮内公文書館
96	大天守 北西から	明治 26 年(1893)～42 年(1909)	長崎大学附属図書館
97	〔天守閣・月見櫓・四番御蔵か〕	明治中期	
98	天守 5 階から南東方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
99	天守 5 階から東方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
100	天守 5 階から北方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
101	天守 5 階から西方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
102	天守 5 階から南方向を望む	明治 33 年(1900)以後	宮内庁書陵部宮内公文書館
103	名古屋城古写真	明治後期	(一財)名古屋城振興協会
104	名古屋城古写真	明治	来木雅之氏
105	本丸西面	明治	個人
106	天守遠望	明治	個人
107	北西堀側から天守	明治	放送大学附属図書館
108	名古屋城天守・小天守	明治	個人
109	本丸御殿	明治	長崎大学附属図書館
110	本丸全景	明治	
111	〔表二之門・具足多聞櫓・表一之門・天守閣〕	明治	名古屋城総合事務所
112	〔天守閣・小天守・本丸御殿・糒多聞櫓〕	明治	名古屋城総合事務所
113	〔天守閣〕	明治	名古屋城総合事務所
114	〔西之丸西面・深井丸南〕	明治	名古屋城総合事務所
115	天守閣・丑寅隅櫓・糒多聞櫓	明治	
116	〔天守閣・四番御蔵か〕	明治	
117	戌亥隅櫓(清洲櫓)・月見櫓	明治か	徳川林政史研究所
118	〔二之丸迎涼閣〕	明治か	徳川林政史研究所

	史資料名	時代	所蔵
119	陸軍特別大演習大観兵式之光景絵葉書	大正 2 年(1913)	名古屋市博物館
120	縣社東照宮絵葉書	大正～昭和前期	名古屋東照宮
121	水堀で演習を行う陸軍工兵第三大隊	大正～昭和前期	長谷川裕恭氏
122	名古屋名勝 名古屋城に黄金の鯨を礼賛する望遠鏡覗き絵葉書	大正～昭和前期	個人
123	本丸を東上空から望む	昭和初期	個人
124	上空南東より本丸を望む	昭和初期	個人
125	〔東一之門・茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
126	〔茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
127	〔茶壺蔵か〕	昭和初期	名古屋城総合事務所
128	〔未申隅櫓・辰巳隅櫓・表二之門〕	昭和初期	名古屋市博物館
129	〔天守閣・小天守〕	昭和初期	名古屋市博物館
130	〔天守閣・丑寅隅櫓〕	昭和初期	名古屋市博物館
131	〔天守閣〕	昭和初期	名古屋市博物館
132	〔辰巳隅櫓・丑寅隅櫓〕	昭和初期	名古屋市博物館
133	〔正門か〕	昭和初期	名古屋市博物館
134	〔小天守〕	昭和初期	名古屋市博物館
135	名古屋城関係写真資料 四ッ切サイズ以下 300 枚、半切サイズ 100 枚以上	昭和初期	東京国立博物館
136	戌亥隅櫓（清洲櫓）（西面）	昭和初期	田中工策氏
137	戌亥隅櫓（清洲櫓）（西面）	昭和初期	田中工策氏
138	未申隅櫓（西南面）	昭和初期	田中工策氏
139	本丸御殿玄関	昭和初期	田中工策氏
140	本丸御殿屋根	昭和初期	田中工策氏
141	不明門（北面）	昭和初期	田中工策氏
142	不明門（南面）	昭和初期	田中工策氏
143	表二之門（南面）	昭和初期	田中工策氏
144	表一之門（西面）	昭和初期	田中工策氏
145	東二之門（東面）	昭和初期	田中工策氏
146	東二之門（西面）	昭和初期	田中工策氏
147	辰巳隅櫓（南西面）	昭和初期	田中工策氏
148	東一之門・清正石	昭和初期	
149	辰巳隅櫓・表一之門・二之門	昭和初期	
150	〔二之丸高麗門（西鉄門）〕	昭和初期	
151	〔二之丸庭園〕	昭和初期か	名古屋市博物館
152	ガラス乾板（鷺之廊下障壁画）	昭和 3 年(1928)	京都市立芸術大学芸術資料館
153	名古屋城本丸・西之丸・御深井丸航空写真（南南東から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
154	名古屋城本丸・御深井丸航空写真（東南東から）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
155	名古屋城大天守東面（二之丸北水堀から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
156	名古屋城大天守東北（御深井丸鶴の首から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
157	名古屋城正門（複多門）南西（土橋西から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
158	名古屋城大天守東面（塩蔵構から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
159	名古屋城大天守南西（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
160	名古屋城大天守・小天守西面（水堀西側鶴の首から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
161	名古屋城大天守南西面（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
162	名古屋城大天守東面（本丸東一之門南から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
163	名古屋城大天守南西面（西之丸梅林から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
164	名古屋城小天守から西之丸を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
165	名古屋城大天守東北面直下（本丸御殿から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社
166	名古屋城大天守から二之丸南東を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成 22 年）	昭和 6 年(1931)2 月	㈱中日新聞社

	史資料名	時代	所蔵
167	名古屋城大天守から御深井丸北西を望む（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
168	名古屋城本丸御殿玄関正面と大天守（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
169	名古屋城本丸御殿対面所南面（南側庭から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
170	名古屋城本丸御殿一之間内部北東面（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和6年(1931)2月	㈱中日新聞社
171	名古屋城拝観記念絵葉書	昭和6年(1931)	名古屋市博物館
172	「愛せよ恩賜の国宝 護れ天下の名城」絵葉書	昭和10年(1935)	名古屋市博物館
173	第五回・四谷区参宮団（名古屋城）絵葉書	昭和11年(1936)	個人
174	ガラス乾板写真「天守と本丸御殿」	昭和15年(1940)～16年(1941)	名古屋城総合事務所
175	ガラス乾板写真「大天守1階西側入側（廊下）」	昭和15年(1940)～17年(1942)	名古屋城総合事務所
176	本丸御殿・本丸辰巳（東南）隅櫓より見る	昭和16年(1941)頃	
177	天守焼失後の名古屋城大天守台および小天守台（東南から望む）	焼失前	
178	焼失前の名古屋城本丸を西南から望む	焼失前	
179	天守焼失後の名古屋城大天守台石塁	焼失前	
180	大天守地階明窓	焼失前	
181	大天守一階西入側	焼失前	
182	大天守二階東入側武者返	焼失前	
183	大天守二階東入側武者返外観	焼失前	
184	大天守三階東側破風之間	焼失前	
185	大天守四階東側破風之間入口	焼失前	
186	大天守四階御成階	焼失前	
187	大天守五階入側	焼失前	
188	小天守奥御門	焼失前	
189	本丸東一之門	焼失前	
190	本丸東二之門	焼失前	
191	本丸不明門	焼失前	
192	本丸搦手門と東北隅櫓	焼失前	
193	本丸御殿遠侍一之間	焼失前	
194	本丸御殿広間南側外観	焼失前	
195	本丸御殿広間上段之間	焼失前	
196	本丸御殿対面上段之間違棚・納戸構	焼失前	
197	本丸御殿鷺之廊下外観	焼失前	
198	本丸御殿鷺之廊下	焼失前	
199	本丸御殿御成書院南・西側外観	焼失前	
200	本丸御殿御成書院一之間	焼失前	
201	本丸御殿御成書院上段之間床・棚・納戸構	焼失前	
202	本丸御殿御成書院上段之間釘隠詳細	焼失前	
203	本丸御殿御成書院南側廊下欄間詳細	焼失前	
204	本丸御殿御成書院西側廊下	焼失前	
205	本丸御殿上り場御殿上段之間	焼失前	
206	本丸御殿上り場御殿風呂屋	焼失前	
207	本丸御殿黒木書院二之間	焼失前	
208	本丸御殿上台所北東側外観	焼失前	
209	網が掛けられた名古屋城大天守金鯨（雄）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	焼失前	㈱中日新聞社
210	網が掛けられた名古屋城大天守金鯨（雌）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	焼失前	㈱中日新聞社
211	空襲を受ける名古屋城（B29から）（出典：『名古屋城いまむかし』平成22年）	昭和20年(1945)	米軍
212	金鯨を疎開させるために組まれた足場	昭和20年(1945)5月	(一財)名古屋城振興協会
213	空襲で焼失する名古屋城天守	昭和20年(1945)5月14日	名古屋空襲を記録する会
214	名古屋の絵葉書集「本丸御殿玄関正面」	昭和前期	名古屋市鶴舞中央図書館
215	四谷区市立小学校連合 第〇回参宮記念名古屋城絵葉書	昭和前期	個人
216	大天守 北西から	昭和前期	鈴木章氏
217	航空写真	昭和前期	
218	ガラス乾板（計738枚）	昭和前期	名古屋城総合事務所
219	旧学生会館 現在の東庭園イチョウ周辺	昭和23年(1948)～昭和48年	㈱竹中工務店

	史資料名	時代	所蔵
		(1973)	
220	旧学生会館 棟不明-1	昭和 23 年(1948)～昭和 48 年(1973)	㈱竹中工務店
221	旧学生会館 棟不明-2	昭和 23 年(1948)～昭和 48 年(1973)	㈱竹中工務店
222	旧学生会館 棟不明-3	昭和 23 年(1948)～昭和 48 年(1973)	㈱竹中工務店
223	西北から見た本丸御殿跡と東南隅櫓	昭和 24 年(1949)	
224	名古屋城菊花大会	昭和 24 年(1949)	岡崎茂氏
225	再建中の天守	昭和 33 年(1958)5 月ごろ	㈱安藤ハザマ
226	旧学生会館取壊し前 全景西面	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
227	旧学生会館取壊し前 全景南西面	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
228	旧学生会館取壊し前 全景南面	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
229	旧学生会館取壊し前 A 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
230	旧学生会館取壊し前 A 棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
231	旧学生会館取壊し前 B 棟東-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
232	旧学生会館取壊し前 B 棟東-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
233	旧学生会館取壊し前 B 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
234	旧学生会館取壊し前 B 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
235	旧学生会館取壊し前 B 棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
236	旧学生会館取壊し前 B 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
237	旧学生会館取壊し前 C 棟東-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
238	旧学生会館取壊し前 C 棟東-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
239	旧学生会館取壊し前 C 棟東-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
240	旧学生会館取壊し前 C 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
241	旧学生会館取壊し前 C 棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
242	旧学生会館取壊し前 C 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
243	旧学生会館取壊し前 D 棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
244	旧学生会館取壊し前 D 棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
245	旧学生会館取壊し前 D 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
246	旧学生会館取壊し前 E 棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
247	旧学生会館取壊し前 E 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
248	旧学生会館取壊し前 E 棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
249	旧学生会館取壊し前 E 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
250	旧学生会館取壊し前 F 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
251	旧学生会館取壊し前 F 棟北	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
252	旧学生会館取壊し前 F 棟南	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
253	旧学生会館取壊し前 G 棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
254	旧学生会館取壊し前 G 棟西-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
255	旧学生会館取壊し前 G 棟南-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
256	旧学生会館取壊し前 G 棟西-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
257	旧学生会館取壊し前 G 棟南-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
258	旧学生会館取壊し前 G 棟南-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
259	旧学生会館取壊し前 G 棟北-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
260	旧学生会館取壊し前 G 棟北-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
261	旧学生会館取壊し前 G 棟北-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
262	旧学生会館取壊し前 H 棟東	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
263	旧学生会館取壊し前 H 棟西	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
264	旧学生会館取壊し前 H 棟南-1	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
265	旧学生会館取壊し前 H 棟南-2	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
266	旧学生会館取壊し前 H 棟南-3	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
267	旧学生会館取壊し前 場所不明 (H 棟か)	昭和 49 年(1974)5 月	名古屋城総合事務所
268	南池発掘調査	昭和 51 年(1976)～52 年(1977)	名古屋市教育委員会
269	戦災焼失後の天守台	昭和後期	名古屋城総合事務所
270	本丸丑寅隅櫓北面	昭和	
271	本丸丑寅隅櫓東面	昭和	
272	大手門	昭和	
273	本丸東二の門正面	昭和	
274	本丸南 (表) 一の門西面	昭和	
275	本丸不明門正面	昭和	
276	本丸東一の門北面	昭和	

	史資料名	時代	所蔵
277	御深井丸西北隅櫓	昭和	個人
278	本丸御殿玄関・式台	昭和	
279	本丸御殿玄関・式台	昭和	個人
280	本丸御殿玄関・式台	昭和	個人
281	本丸御殿上段の間	昭和	
282	本丸御殿広間上段の間	昭和	
283	大天守		
284	名古屋城		個人
285	大天守南面		
286	天守内部地階		
287	天守内部五階		
288	天守内部二階		
289	天守内部一階		
290	小天守東北面		
291	小天守西北面		
292	小天守内部地階		
293	小天守内部一階		
294	小天守西南面		
295	北から見た天守		長崎大学附属図書館
296	本丸南面		小沢健志氏
297	東南隅櫓三階内部	修理前	
298	〔東照宮社殿〕		名古屋市博物館

古写真

古写真

■その他

	史資料名	時代	所蔵
1	本丸御殿対面所上段之間付書院脇壁欄間 破片	慶長 20 年(1615)	名古屋城総合事務所
2	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片 椿の花	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
3	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片 牡丹の葉	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
4	本丸御殿上洛殿欄間彫刻 破片	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
5	本丸御殿上洛殿入側外側欄間 破片	寛永 11 年(1634)	名古屋城総合事務所
6	笹躰図小襖	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
7	名古屋城建造材	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
8	本丸御殿表書院金襴	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
9	本丸御殿上洛殿入側明かり障子	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
10	打掛金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
11	焼損金具 八双形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
12	焼損金具 八双形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
13	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
14	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
15	焼損金具 天井辻金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
16	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
17	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
18	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
19	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
20	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
21	焼損金具 花熨斗形長押釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
22	焼損金具	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
23	金鯰鱗	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
24	釘隠	江戸時代前期	名古屋城総合事務所
25	徳川家康座像	江戸時代	名古屋城総合事務所
26	名古屋城本丸度屋修繕之儀伺「大日記 明治十一年十一月 砲工方面之部」	明治 10 年(1877)	防衛省防衛研究所図書館
27	金鷄尾復旧之儀二付伺「大日記 明治十一年七月 六鎮台」	明治 11 年(1878)	防衛省防衛研究所図書館
28	金鯰復旧銘板	明治 12 年(1879)	名古屋城総合事務所
29	名古屋城保存之儀二付上申「肆大日記 明治十九年三月」	明治 16 年(1883)	防衛省防衛研究所図書館
30	陸軍省所轄旧名古屋城宮内省へ引渡ノ件請議ノ通 「大日記 明治二十六年五月」	明治 26 年(1893)	防衛省防衛研究所図書館
31	絨毯	明治	名古屋城総合事務所
32	梨地菊紋散肘掛付猫足椅子	明治	名古屋城総合事務所
33	白地授繻子立湧文卓掛・机	明治	名古屋城総合事務所
34	猫足側座火鉢	明治	名古屋城総合事務所
35	朱地金欄七宝繫文卓掛・机	明治	名古屋城総合事務所
36	黒漆塗菊紋燭台	明治	名古屋城総合事務所
37	黒漆塗菊紋散肘掛付椅子	明治	名古屋城総合事務所
38	行灯	明治	名古屋城総合事務所
39	名古屋城本丸御殿障壁画梅山・一溪鑑定書	明治写	東京都立中央図書館木子文庫
40	御沙汰書	昭和 6 年(1931)	名古屋城総合事務所
41	国宝名古屋城美術図録	昭和 6 年(1931)12 月初版	名古屋城総合事務所
42	国宝建造物滅失届・障壁画焼失届	昭和 20 年(1945)	名古屋城総合事務所
43	金鯰取卸並二乃木倉庫補強工事依頼ノ件	昭和 20 年(1945)	名古屋城総合事務所
44	実測野帳・調書	昭和前期	名古屋城総合事務所
45	集束焼夷弾弾頭	昭和	名古屋城総合事務所
46	型板	昭和	名古屋城総合事務所
47	障壁画模写作品 花車図	平成	名古屋城総合事務所

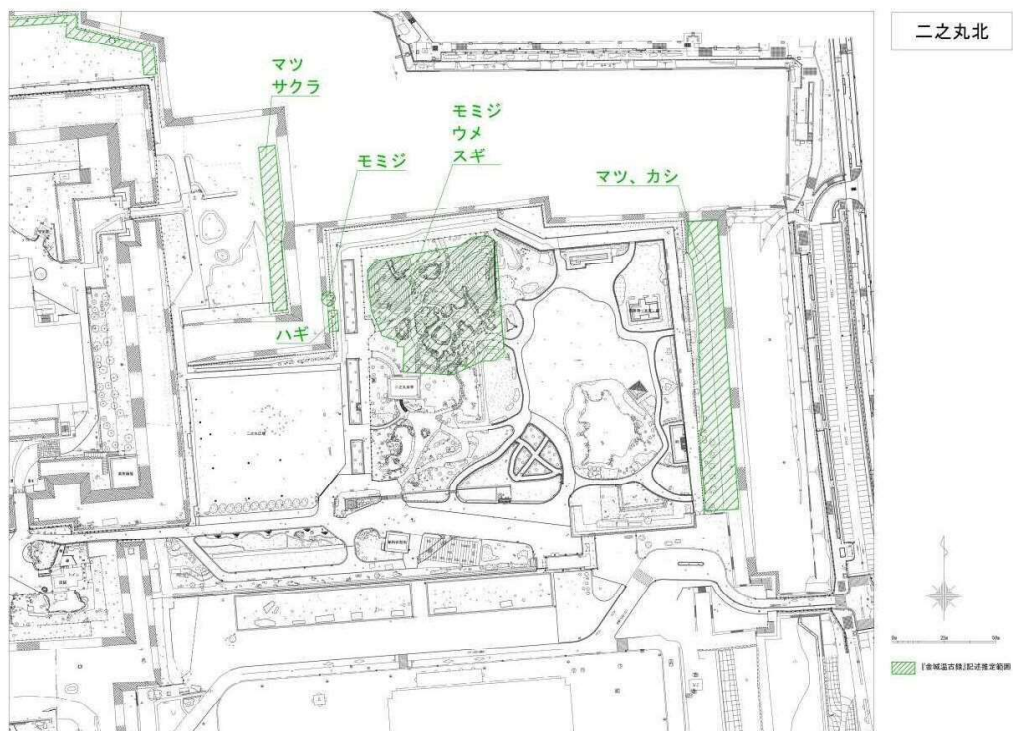
■その他（金鯰鱗破片一覧）

号	封筒・付箋等書付	採集日	所蔵
1号	金鯰修理残材	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
2号	分析返却分	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
3号	南方鯰引下二際シ脱落シタルモノ	昭和20年(1945)7月	名古屋城総合事務所
4号	南方鯰引下二際シ脱落シタルモノ	昭和20年(1945)7月	名古屋城総合事務所
5号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
6号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
7号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
8号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
9号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
10号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
11号	亜米利加軍二接收ノ際隠匿シ置キシモノ	昭和21年(1946)6月	名古屋城総合事務所
12号	天守東松林内ニテ土中ヨリ発見ノモノ	昭和27年(1952)9月	名古屋城総合事務所
13号	上洛殿前庭土中ヨリ発見	昭和29年(1954)3月	名古屋城総合事務所
14号	天守閣入口東方石垣上ニテ発見	昭和29年(1954)4月	名古屋城総合事務所
15号	不明門ニテ発見	昭和29年(1954)6月	名古屋城総合事務所
16号	天守閣内ニテ発見	昭和29年(1954)12月	名古屋城総合事務所
17号	天守閣東南通路土中ヨリ発見	昭和30年(1955)4月	名古屋城総合事務所
18号	昭和十二年金鯰盗難事件の難品	昭和12年(1937)3月	名古屋城総合事務所
19号	第一回分析品 名古屋工業研究所ニテ	昭和28年(1953)7月	名古屋城総合事務所
20号	天守閣西北道路上ニテ発見	昭和30年(1955)9月	名古屋城総合事務所
21号	一	昭和32年(1957)12月	名古屋城総合事務所

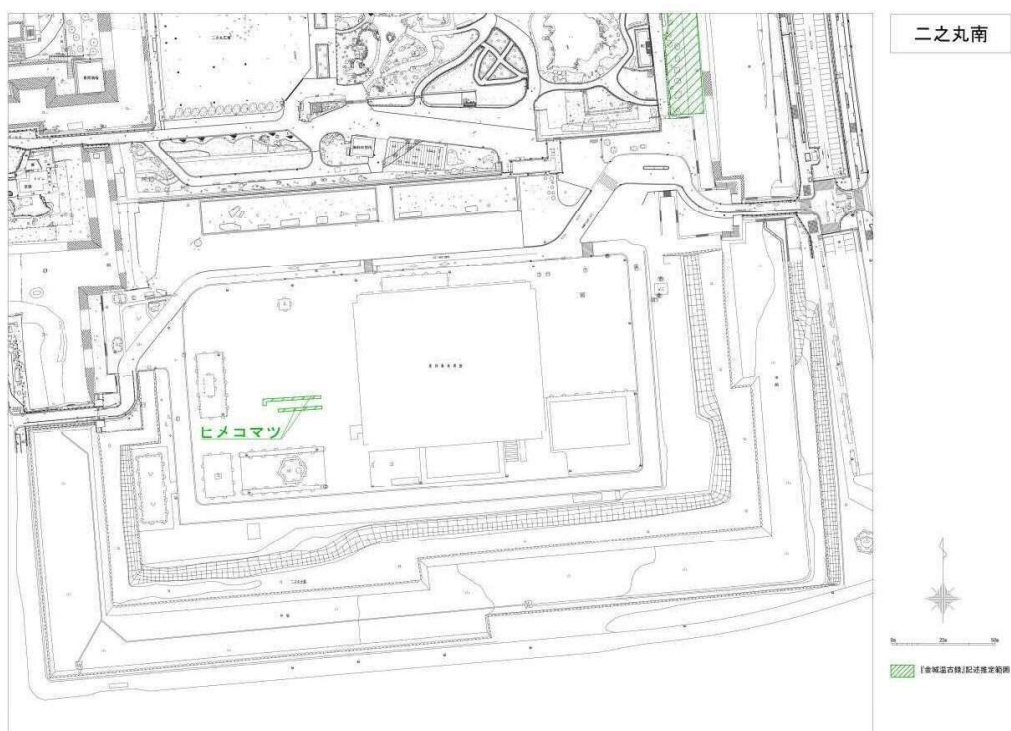
資料-3 『金城温古録』に記録された植栽

表 『金城温古録』に記録された植栽

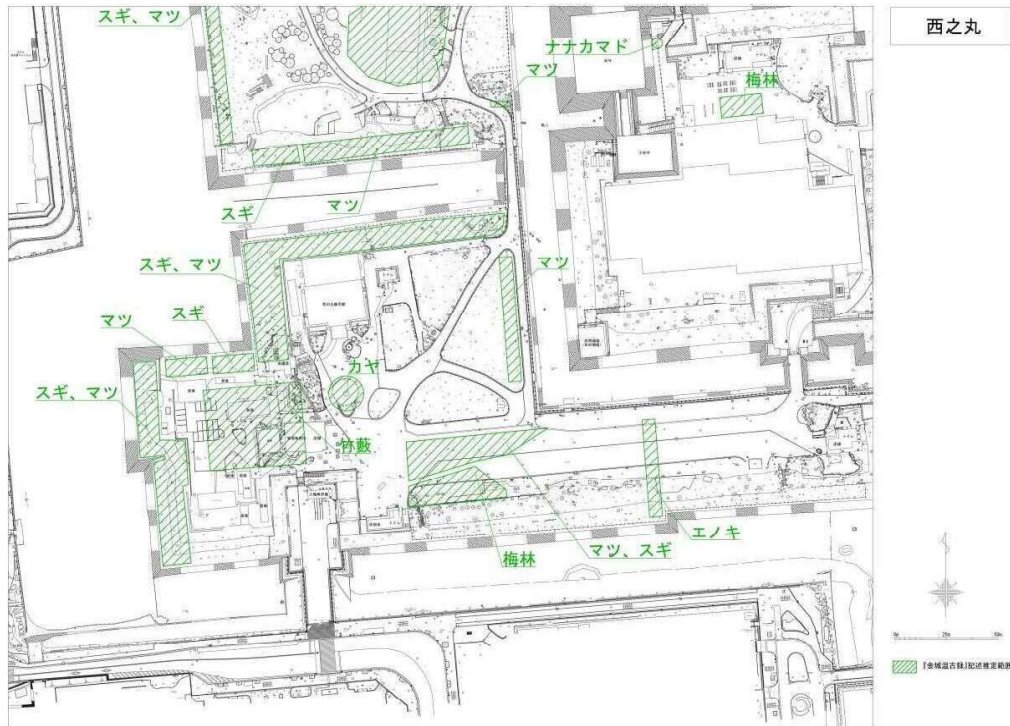
地区	樹種名	場所	主な記述内容
本丸	七竈	不明門南西	(図より)
	梅	本丸御殿北	(図より) 梅林
	松	搦手馬出東土塁	(図より) 松ノ並樹アリ
	桜	搦手馬出東土塁	(図より) 桜ハ文政二植ル
二之丸(北)	松・榎	東御土塁	御植ものは松なり。下には榎の木多かりし也。
	紅葉	北御庭	高雄の紅葉 北御庭に有。秋に到りて楓葉紅を染む。
	梅	北御庭	難波の梅 老樹一株、北御庭の内に有り。
	萩	埋門南側	(図より)
	杉	権現山	老杉 例の土佐杉と云 森々と生繁りて、
	紅葉	埋門上	網掛の紅葉 埋御門上に楓の大木有り。
二之丸(南)	姫小松	向屋敷矢場芝玉縁上	芝玉縁上に姫小松の並木植れり。
西之丸	榎	正門北側	老樹の榎ありて、御造営以前よりの古木也といふ。
	松	吹貫門から透門までの通り	此道半分松枝繁茂 夏日承涼
	松・杉	榎多門内屯	此内、林の所多し。(松・杉)
	梅	榎多門内屯	(図より) 梅林
	榎	大手馬出との境にあった東側土塁	少し身がましき榎とては、榎多御門内東御土居に中樹一本これ在り。
	竹	塩蔵北	竹藪 土戸内御塩蔵の北に在り。
	竹	塩蔵北竹藪の西	新竹藪 古在来竹藪の根、其西芝地へ生渡りし。
	松・杉	西側・北側土塁(鶴の首南)	御蔵北西御高堀内に大杉多く、松も交り、一重並有之。
	松・杉	月見櫓東側	月見櫓東へ北向御高堀内は、中程より西は松、東は杉也。
	松・杉	西側土塁(月見櫓南)	西御土居には松多くて杉少し。
御深井丸	松	透門北側土塁	御土居上の植木は松なり。
	杉	塩蔵構	御塩蔵構は東・北・西の三方御堀境に、杉の樹一重並あり。
	杉	御旅蔵周辺	御旅蔵の西前東後とに大杉むら立り。
	松・杉	西側石垣上、北側石垣上、塩蔵構との境の土塁上	東御土居の上、北西高堀内の内に大杉一重並あり、間松も交ざりし。
	松・杉	南側土塁	南御曲輪土居の上は西端に大杉あり。其れより東端迄之内に松生たり。
	柿・栗	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、柿・栗の大樹、所々に在し。
	胡桃	御深井丸内	御深井丸広庭の内に、又、胡桃の樹多く、



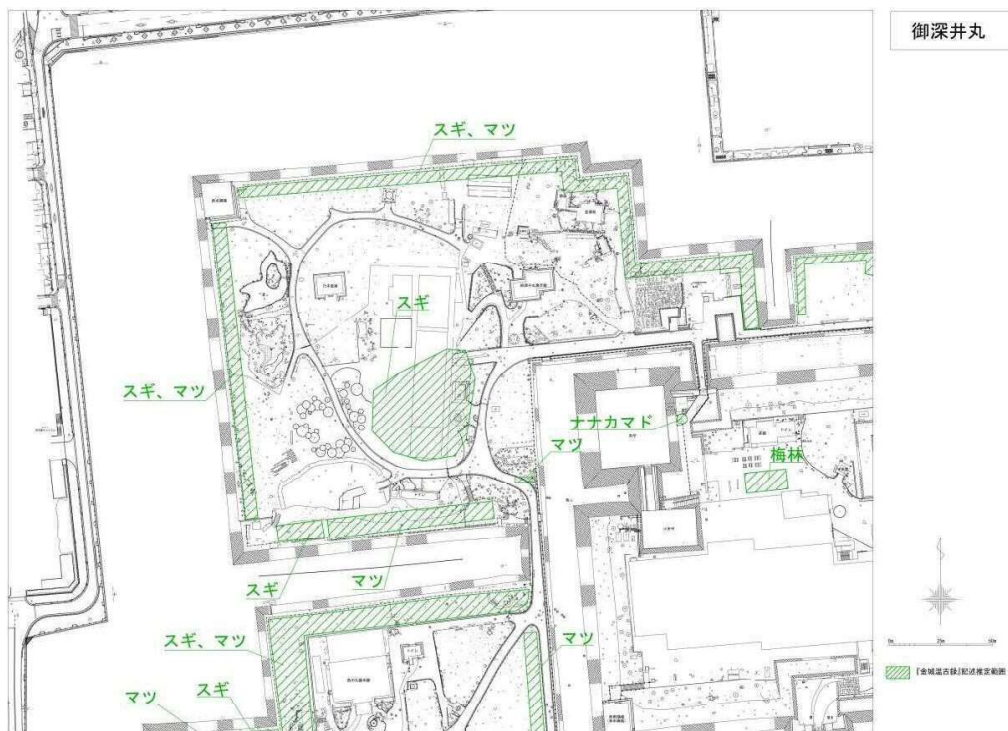
二之丸(北)



二之丸(南)



西之丸



御深井丸

資料-4 引用・参考文献

<上位・関連計画等>

- ・名古屋市 1977『名古屋市基本構想』名古屋市
- ・名古屋市 2015『名古屋市総合計画』名古屋市
- ・名古屋市 2016『名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略』名古屋市
- ・名古屋市 2011『名古屋市都市計画マスタープラン』名古屋市
- ・名古屋市 2013『名古屋市景観計画』名古屋市
- ・名古屋市 2011『なごや緑の基本計画』名古屋市
- ・名古屋市 2012『名古屋市公園経営基本方針』名古屋市
- ・名古屋市 2010『名古屋市文化振興計画』名古屋市
- ・名古屋市 2011『名古屋市歴史まちづくり戦略』名古屋市
- ・名古屋市 2014『名古屋市風致維持向上計画』名古屋市
- ・名古屋市 2010『名古屋市観光戦略ビジョン』名古屋市
- ・名古屋市 2015 修正『名古屋市地域防災計画』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2013『世界の金シャチ横丁（仮称）基本構想』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2012『堀川まちづくり構想』名古屋市
- ・名古屋ため池生物多様性保全協議会事務局 2009『2009 年度なごやため池生きものの生き生き事業報告書』名古屋ため池生物多様性保全協議会事務局
- ・名古屋ため池生物多様性保全協議会 2011『平成 22 年度生物多様性保全推進支援事業 名古屋ため池生き物いきいき事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2012『平成 23 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2013『平成 24 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2014『平成 25 年度生物多様性保全推進支援事業 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2015『平成 26 年度なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書』
- ・なごやため池生物多様性保全協議会 2016『平成 27 年度なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書 資料編水辺の生きものの部会』
- ・安田・長瀬・松永 2014『名古屋城外堀に生息するヒメボタル *Luciola parvula* の発光数の記録』
- ・名古屋市 2015『名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2015 植物編』名古屋市
- ・名古屋市 2015『名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2015 動物編』名古屋市

<名古屋城跡関連計画>

- ・名古屋城整備基本構想調査会 1987『名古屋城—21 世紀に向けて—名古屋城整備の基本構想調査報告書—』名古屋市
- ・名古屋城管理事務所 1989『名古屋城整備基本計画調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城管理事務所 1996『名古屋城整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1998『名古屋城本丸御殿復元整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城管理事務所 2011『名古屋城整備課題調査報告書』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2010『名古屋城本丸御殿展示・観覧等基本計画書』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2011『名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書（観覧・利活用編）』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2012『名古屋城本丸御殿展示・観覧等実施計画書（運営・維持管理編）』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2006『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』名古屋市
- ・名古屋市 2012『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』名古屋市

- ・名古屋市 2013『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』名古屋市
- ・名古屋市 2009『名勝二之丸庭園における支障木調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2009『名勝名古屋城二之丸庭園 植栽修復における支障木第一次除伐計画書』名古屋市
- ・名古屋城総合事務所 2011『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2012『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』名古屋城総合事務所
- ・名古屋城総合事務所 2014『名古屋城西之丸樹木調査委託報告書』名古屋城総合事務所
- ・名古屋市 2016『名古屋城消防計画』名古屋市
- ・名古屋市 2015『名古屋城南蛮練堀 保存基礎検討調査報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2014『名古屋城二之丸大手二之門耐震診断調査委託（その2）構造体調査・基礎診断報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2013『重要文化財 名古屋城旧二之丸東二之門保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2015『重要文化財 名古屋城西南隅櫓保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市教育委員会文化財保護室 2013 全面改訂『特別史跡名古屋城跡 指定地調書備忘録』名古屋市教育委員会文化財保護室
- ・愛知縣 1931『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第九』愛知縣

＜石垣修復工事報告書等＞

- ・名古屋市他 1985『特別史跡名古屋城跡 表一之門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1989『特別史跡名古屋城跡 塩蔵門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1992『特別史跡名古屋城跡 東一之跡（西側） 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1994『特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1997『特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側・二之丸東面 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 1998『特別史跡名古屋城跡 塩蔵構南面 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2000『特別史跡名古屋城跡 二之丸東二之門跡 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2002『特別史跡名古屋城跡 不明門北東 石垣保存修理工事報告書』名古屋市
- ・名古屋市 2006『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出跡 石垣修復工事発掘調査報告書一元御春屋門地点の調査一』名古屋市

＜発掘調査報告書等＞

- ・名古屋市教育委員会 1989『名古屋城三之丸遺跡一・二・三 次調査の概要一』名古屋市教育委員会
- ・（財）愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三之丸遺跡Ⅰ』（財）愛知県埋蔵文化財センター
- ・（財）愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三之丸遺跡Ⅱ』（財）愛知県埋蔵文化財センター
- ・（財）愛知県埋蔵文化財センター 1992『名古屋城三之丸遺跡Ⅲ』（財）愛知県埋蔵文化財センター
- ・（財）愛知県埋蔵文化財センター 1993『名古屋城三之丸遺跡Ⅳ』（財）愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 1991『名古屋城本町御門跡発掘調査概要報告書』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会 1993『名古屋城三之丸遺跡第4・5 次発掘調査報告書-遺構編・遺物編』名古屋市教育委員会
- ・（財）愛知県埋蔵文化財センター 1995『名古屋城三之丸遺跡Ⅴ-旧名古屋営林支局地点の調査一』（財）愛知県埋蔵文化財センター
- ・名古屋市教育委員会 1995『名古屋城三之丸遺跡第6・7 次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会 1997『名古屋城三之丸遺跡第8・9 次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会

- ・名古屋市教育委員会 1999『名古屋城三の丸遺跡第10次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
 - ・名古屋市教育委員会 2000『下水道工事に伴う埋蔵文化財報告書』名古屋市教育委員会
 - ・株式会社西日本電信電話名古屋支店 2001『名古屋城三の丸遺跡―平成12年度NTT電話工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』株式会社西日本電信電話名古屋支店
 - ・東邦ガス株式会社 2002『名古屋城三の丸遺跡―ガス管理設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―』東邦ガス株式会社
 - ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2003『名古屋城三の丸遺跡Ⅵ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
 - ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2005『名古屋城三の丸遺跡Ⅶ―旧国立名古屋病院地点の調査―』(財)愛知県埋蔵文化財センター
 - ・名古屋市教育委員会 2002『愛知県埋蔵文化財情報19』名古屋市教育委員会
 - ・名古屋市教育委員会 2006『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書―元御春屋門地点の調査―』名古屋市教育委員会
 - ・名古屋市上下水道局水道本部 2004『名古屋城跡巾下門跡発掘調査報告書―西区樋ノ口町地内400号排水管布設工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書―』名古屋市上下水道局水道本部
 - ・(財)愛知県埋蔵文化財センター 2008『名古屋城三の丸遺跡Ⅷ』(財)愛知県埋蔵文化財センター
 - ・名古屋市 2009『特別史跡名古屋城跡 本丸御殿跡発掘調査報告書―1・2・3・4次調査―』名古屋市
 - ・名古屋市緑政土木局 2011『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(2011)―市道樋ノ口町線整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録―』名古屋市緑政土木局
 - ・名古屋市 2015『名古屋城三の丸遺跡 金シャチ横丁事業に伴う発掘調査報告書』名古屋市
 - ・名古屋市教育委員会、名古屋城総合事務所 2016『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(名古屋城西之丸発掘調査)』名古屋市教育委員会、名古屋城総合事務所
 - ・名古屋市教育委員会 2016『名古屋城三の丸遺跡 第12次発掘調査―調査成果の概要―』名古屋市教育委員会
 - ・名古屋市教育委員会 2015『本丸御殿跡発掘調査報告書―第9次調査―』名古屋市教育委員会
- <参考文献>
- ・名古屋市 1985『日本名城集成 名古屋城』小学館
 - ・山田秋衛 1993『名古屋城叢書1 特別史蹟 名古屋城』名古屋城振興協会
 - ・服部錠太郎 1981『名古屋城叢書2 特別史蹟 名古屋城年誌』名古屋城振興協会
 - ・岡本柳英ら 1980『名古屋城叢書3 名勝史蹟 名古屋城の庭園』名古屋城振興協会
 - ・水谷盛光 『名古屋城叢書4 実説 名古屋城青松葉事件』名古屋城振興協会
 - ・城戸久 1994『名古屋城叢書5 特別史蹟重要文化財 名古屋城雑記』名古屋城振興協会
 - ・水谷盛光 1979『名古屋城叢書6 史話 名古屋城と城下町』名古屋城振興協会
 - ・岡本柳英 1980『名古屋城叢書7 秘境 名古屋城御土居下物語』名古屋城振興協会
 - ・服部錠太郎 1982『名古屋城叢書8 巷説 名古屋城綺伝』名古屋城振興協会
 - ・服部錠太郎 1987『名古屋城叢書9 史伝 名古屋城旧聞録』名古屋城振興協会
 - ・服部錠太郎 1995『名古屋城叢書10 特別史蹟 名古屋城いまむかし』名古屋城振興協会
 - ・林昌利 2000『続・名古屋城叢書3 名古屋城の自然・昆虫編』名古屋城振興協会
 - ・林昌利 2001『続・名古屋城叢書4 名古屋城の自然・樹木と薬草編』名古屋城振興協会
 - ・林昌利 2002『続・名古屋城叢書5 名古屋城の自然・野鳥編』名古屋城振興協会
 - ・名古屋城特別展開催委員会 2008『名古屋城特別展 失われた国宝名古屋城本丸御殿―創建・戦火・そして復元』名古屋城特別展開催委員会
 - ・名古屋城総合事務所 2013『名古屋城特別展 巨大城郭 名古屋城』名古屋城特別展開催委員会
 - ・名古屋城総合事務所 2013『本丸御殿の至宝 重要文化財 名古屋城障壁画』名古屋城本丸御殿PRイベント実行委員会
 - ・名古屋城総合事務所 2014『名古屋城特別展 天下人への道―信長、秀吉、家康の合戦―』名古屋城特別展開催委員会

資料-5 用語の解説

建造物等の名称は時代の変遷とともに変更されているものがあるため、名称の変遷を調査し今後用いる名称について検討する。

－ ア行 －

■遺構（イコウ）

古い建築物の残存するもの。土地に残った過去の人間活動の痕跡で、固定して動かすことのできないもの。

■馬出（ウマダシ）

城門前に築いて、人馬の出入を敵に知られぬようにした土手。

■営倉（エイソウ）

兵営内にあって犯則者を拘置した施設。陸軍懲罰令では重営倉と軽営倉との別があった。

－ カ行 －

■外観復元建造物

（ガイカンフクゲンケンゾウブツ）

復元建造物のうち、本来と異なる構造や材料等を用いて外観を復元した建造物。天守閣、正門（榎多門）。

■唐破風（カラハフ）

そり曲がった曲線状の破風。玄関・門・神社の向拝などの屋根や軒に多く造る。

■搦手（カラメテ）

城の裏門。

■曲輪（クルワ）

城・砦など、一定の区域の周囲に築いた土や石のかこい。

■広域避難場所（コウイキヒナンバシヨ）

主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等。

■公園施設（コウエンシセツ）

都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設。

都市公園法第2条第2項に定める施設。

■公儀普請（コウギブシン）

江戸初期に、江戸城、大阪城、名古屋城とそれらの城下町建設など、天下様（将軍）の命令で行われた普請。天下普請と同義。

■工作物（コウサクブツ）

材料に機械的加工をなし、組み立てて作ったもの。製作品。

■公衆無線 LAN（コウシュウムセンラン）

駅や空港、ホテル、飲食店などの不特定多数の人が集まる空間に設置された無線 LAN アクセスポイントを利用して、有償または無償で利用することのできる無線 LAN のこと。

■高麗門（コウライモン）

城郭の外門で、堀に架けられた橋を渡ると、正面にこの門がある。門を入ると、枳形となり、矩の手に曲がると櫓門がある。櫓門と共に枳形門を構成する。

■刻印（コクイン）

印を彫ること。また、その印。

■虎口（コグチ）

城壁・陣営の門に枳形を造り、曲って出入するようにした要所の出入口。

■国宝（旧国宝）（コクホウ）

昭和4年（1929）制定の国宝保存法に定める国宝。建造物・宝物その他の物件で、文部科学大臣に諮問して指定したもの。文化財保護法施行まで5790件指定され、重要文化財に継承された。俗に旧国宝と

もいう。

■国宝保存法（コクホウホゾンホウ）

日本の文化財保護に関する廃止された法律。1929 年（昭和 4 年）7 月 1 日施行。古社寺保存法（こしゃじほぞんほう、明治 30 年 6 月 10 日法律第 49 号）を引き継いで制定され、1950 年（昭和 25 年）8 月 29 日、文化財保護法施行に伴い廃止された。

■御三家（ゴサンケ）

江戸時代、尾張の徳川家（尾州家）、紀伊の徳川家（紀州家）、常陸の徳川家（水戸家）の総称。

■碁盤割（ゴバンワリ）

市街または紙面などを碁盤の目のように縦横に整然と分割すること。

－ サ行 －

■作事（サクジ）

家屋などを造ったり修理したりすること。普請。建築。

■算木積（サンキヅミ）

長辺が短辺の 2 から 3 倍ある細長い直方体の石を、長辺と短辺が互い違いになるように石垣の隅部に積み上げていく方法。

■史跡（シセキ）

歴史上、重大な事件や各種の施設の跡。

■漆喰（シツクイ）

消石灰にふのり・苦汁などを加え、これに糸屑・粘土などを配合して練ったもの。

■重要文化財（ジュウヨウブンカザイ）

1950 年制定の文化財保護法にいう有形文化財で、文部大臣が重要なものとして指定したもの。

■荘園（ショウエン）

平安時代より室町時代にかけての貴族・寺社の私的な領有地。

■城郭（ジョウカク）

城とくるわ。また、城のくるわ。特定の地域を外敵の侵攻から守るために施した防御施設。

■数寄屋造（スキヤヅクリ）

茶室。茶席・勝手・水屋などが一棟に備わった建物。数寄屋普請の建築の形式。

■絶滅危惧種（ゼツメツキグシュ）

急激な環境変化や乱獲などにより絶滅に瀕している動物および植物の種。

■造成（ソウセイ）

作りあげること。

■層塔型（ソウトウガタ）

三重から十三重の石造りの塔を「層塔」とよび、その形状に似た天守を「層塔型天守」という。最上重を除く各重の屋根は寄せ棟屋根の形式をとり、隅櫓がすぐ上の重の平面の四隅に収まるのを基本とする。

－ タ行 －

■拓本（タクホン）

木や石、または石碑や器物に刻まれた文字・文様を紙に写しとったもの。

■多間（タモン）

石垣の上につくられた長屋。石垣と壁面をそろえ、城壁となる。

■梯郭式（テイカクシキ）

本丸の二方や三方を囲む曲輪の配置形式で本丸が中心ではなく偏った位置にあるもの。

■帝冠様式（テイカンヨウシキ）

昭和初期、ナショナリズムの台頭を背景として、無国籍または国際的な様式の近代主義建築に対抗して主張された様式。

■天下普請（テンカブシン）

江戸初期に、江戸城、大阪城、名古屋城とそれらの城下町建設など、天下様（将軍）の命令で行われた普請。

■天守（テンシュ）

慶長 17 年に創建され、昭和 20 年の戦災で焼失した天守。

■天守閣（テンシュカク）

昭和 34 年（1959）に再建された現在の天守閣。

■天然記念物（テンネンキネンブツ）

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

■登録有形文化財

（トウロクユウケイブンカザイ）

有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼び、このうち、国が登録する登録有形文化財（建造物）をいう。

■特別史跡（トクベツシセキ）

文化財保護法で指定した史跡のうち、特に歴史上、学術上の価値の高いものとして文部科学大臣が指定した史跡。

■外様大名（トザマダイミョウ）

江戸幕府で、徳川氏の家門またはその本来の家臣ではなく、主として関ヶ原の戦後に臣従した諸大名。表大名。

■都市公園（トシコウエン）

都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

■土堀（ドベイ）

中世も鉄砲伝来以前は板堀で事足りたが、鉄砲伝来以後は土堀、とりわけ表面を漆喰で塗り固めた堅固なものが流行することとなった

■土塁（ドルイ）

土を盛り上げて築いた小さなとりで。

－ ナ行 －

■那古野城（ナゴヤジョウ）

大永年間（1521～1524）に現在の二之丸付近に、今川氏親が築いたとされている城。

■縄張（ナワバリ）

郭の配置を中心とした城の平面構造のこと。築城に際して、縄を張りめぐらしたことから縄張とよばれたという。

■練堀（ネリベイ）

主に粘土を練って固めた堀。普通の土堀・塗壁よりも耐水性・耐久性があり、城の堀として好んで使用された。

－ 八行 －

■廃藩置県（ハイハンチケン）

明治 4 年(1871)7 月、政府が旧来の藩制を廃して全国に郡県制度をしき、中央集権をはかった施策。

■版籍奉還（ハンセキホウカン）

明治 2 年(1869)全国の各藩主が旧来領有していた土地と人民とを朝廷に返還したこと。わが国封建政治を終結し中央集権を促すための大変革で、廃藩置県の前提。

■バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

■藩主（ハンシュ）

江戸時代、藩の領主。大名。藩侯。

■平城（ヒラジロ）

近世城郭の築城形式の一種。高低差のほとんどない平野の中に築かれた城。

■復元建造物（フクゲンケンゾウブツ）

旧来の工法、材料等を用いて史実に基づき忠実に復元した建造物。

名古屋城跡では、本丸御殿及び不明門等を指す。

■武家屋敷（ブケヤシキ）

武士がその君主から賜って住んだやしき。

■便益施設（ベンエキシセツ）

都市公園法第1条第2項7号に定めるもの。売店、飲食店、トイレ等。

－ マ行 －

■埋蔵文化財（マイゾウブンカザイ）

土中に埋蔵されている文化財。

■枅形（マスカタ）

城郭の入口につくられる防禦用の施設。堀にかけた橋の内側に、門や土塁・堀・多聞櫓などで囲んで、方形の空地を設けることがある。この部分が枅の形に似ているところから、またこの空地に敵をためるところから、枅形の名称がついたという。

■枅形門（マスカタモン）

多くの城郭の出入口は正面に高麗門がある。この門を入ると、石垣と櫓で囲まれた空間があり、矩の手に折れて、さらに櫓門が置かれている。この空間を枅形といい、枅形におかれた門を「枅形門」という。

■未告示（ミコクジ）

国家や地方公共団体などが、ある事項を公式に広く一般に知らせることを告示という。それがまだされていないこと。本計画では特別史跡指定範囲として告示されていない箇所を指す。

■未指定（ミシテイ）

指定されていないこと。本計画では特別史跡指定範囲に指定されていないことを指す。

■名勝（メイショウ）

景色のすぐれた地。勝地。
文化財保護法第2条第4項において「庭

園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの」と定義された文化財（記念物）のうち、同法第109条に基づき文部科学大臣が「重要なもの」として指定したもの。

－ ヤ行 －

■櫓（ヤグラ）

四方を展望するために設けた高楼。城郭建築では、敵情視察または射撃のために城門・城壁などの上に設けた。

■櫓門（ヤグラモン）

渡り櫓の下にある門。

－ ラ行 －

■ランドマーク

土地の目印、都市空間やその他の地域空間の中で、人々が自分のいる位置を確認する手がかりとしての目標物。

－ 英字 －

■NFC

近距離無線通信規格の一つ。ICチップを搭載したカードやICタグなどをICチップ搭載の電子機器などと10センチメートル程度に近づけた状態で、無線により双方向にデータ通信を行うことができる。（near field communication）

■AR（エーアール）

カメラを通して見る現実の風景や建物などの映像に、リアルタイムで文字やイラストなどのデジタル情報を重ね合わせる技術。コンピューターなどの仮想空間で現実を再現するバーチャルリアリティー（VR 仮想現実）に対して、情報を補足

して現実を強化するという意味で「拡張現実」と呼ばれる。(augmented reality)

■CSR（シーエスアール）

収益を上げ、配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいう。企業の社会的責任。(corporate social responsibility)

■Wi-Fi（ワイファイ）

無線LANアダプターのブランド名。米国の業界団体、Wi-Fi アライアンスが機器間の相互接続性を認定したことを示す。

(wireless fidelity)

■SNS（エスエヌエス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

(social networking service)

■NPO（エヌピーオー）

非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基いて法人格を取得できる。

(Not-for-Profit Organization)

■QRコード（キューアールコード）

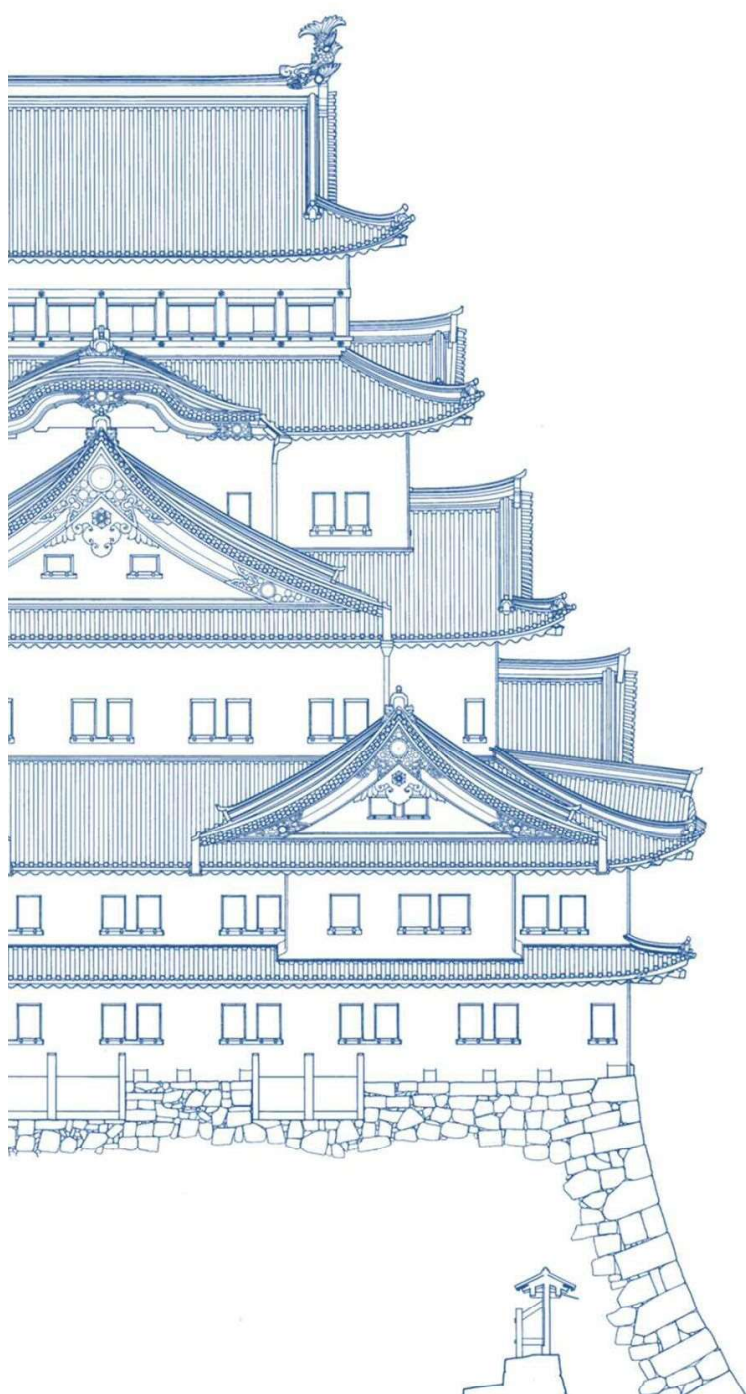
小さな四角形を縦横に同数並べた図形パターンにより、文字や数字などのデータを記録する規格。バーコードよりも大量の情報を正確に記録できる。商標名。

(quick response)

特別史跡

名古屋城跡保存活用計画

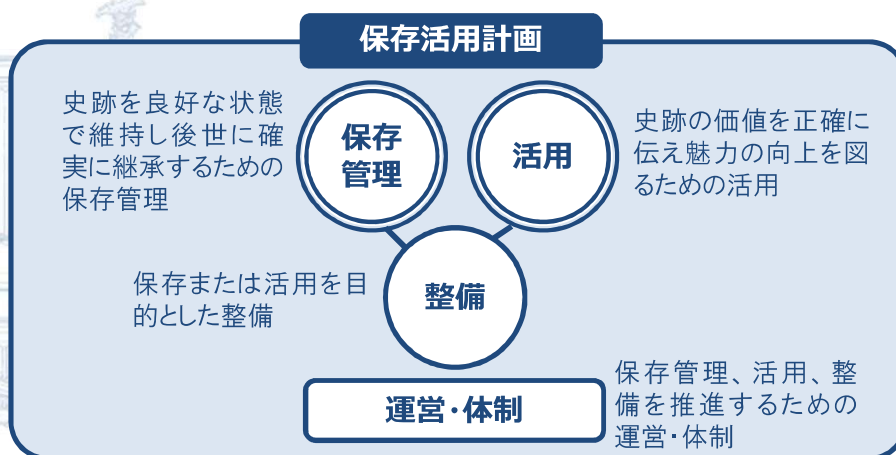
概要版



■ 計画策定の目的

名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年(1932年)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承するとともに魅力の向上を一層図るため、名古屋城跡の保存活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存管理」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

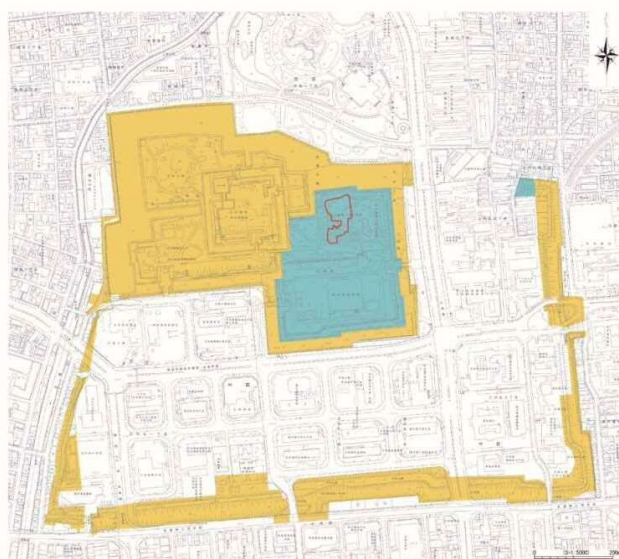


■ 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分が一部ある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内(いずれも財務省所管用地)については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されず現在に至っている。



■ 特別史跡指定範囲 ■ 特別史跡未告示区域 ■ 名勝指定範囲

特別史跡指定範囲

■ 特別史跡名古屋城跡の歴史

○近世(藩政期:慶長5年(1600)～明治5年(1872))

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は九男である義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、慶長15年(1610)諸大名20名を動員した公儀普請により築城が開始された。

城の地割である縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枡形門を駆使して防衛を強固なものとした。石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当した。作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、慶長17年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成、元和元年(1615)には後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿が築かれ、その北側に寛永5年(1631)二之丸庭園が築かれた。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

また、城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われ、現代までつづく名古屋の都市形成の起点となった。

○近代(陸軍期:明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治維新により明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となった。本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。

こうした中、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

○近代(離宮期:明治26年(1893)～昭和5年(1930))

名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸(おふけまる)も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

○近代(市営期:昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史跡 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

このように名古屋城は文化財としての価値を認められるも、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

○現代(市営期:昭和20年(1945)～)

戦後の昭和25年(1950)文化財保護法施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門が重要文化財に指定された。旧本丸御殿障壁画は昭和25年と昭和30年(1955)、昭和31年(1956)に重要文化財指定を受けた。また、昭和50年(1975)には二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門が重要文化財指定を受けている。

史跡指定地は昭和27年(1952)に特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。翌年の昭和28年(1953)には二之丸庭園北御庭の一部と前庭が名勝に指定され「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和52年(1977)には二之丸内と三之丸北東の土塁が文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。

昭和34年(1959)市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。また、平成21年(2009)1月には本丸御殿の復元工事に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

■ 特別史跡名古屋城跡の本質的価値

○御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は最新の近世築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料類からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

■ 構成要素の分類

特別史跡名古屋城跡の「(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素」については、「近世に形成された諸要素」と「近代に形成された諸要素」、さらに「補完する諸要素」に分類する。「(Ⅱ)本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建建造物とし、その他は「(Ⅲ)その他の諸要素」と位置づける。

また、城下町など周辺地域を構成する諸要素を、「(Ⅳ)名古屋城跡に関連する諸要素」と位置づける。

特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する諸要素

(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素

- 近世に形成された諸要素
- 近代に形成された諸要素
- 補完する諸要素

(Ⅱ) 本質的価値の理解を促進させる諸要素

(Ⅲ) その他の諸要素

(Ⅳ) 名古屋城跡に関連する諸要素

御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

- 公儀普請によって築城された城郭
- 近世城郭築城技術の完成期に築城された城郭
- 徳川家康の意志を強く反映する城跡
- 徳川幕府の対豊臣方への備えという当時の社会情勢を示す城郭

現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

- 現存遺構から往時の縄張や近世城郭の完成期の姿を知ることができる城跡
- 現存する豊富で詳細な史資料等によって往時の姿を知ることができる城跡
- 管理者が変わる中で各時代に応じた保存・記録と活用がなされてきた城跡
- 近世における改修・改変を詳細に知ることができる城跡

現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

- 現代の名古屋の都市形成のはじまりとなった名古屋城築城

■ 特別史跡名古屋城跡の縄張

名古屋城は平地に築かれた平城であり、城の北側と西側には低地が広がり、城の立つ台地との比高差は10mを超える。四方を空堀で囲まれた本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式であり、各曲輪とも方形で直線状と単純である。西之丸西側と御深井丸・二之丸の北側の二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁で囲まれている。また、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。

本丸の南と東には馬出が設けられ、これらと本丸を囲む二之丸・西之丸・御深井丸は堀で仕切られ独立しており、各間は全て本丸内堀に接して築かれた幅の狭い土橋で連結されていた。これにより土橋を渡ろうとする敵を本丸内から攻撃することができ、いずれかの曲輪が落ちたとしても各曲輪は独立しているため、他の曲輪へ侵攻しにくくなる。さらに重要な虎口は二重の門で構成された枡形が設けられていた。

このように名古屋城の縄張は、曲輪が方形で直線状と単純なものであるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

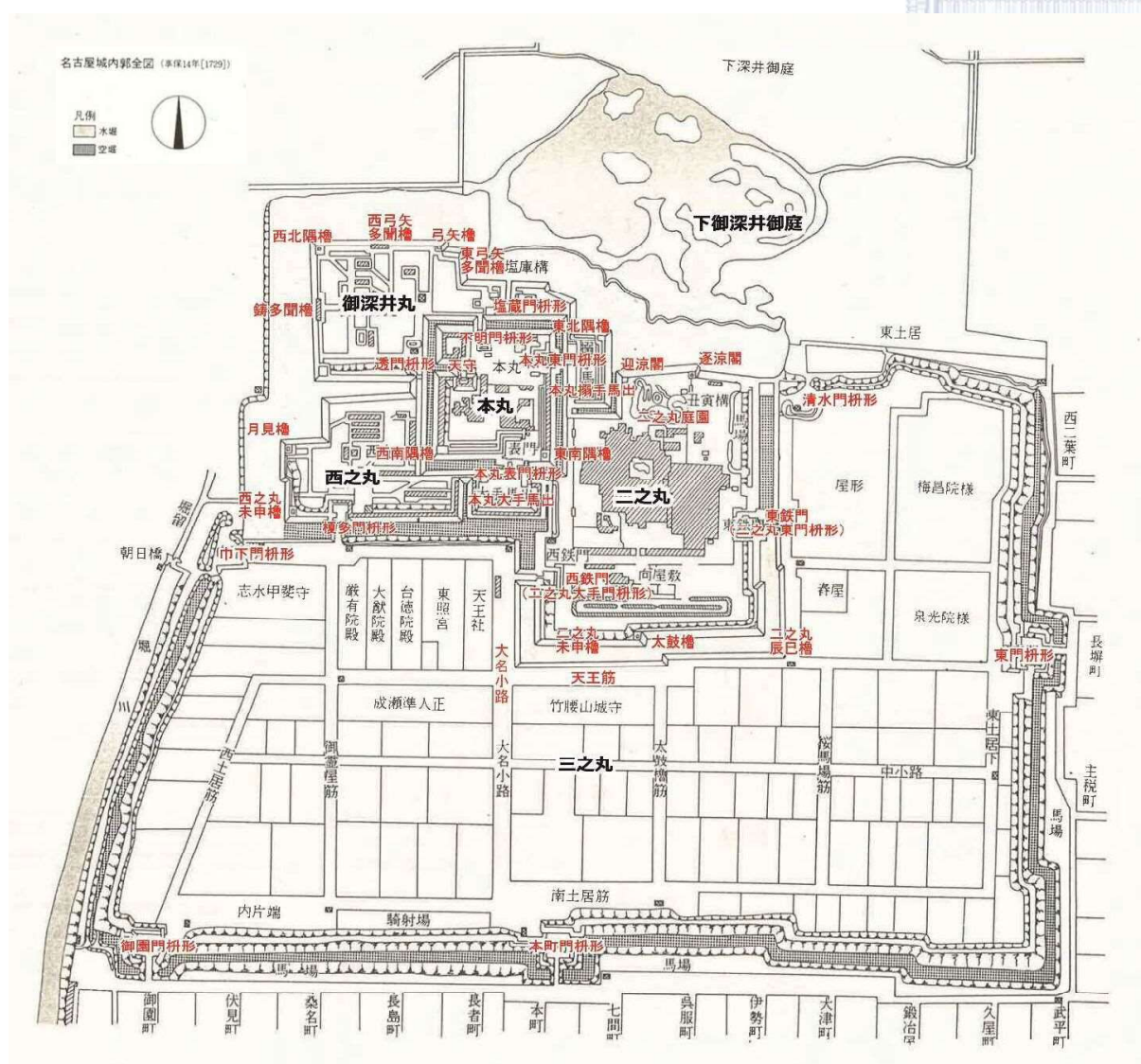


図 名古屋城内郭全図 (享保14年-1729)

引用：内藤昌・渡辺勝彦・他、1985、『日本名城集成 名古屋城』、小学館

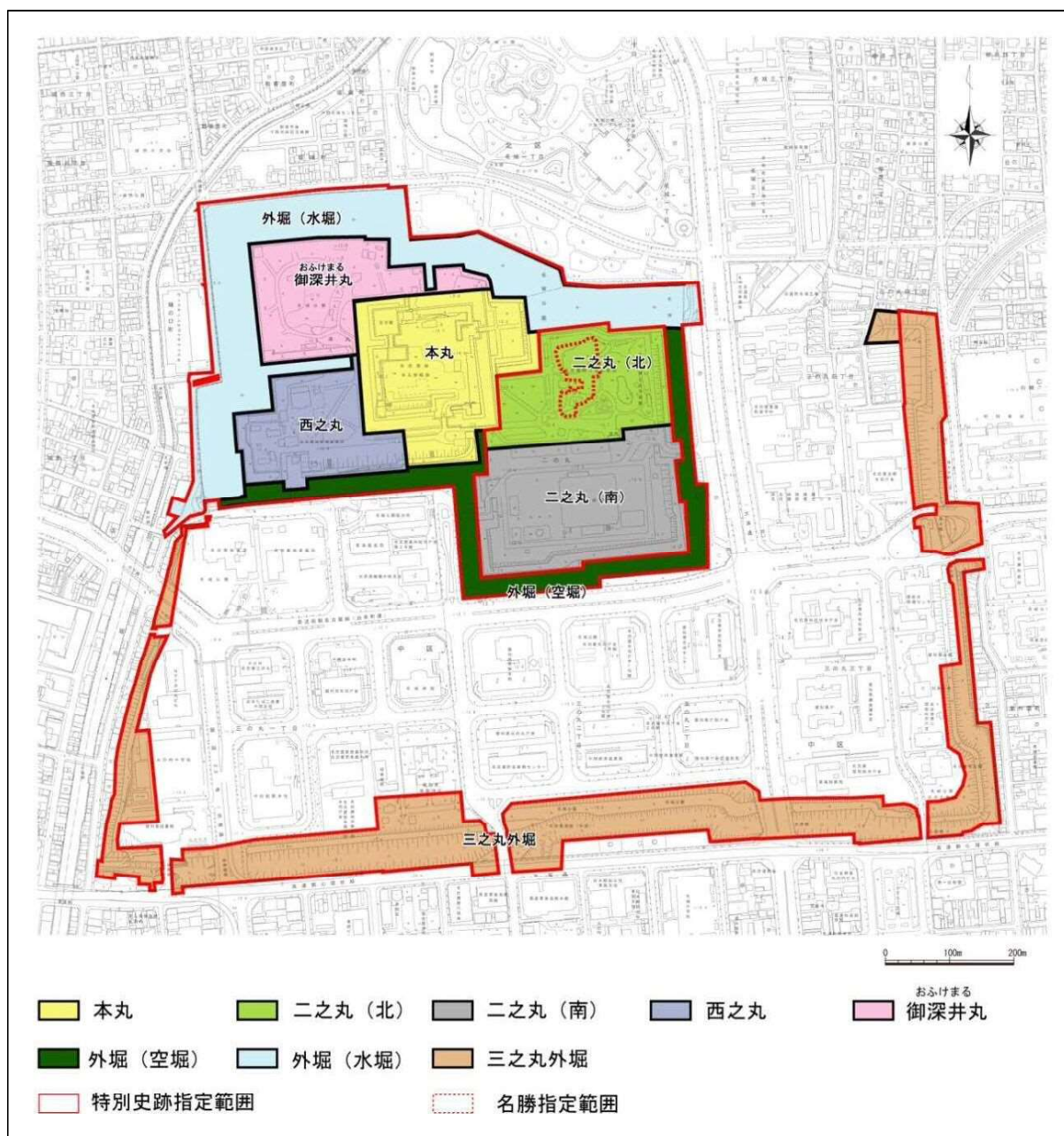
■地区区分の設定

現在の名古屋城跡は、一部の堀や虎口など失われた部分はあるが、往時の縄張を比較的よくそのまま残している。武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内(指定地外)は、官庁街となっているが、基盤目状の町割は、現在でもその形状を残している。

既往の整備計画などでは、往時の縄張を形成していた各曲輪ごとに、歴史的経緯に基づいた保存管理、活用、整備方針などを策定している。よって、本計画においても曲輪ごとに地区区分を行うものとした。

現在は西之丸と一体空間となっているが、かつて西之丸と堀を隔てていた大手馬出跡は、本丸の一部であったため本丸地区に含めるものとした。また、本丸搦手馬出も本丸地区に含めるものとした。

二之丸内については有料区域と無料区域(愛知県体育館所在地)が存在しており、管理区分、保存管理状況も異なるため、2つに区分するものとした(二之丸(北)・二之丸(南))。



■各地区における諸要素の概要

(1)本丸地区



天守（昭和初期）



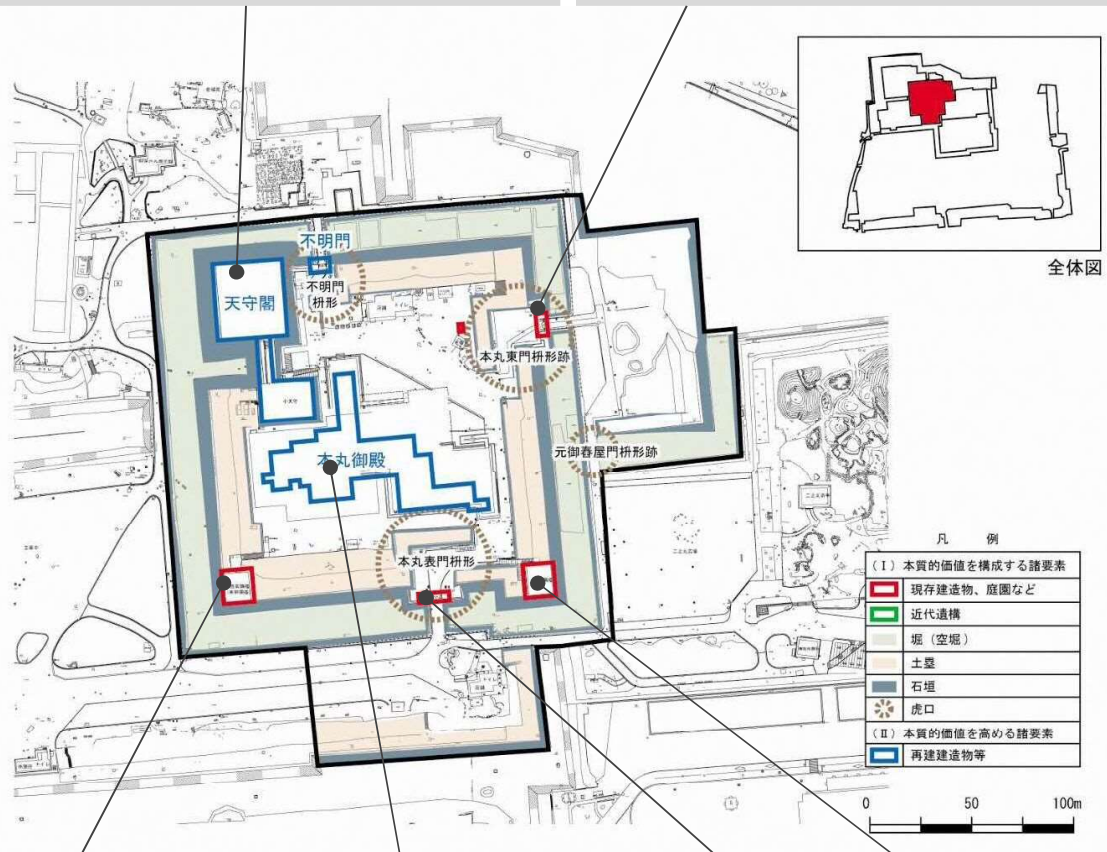
天守閣（現在）



旧二之丸東二之門
（明治前期）



旧二之丸東二之門
（現在）



西南隅櫓（昭和初期）



本丸御殿（玄関・車寄外観）
（昭和初期）



本丸表二之門（昭和初期）



東南隅櫓（昭和初期）



西南隅櫓（現在）



本丸御殿（玄関・車寄外観）
（現在）



本丸表二之門（現在）



東南隅櫓（現在）

(2)二之丸(北)地区



南蛮練堀（大正期）
引用：徳川林政史研究所編、2014年、『写真集 尾張徳川家の幕末維新』、吉川弘文館



南蛮練堀（現在）

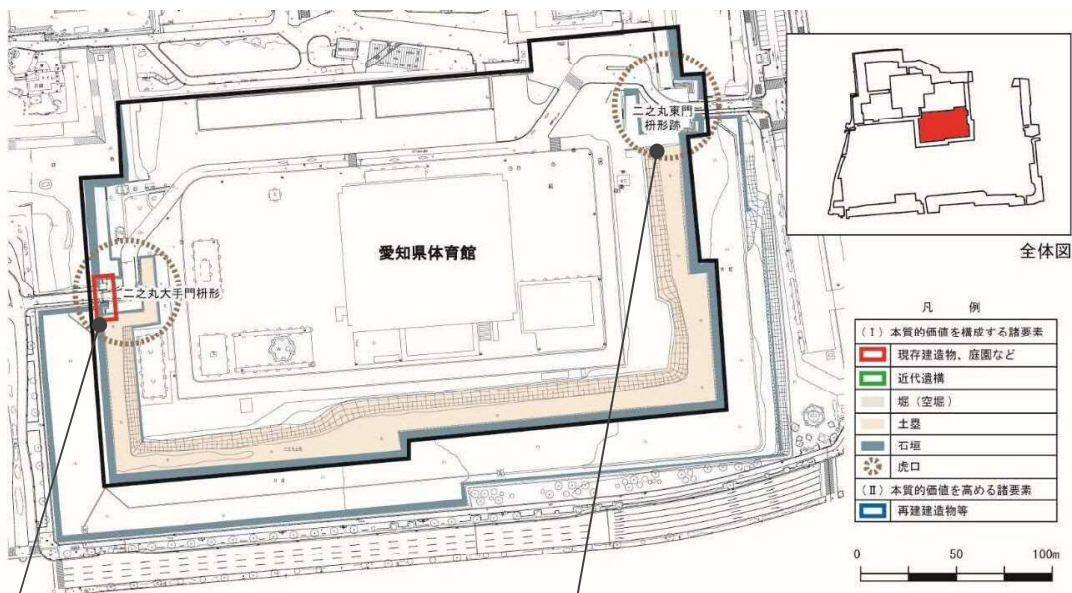


二之丸庭園（北御庭）（昭和初期）
引用：重森三玲、1939年、『日本庭園史図鑑 第5巻』、有光社



二之丸庭園（北御庭）（現在）

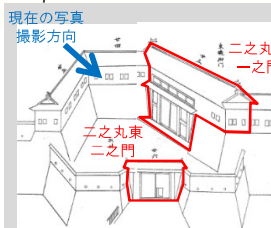
(3)二之丸(南)地区



二之丸大手二之門（大正期）
引用：第六史編集委員会、1968年、『歩兵第六聯隊歴史』、歩六史刊行会



二之丸大手二之門（現在）

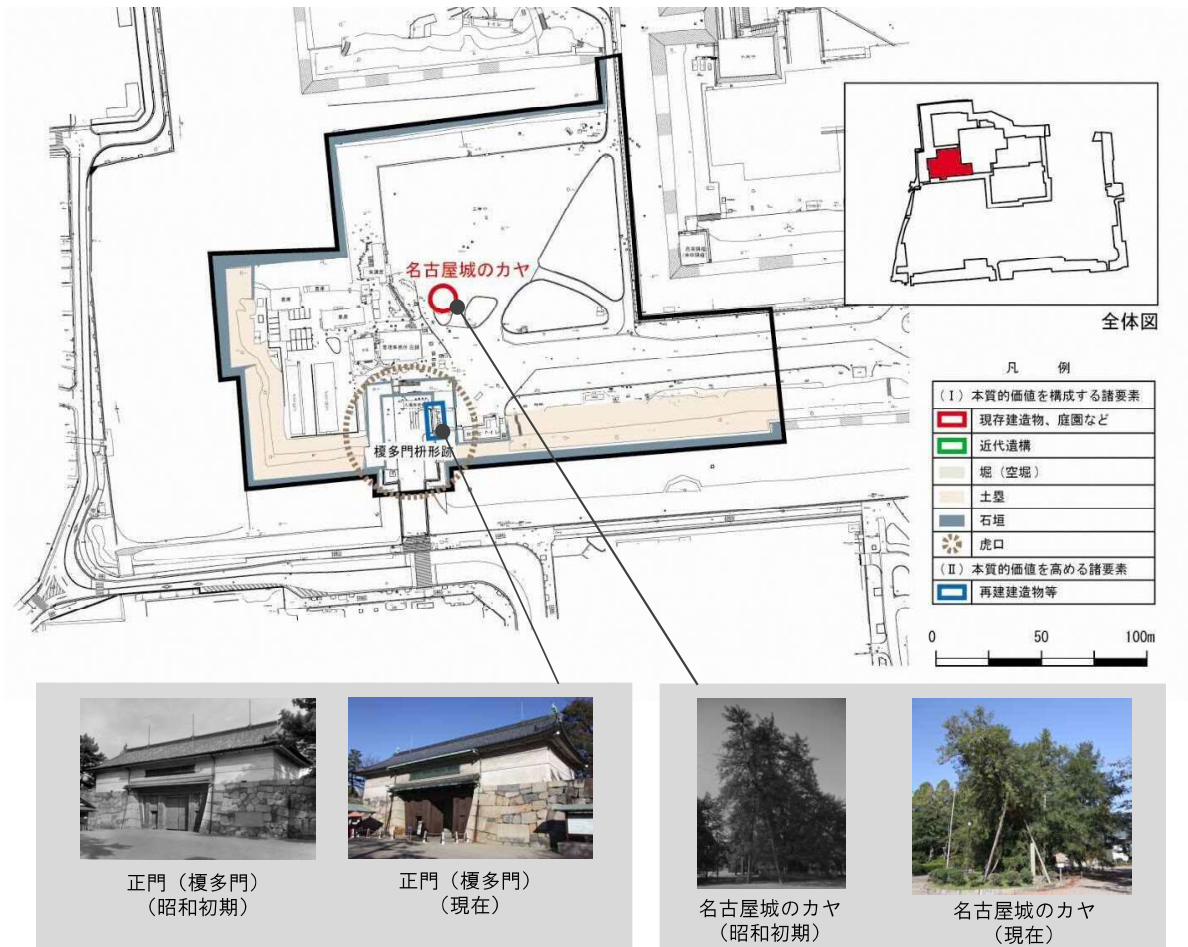


虎口（二之丸東門枳形）
引用：『金城温古録』

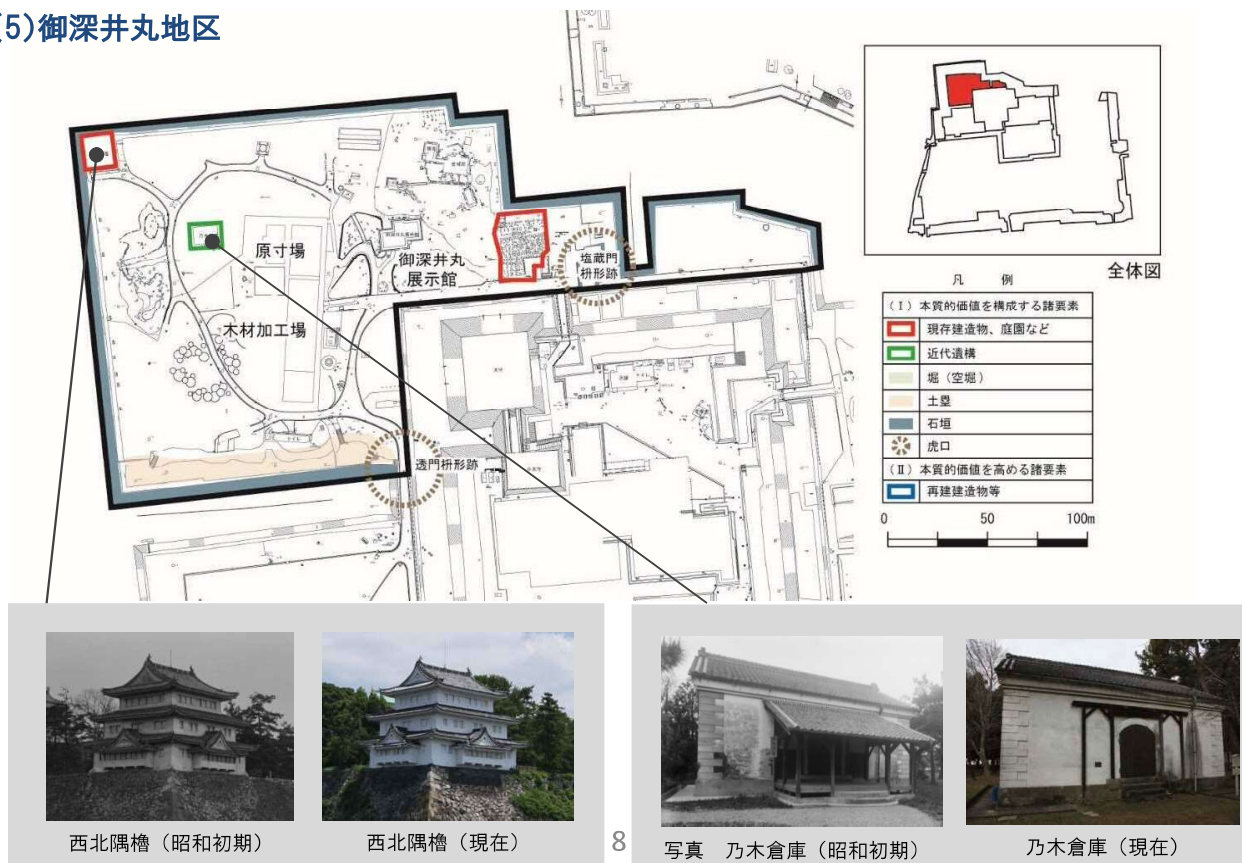


虎口（二之丸東門枳形跡）（現在）

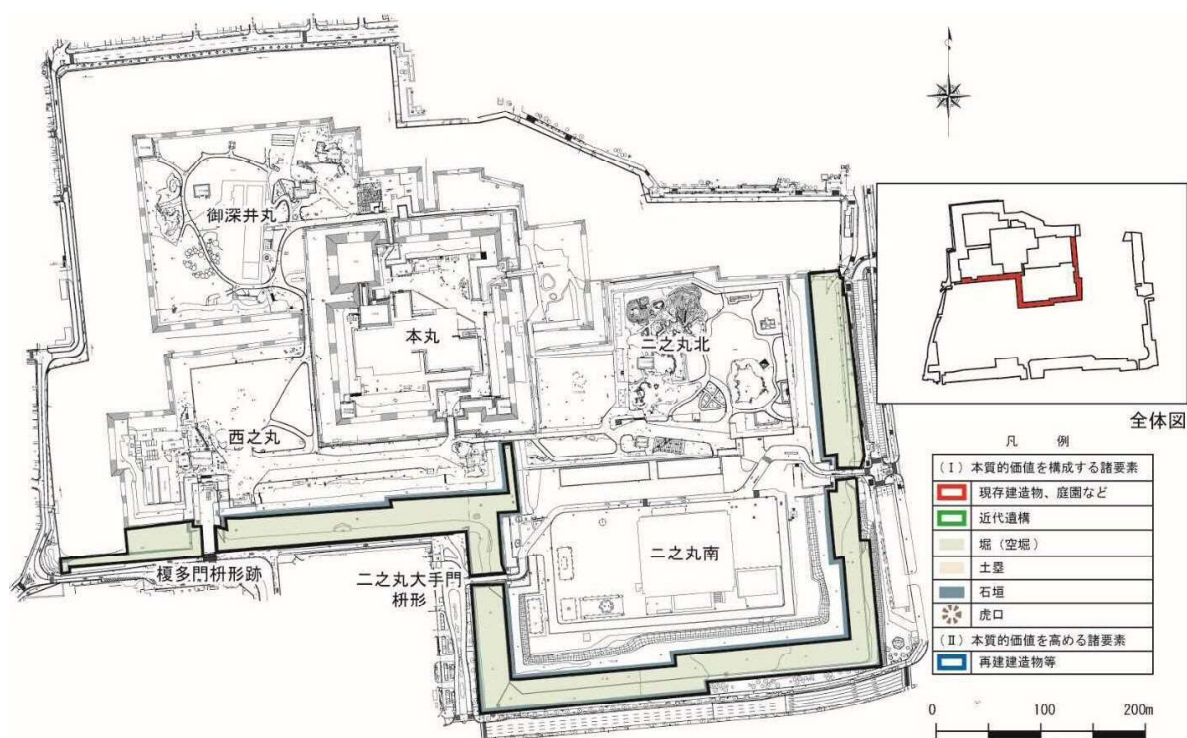
(4)西之丸地区



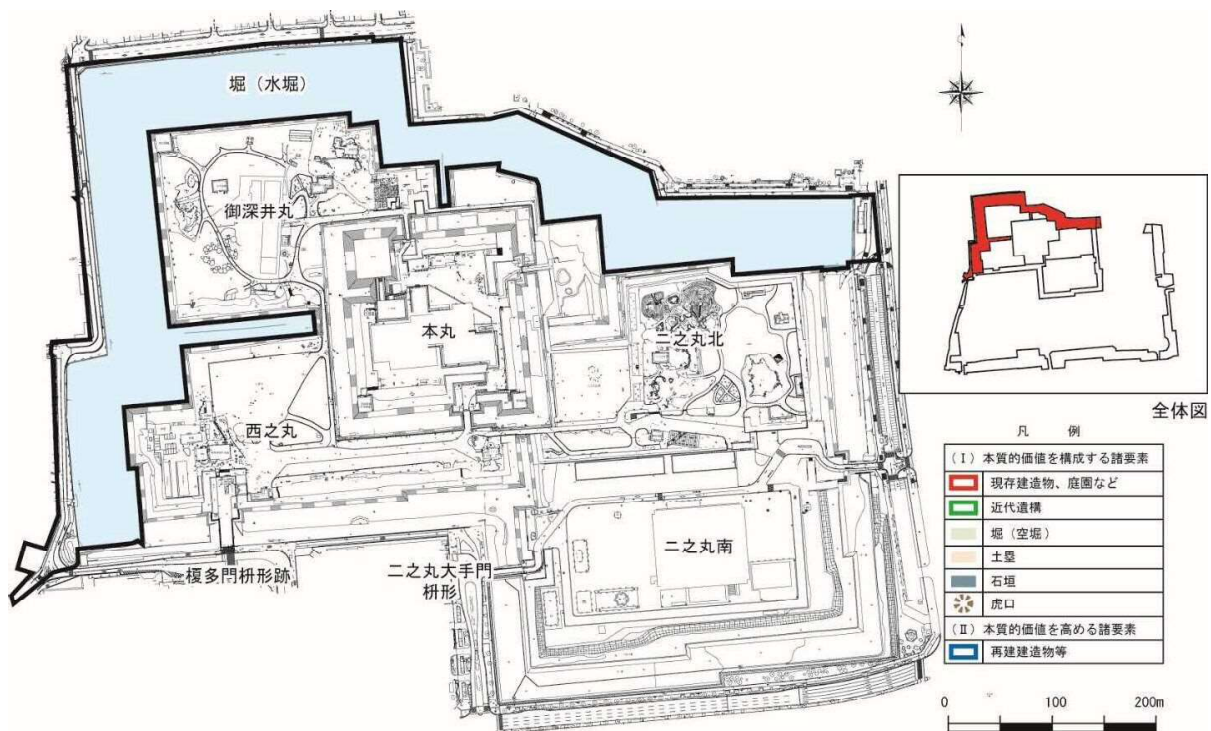
(5)御深井丸地区



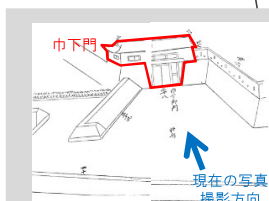
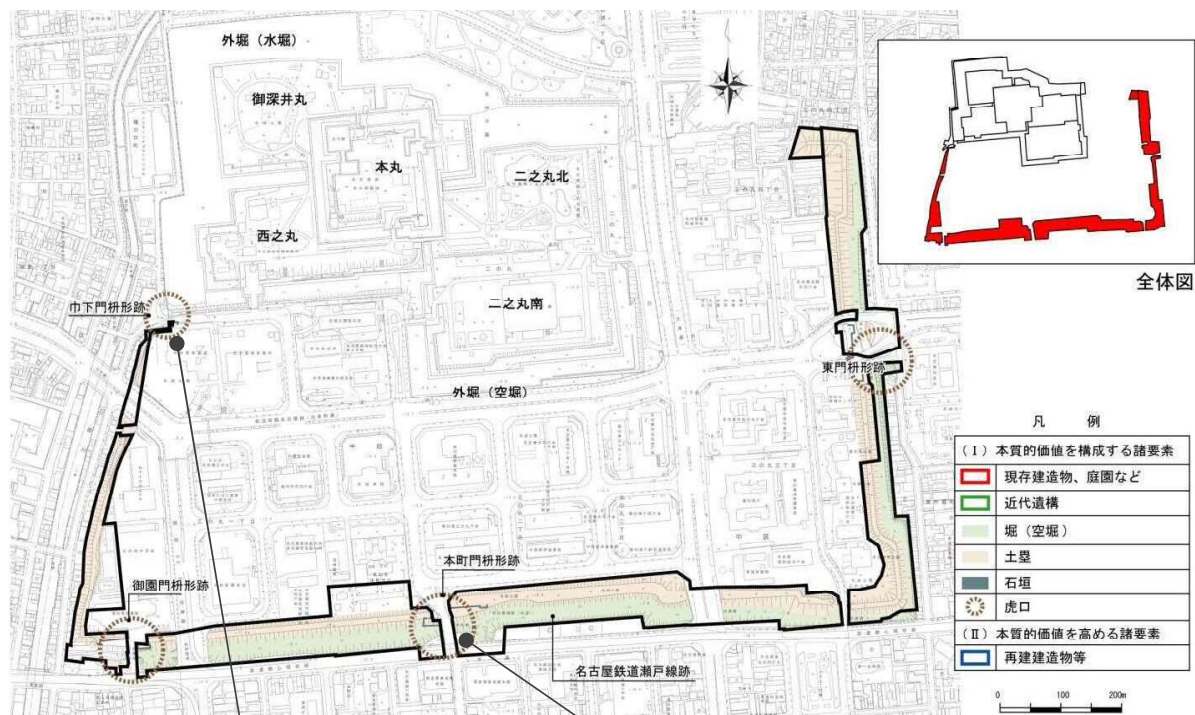
(6)外堀(空堀)地区



(7)外堀(水堀)地区



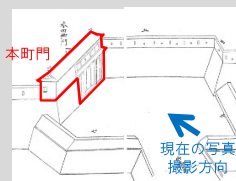
(8)三之丸外堀地区



虎口(巾下門枳形)
引用:『金城温古録』



虎口(巾下門枳形跡)



虎口(本町門枳形)
引用:『金城温古録』



虎口(本町門枳形跡)

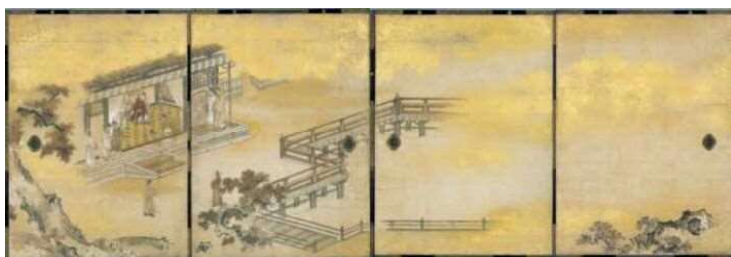
(9)その他(旧本丸御殿障壁画、金具類、史資料 等)



旧本丸御殿障壁画 竹林豹虎図(襖絵、玄関一之間東側)



旧本丸御殿 欄間彫刻破片



旧本丸御殿障壁画 帝鑑図〔明弁詐書〕(襖絵、上洛殿一之間北側)



旧本丸御殿 釘隠(焼損金具)

■ 特別史跡名古屋城跡の目標

特別史跡名古屋城跡は、近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築城された名古屋城の姿を現代に伝えている。陸軍期、離宮期など管理者が代わるなかでも、各時代に応じた保存がされてきたことにより、現存する遺構から往時の姿を見ることができる歴史的価値の高い城跡である。また、それら遺構や現存する豊富な史資料等によって、近世における改修・改変まで詳細に知ることができ、築城にあたって行われた清須越によって現在の名古屋の都市形成のはじまりとなった城郭である。

また、大天守の延床面積は史上最大を誇り、本丸御殿は近世城郭御殿の最高傑作と言われており、史跡指定説明文では近世城郭の代表的なものとされている。

このように名古屋城跡は、さまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えていることから、保存活用によりその価値と魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す。

**近世城郭の姿を現代に伝える名古屋城跡の
価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、
世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す**

■ 特別史跡名古屋城跡の保存活用の基本方針

特別史跡名古屋城跡の目標を実現するために、本計画における基本方針を以下に定める。

**保存
管理**

**名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を確実に行う。**

活用

**名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。**

整備

**本質的価値である遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備及び活用のための整備を計画的に行う。**

**運営
体制**

**名古屋城跡の保存活用を推進するため、
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。**

■ 保存管理

基本方針

名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を確実に行う。

○ 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う

本計画で定める現存遺構等をはじめとした名古屋城の諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

○ 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観を向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

○ 本計画の現状変更等の取扱方針に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存活用事業を進める

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく各地区の特性を踏まえた保存活用事業を円滑に進める。

○ 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城跡を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城跡を中心とした景観形成により、名古屋城跡のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

○ 指定地と一体的な保存管理を行えるよう、特別史跡追加指定・名勝指定範囲追加等に向けた取組みを推進する

特別史跡指定地と一体的に適切な保存管理を行えるよう、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定、名勝指定範囲追加に向けた取組みを推進する。

○ 特別史跡指定地内の一体的な保存管理ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

特別史跡指定地内の保存管理を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えとともに、
名古屋城の魅力を向上させる。

○適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える

- ・かつての名古屋城の広大な全体像を伝えられるよう、有料区域範囲設定の見直し等や無料区域を含めた名古屋城跡全体としての公開環境整備を検討する。
- ・往時の名古屋城の姿を現在に伝える現存遺構の公開を積極的に行うために、建造物遺構等の内部公開期間の拡大や観覧環境の充実、適切な維持管理による石垣・土塁・堀等の眺望確保・顕在化を図る。
- ・往時の名古屋城の姿を実感させるとともに名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させるため、失われた建造物等の復元整備の可能性を検討する。

○展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

- ・展示施設では名古屋城跡の歴史や価値を伝えるため、様々な展示手法を用いて展示内容を充実させる。
- ・説明板については、広大な名古屋城の全体像を伝えるため特別史跡全体を表示した説明板を設置するとともに、かつての遺構等の存在や形態を伝えるために失われた遺構等への説明板を設置する。
- ・城内の諸施設は遺構等の保存に影響を及ぼさない範囲で主要なものの移動円滑化を図るとともに、特別史跡としての歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等にする。

○企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る

- ・来場者の遺構への理解をより深められるよう整備現場見学会における体験型の企画、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントの開催を検討する。
- ・名古屋城の魅力を向上し新たな入場者の誘致を図るため、多岐の分野にわたる様々なイベントを継続するとともに、新たな分野のイベントの開催を検討する。

○情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る

- ・名古屋城の価値と魅力の普及・周知を図るために、本質的価値等の名古屋城の特徴や、調査・研究成果、観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させた情報発信を行う。
- ・広域的な地域・幅広い世代への名古屋城跡の普及・周知を図るために、多様な手法や媒体を活用した情報発信方法を検討する。

○周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

- ・名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えるために、「文化のみち」など名古屋城の周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化するとともに、堀川や四間道地区など名古屋城と歴史的関連の深い歴史資産との連携を図る。

本質的価値である遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、
保存のための整備及び活用のための整備を計画的に行う。

◆名古屋城の歴史的価値を後世に確実に継承する「保存のための整備」

○現存遺構の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構を後世へ継承する

本計画で定める保存管理方法に基づき、現存建造物や石垣、堀、土塁、庭園などの本質的価値を構成する諸要素及び再建建造物である本質的価値の理解を促進させる諸要素を適切に保存するとともに、劣化、破損状況に応じて、史資料の調査や発掘調査の成果に基づいた修復整備を行う。

○適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える

本計画で定める植栽管理方針に基づき、遺構の保存に影響を与える植栽や遺構の顕在化や眺望を妨げる植栽、来場者への危険性が懸念される植栽等の適切な整備を行い、城跡にふさわしい風致を整える。

◆名古屋城の歴史的価値を分かりやすく伝え、魅力を高める「活用のための整備」

○遺構等の公開にあたっての整備

- ・遺構等の公開にあたっては、遺構の保存への影響を考慮した対策や来場者の安全対策としての通路や安全柵等の整備を行う。
- ・樹木等の繁茂により遺構への眺望が阻害されている場合は見通しを確保する。

○失われた建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる

- ・来場者が往時の名古屋城の姿を実感し、理解を深めることができるような整備を行う。
- ・『金城温古録』等の文献や絵図に加えて「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されており、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、遺構の保存を前提として復元整備を検討する。「昭和実測図」や「ガラス乾板」には記録されていないものについては、発掘調査や史資料調査など今後の調査・研究の成果等を踏まえ、復元整備等を検討する。

○展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値を分かりやすく伝える

- ・展示収蔵施設の整備計画の推進、今後の展示施設等のあり方を検討し、必要に応じて整備を行う。
- ・来場者の遺構等への理解を深めるため、説明板は分かりやすく見やすい解説内容を考慮した上で整備を行う。

○便益施設等や園路・安全柵等の整備により、利便性と安全性の高い観覧環境を整える

- ・来場者の利便性・快適性を高めるため、来場者のニーズを把握した上で売店・トイレ等の便益・休憩施設の整備を行う。
- ・来場者の移動を円滑にするため、案内板は全体の配置計画を定めた上で整備を行う。
- ・歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で整備を行う。
- ・来場者の安全確保のため、経年劣化により機能性を損ねている園路・安全柵等は、計画的・段階的に改修整備や更新を行う。

名古屋城跡の保存活用を推進するため、
多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

○名古屋城総合事務所の調査・研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城跡の調査・研究を進める

発掘調査や史資料調査等の十分な調査研究成果に基づき特別史跡名古屋城跡の保存活用を進めるとともに、その調査研究成果を広く情報発信するために、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する。

また、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり計画的・継続的に調査・研究が進められるよう努める。

○管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、名古屋城跡の保存活用を円滑に進める

特別史跡指定地全体を一体的に保存活用していくために、植栽等の維持管理状態など管理区域による差が生じないよう、管理主体間での定期的な協議を行うなど相互の連携を強化する。

また、文化財保護だけでなく、観光、公園緑地、都市計画、景観、防災など多分野の知識が必要であることから、保存活用を円滑に進められるよう各分野の庁内関係部署と積極的に情報共有を行い連携を強化する。

○有識者で構成する検討会議を継続し、名古屋城跡の保存活用を適切に進める

特別史跡名古屋城跡の保存活用を適切に行っていくために、有識者で構成する全体整備検討会議を今後も継続して開催し、建造物・石垣・庭園・天守閣等について専門的見地から指導・助言を受けながら保存活用の検討を進める。

○多様な主体と協働し、名古屋城跡の保存活用の幅を広げる

多岐に渡る特別史跡名古屋城跡の保存活用の幅を広げるため、市民・ボランティア・NPO法人・地域活動団体・企業等の多様な主体の力を活用する。また、名古屋城跡を身近なものとして市民等が愛着を持つことで後世への継承につなげられるよう、多様な主体と協働しながら名古屋城跡の保存活用を行う。

○防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める

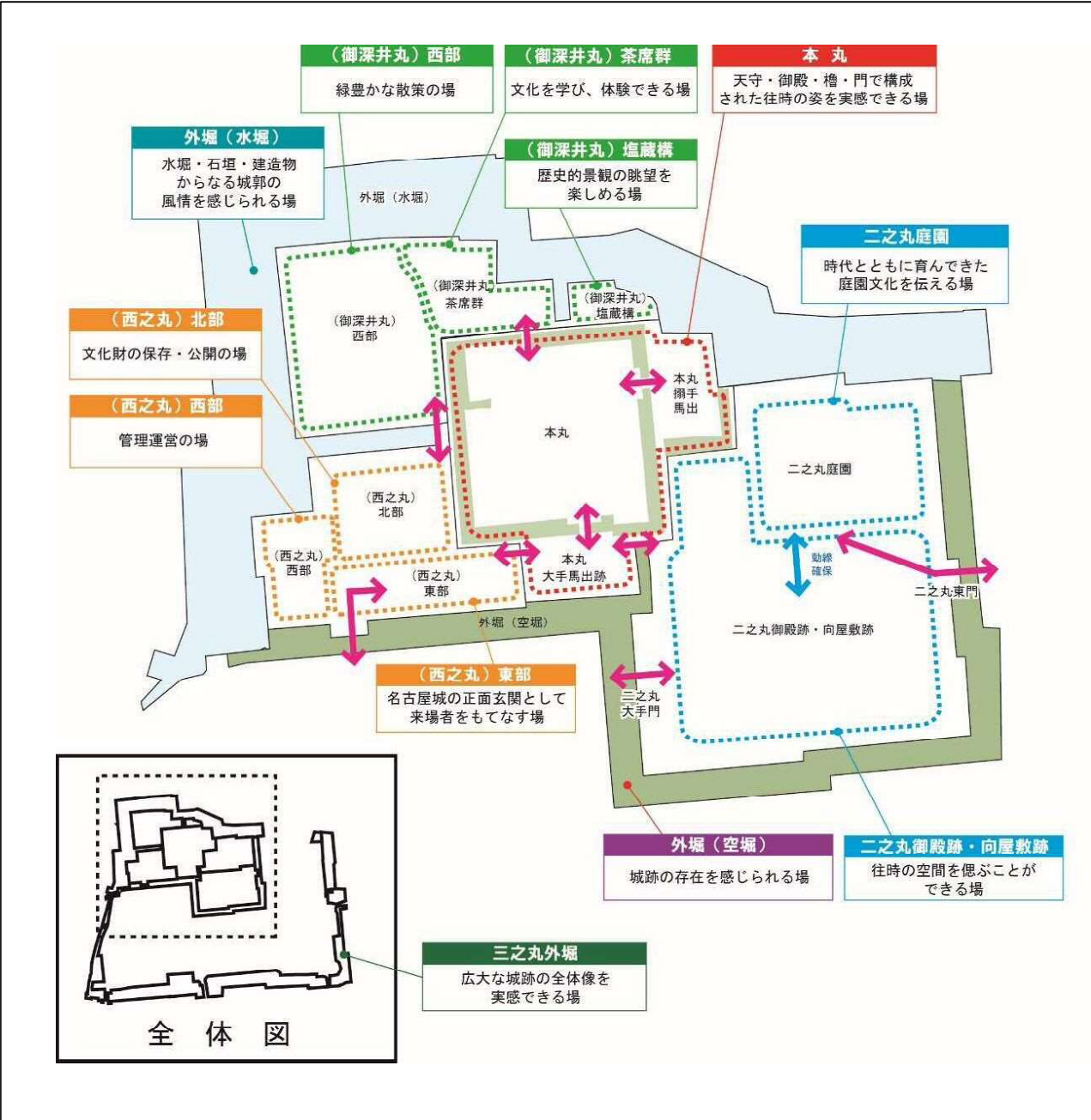
防災体制については、既定の『名古屋城消防計画』に基づき、災害時の自衛消防組織の編成を継続するとともに、より実践的な防災対策の実施に見合う体制を検討する。

防犯体制については、今後も有料区域の警備体制を継続するとともに、無料区域の警備体制については強化を図りつつ、重要文化財である二之丸大手二之門の警備体制等の見直しを検討し、特別史跡指定地全体として文化財保護や来場者の安全確保に努める。

○さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

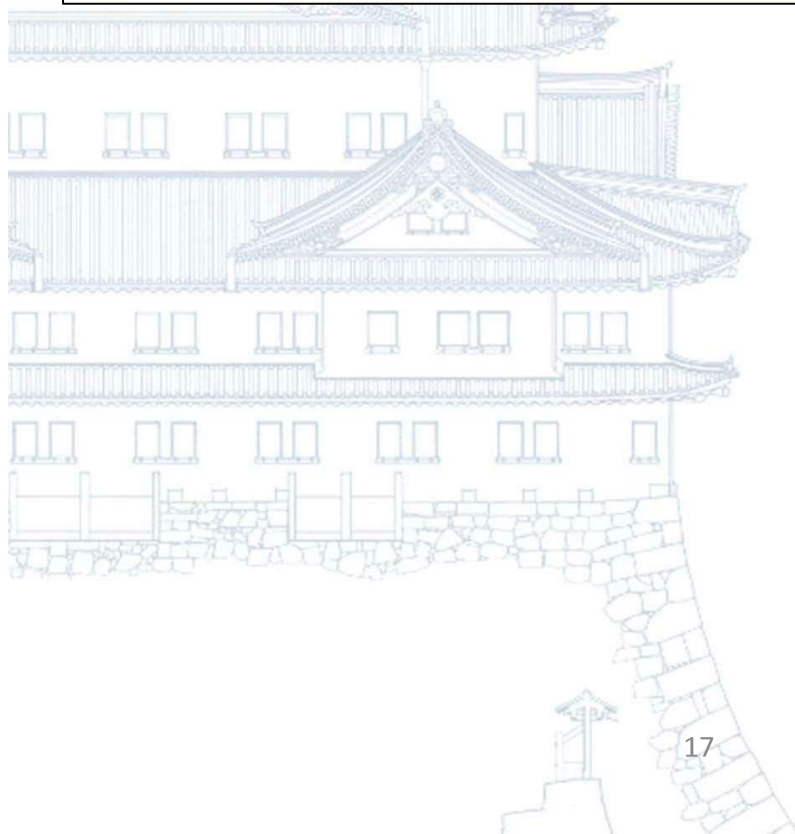
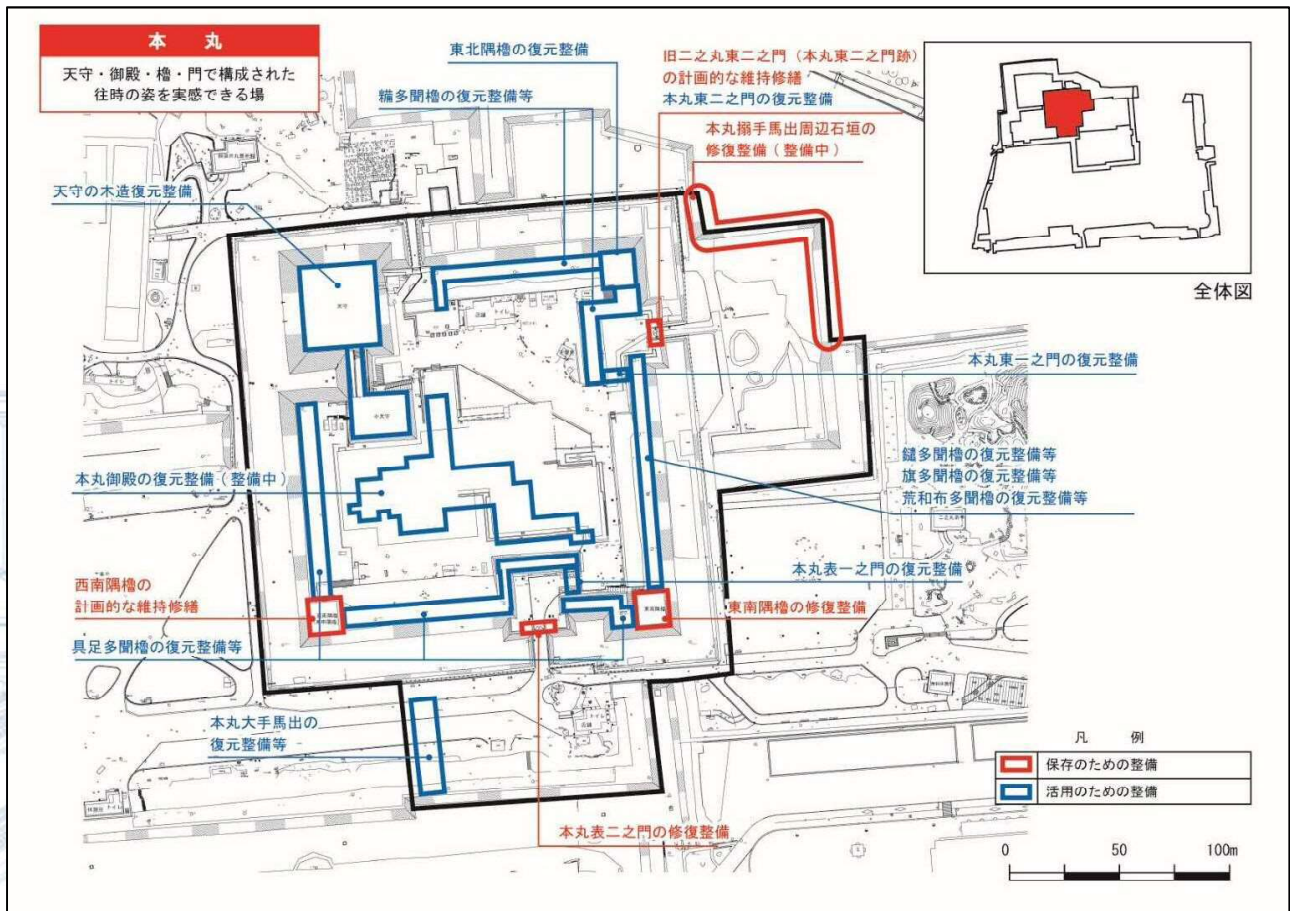
運営・体制の効率化と名古屋城のより一層の魅力の向上を図るために、民間活力をさらに導入することが効果的と考えられる。今後、様々な民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、名古屋城総合事務所の調査・研究体制の強化と合わせて、特別史跡名古屋城跡の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

■ 全体



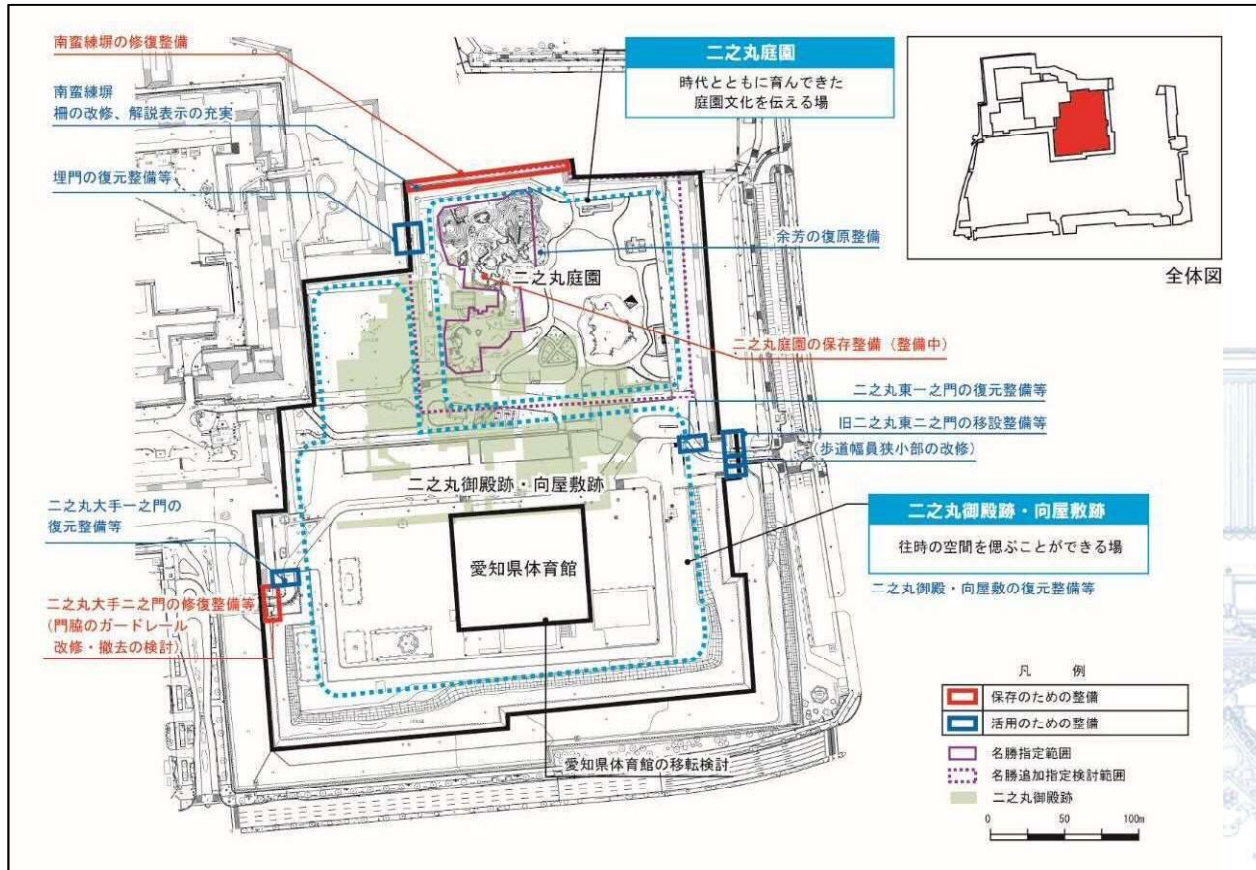
(1)本丸地区の整備の考え方

戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。



(2)二之丸地区の整備の考え方

愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北地区(有料区域)及び南地区(無料区域)にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。



<二之丸庭園>

名勝二之丸庭園の保存整備を中心とし、名勝指定範囲を追加することにより、庭園全体の整備を進め、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

<二之丸御殿跡・向屋敷跡>

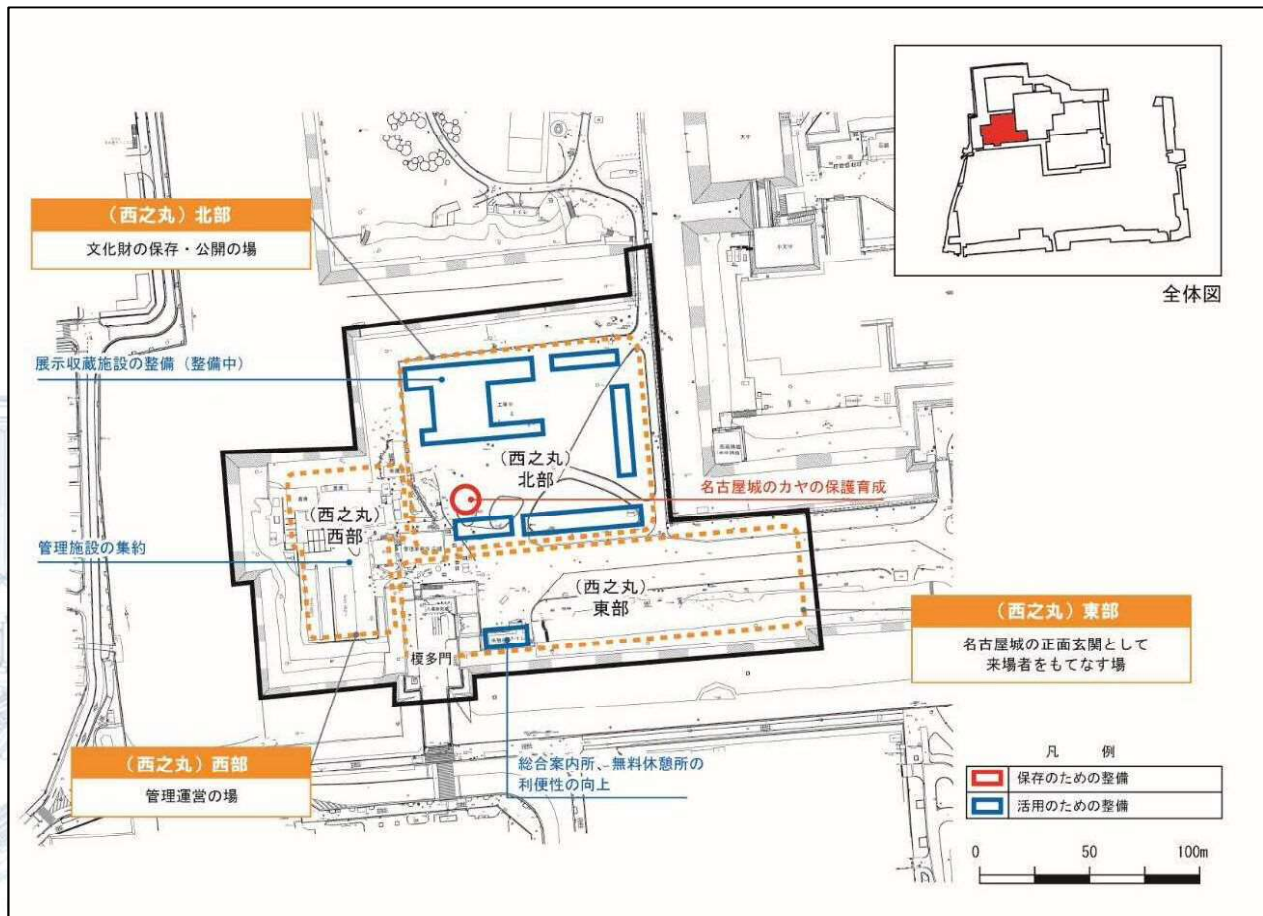
愛知県体育館の移転を進め、二之丸御殿跡・向屋敷跡の史実に基づいた活用施設の整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。

整備にあたっては、有料区域の見直し(二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む)、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画(二之丸東門枳形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む)など、総合的に検討を行う。

二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

(3)西之丸地区の整備の考え方

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存及び積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。



<東部>

インフォメーション機能を充実し、列植されたシダレザクラの保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

<西部>

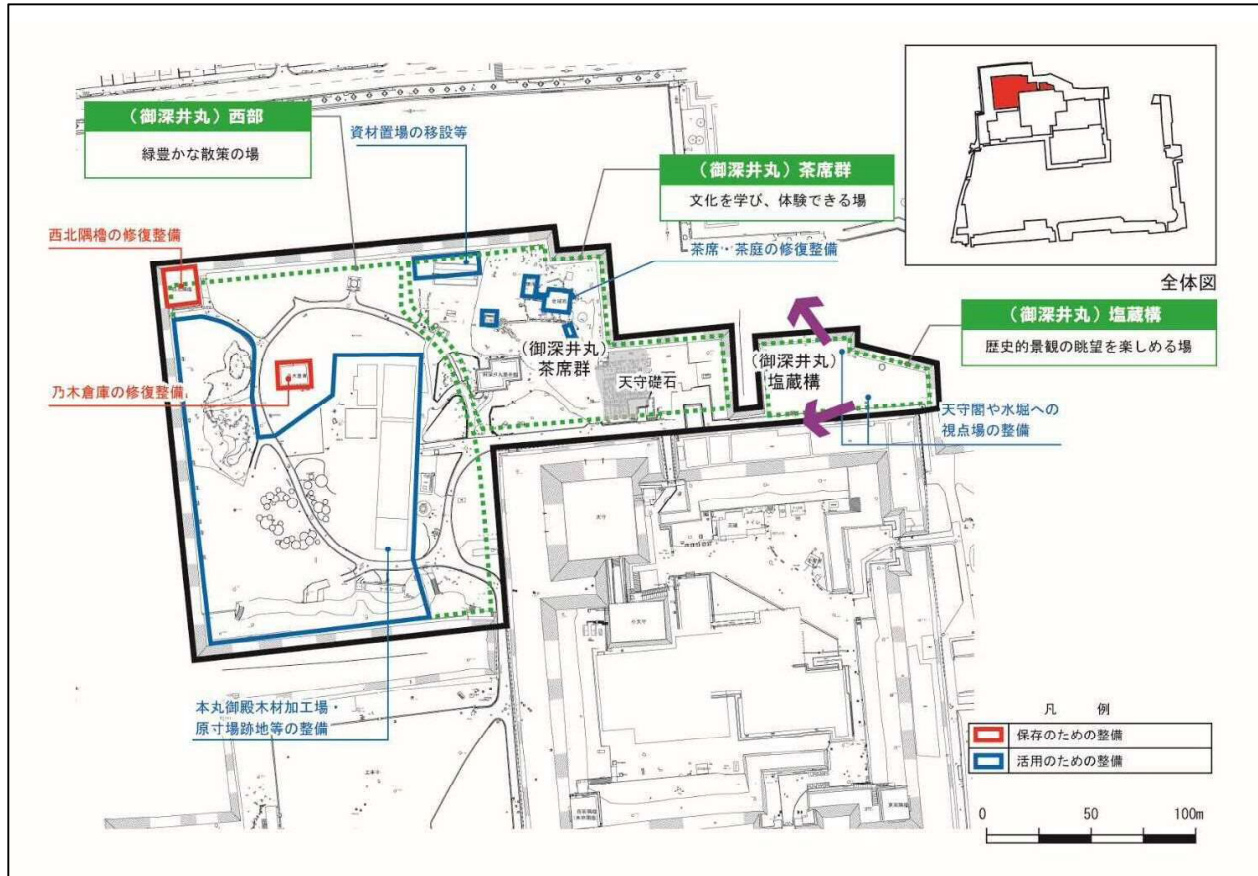
管理施設を集約し、名古屋城の管理運営の場とする。

<北部>

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

(4)御深井丸地区の整備の考え方

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気等を堪能できるような整備を行う。



<西部>

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

<茶席群>

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

<塩蔵構>

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とする。

■今後の取組みの方向性

○重点的な取組み

(1) 天守・本丸御殿の復元整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守及び本丸御殿の木造復元整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。また、現在整備中である展示収蔵施設の整備を進め、旧本丸御殿障壁画等を安全かつ適切に収蔵し積極的に公開することにより、復元が進む本丸御殿と合わせ、かけがえのない文化財の宝庫である名古屋城の魅力を高める。

(2) 二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生

二之丸庭園について、名勝指定範囲の追加に向けて取り組み文化財としての保存を確実にするとともに、保存整備を確実に進める。また、愛知県体育館の移転を進め、特別史跡未告示区域の解消に取り組むとともに、二之丸御殿・向屋敷の復元整備等史資料やをはじめとした二之丸全体の整備を検討し、往時の名古屋城の全体像を再生する。

(3) 特別史跡名古屋城跡の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備

名古屋城の石垣は城全体での総延長は約8.2kmと広大であり、高さは天守台石垣で最大約20.0mに及ぶ。公儀普請により築かれており、石材の種類や多くの刻印等からそれを伺い知ることができる。また、当時の石垣構築技術が観察できるとともに、その後の被災やそれに伴う修復整備等の痕跡など名古屋城の長い歴史が写し出されている。このような特別史跡名古屋城跡の歴史を物語る広大な石垣について、調査・研究を推進するとともに、現況調査を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復の計画・方法の策定を進め、来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険性の高い部分から順次修復整備を行う。

(4) 名古屋城総合事務所の調査・研究体制強化

上記の重点的な取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査・研究体制の強化が不可欠である。各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する必要があるため、民間活力を導入した効率的な運営・体制の検討と合わせて、特別史跡名古屋城跡として望ましい運営・体制を構築する。

取組み	事業内容	1期	2期	3期
重点的な取組み	天守・本丸御殿の復元整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出	天守の木造復元整備	調査・研究、整備	
		本丸御殿の復元整備	整備	
		本丸表二之門等の修復整備	整備	
		東北隅櫓等の復元整備	調査・研究	整備
		本丸多門櫓の復元整備等		調査・研究
		展示収蔵施設の整備		整備等
			整備	
	二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生	二之丸庭園の保存整備	名勝指定範囲の整備、調査・研究	名勝指定追加検討範囲の整備、調査・研究
		余芳の復元整備	調査・研究	整備
		二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消	整備等
		二之丸大手門・東門の復元整備等		
		二之丸の櫓の復元整備等		
	石垣の修復整備		調査・研究	
		石垣カルテの作成		
			整備	
	名古屋城総合事務所の調査・研究体制強化		調査・研究体制強化	

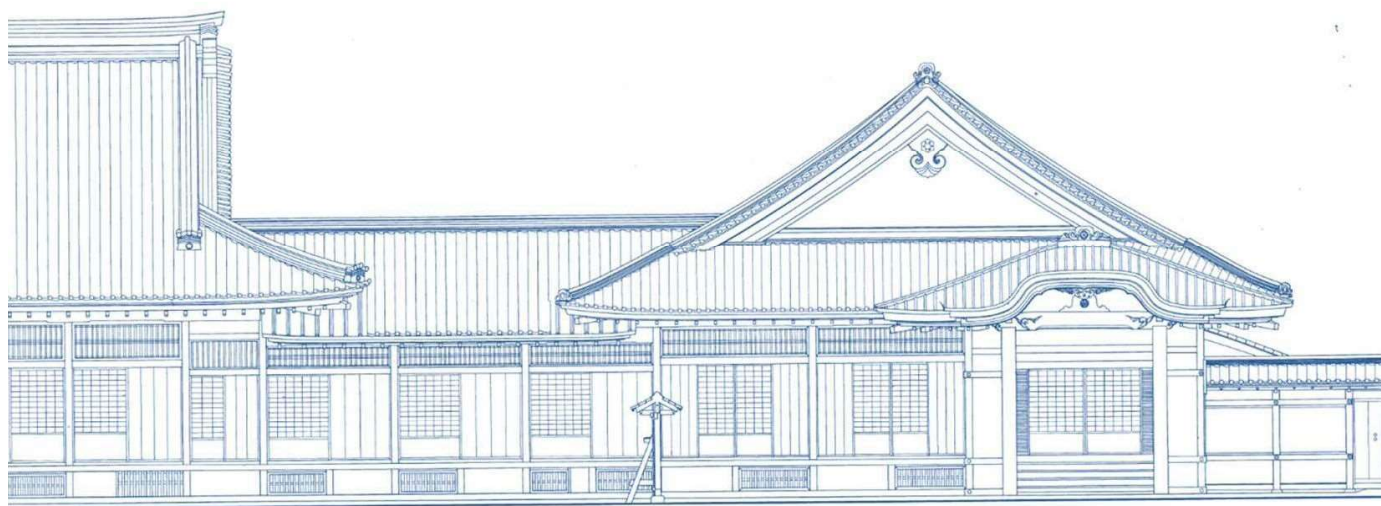
○強化継続していく事業

(1) 城跡にふさわしい環境づくりによる名古屋城跡の魅力の向上

城跡にふさわしい植栽管理や天守閣等への視点場の整備により、天守閣や本丸御殿等の建造物や二之丸庭園、石垣等の眺望景観を向上させ、名古屋城跡の魅力を高める。また、名古屋城跡の価値や魅力をよりわかりやすく伝えるために、説明板の新設や表示内容を充実させる。

(2) 実施中の保存管理事業・活用事業の継続と充実による名古屋城跡の後世への継承

建造物等の計画的な維持・整備により、名古屋城跡を後世に確実に継承する。周辺の歴史的関連資産等を含めた企画・イベントや情報発信の充実により、名古屋城跡の価値や魅力を幅広く積極的に伝える。



天守閣の整備

1. 現天守閣の価値

(1) 市民の機運の高まりによる再建

昭和 20 年の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等の生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民より自ずと声が上がりが始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であったと評価できる。名古屋城天守の再建は、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附と共に実現した、戦災復興の象徴であると考えられる。

(2) 昭和 30 年代の建築技術と再建天守閣の位置付け

名古屋城天守が整備された昭和 30 年代は、戦災復興の只中であり、耐震耐火構造、都市の不燃化が求められた時代であった。再建においては、そのような歴史的必然性の中、SRC 造が採用された。また、豊富な根拠資料に基づいて外観復元された大規模城郭建築において、ケーソン工法が初めて適用された事例であると考えられるが、一方で、ケーソン施工により石垣に悪影響を及ぼしたという側面もあった。

(3) 城郭における建築物整備の歴史の中での位置づけ

昭和 34 年に整備された名古屋城天守は、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である一方で、同じように明治以降も天守が残りながら戦災で焼失し外観復元による整備がなされた他の 4 城と比べても、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができると考えられる。

(4) 博物館としての活用

昭和 37 年の博物館相当施設の指定後、大天守閣では、重要文化財等を含む各種展示が実施されてきており、博物館の目的の一つである一般公衆の教養に資することを達成してきた。また、小天守閣においては、旧本丸御殿障壁画や昭和実測図、その他史資料約 5 0 0 0 点や寄託品約 5 0 0 点を収蔵しており、名古屋城天守閣は、復興の象徴としての城郭の再建であると同時に、展示・収蔵機能を兼ね備えた博物館として市民生活に寄与してきたと言える。

2. 現天守閣の課題

(1) 建物

- 現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第 112 条昭和 44 年 5 月 1 日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えている（建築基準法施行令第 121 条昭和 44 年 5 月 1 日施行）ことをはじめとして、建築基準法等、現行基準に対して既存不適格となっている。
- 平成 22 年度（2010）に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、大天守閣の耐震性能を示す I_s 値は、各階とも基準値である 0.6 を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7 階の X（南北）方向で 0.14 であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。
- コンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化が、小天守閣においては中度の劣化が発生している箇所が一部見受けられた。
- 再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

- 天守台の石垣については、平成 23 年度（2011）に「名古屋城天守台石垣健全性評価」が実施され、大天守北面と小天守西面の石垣が、安定上最も問題がある部分であるとの結果が出ている。
- 天守台周辺の石垣には広く被熱した石が分布しており、石材の劣化が著しい部分が見られた。
- 目視観察において、数か所の石垣で孕み出しが見られ、特に大天守北面及び小天守西面で顕著であった。
- 孕み出し指数による評価においては、5 ヶ所の石垣で「やや不安定」であるという結果となった。大天守北面の孕み出し指数が最も高く、4.1 であった。（孕み出し指数 0～2 が「健全」、2～6 が「やや不安定」、6 以上が「不安定」）
- 既存ボーリングデータによると、石垣の基礎地盤としては大きな問題はないと考えられるが、大天守北面をはじめ、内堀に面した高石垣においては、石垣下部の背面にやや軟質なシルト層が出現することから、その部分が潜在的な弱点となる可能性が指摘された。
- 間詰石等の抜け落ち、落下が見られ、来場者への影響が懸念される。

(3) 活用

- 現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならないなど搬出入時の課題がある。
- 大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から 5 階までの対応となっており、5 階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

3. 整備方針ごとの利点と課題

耐震改修	木造復元
(1) 利点 ① 現天守閣の価値の保存と継承 ・既存建物を活用すると共に、安全性を高めることができる。 ・戦災復興の中で市民の機運の高まりにより再建されたものであること、昭和 30 年代の歴史的必然性の上に選択された建築技術を現代に示していること、また、再建当時においても特徴的であった豊富な根拠資料により外観復元が成されたこと、といった現天守閣の持つ価値を保存し、後世に残すことができる。 ・また、現天守閣の価値の一つである、現状の博物館機能を維持し、継承することができる。 ② 観覧環境の向上 ・往時の雰囲気を感じられるよう、内部空間をさらに木質化するなどの工夫を凝らした内装改修を行うことにより、観覧環境を向上することができる。 ・空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、快適な展示空間を維持できる。 ・小天守閣のトイレを全面改修し、乾式化による衛生面の向上や、多機能トイレを設置するなど、便益施設における快適性を高めることができる。 ③ 文化的観光面における魅力の回復 ・文化的観光面の魅力を、内外装や展示の全面的なリニューアルによって向上させることができる。	(1) 利点 ① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進 - 復元に耐えうる根拠資料等に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元整備を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。 ・木造復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世城郭築城技術の完成期を実感できる歴史的、文化的空間を魅らせることができる。それにより、戦の場である天守と、生活、政治の場である本丸御殿の目的や役割、機能などの違いを実体体験することができる貴重な学習の場となり、更なる理解促進につながる。 ・木造復元天守閣の建物自体が、築城当時の天守の防衛機能や藩主の物見、武器庫といった役割を学ぶことができる展示機能を新たに有することになり、往時の用途や機能の理解が促進される。 ・また、木造復元天守閣内において、現天守閣では観覧することのできない、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴を鑑賞することで、築城当時の社会情勢や建築技術を学習する機会につながり、歴史的価値の理解を深めることができる。 ② 文化的観光面における魅力の向上 ・特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、往時の姿を正確に現在に伝える木造復元天守により、名古屋城の往時の姿と歴史的価値を分かりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させることができる。 ・内部空間を復元することにより、目で見て、手でさわって、鼻で匂いを感じ、足で登るなど、五感を使って天守閣の価値と魅力を楽しむことができる。 ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において旅行出発前の段階で期待していたことの第 6 位に「伝統的な景観・旧跡」が挙がっていることから、木造復元天守閣は国内外において大きな観光資源となり、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。 ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることにより、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術を間近で触れられる機会を提供できる。 本丸御殿復元工事においても、工程に応じて約 1 4 0 m²～約 1 9 0 m²程度の素屋根内見学通路を設置し約 7 年間で約 1 1 4 万人の見学者を集めた実績がある。天守閣木造復元工事においては高層の素屋根を設置することになるため、約 1, 5 0 0 m²にわたる見学通路を設置することが可能であり、更に幅広く伝統技術に触れる機会を提供することができると考えられる。 ③ 伝統工法による復元 ・素屋根内見学通路だけでなく、復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会、また報道媒体による映像放送等を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力を幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。 ・天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。 ④ 新技術の導入と伝統技術の融合 ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得る。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

耐震改修	木造復元
（２）課題 ① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題 ・現天守閣は、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につなぐににくい。 ・耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することはできないため、往時の間取りを復元することはできない。すなわち、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、銕金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、往時の用途や機能、歴史的背景の実感が得難い。 ② 耐震改修工事における課題 ・現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査すると共に、耐震改修工事やエレベーター改修工事により適及適応の必要の有無を整理する必要がある。また、適及適応が不要であったとしても、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討が必要である。 ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能について改修の検討や観覧動線の見直しが必要となる。 ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事とは別途検討が必要である。 ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。 ・現天守閣は５階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である７階へと円滑に移動するためのバリアフリー対策が必要である。 ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての展示や対応方法の再検討も必要である。 ③ 展示収蔵機能における課題 ・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵面や搬出入面等の課題がある。 ④ 現天守閣の閉鎖に伴う課題 ・耐震改修期間約１４か月の間、現天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。 ⑤ 天守台石垣にかかる課題 ・耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法、対策をとる必要がある。 ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。	（２）課題 ① 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題 ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成されたことなど、現天守閣が持つ価値の保存及び、可能な限りの継承に向けた対策を検討する必要がある。 ② 木造復元工事にかかる課題 ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策をどのように行うか検討を要する。 ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての検討も必要である。 ③ 展示収蔵機能における課題 ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。 ④ 現天守閣の閉鎖に伴う課題 ・木造復元工事期間約４６か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、一時的な入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。 ⑤ 天守台石垣にかかる課題 ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。 ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策が必要である。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。

4. 整備方針ごとの課題への対策

耐震改修	木造復元
① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策 ・前述のとおり、現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴など、往時の用途や機能の理解を深めるような展示機能等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。 ② 耐震改修工事における課題への対策 ・現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査し、耐震改修工事やエレベーター改修工事による適及適応の必要性を整理する。また、適及適用が不要であったとしても、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討を行う。既存不適格を解消し、現行基準を満たす場合は、耐震改修工事とは別途、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。 ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能についての改修を検討し、全面リニューアルを実施する。また、それに伴い、観覧動線の見直しを行う。 ・再建以来大規模な外部改修工事を行っていないこともあり、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。 ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を実施し、鉄筋の腐食の進行を留める。すでに腐食している鉄筋についての対策は今後検討が必要である。 ・現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化（バリアフリー）を促進する。 ・子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。	① 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策 ・現天守閣が解体されることとなるため、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめると共に、現天守閣を静止画、映像などにより記録する。それらを、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を広く発信するとともに、後世に伝承する。また、解体に当たって、金鯱、瓦、被風等の一部の展示やモニュメントへの活用を検討し、現天守閣を偲ばせる部位の保存と伝承を検討する。 ・現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、往時の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することで、天守閣自体が新たな展示機能を有することにつながり、展示・収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになる。また、収蔵機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の保管により適した環境を整える。 ・現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。それらの記憶を保存する必要がある一方で、本市実施の市民2万人アンケートにおいて、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%というような、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を記録することにも留意しつつ、市民と一体となり、寄附を募ることも含め機運を更に高めることで、新たな名古屋のシンボル化を図る。 ② 木造復元工事にかかる課題への対策 ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策が課題となる。天守閣内での移動の円滑化については、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。 ・子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。
④ 展示収蔵機能における課題への対策 ・両者ともに、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画やガラス乾板などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に収蔵することにより、収蔵面や搬出入面等の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。 ・その他の収蔵物については、耐震改修の場合、工事完了後、天守閣内の収蔵庫を再利用し、木造復元の場合は、近接地に新たに展示・収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。 ⑤ 現天守閣の閉鎖に伴う課題への対策 ・耐震改修の場合、耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。 ・木造復元においても、木造復元工事期間約46か月の間、天守閣を閉鎖しなければならず、また、工事期間は耐震改修よりも長期にわたることから、入場者への影響や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿の活用や、さらに、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し、観光面においても新たな魅力を発信することにより克服できると考える。 ⑥ 天守台石垣にかかる課題への対策 ・両者とも、天守台石垣の適切な保全のため、史実調査や立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成などの測量調査、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行い、その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより検証、解析し、保全のための方針を策定した上で対策を実施する。また、石垣の保全対策だけでなく、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関して、人命を守るための対策を調査結果を基に十分検討した上で実施する。 ・耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。 ・木造復元にあたっては、現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際、現在行っている調査成果をもとに、特別史跡である石垣に影響を与えない適切な工法・対策の検討を進め、実施に当たっては計測器等により変化の観測を行う。	

5. 整備方針

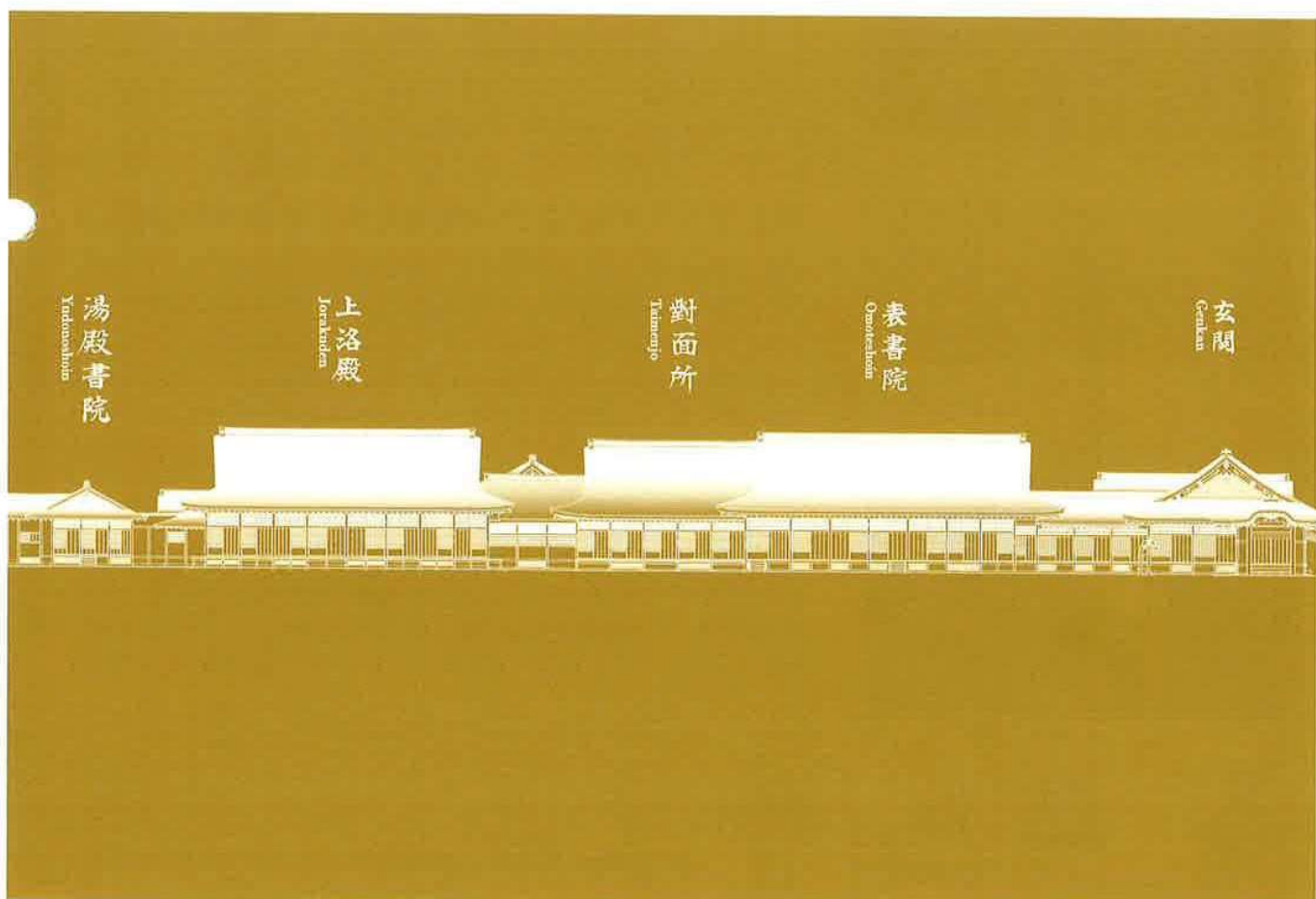
- ・木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が認められる。
- ・名古屋城天守は、昭和 20 年（1945）、空襲により焼失し、昭和 34 年（1959）、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。
- ・天守閣再建は、生活の根幹にかかわる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現した。また、豊富な史資料を基に史実に忠実な外観復元がなされたものの、都市不燃化や当時の建築技術発展の流れを受け、耐震耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリート造が採用され、内部はあくまでも近代的な博物館機能が備えられた。再建された天守閣は、いわば戦後復興の象徴であり、昭和 30 年代の記憶を現代に保存する貴重な建造物であるといえる。
- ・現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真实性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」であるという側面も持ち合わせている。
- ・現天守閣は、先のとおり、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真实性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、往時の用途や機能、歴史的価値の「実感」が得難い状態であり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状態であるとも言える。
- ・再建から半世紀以上が経過した現在、顕在化する諸課題への対応として耐震改修と木造復元の検討を行った。
- ・耐震改修を行った場合、現天守閣の価値を保存、継承できるという利点があるが、それは裏返せば、上述のような、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状況が継続されるということでもある。
- ・耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間をさらに木質化するなどの内装改修や、往時の用途や機能等の学びを促す工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。だが、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、往時の間取りまでも再現し、歴史的空間の体感することは困難であると言わざるをえない。
- ・一方で、復元に耐える根拠資料等に基づき、より真实性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、築城当時の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超え、五感を通じて実感することが可能となる。また、現天守閣では観覧することのできない狭間や石落としなど、城郭建築の特徴を鑑賞することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能のさらなる理解へとつながることができる。更に言えば、真实性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世城郭築城技術の完成期を実感できる歴史的、文化的空間の再生へとつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。
- ・よって、木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高いと考えられる。
- ・しかし同時に、木造復元を行う上での課題も決して軽視できるものではない。
- ・既に述べた通り、木造復元における課題のひとつに、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策があげられる。これに対しては、鯰、瓦、破風等、現天守閣を偲ばせる部位の保存と再活用を検討すると共に、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめ記録し、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に伝承するため、広く発信し続けることによりその課題の克服を目指す。
- ・また、現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、往時の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することは、天守閣自体が展示機能を新たに有することにつながり、展示、収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになると言える。
- ・市民の機運の高まりや寄附により再建がなされたことに対しては、それらの記憶を保存する必要がある一方で、名古屋市実施の市民 2 万人アンケートにおいて、「2020 年 7 月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020 年 7 月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答 5.4%といったような、約 6 割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を後世へ伝えつつも、市民と一体となり、寄附を募り機運を更に高め、木造復元により新たな名古屋のシンボル化を図ることもまた、課題を乗り越える方策の一つになり得る。
- ・また、バリアフリーに関する課題については、耐震改修より快適性の低下がみられる可能性があるが、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなど、広義の意味でのバリアフリーへの対応を行うことを検討する。その他前述の課題についても、堅実な検討を行うことで克服できるものと考ええる。
- ・加えて、木造復元においては、観光面における魅力の向上や、伝統工法による復元、新技術の導入と伝統技術の融合といった利点が見受けられる。
- ・観光面における魅力については、工事期間中という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される状況下においても、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面においても新たな魅力を発信し向上することができることがあげられる。
- ・伝統工法による復元の利点としては、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・最後に、新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。
- ・以上のように、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点において、木造の優位性が高く、また、木造復元における様々な課題や現天守閣が持つ価値に対する対策も可能であると考えられるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

10年に及ぶ復元計画、最終章。

名古屋城 本丸御殿 完成公開

THE NAGOYA CASTLE
HOMMAMARU PALACE

2018/6/8



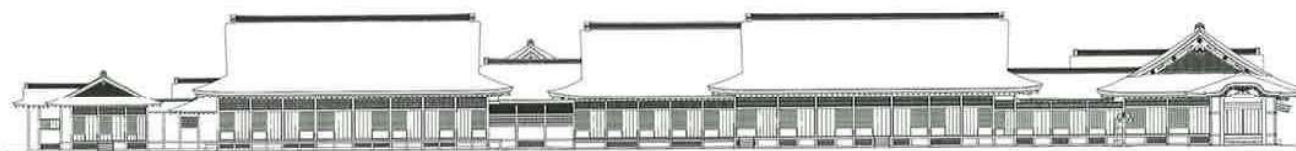
名古屋城 本丸御殿 完成公開

THE NAGOYA CASTLE
HOMMARU PALACE

2018/6/8

10年に及ぶ復元計画、最終章。 豪華絢爛、上洛殿公開。

名古屋城本丸御殿は、尾張藩主の住居かつ藩の政庁として慶長20年(1615年)、徳川家康の命によって建てられました。昭和5年には、天守閣とともに国宝に指定され、屈指の名城として知られていましたが、昭和20年の空襲により建物のすべてを焼失しました。復元が待ち望まれた本丸御殿は、平成21年から復元工事が始まり、平成30年6月8日、いよいよ完成公開を迎えます。



上洛殿内観 完成予想図

一流の技術を注ぎ込んだ、近世城郭御殿の最高傑作。

本丸御殿は、日本を代表する近世書院造の建造物で、総面積3,100㎡、13棟の建物で構成されます。優美な外観とともに、室内は山水花鳥などを画材とした障壁画や飾金具などで絢爛豪華に飾られ、建築・絵画・美術工芸史において高く評価されています。城郭建築における国宝第1号(昭和5年)であり、世界に誇ることができる城郭御殿です。平成30年の完成公開では、江戸幕府将軍が宿泊するために建造された、最も豪華絢爛な「上洛殿」や「湯殿書院」などを公開します。



国宝時代の天守閣と本丸御殿

豊富な史料から、在りし日の姿を忠実に復元。

名古屋城には江戸時代の文献や、昭和戦前期の古写真、実測図など豊富な史料が残されています。全国的に見られる城郭建築の復元の中で、最も実証的で忠実な復元が可能になったのは、これら第一級の史料があったからに他なりません。復元にあたっては、旧来の工法や材料を採用し、伝統技術や技法を受け継ぐとともに復元過程を広く公開し、先人の技や知恵を未来へと継承することを目指しています。



雪中梅竹鳥図(復元模写)

四百年前との対話から生まれる、美しい復元模写。

平成4年から始められた名古屋城本丸御殿障壁画の復元模写作品も見どころのひとつです。日本中の城郭障壁画の中でも稀有なことに、実物(重要文化財)と写真資料が現存するため、描かれた当時の色彩を忠実に再現する復元模写の方法を選択することが可能となります。顔料、材質などの科学的分析を駆使しつつ、江戸時代の伝統的な画法を明らかにし、息をのむほど美しい復元模写作品が誕生します。



千年先へ、語り継ぐために。

本丸御殿の復元は、技術や文化を後世へと継承する貴重な場にもなっています。武家文化の正統を受け継ぐ華麗な意匠、ものづくりの技と知恵、しなやかで美しい木の文化。本丸御殿は、この地に華開いた名古屋文化の原点ともいえます。木曾の森で数百年の時を刻んだ檜は、新たな命を吹き込まれ、千年先の未来へと受け継がれていきます。



名古屋観光文化交流局 名古屋城総合事務所 〒460-0031 名古屋市中区本丸1番1号
Tel:052-231-1700 Fax:052-201-3646 <http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp>